

平成 28 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と
事業の効果検証に関する調査研究事業

報 告 書



生活困窮者自立支援法の施行から2年、学習支援事業から見えたもの

今回の「平成28年度厚生労働省社会福祉推進事業学習支援事業」調査では、全国の自治体、団体、生徒の皆さんには多大なご協力をいただきました。心からお礼を申し上げたいと思います。

生活困窮者自立支援法（生困法）は、2015年4月に施行されて2年経過し、その成果が問われる時期になってきました。

私たちの団体は、昨年度（2015年度）は、独立行政法人福祉医療機構（WAM）の平成27年度社会福祉振興助成事業、「学習支援従事者の研修教材作成および研修事業」の指定を受け、『学習支援事業の運営実践事例集』を作成しました。

本年度（2016年度）は、教育学や社会学を専門とする若い研究者との協働で、全国の自治体と実際に事業を実施している受託団体、利用者である中学生を対象とするアンケートと全国で生困法に基づく学習支援を実施している19自治体を直接訪問して、事業の内容や成果と課題を聞くヒヤリング調査を行いました。

法が施行された昨年度（2015年）には福祉事務所を設置している地方自治体（901団体）のうち、479自治体から回答を頂きました。（53.2%、2015年に学習支援事業を実施していた自治体は301自治体、33%。）。

2年目になった本年度（2016年）は、「自治体のアンケート」に回答していただいたのは1205自治体（全国1788自治体、67.4%）、福祉事務所設置自治体では755自治体（83.8%）でした。「学習支援教室を運営している団体」については、354団体（自治体の直営が82団体、受託団体が272団体）から回答を頂きました。学習支援教室で学んでいる児童・生徒にもアンケートをお願いし、全国で1805名から回答を頂きました。

本年（2016年）の調査は、自治体からは主として、事業の体制、組織などを、実施団体からは実施方法、とくに学習支援の工夫や地域での連携、学習支援の内容などを、利用した生徒からは学習教室を利用したことによって起きた変化、学習意欲や学習習慣、将来への展望や期待、自己肯定感の変化などを聞きました。

今、子ども食堂は全国で300か所を超え、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業の実施自治体も2016年度現在で423自治体（47%）となりました。毎日、十分な食が保障されていない子どもたちに直接、目に見える「食の提供」と家庭の貧困と学力の低さとの相関がはっきりしたことから、「学習支援」が全国に広がりました。困窮層の子どもの学校生活の特徴に「学力の低さ」「学習意欲の乏しさ」「学習習慣のなさ」があるとされます。しかし、この現象は、決して、子ども自身の責任ではなく、「勉強どころではない家庭環境の中で獲得された傾向」であり、「貧困」がもたらした現象の一つでもあります。

小学校に入学以来、「授業についていけない」「先生の話が全く分からない」という思いを日々感じてきた生徒は少なくありません。

一方、子どもの貧困対策として、「子ども食堂と学習支援でいいのか」「食事支援と教育支援だけでは問題は解決しない」という批判も存在します。しかし、そんな批判にもかかわらず、子ども食堂は、①毎日の食事が保障されていない子どもたちに食と居場所の提供、②地域の住民がだれでも、地域の子どもたちを守る運動に参加できる、③参加することで地域のネットワークづくりにつながる「地域づくり運動」として全国的な市民運動となっています。

全国の「学習支援」も、①学校や家庭の中に安心できる居場所がない子どもたちに、②行政と地域の教員 OB・OG を中心とする市民や学生などのネットワークによって、③学びだけでなく、大人や学生との多様な交流や結びつきを可能にし、④子どもを中心とした地域のネットワークづくりにとどまらず、④地域で孤立した困窮層の親や関係者を支える支援者養成にも貢献しています。

生活困窮世帯自立支援法は「フレーム法」といわれます。したがって、地方自治体や民間団体など、地域の社会資源や市民の工夫で法の内容を作ること、多様な支援のスキームづくりが可能になります。したがって、生活困窮者自立支援法の「学習支援事業」は、学習支援だけでなく、日常的な生活習慣をサポートし、同世代、異世代の仲間と出会い、文化交流や社会性を獲得する活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子ども支援にとどまらず、子育て、家族全体に対する支援も可能にしています。地域のネットワークを整備することで、この法律の対象者である子どもたちのニーズ、地域のニーズに合わせた地域づくりをも可能にするのです。

全国で、この法の特性を生かし、地域の社会資源の連携の力で、受験学力保障に限定しない多様な活動が展開されていました。

本年（2016年）の調査は、自治体からは主として、事業の体制や制度づくりを、実施団体からは実施方法や教科指導、内容などソフト面を、利用した生徒からは学習教室を利用した目的、学習教室を利用して得た成果、気持ちの変化などをお聞きしました。

「事業の目的と内容」では、高校進学など学習支援にとどまらない工夫された内容、例えば大学での模擬講演、学食体験などの体験活動などを行っている自治体もありました。

「事業の対象」では、生活保護世帯の高校生全員を対象に、7月～8月頃に各高校で就学状況調査を実施し、休みがちの生徒に対し、ケースワーカーと一緒に訪問し、高校中退や高校卒業後の進学、就職まで支援する団体もありました。中学卒業後にも、「辛い時や相談したい時はいつでもセンターに連絡して」などと、全国で様々な工夫を凝らした活動が行われています。

今回の調査で私たちは、多くの地域において異分野で活動する市民や団体の連携を見つけることができました。子ども食堂の場が学習支援やひとり親世帯への支援や居場所になっている地域も登場してきました。ひとり親家庭で、母親（父親）がダブルワークで帰宅

が夜遅くなり、一人（子どもだけ）で夜を過ごす子どもたちのために、夕食を提供し、学校の宿題まで一緒にやって、親が安心して働く環境を作っている活動です。

私たちの団体（さいたまユースサポートネット）は、さいたま市から11か所の学習支援教室の運営を受託しています。活動は子どもたちの学びの保障、コミュニティづくりが中心ですが、ボランティアの学生たちと交流できる場づくり、進路相談、就労相談など、孤立する親たちの子育て相談まで、つながっています。自らの生い立ちや経験の不足から、子育てへの関心を持てない親に対しては、電話や訪問で親への子育ての応援にまでつないだこともあります。

貧困が子どもに与える過酷な負荷は、「自分は何をしてもうまくいかない」「自分はみんなと同じじゃない」という「無力感、絶望感」を醸成することにあります。

したがって、教育の本質は数値だけでは評価できません。教育は関係性の営みでもあるのです。学びの場を構成する人間の関係性によって決定づけられます。貧困の連鎖との関係では、子どもたちに、子ども同士、教師と子どもの間の人間的な信頼関係を基盤として、「幸福感や生きる意欲」、「他者との関係性を築くスキル」を育て、子どもが自ら、貧困から抜け出るための力を育てることが私たち、社会の課題になります。子どもたちには安心して生活を営むことのできる家族（帰属性）の有無、安心して学び、仲間のために頑張る（互酬性）関係性を作ることのできる学校の有無がその成長にとって大きな意味を持ちます。そのいずれも享有していない子どもたちに私たちの社会はどのような応援ができるか、この子どもたちを支える責任は私たちにあります。

本調査の目的は、第1に、このように、生活困窮者自立支援法の任意事業の一つ、学習支援事業が全国でどのように取り組まれているかを紹介し、もっと多くの自治体で取り組んでいただきたいという思いも紹介すること、第2に、この事業によって、地域がどのように変わったのか、とりわけ子どもたちにどんな影響を与えたのか、第3に事業がどのような連携で行われると効果的だったのか、お知らせすることにあります。

本調査が、全国で子どもたちに貧困から抜け出す力をつけようと努力されている方々のお役に立てるごとに祈っています。

本調査は、「平成28年度厚生労働省社会福祉推進事業」として行われました。特定非営利活動法人さいたまユースサポートネットと教育学、社会学を研究する若い研究者の協働によって作成されました。厚労省はじめ、関係された皆様に心からのお礼を申し上げます。

調査チーム代表 青砥 恭
(特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット)

目 次

I アンケート報告

第1章 自治体アンケート調査	1
第2章 団体アンケート調査	43
第3章 利用者アンケート調査	75
第4章 アンケート調査の総括	90

II ヒアリング報告

ヒアリング調査結果の概要	107
札幌市	116
福島県	124
会津若松市	132
古河市	137
埼玉県	141
さいたま市	144
川口市	148
足立区	152
江戸川区	156
大津市	160
京都市	163
長岡京市	166
京丹後市	172
箕面市	177
田川市	182
沖縄県	185
那覇市	190
宜野湾市	201

III アンケート調査票	211
--------------	-----

IV 担当一覧	233
---------	-----

V NPO 法人さいたまユースサポートネットとは	235
--------------------------	-----

I アンケート報告

第1章

自治体アンケート調査

1. はじめに

2015年4月に施行された生活困窮者自立支援法（以下、生困法）において、生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業が任意事業として盛り込まれた。これを受け、福祉事務所が設置されている自治体における生活困窮者向け学習支援事業費の1/2が国庫補助となった。

生困法施行から1年半が過ぎた今、それぞれの自治体において学習支援事業はどのように取り組まれており、何が課題とみなされているのか。以下では、自治体へのアンケート調査の結果に基づいて、この点を明らかにしていきたい。

2. 調査対象の概要

(1) 回答率

表 1-2 調査対象自治体の回答率

全自治体

	対象自治体数	有効回答数	有効回答率
都道府県	47	37	78.7%
市区	813	690	84.9%
町村	928	478	51.5%
合計	1788	1205	67.4%

福祉事務所を設置している自治体

	対象自治体数	有効回答数	有効回答率
都道府県	45	35	77.8%
市区	813	690	84.9%
町村	42	30	71.4%
合計	901	755	83.8%

福祉事務所を設置していない自治体¹

	対象自治体数	有効回答数	有効回答率
都道府県	2	2	100.0%
市区	0	0	-
町村	885	448	50.6%
合計	887	450	50.7%

- 都道府県、市区町村を合わせた全 1788 自治体のうち、67.4% にあたる 1205 自治体から回答が得られた。そのうち調査時点に福祉事務所を設置していた 901 自治体のうち、83.8% にあたる 755 自治体から回答が得られた。
- 福祉事務所を設置していない自治体の回答率は 50.7% となっており、設置自治体よりも 3 割程度低くなっている。これは生困法にもとづく学習支援事業が福祉事務所を設置している自治体のみで行われているためだろう。

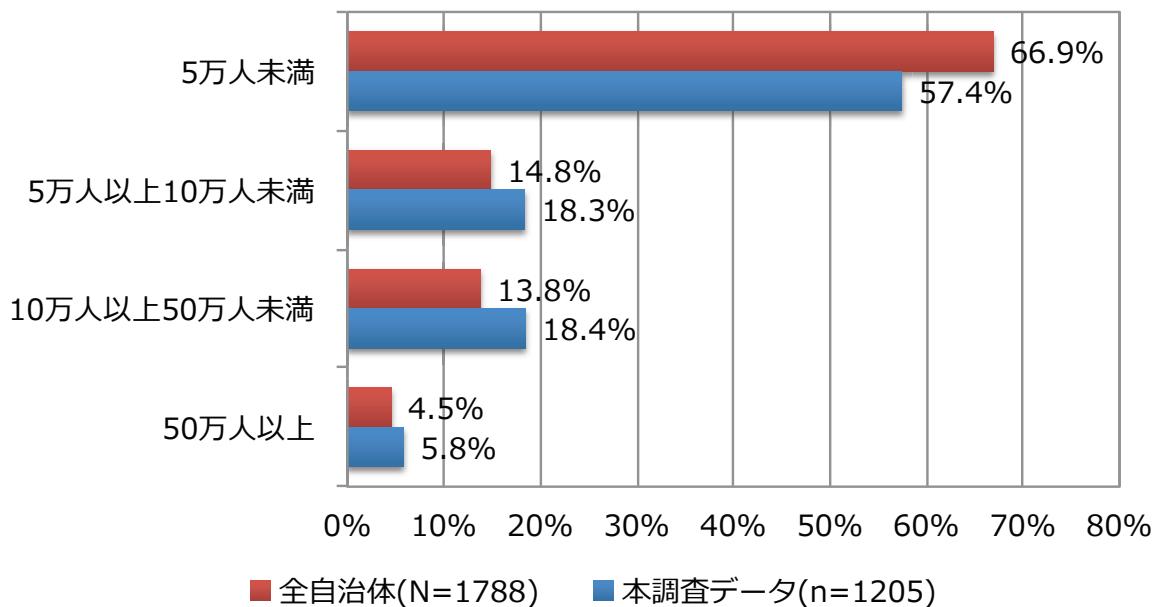


図1-2-1 人口規模別に見た自治体回答率

- 回答率を自治体の人口規模別に見た場合、日本のすべての自治体（1788自治体）の分布と比べて、福祉事務所を設置していない場合の多い5万人未満の自治体の回答率が1割程度低くなっている。とはいえ、全体傾向としては大きな偏りなく回答がなされている。

(2) 学習支援事業の実施状況

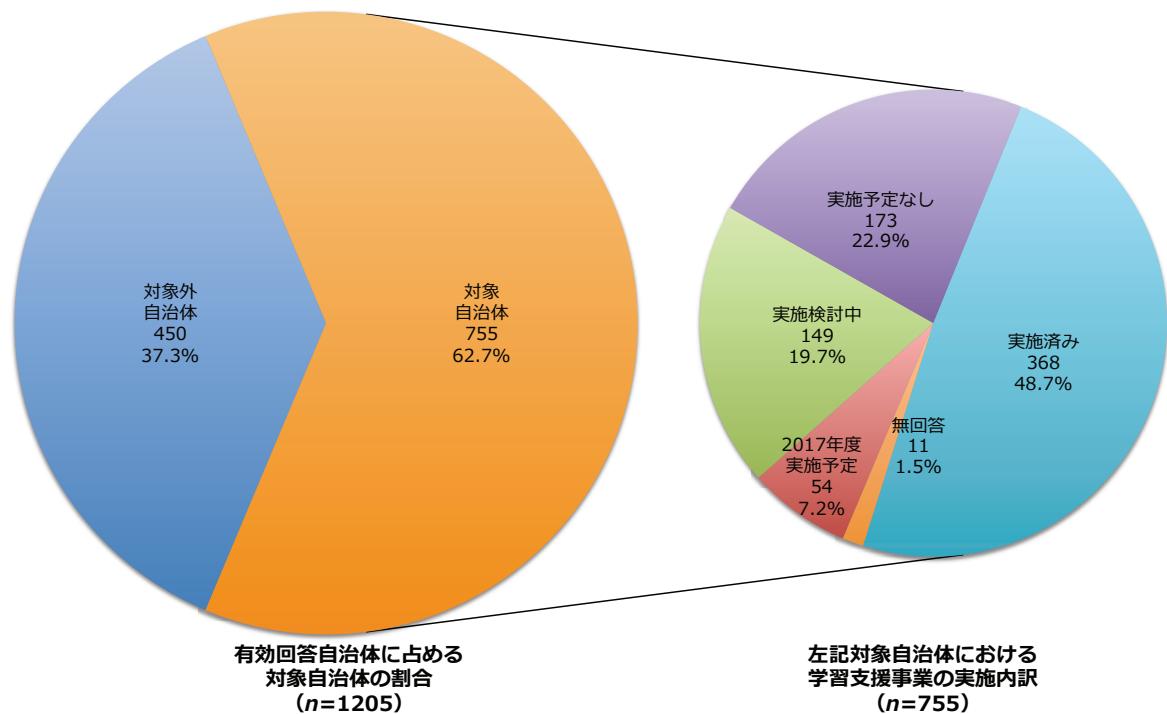


図1-2-2 生困法に定める学習支援事業の実施状況 (Q4, n=1205)

- 有効回答のあった 1205 自治体に関し、調査時点における学習支援事業実施の内訳を示したもののが上図である。
- 有効回答を行った生困法対象自治体 755 のうち、生困法に定める学習支援事業を「実施済み」と回答したのは 48.7%にあたる 368 自治体である²。なお、厚生労働省「平成 27 年度 28 年度事業実施状況調査」によると、2015 年度において生困法学習支援事業を実施したのは 301 自治体、2016 年度 4 月時点における生困法学習支援事業実施自治体数は 423 自治体となっている³。
- 生困法対象自治体のうち、22.9%は「実施予定なし」と答えている。こうした自治体からは「ニーズが把握できない」「広域連携による実施も検討されるが、移動距離の問題もあり実現は難しい」「生活困窮者に限らず希望するすべての児童生徒を対象に実施している」等の自由記述回答が寄せられた。

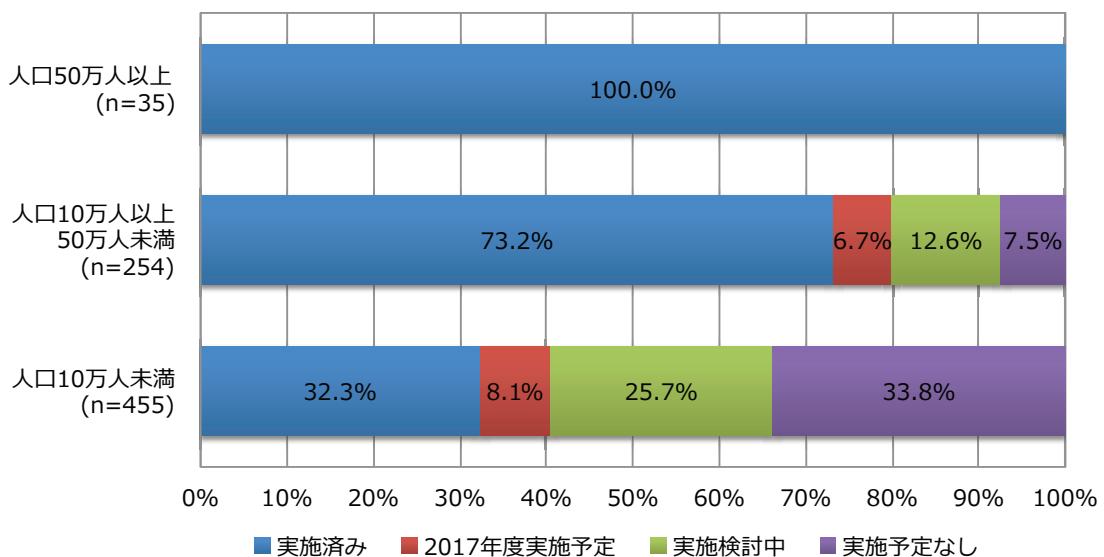


図1-2-3 人口規模別に見た学習支援事業の実施状況 (Q4, n=744)

- 生困法に定める学習支援事業の実施状況について人口規模別に見たものが上図である（図1-2-2にて無回答であった11自治体は除いて集計を行った）。
- 本調査に回答を行った人口50万人以上の自治体について見ると、すべての自治体が生困法にもとづく学習支援事業を実施していた。学習支援事業をすでに実施している割合は、10万人以上50万人未満の自治体で73.2%、10万人未満の自治体では32.3%となっており、自治体規模が大きいほど学習支援事業に取り組まれていることが分かる。
- 人口規模が10万人未満の市町村においては「2017年度実施予定」または「実施検討中」との回答が約3割見られる。

3. 実施自治体の調査結果

(1) 世帯要件

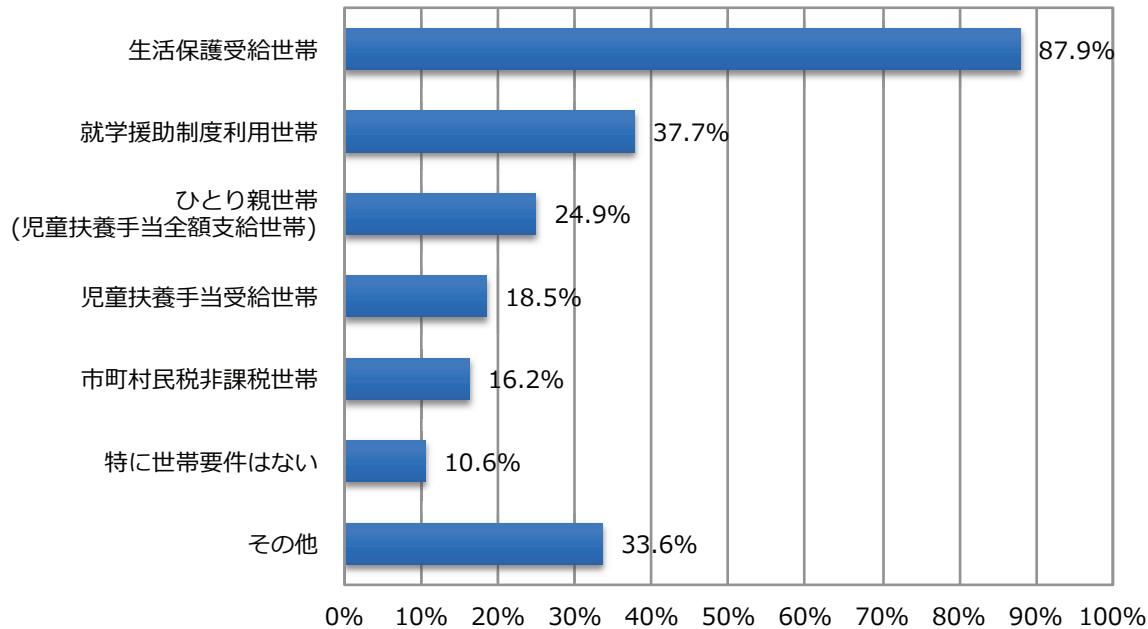


図1-3-1 生困法学習支援事業における世帯要件 (Q8, 複数回答, n=265)

- 2015年度に学習支援事業を実施した301自治体に対して世帯要件を尋ねたところ、265自治体（88.0%）から回答があった。
- 学習支援事業の対象となる世帯の要件は「生活保護世帯」87.9%、「就学援助制度利用世帯」37.7%、「ひとり親世帯（児童扶養手当全額支給世帯）」24.9%となっている。
- 生活保護世帯のみの子どもを対象としている自治体は47自治体(17.7%)となっている。
- 他方で、特に世帯要件を設けていない自治体も10.6%存在している。ただし、そのなかには「児童福祉担当部署等からの声かけ」、「民生委員等からの声かけ」等によって、実質的に対象を限定していると見られる自治体も存在する。
- 回答自治体の33.6%にあたる89自治体が「その他」を挙げている。そのなかで多いのは「生活困窮世帯」や「生活困窮者自立相談支援窓口に相談があった世帯」など自治体独自の定義によるものである（59自治体）。また「不登校など将来困窮リスクが高いと考えられる児童、生徒」や「児童養護施設に入所する子ども」なども挙げられていた。生困法においては「生活困窮」の定義が自治体に委ねられていることもあり、世帯要件を柔軟に設定している自治体が多く見られる。

(2) 学校段階・学年要件

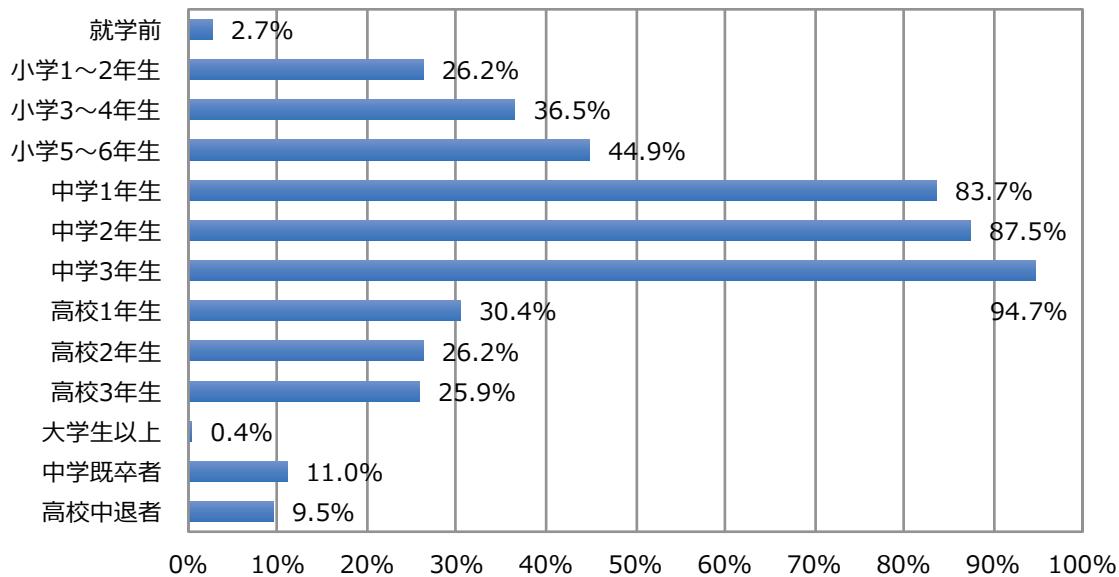


図1-3-2 生困法学習支援事業における学校段階・学年要件
(Q9, 複数回答, n=263)

- 2015年度に学習支援事業を実施した301自治体に対し、学校段階や学年の要件を尋ねたところ、263自治体（87.4%）から回答があった。
- 学習支援事業の対象となった子どもは、中学3年生94.7%、中学2年生87.5%、中学1年生83.7%となっており8割以上の自治体が中学生を対象に含んでいる。
- 中学既卒者を対象に含めている自治体は29自治体（11.0%）、高校中退者を含めている自治体は25自治体（9.5%）あった。
- 就学前や小学校低学年を対象に含める自治体も7自治体（2.7%）見られるが、いずれの場合も幅広く設定された学校・学年要件の一部をなすものであり、実際に利用されているかは不明である。

(3) 学習支援事業の実施場所

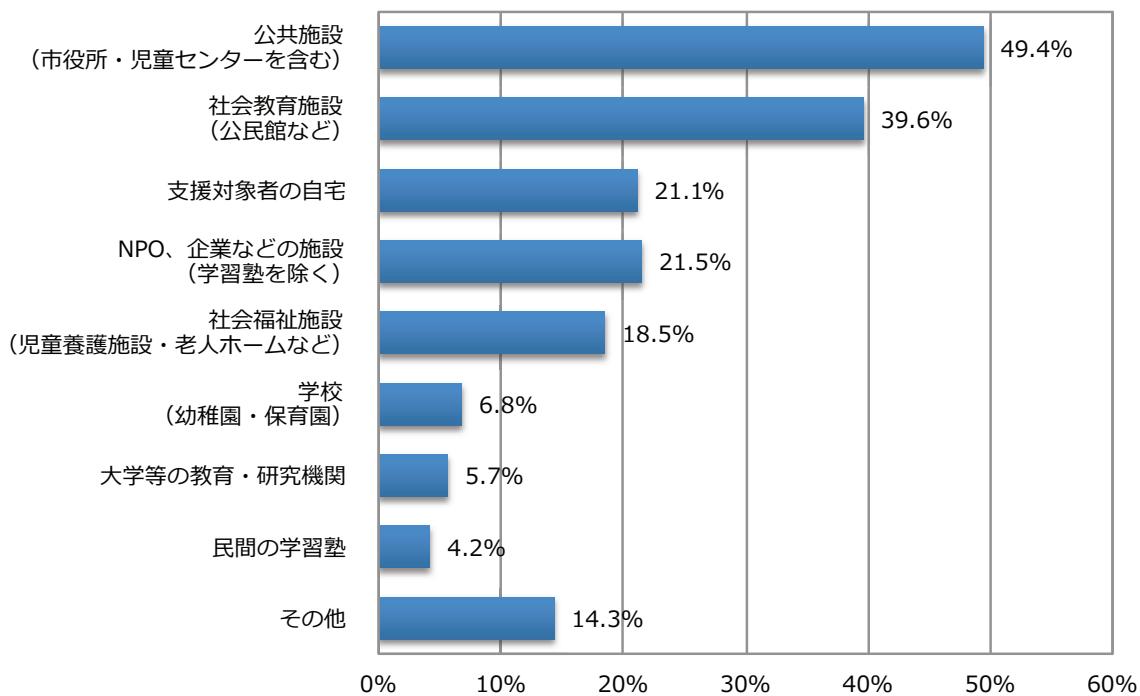
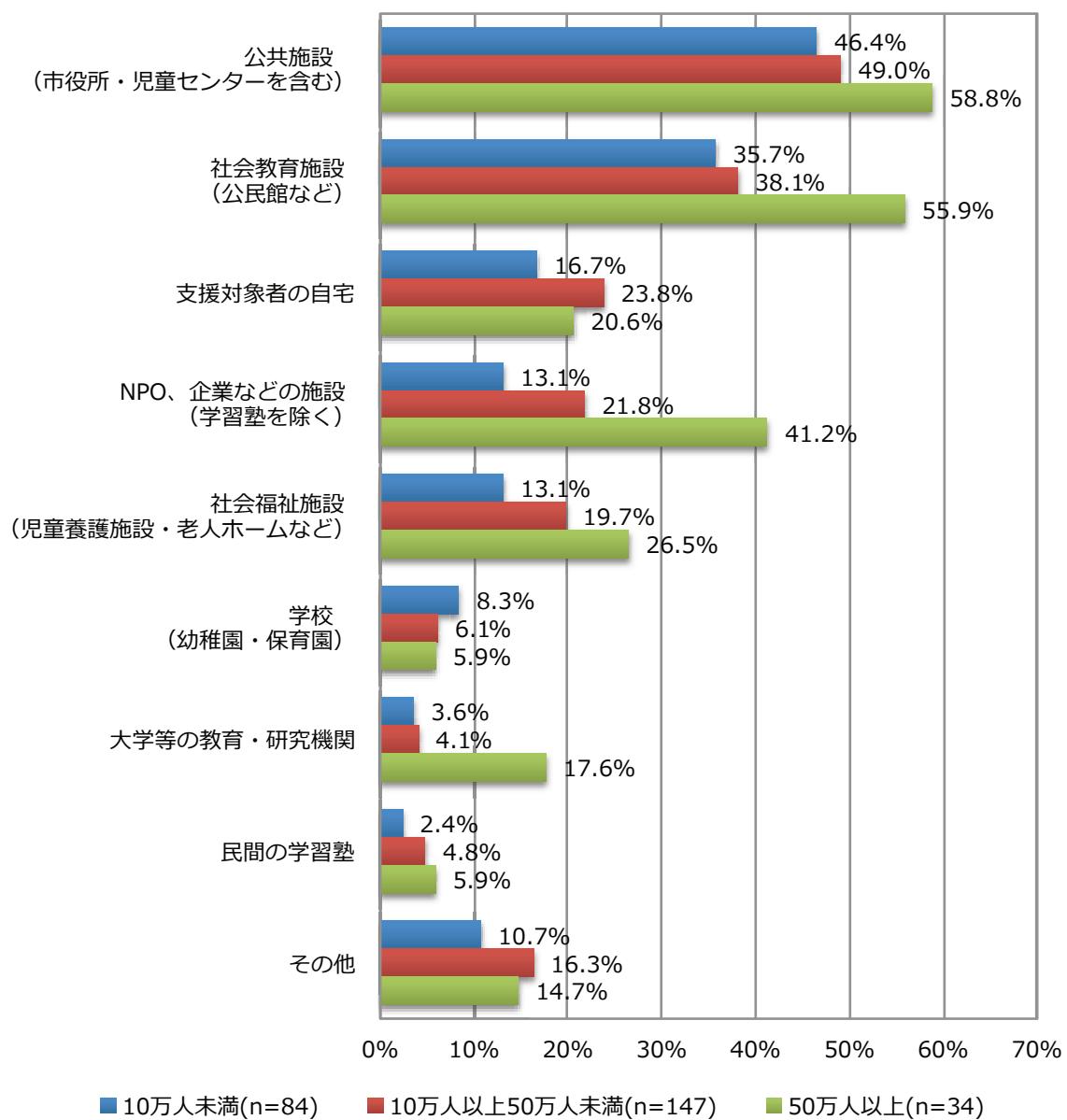


図1-3-3 生困法学習支援事業における学習支援事業の実施場所
(Q7, 複数回答, n=265)

- 2015年度に学習支援事業を実施した301自治体に対して学習支援事業の実施場所を尋ねたところ、265自治体（88.0%）から回答があった。
- 学習支援の実施場所については「公共施設（市役所・児童センターなど）」が49.4%、「社会教育施設 公民館など」が39.6%となっている。
- 「その他」には「民間ビル」や「寺院」などが含まれる。
- 教育機関である「学校（幼稚園・保育園）」は6.8%と低くなっている。その理由として、「地方では、ご近所が顔の見える関係であるため、地元に根付いた施設で『困窮』をテーマに利用者を集めにくい傾向がある」など、プライバシーの保護への配慮が指摘されている。



**図1-3-4 生困法学習支援事業における学習支援事業の実施場所
(Q7, 複数回答, n=265)**

- 学習支援事業の実施場所を、人口規模別に見たものが上図である。
- どの人口規模の自治体でも「公共施設」「社会教育施設」が多くなっていることが分かる。
- 人口規模が50万人以上の自治体で「NPO、企業などの施設」や「大学等の教育・研究機関」が多くなっているなど、自治体の人口規模が大きいほど利用可能な場所が多くなる傾向にある。
- 「支援対象者の自宅」については人口50万人以上の自治体にアドバンテージが存在していない。これは後述のとおり人口規模が比較的小さい自治体で訪問型学習支援事業が多く行われていることを反映しているものと思われる（第2章図2-3-6を参照のこと）。

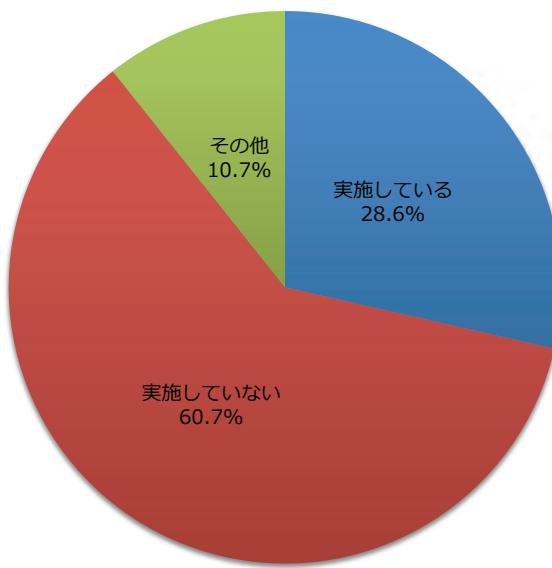
(4) 学習支援事業の利用状況

**表1-3-1 2015年度学習支援事業利用者の実数と「のべ数」
(各回の利用者×参加回数, Q10)**

	有効回答 自治体数	平均値	最小値	中央値	最大値
実人数	259	69.3	1	27.0	2500
のべ人数	244	1828.0	1	465.0	122600
1人あたり年間利用回数	243	22.9	1	18.7	165

- 2015年度に学習支援事業を実施した301自治体のうち、2015年度の1年間に学習支援事業を実際に利用した子どもの実数とのべ数（各回利用者×参加回数）を尋ねたところ、243自治体（80.7%）から回答があった。
- 2015年度1年間の学習支援利用実人数の平均は69.3人、のべ人数の平均は1828.0人となった。全国の2015年度学習支援事業の利用実人数は2万人（のべ利用回数53万回）と推定される⁴。2016年度の学習支援利用者数は推定で2万5千人程度（のべ利用回数63万回）となる見通しである⁵。
- 学習支援事業の利用者数は人口規模や事業実施回数、教室数などによって左右され、実人数では1人～2,500人、のべ人数では1人～122,600人の幅が存在する。中央値は実人数27人（のべ人数465人）であり、対象自治体の半数は27人以下であったことが分かる。平均値が中央値よりもかなり大きくなっているのは、一部の大規模自治体が平均値を引き上げているからであると考えられる。
- また利用者のべ人数を利用者実人数で割ることで、2015年度における利用者1人あたりの年間利用回数を概算すると、平均22.9回、中央値が18.7回となり、利用者の半数以上は月に1回以上利用していることがわかる。ただし、この数値には事業実施回数の少ない自治体や一度だけ参加した利用者を含んでいるため、継続利用者の正確な利用回数については不明である。最大は165回となっており、当該自治体においては1人あたり週に3回以上利用している計算となる。

(5) 教室までのアクセス支援



**図1-3-5 生困法学習支援事業利用者に対する教室へのアクセス支援
(Q11, n=252)**

- ・ 2015 年度に学習支援事業を実施した 301 自治体について、学習支援事業利用者に対して交通費の支給や送迎などの教室までのアクセスの支援を行っているか否かを尋ねたところ、262 自治体から回答があった。そのうち、訪問型のみを行った 10 自治体⁶を除き、252 自治体（86.6%）について集計を行った。
- ・ 252 自治体のうち 28.6% の自治体が学習支援事業利用者に対するアクセス支援を行っている。
- ・ 自由記述において、「人口の少ない自治体等においては広い範囲でも（利用者の）確保が難しく、交通手段等も問題となってくる」との記述が見られた。また、学習支援事業未実施自治体においても同様の指摘が存在している。特に地方や小規模の自治体にとって利用者のアクセス問題が事業実施上の課題となっていることが分かる。

(6) コーディネータの配置

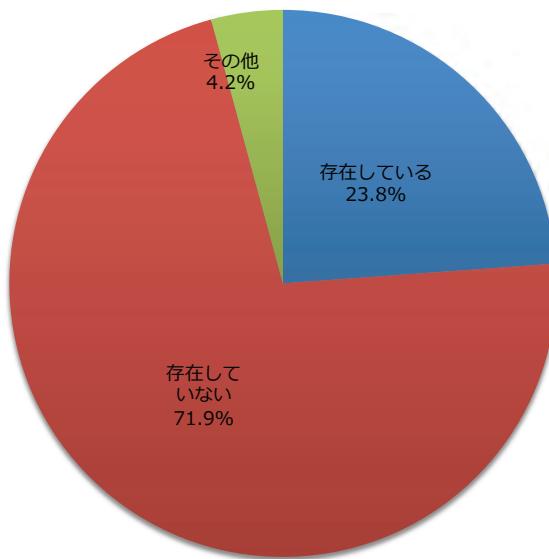


図1-3-6 専門職としてのコーディネータの配置 (Q12, n=260)

- 2015年度に学習支援事業を実施した301自治体のうちに対して「学習支援事業を利用する子どもをめぐる問題解決や、自治体内部の諸機関・諸団体をつなぐソーシャルワーク的な仕事をする専門職としてのコーディネータ」を配置しているか否かを尋ねたところ、260自治体（86.4%）から回答があった。
- コーディネータを配置しているのは、学習支援事業実施自治体の23.8%であった。
- 2017年度学習支援事業開始を予定している54自治体に同様の質問をしたところ、コーディネータの設置を予定しているのは22.2%であった
- 「その他」として「スクールソーシャルワーカー」「自立相談支援員」「生活福祉課ケースワーカー」がコーディネータ役を担っている自治体も見られた。
- 自由記述では「実施箇所を増やしたいが、増やすためにはコーディネータもその分必要となり、コーディネータの確保に苦慮している」など、コーディネータの不足が指摘される様子が見られた。

(7) 利用者の確保方法

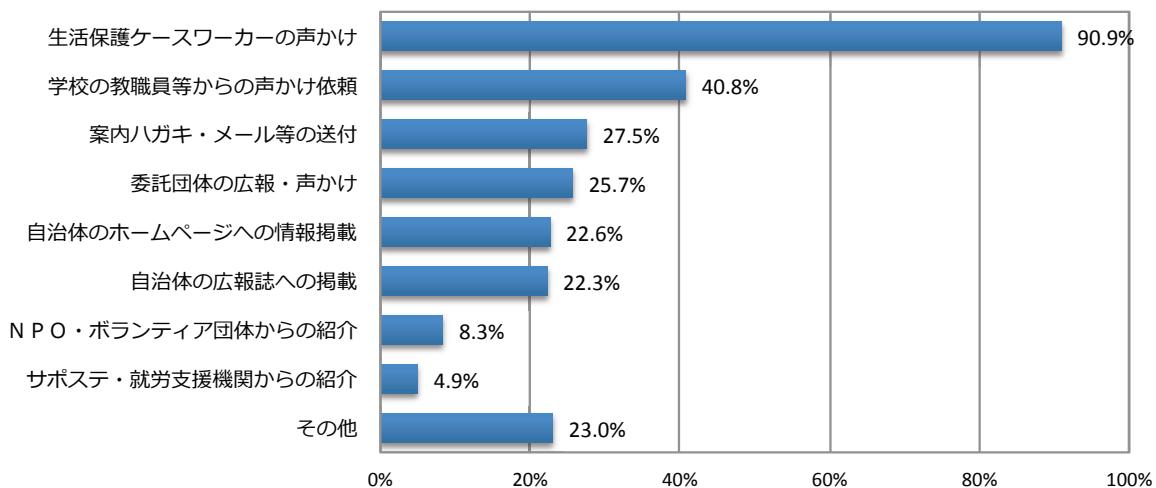


図1-3-7 学習支援事業利用者の確保方法 (Q13, 複数回答, n=265)

- 2015年度に学習支援事業を実施した301自治体に対して学習支援事業利用者の確保方法について尋ねたところ、265自治体（88.0%）から回答があった。
- 学習支援事業の利用者を確保する方法として最も多く挙げられたのは「生活保護ケースワーカーの声かけ」（90.9%）であった。2番目に多いのは「学校の教職員等からの声かけ依頼」であり40.8%となっている。
- 「その他」に含まれているのは「スクールソーシャルワーカー」、「民生委員・児童委員」、「庁内関係機関」からの呼びかけなどである。
- 「案内ハガキ・メール等の送付」（27.5%）、「自治体のホームページ」（22.6%）、「自治体の広報誌への掲載」（22.3%）といった項目は、それぞれ2～3割程度にとどまっている。メディアを通した広報活動よりも、ケースワーカーや教職員を通じた利用者確保が一般的だといえる。

(8) 他の自治体との共同実施の状況

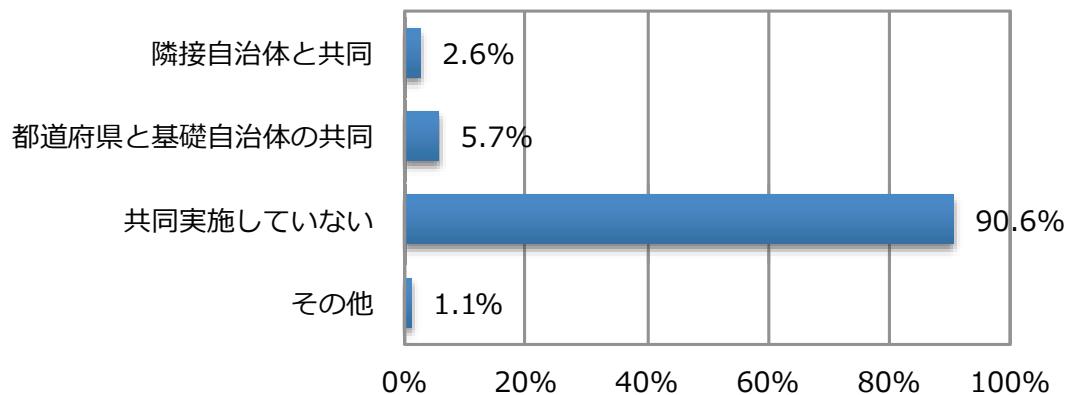


図1-3-8 他の自治体との共同実施・委託 (Q6, 複数回答, n=265)

- 2015年度に学習支援事業を実施した301自治体に対して他の自治体との共同実施の有無について尋ねたところ、265自治体（88.0%）から回答があった。
- 単独で学習支援事業を実施している自治体が9割を占める一方、それ以外の形態をとっている自治体も約1割存在しているなど、一部の自治体において他自治体との連携が模索されている。
- 「その他」には「隣接自治体間で教室相互利用の覚書を交わしている」などが含まれる。

(9) 学習支援事業における部署間連携

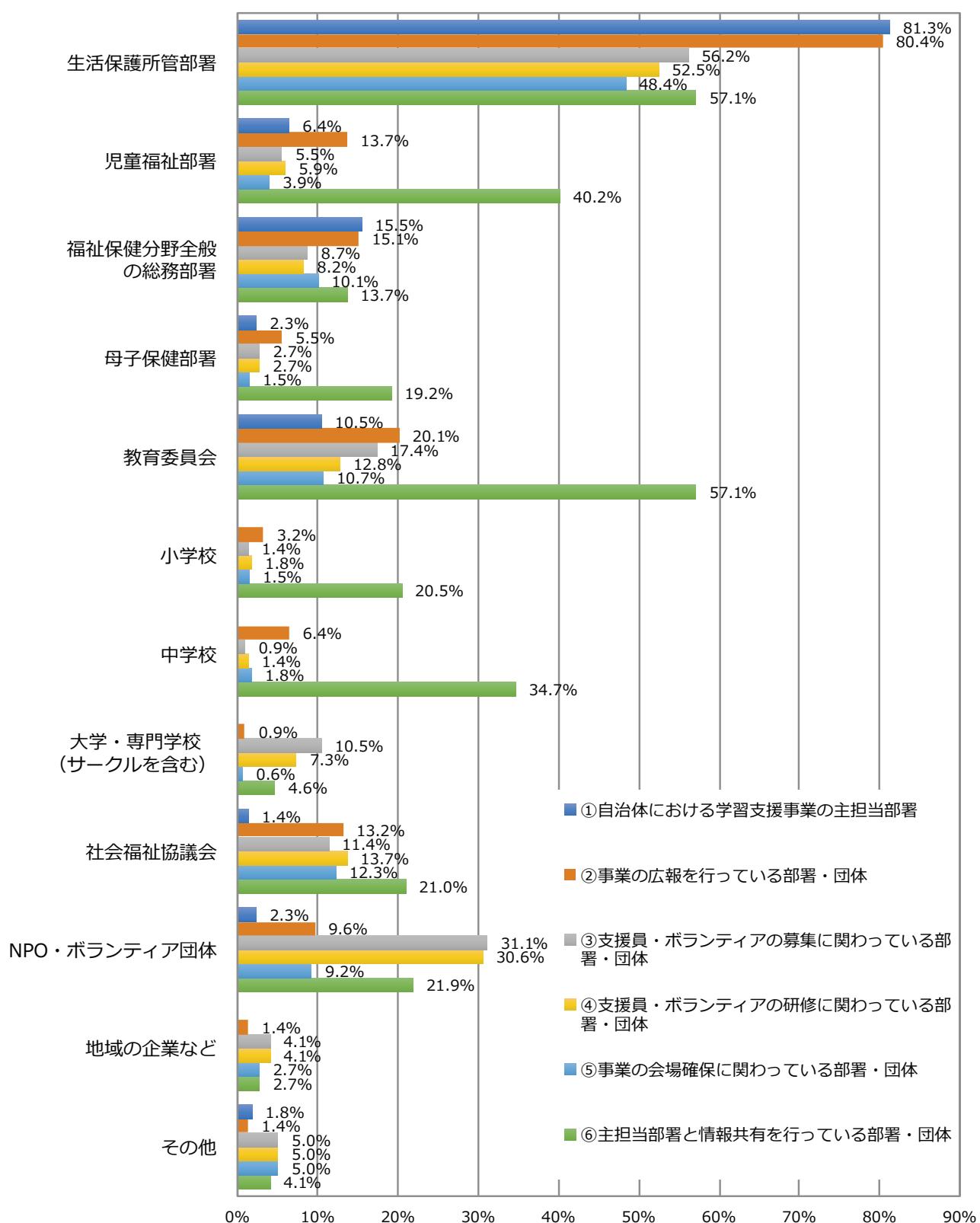


図 1-3-9 自治体における学習支援事業の連携部署 (Q5, 複数回答, n=219)

- ・ 調査時点において学習支援事業を実施している自治体に対して、自治体における学習支援事業の部署間連携の実態を尋ねたところ、219自治体から回答があった。学習支援事業の主担当部署として最多となっているのは、「生活保護所管部署」(81.3%)である。生活保護所管部署は「事業の広報」「支援員・ボランティアの募集や研修」「会場確保」なども主に担当している場合が多く、36自治体では生活保護所管部署が「事業の広報」「支援員・ボランティアの募集や研修」「会場確保」を一括して担当していた。
- ・ 「教育委員会」や「小学校」「中学校」などの教育機関が学習支援事業の「主担当部署」となっている自治体は数パーセントである。これらの教育機関は「主担当部署と情報共有している部署・団体」として挙げられる場合が多い（教育委員会57.1%、中学校34.7%、小学校20.5%）。
- ・ 調査時点で教育委員会、小中高校のいずれとも未連携の自治体は44自治体存在している。自由記述においても「事業の内容的に教育委員会との連携が必要不可欠だが、調整が難しい時が多くある」「教育委員会との連携が難しいと感じています」などの回答が見られた。
- ・ 「その他」には「障害福祉保健部署」「商工労働所管部署」「保育園・幼稚園」「高校」「警察署」「研究者」「自治会」「保健所」「医療機関」「フードバンク」「就労支援機関」「シルバー人材センター（退職教員組織など）」「民生委員・児童委員協議会」「学習塾」が含まれる。

(10) 生困法以外の学習支援事業の実施状況

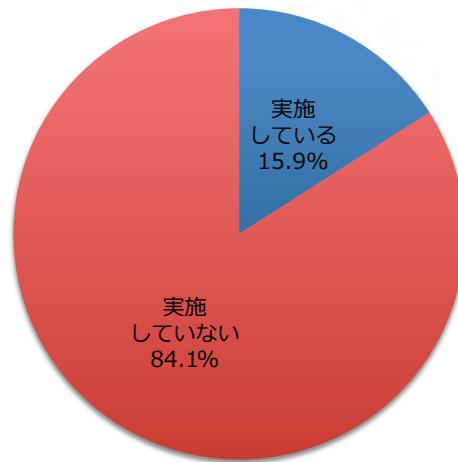


図1-3-10 生困法以外の学習支援事業の実施状況 (Q3, n=1185)

- 調査対象となった 1788 自治体において、調査時点に生困法以外に「子どもの貧困」に関連する学習支援事業を実施しているか否かを尋ねた結果、1185 自治体 (66.3%) から回答があった。
- 生困法以外の学習支援事業を実施している自治体は 15.9% にあたる 189 自治体であった。

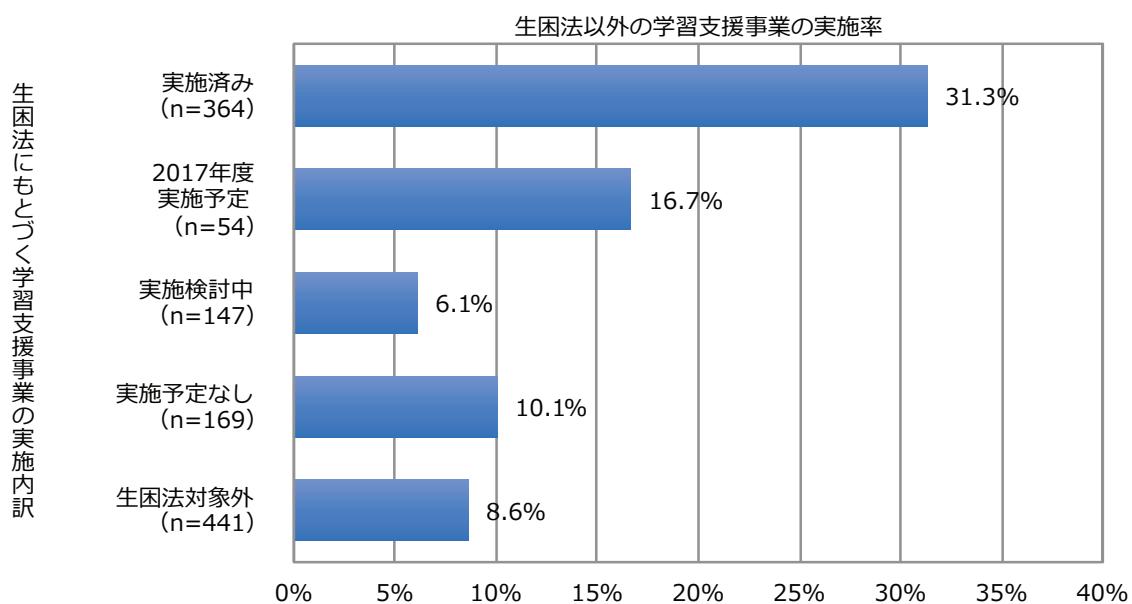


図1-3-11 生困法にもとづく学習支援事業の実施状況別に見た生困法以外の「子どもの貧困」関連学習支援事業の実施状況 (Q3, Q4, n=1175)

- ・ 生困法以外の「子どもの貧困」関連の学習支援事業の実施状況について、生困法学習支援事業の実施状況別にみた結果が図 1-3-11 である。
- ・ 生困法にもとづく学習支援事業を「実施済み」である自治体の 31.3%では生困法以外の「子どもの貧困」関連学習支援事業が同時に行われている。
- ・ 学習支援事業を 2017 年に実施予定の自治体では、16.7%となっており、生困法に基づく学習支援事業の実施前になんらかの学習支援事業を行っている自治体が見られた。
- ・ 数は少ないが、学習支援事業を実施検討中の自治体、実施予定のない自治体、生困法対象外の自治体においても生困法の枠外で学習支援事業が行われている。

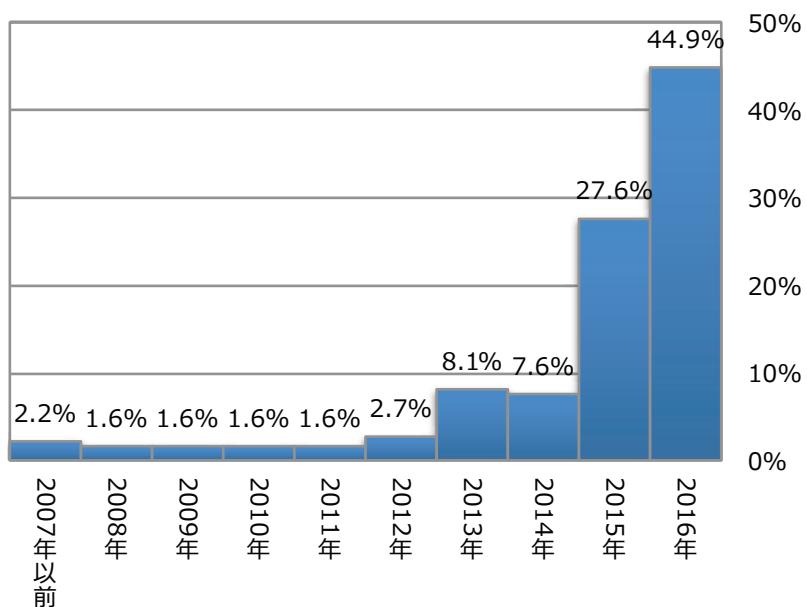


図1-3-12 生困法以外の学習支援事業開始年度 (Q3, n=185)

- ・ 生困法以外の「子どもの貧困」関連学習支援事業を実施しているとの回答があった自治体に対して事業開始年度を尋ねたところ、185 自治体から回答があった。
- ・ 過半数の自治体で、生困法が施行された 2015 年度以降に生困法以外の学習支援事業が開始されている。

(11) 今後の展開

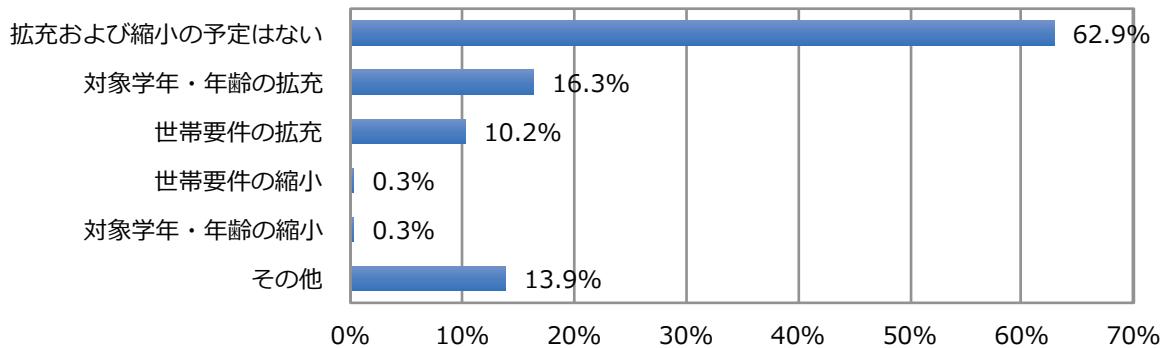


図1-3-13 今後の学習支援事業対象者の拡充および縮小
(Q14, 複数回答, n=361)

- ・ 調査時点において学習支援を実施している自治体に対して今後の学習支援事業の拡充縮小の予定を尋ねたところ、361自治体から回答があった。(2016年4月時点で生困法学習支援事業を実施していた423自治体における回答率は85.3%である。)
- ・ 「拡充・縮小の予定はない」が62.9%を占めている。
- ・ 事業規模の変更を検討している自治体においては「対象学年・年齢の拡充」(16.3%)、「世帯要件の拡充」(10.2%)など拡充型の変更がほとんどだった。「その他」(13.9%)でも「対象地域の拡大」や「実施会場の拡大」、「拡充したいが、予算上事業の基準額内で収まらないため検討保留中」「通信制高校に在籍している者を対象に含める予定」などが挙げられている。また教室数や対象者数などの量的拡充だけでなく、「支援員の増員」などの質的な拡充を予定している自治体も見られた。
- ・ 「世帯要件の拡充」については「拠点へ集う子ども達に対する新たな偏見が生まれないように、対象要件を広くしての実施を検討している」「参加者自身も『生活困窮者』という扱いとなることから参加しづらい側面もあるため、『生活困窮者』ということを前面に出さずに参加対象者を広くとらえることが必要」など、プライバシー保護の観点からの拡充理由も見られた。

(12) 実施自治体の課題

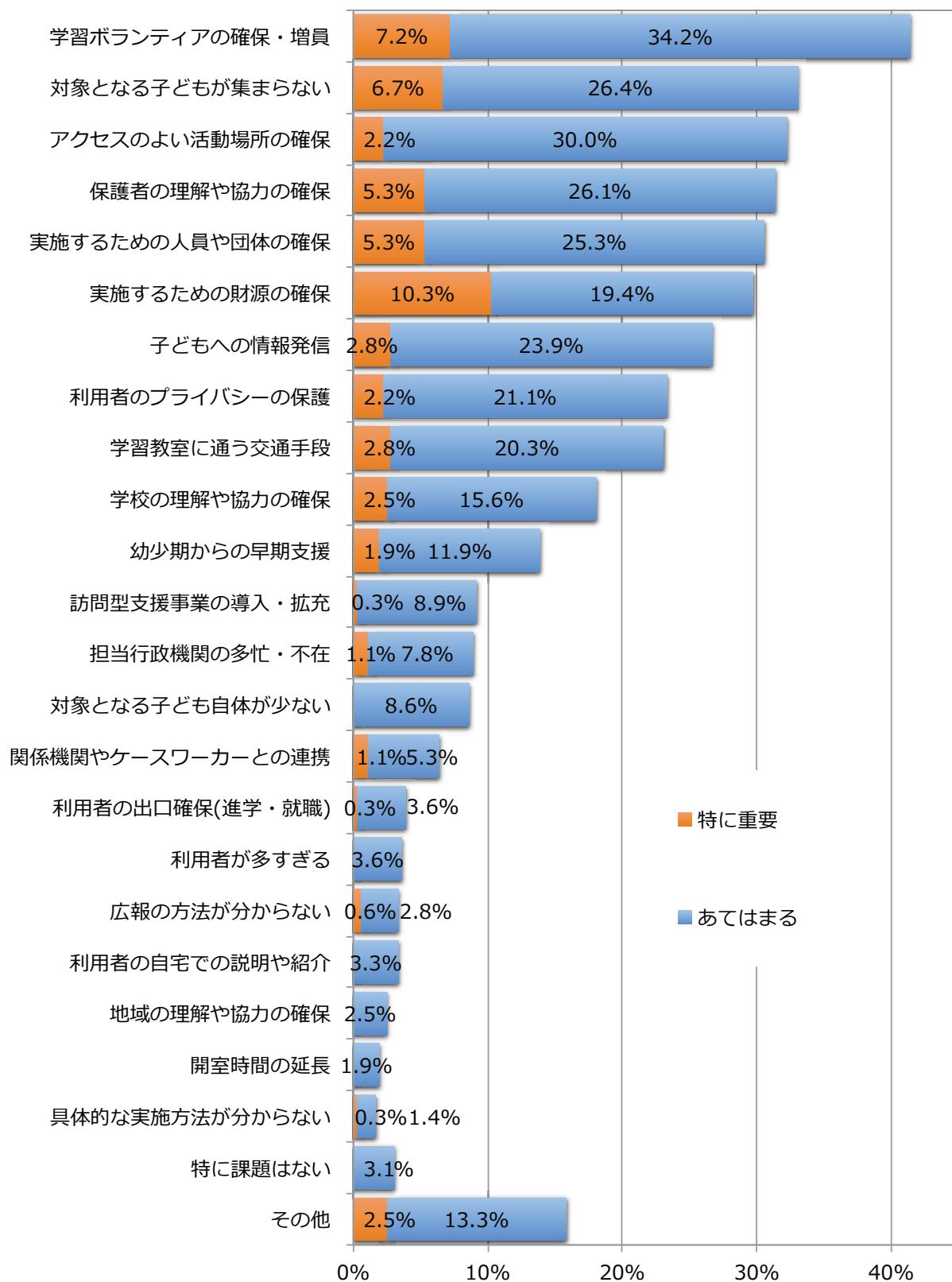


図1-3-14 実施自治体の課題 (Q15, 複数回答, n=360)

- ・ 調査時点において学習支援事業を実施している自治体に対して、事業実施上の課題を尋ねたところ 360 自治体から回答があった。(2016 年 4 月時点で生困法学習支援事業を実施していた 423 自治体における回答率は 85.1% である。)
- ・ 学習支援事業を実施するにあたっての自治体の課題は、大きくは以下の 3 つに大別できる。第 1 に人員資源の確保である。具体的には「学習ボランティアの確保・増員が必要」(「特に重要」+「あてはまる」=41.4%)、「実施するための人員や団体の確保が難しい」(同 30.6%)、「実施するための財源の確保が難しい」(同 29.7%) などである。
- ・ 第 2 に、利用者の確保である。具体的には「事業の対象となる子どもが集まらない」(同 33.1%)、「保護者の理解や協力の確保」(同 31.4%)、「子どもへの情報発信」(同 26.7%) などが課題となっている。
- ・ 第 3 に、アクセス支援である。具体的には、「アクセスのよい活動場所の確保が難しい」(同 32.2%)、「学習支援教室に通う交通手段がない」(同 23.1%) などを課題とする自治体が一定程度存在する。
- ・ 人員資源の確保については「その他」の自由記述でも課題として挙げられていた。「多忙な生活保護ケースワーカーが担当を兼務し、過重労働になっている」「大学生のボランティアの確保が難しい」「対象児童 1 人当たりのコストが高くつく。文科省、民間(塾等)との協力により効率的な事業執行体制を整えることができないか」「利用者の学習能力や性格、家庭環境等は千差万別であり、マンツーマン方式の個別対応が必要と感じているが、財源、人員不足のため、なかなか実施できない」などである。
- ・ 利用者確保について「その他」として「生活困窮者の定義が漠然としているので、どこまでを対象者とするか判断に迷う」「事業の対象者の枠決めが難しい」など対象者の世帯要件のあいまいさや、「子どもの学習支援から世帯の困窮支援へのつなぎが難しい」など家庭支援への接続の難しさに関する自由記述が見られた。
- ・ アクセス支援については「その他」として「来所時の交通安全の確保」「保護者の送迎がある参加者が多いが、事業の終了時間が 21:00 となっているため、帰宅時の安全性に対する懸念がある」「中学生対象の事業は 1 所での実施のため、遠方の人は『遠い』ことを理由に敬遠する傾向がある」「生活困窮世帯の交通費の負担軽減」「遠方から通う子どもの負担が大きい」など、利用者の安全確保や負担軽減について言及する自由記述が見られた。
- ・ 「その他」には、「発達障害等課題を抱える子どもへの支援、個別スペースの確保」「障害等に対する理解のない保護者への対応、障害が疑われるなどの困難を抱えた保護者への対応が難しい、生活環境の良くない家庭への養育支援が難しい」「利用者に特性のある(発達障害疑い等)子が一定割合おり、専門の支援員の確保が必要ではないか」など利用者や保護者の障害への対応も課題として挙げられていた。また「欠席が続く参加者へのフォロー」「途中で辞めることのないように、持続させる事が課題」など、利用児童の継続利用支援を課題として挙げる自治体もあった。

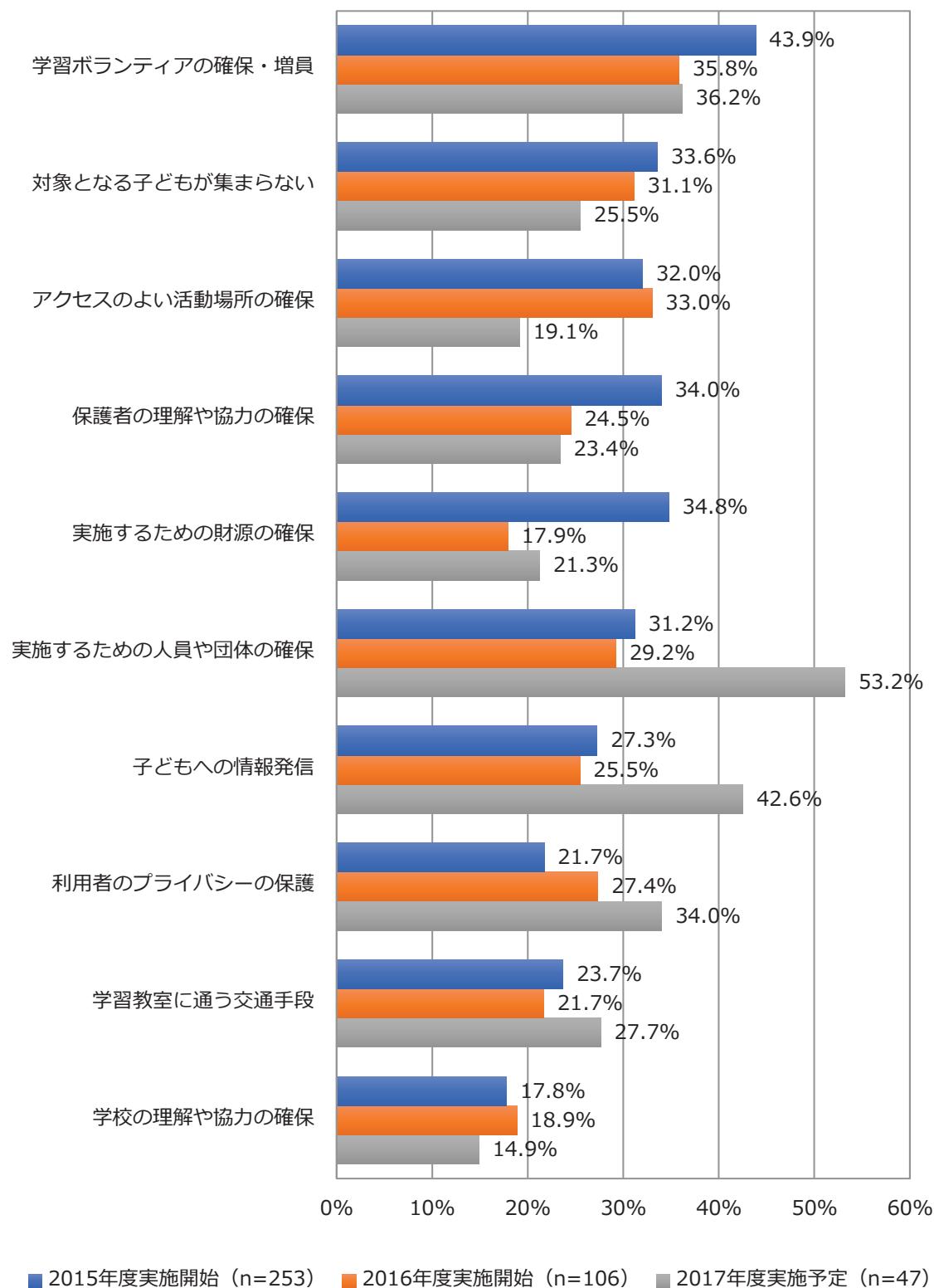


図1-3-15 開始年度別に見た実施自治体の課題 (Q15, 複数回答, n=406)

- ・ 「実施自治体の課題」を、事業開始年度別（2015年度実施、2016年度実施、2017年度実施予定）に見たものが上図である（「実施自治体の課題」のうち、「特に重要」と「あてはまる」の合計について上位10項目を抜き出している）。
- ・ 実施前、実施初年度、実施2年以降で「事業実施上の課題」には差異が見られた。
- ・ 2015年度学習支援事業を実施している自治体では、2016年度実施、2017年度実施予定の自治体に比べて、「学習ボランティアの確保・増員」（43.9%）、「実施するための財源の確保」（34.8%）など、学習支援事業実施のための人員資源不足が特に多くなっている。
- ・ 一方で、2017年度に学習支援事業の実施を予定している自治体では、他の自治体に比べて「実施するための人員や団体の確保」（53.2%）、「子どもへの情報発信」（42.6%）など学習支援事業実施に向けての情報発信と基盤となる人員や団体の確保が課題となっている。
- ・ 「アクセスのよい活動場所の確保」、「保護者の理解や協力の確保」は、2017年度開始予定自治体より実施済みの自治体で比較的回答割合が多くなっている。
- ・ また「対象となる子どもが集まらない」については、2017年度開始で回答率が少し低くなっているものの、開始年度にかかわらず共有されている課題だということが見える。

(13) 委託団体の選定基準

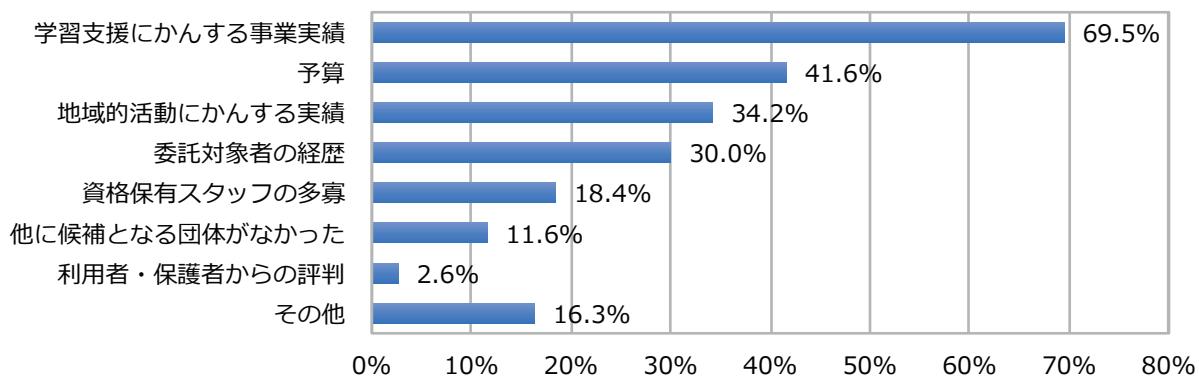


図1-3-16 委託団体の選定基準 (Q17, 複数回答, n=190)

- 2015年度に学習支援事業を団体に委託実施した232自治体に対して、委託団体の選定基準を尋ねた結果、190自治体（82.3%）から回答が得られた。
- 選定基準として最も多いのは「学習支援にかんする事業実績」（69.5%）であり、以下「予算」（41.6%）、「地域的活動にかんする実績」（34.2%）、「委託対象者の経歴」（30.0%）の順となっている。
- 「その他」には「公募型プロポーザルを実施」や「企画提案内容」が含まれている。
- 「予算」（41.6%）や「他に候補となる団体がなかった」（11.6%）、県からの指定（「その他」の6自治体）なども挙げられており、これらの要因が各自治体の個別の状況やニーズの充足を阻害する要因となっている点が考えられる。
- 「他に候補となる団体がなかった」と答えた自治体からは「学力指導、高校受験対策で一般の塾に委託してはいるが、生活支援や居場所的なことをする必要性が高いため、本自治体では事業を委託できる適切な団体を探すことが難しい。また自治体として実施するには予算、スタッフ、ノウハウが足りない。」などの自由記述回答が寄せられた。

(14) 利用対象者数

表1-3-2 生困法にもとづく学習支援事業の対象となる子どもの数

有効回答 自治体数					最大値
	平均値	最小値	中央値		
小学生	174	427.6	0	4.0	15460
中学生	174	398.7	0	51.5	7018
高校生	174	108.1	0	1.0	6932
その他	174	21.3	0	0.0	3389
総数	174	955.6	1	99.0	29410

- 調査時点において生困法学習支援事業を行っている423自治体に事業の対象となる子どもの数について尋ねたところ、174自治体（41.1%）から回答が得られた。
- 2015年度に学習支援事業を実施した自治体において、利用の対象となる者の総数の平均は956人である。一方、利用対象者総数の中央値は99人となっている。これは回答自治体の半数にあたる自治体においては対象者がそれ以下であることを示している。
- 生困法にもとづく学習支援事業の対象となる子どもの数は対象要件の設定によって自治体ごとに異なる（図1-3-1、図1-3-2参照）。総数だけ見ても1人～29,410人と大きな幅が存在している。平均値が中央値よりもかなり大きくなっているのは、一部の自治体が平均値を引き上げているからである。

表1-3-3 生活保護世帯に属する子どもの数

有効回答 自治体数					最大値
	平均値	最小値	中央値		
小学生	1018	85.7	0	9.0	6270
中学生	1018	57.3	0	6.0	4026
高校生	1018	54.6	0	6.0	3880
総数	1018	197.7	0	21.0	14176

- 有効回答のあった1205自治体に対して、生活保護世帯に属する子どもの数を尋ねた結果、1018自治体（84.5%）から回答があった。
- 総数の中央値は21.0人であり、半数の自治体において生活保護世帯に属する子どもの数は21人以下であることが分かる。平均値は197.7人であり、生活保護世帯の子どもを多数抱える自治体が一部存在することによって平均値が大きく引き上げられていることが分かる。
- 本学習支援事業の中核的対象者として位置づけられるであろう「生活保護世帯の中学生」は平均57.3人であり、半数の自治体において6名以下となっている。

(15) 学習支援事業の目標

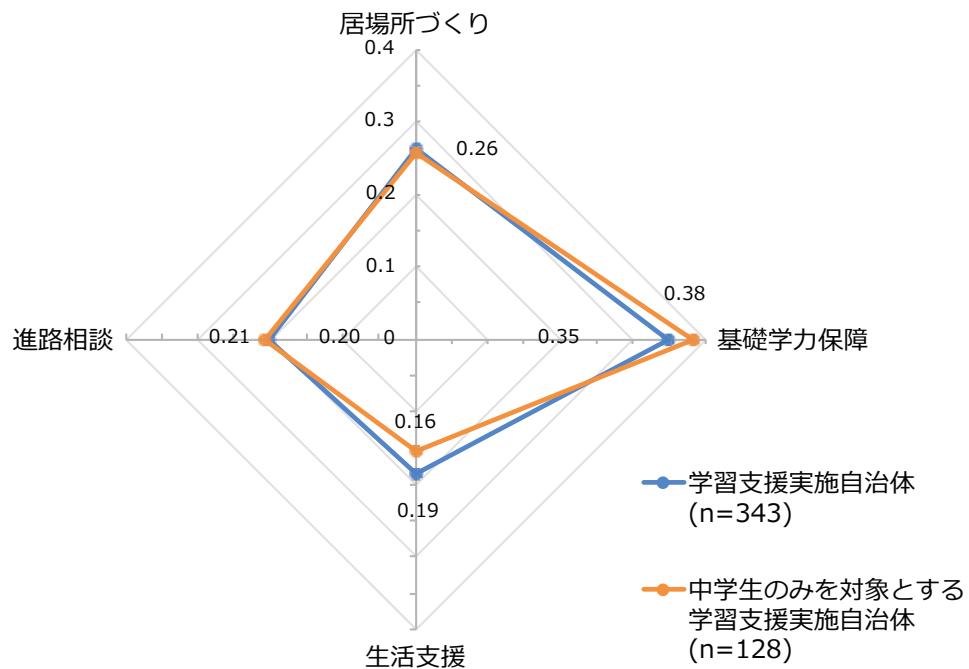


図1-3-17 学習支援事業の重点目標 (Q16, n=343)

- 調査時点において学習支援事業を実施している自治体に対して、学習支援事業の重点目標を尋ねた結果、343自治体から回答が得られた。(2016年4月時点で生困法学習支援事業を実施していた423自治体における回答率は81.1%である。)
- その結果をもとに、学習支援事業に関する4つの目標、①居場所づくり（利用者とスタッフの信頼関係の形成、仲間づくり）、②基礎学力保障（基礎的内容の学び直し、学習習慣の改善、学業成績の向上）、③生活支援（生活スキル育成、衣食住の改善、生活習慣の改善、家庭での養育の支援）④進路相談（進学先・就職先の紹介や就労支援、中退防止、登校促進）について「一般論として、特にどの領域に力を入れているか」を尋ねて一对比較してもらい、4項目の合計が1になるように再計算したAHP得点を示したものが上図である。
- 自治体における「学習支援事業の重点目標」について平均値を見ると、「基礎学力保障」にもっとも重点が置かれており（学習支援実施自治体平均0.35）、次いで居場所づくりとなっていた（学習支援実施自治体平均0.26）。
- 全体平均には小学生や高校生を対象としている自治体も含まれているため、中学生のみを学習支援の対象にしている128自治体に絞った結果も示したが、対象が中学生のみ自治体においても「基礎学力保障」に重点をおく傾向はあまり変わらず、調査自治体の平均に比べて「生活支援」がやや低くなり、その分だけ「基礎学力保障」が高くなる傾向が見られた。

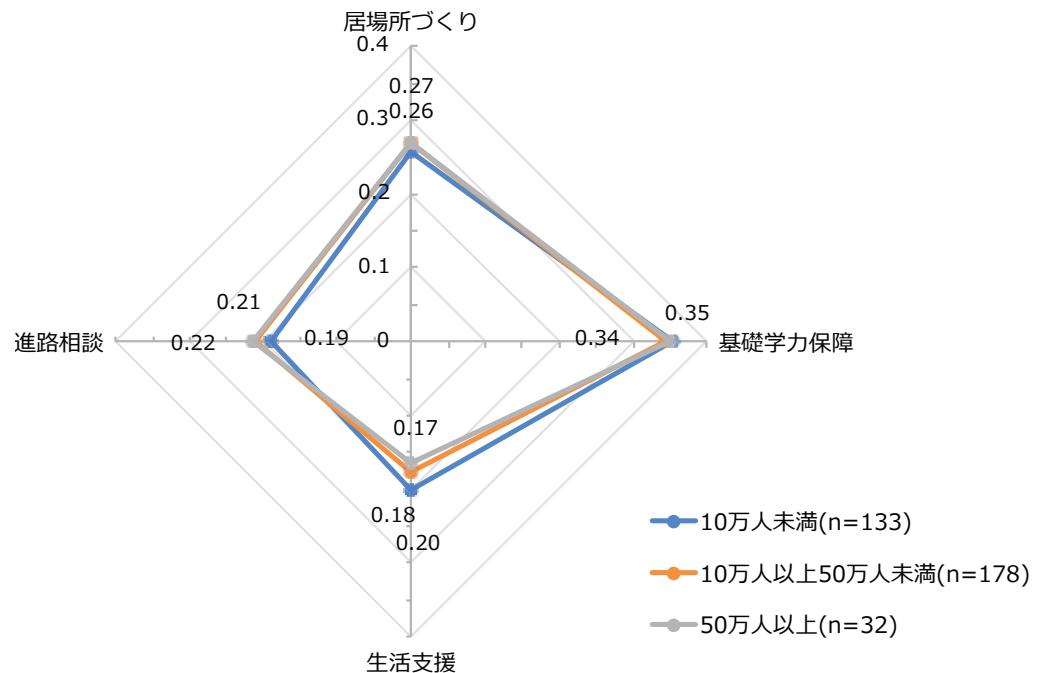


図1-3-18 人口規模別に見た学習支援事業の重点目標 (Q16, n=343)

- 学習支援事業の重点目標に関して人口規模区別に比較を行ったのが上図である。
- 基本的に、基礎学力保障と居場所づくりに重点を置いている点は人口規模別においても違ひがなかった。

(16) 生困法学習支援事業以外の「子どもの貧困」関連事業 (Q18, 要約)

生困法にもとづく学習支援事業を「実施済み」あるいは「2017年度実施予定」と回答した422自治体に対し、子どもの貧困対策法以降において「子どもの貧困」問題に関する自治体で実施している学習支援事業以外の事業について自由記述式の回答を求めたところ、75自治体から回答を得られた。その例として以下が挙げられる。

① 専門家配置・機関連携

- ・ひとり親家庭就業支援専門員
- ・スクールソーシャルワーカーの設置。
- ・弁護士による貧困家庭やDV被害家庭への相談。離婚前相談。
- ・支援員の配置、児童の掘り起こしや実態把握、関係機関とのコーディネート。引きこもり、不登校の児童生徒の包括的な自立促進支援事業。ボランティア団体等が実施する子どもの居場所運営に対する補助金交付事業。公共施設を管理運営する団体が実施する子どもの居場所運営に対する補助金交付事業。子どもの夜の居場所事業。ボランティア団体のサポート事業（様々な社会資源を繋ぐコーディネート事業）。
- ・子どもの学習支援や貧困問題等に携わる職を集めた府内のネットワーク会議を実施予定。
- ・「子どもの貧困対策府内連絡会議」を立ち上げ、府内関係各課で子どもの貧困に関する実態把握や取り組み事例等の情報を共有し、連携強化を図っている。この連絡会議の構成メンバーは、健康福祉局（子ども支援課、児童相談所、保護管理援護課）、教育委員会（教育政策課、学務課、総合支援課、指導課）。各部署の事業実施状況を紹介するとともに、他課の取り組み状況についても情報を共有することで実態把握に努め、子どもの貧困対策との連携を図る取り組みを行っている。
- ・ひとり親世帯の就労支援や住居の問題、子どもの問題などのあらゆる相談に対応するため、今年7月から市役所内に「ひとり親家庭総合相談コーナー」を開設し、母子父子相談支援に2名を配置している。
- ・子どもの貧困対策支援員配置事業、子どもの居場所運営事業、就労援助事業の拡充（1.0%→1.3%へ引き上げ）。

② 自治体の独自プログラム

- ・子どもの仕事への興味促進事業（チャレンジキッズプログラム）。小学生段階での仕事の大切さを学ぶ機会として、夏休み期間を活用して2日間のプログラムを実施。H28年度は、大工さんのお仕事体験として、木工教室、モデルハウス見学、大学食堂の体験、ふりかえり塾議を行い、仕事への興味等の喚起を図った。
- ・親支援プログラム事業、学習ボランティア養成事業、講演会をはじめとした普及啓発事業。

③ 支援事業・助成事業

- ・ 保育料助成事業、放課後児童クラブの利用料減免。
- ・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業。ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業。児童養護施設対象者等自立支援資金貸付事業。
- ・ 返環免除型育英修学資金、ひとり親家庭支援手当。ひとり親家庭医療費助成。ひとり親家庭等日常生活支援事業。
- ・ ひとり親家庭就学援助事業：中学校へ入学予定の児童を扶養する、県内に在住する市町村民税非課税世帯（生活保護世帯を除く）のひとり親に対し、就学に係る費用の一部（児童一人当たり1万円）を助成。
- ・ 希望の家事業：児童養護施設を退所する児童に対し、進学のチャンスを広げるため、大学等への進学者に低額で住宅を提供するとともに、修学の継続と自立を支援するための生活相談を実施。
- ・ 受験生チャレンジ支援貸付事業：低所得者の子どもの学習塾などの費用や受験費用について貸付を行う。受験生チャレンジ貸付事業（東京都社会福祉協議会）の申請手続を支援する。
- ・ 新入学用品準備費を3月支給（教育委員会実施）。

④ 居場所づくり

- ・ 子どもの居場所づくり（子ども食堂）補助事業：子どもの孤食や欠食を防ぎ、地域の中に健康と安全を守るための居場所づくりを促進する。
- ・ 要支援家庭を対象とした子どもショートステイ。トワイライトステイ。
- ・ 「子どもの居場所づくり」推進モデル事業 低所得者やひとり親家庭の子どもや子育てを支えるとともに、支援が必要な家庭の早期把握、アウトリーチ支援につなげることも目的として、特に夜間や休日等の子どもの居場所づくりを推進する。
- ・ 貧困、ひとり親、孤食、引きこもり等の問題を抱えている子どもたちにとって安心感・自己肯定感を高められる居場所としての食堂を実施。毎月第4水曜日、子どもおよび同伴する保護者を対象に無料で参加可。食材は市民、民間企業等から寄付されたもので、ボランティアが調理している。上記のような子ども食堂や学習支援による、子どもの居場所を提供する者に対し、経費の一部を補助金として支援する（子どもの居場所づくり従業員補助金）。

⑤ その他

- ・ フードバンク事業。地元の私立大学の実施するフードバンク事業の窓口調整を行っている。
- ・ 子どもの健康・生活実態調査。
- ・ こども未来応援施策基礎調査・学びの未来応援施策実態調査。

(17) 学習支援事業に対する意見 (Q19, 要約)

生困法にもとづく学習支援事業を「実施済み」あるいは「2017年度実施予定」と回答した422自治体に対し、学習支援事業に対する意見を自由に記入するよう求めたところ、94自治体から回答が得られた。以下にその例を挙げる。

① 保護者支援の必要性

- ・ 学習支援とともに親の養育支援が不可欠である。特に、生活保護世帯では養育力の欠如が顕著である。ケースワーカーの支援で対応できる様な状況ではなく、専任の支援員が必要。

② 学習支援におけるニーズ・目標の調整

- ・ 子どもの学習支援事業は、自治体等の実施主体の思惑と参加者のニーズが一致しない場合があり、初期段階で事業の趣旨を十分に保護者に対し説明し、理解を頂く必要がある。また事業を実施しながら、居場所づくりの機能と、基礎学力の充実を両立させることは難しく、学習支援ボランティアからも問題提起されることがままある。学習会の開催に関わるルール作りや個々へのアプローチの仕方など迷いながら運営している状況。

③ 財源や人員などの資源不足

- ・ 貧困対策として社会的関心が高く、国が積極的に自治体へ取り組むよう促しているのであれば、補助率を1/2→3/4にすべき。また、本事業に居場所づくりを求めるのであれば、参加者への食糧費等について補助対象とすべき。
- ・ 単なる学習指導だけでなく、子どもたちの居場所づくりや生活指導を行うため、利用者が少ないほど、一人当たりの経費が高額になってしまう。事業実績の明確な判断基準がない
- ・ 本事業は任意事業ではあるが、実施市も増え、子どもの貧困問題に対応する重要性の高い事業であることから、国の補助率の引上げを要望する。

④ 「貧困」「困窮」を対象とすることの困難性

- ・ 貧困と言う区分を設けて子どもたちを分けて事業を実施することに違和感がある。進学率を向上させる、就職率を上げるための施策は文科省が主体となって行うべきではないのか。居場所の確保という点では、児童クラブの拡充や中学生へも同様の施策をとることで対応できるのではないか。
- ・ 事業を進めるにつれて、支援が深くなり児童福祉部署や教育機関との連携が求められ、「困窮者支援」の枠を大幅に超えて、本来、支援主体がある事業を肩代わりしているようにも感じる。

- ・ 貧困の連鎖を立ち切る為に必要不可欠な事業であるが、困窮者世帯の子どもたち対象ということで、子どもたちの気持ちを配慮しつつ、対象者に絞った子どもたちに参加を促すことの難しさを感じている。
- ・ 生活保護世帯に対しては広報し易いが、困窮世帯への広報の仕方を模索している。
- ・ 「生活困窮者」という括りや生活保護担当部署で事業を実施することにより、対象者を限定しているといったイメージがつきまとってしまい、広報や募集（アウトリーチ）が行いづらくなってしまっている。
- ・ 子どもの学習支援事業は、学習支援のみでなく、生活習慣や居場所づくりといった総合的なものであり、困窮世帯のみが支援を必要としているものではないと考えられる。そのため、対象者を生活困窮世帯のみに限定すべきものではないと思われる。また、地域により実施の有無があるのは好ましくない。学習支援は文部科学省管轄の下、市町村単位で実施するのが適切だと思われる。

⑤ 他の事業との連携

- ・ 文科省の「地域未来塾」と連携した事業展開はできないか。例えば、家庭教育支援チームのようなサポートチーム（有償ボランティア）を中学校ごとに配置して（SSWも所属し支援を家庭につなげる）、地域未来塾としての自主学習の支援と、家庭支援を含めたアウトリーチ的な訪問型の学習支援をセットで行う。文科省、厚労省の横断的かつ重点的な取り組みが必要である。
- ・ 学習支援事業に参加しやすい環境が必要。学習支援とその他の事業、たとえば子ども食堂、子どもボランティア活動等の他事業と合わせて”学力向上”のみが目的とならないようにすることが必要。子どもが将来に向けて、夢や希望を持てるような働きかけをして、その子自身が学びたいと思うようになるような取り組みも併せて行うことが大切。

⑥ その他

- ・ 会場までの通いやすさを考えると複数会場での実施が望ましいが、参加する子どもの数が少人数になるため、ある程度の集約は必要になる。参加人数の課題もあるが、生活困窮世帯に特定することによる差別感が生じるので、生活困窮にこだわらない学習支援事業の方が良い。
- ・ 学習支援が必要な児童に対し、保護者や児童本人の動機づけが難しい。
- ・ 学習支援はできるだけ低学年のうちから、大人の見守りの中で安心して学んだり、遊んだりできる場を用意することが大切。当自治体は同和教育の成果を生かし、対象を地区児童・生徒から市内全児童・生徒に拡大し、「学び場支援事業」を実施している。その結果、地区外の子どもたちの中でも児相が関わっている子や、外国にルーツを持つ子、DVで他県・他地域より移ってきた子など、様々な厳しさを持つ子が「学び場支援」に参加している。

4. 未実施自治体の調査結果

(1) 学習支援事業に対する意向

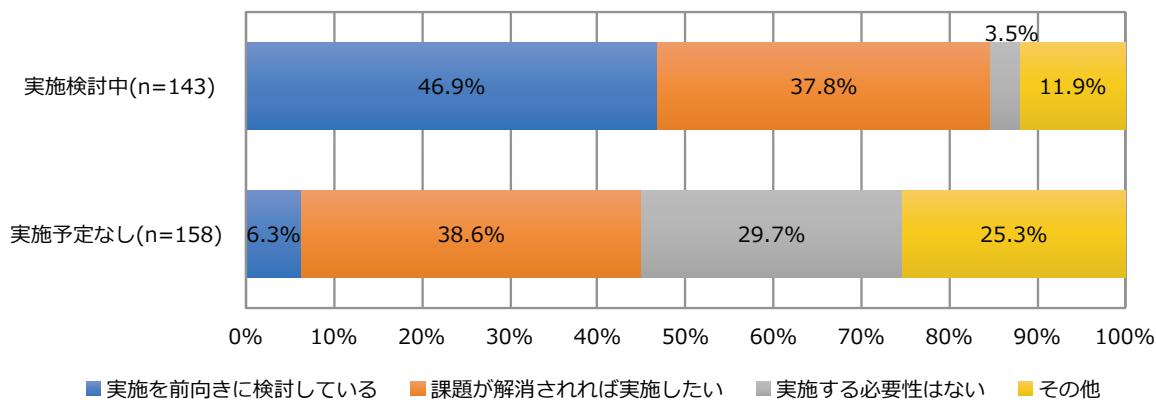


図1-4-1 未実施自治体の学習支援事業に対する意向 (Q20, n=301)

- ・ 調査時点において生困法学習支援事業の対象となる自治体に対して、「学習支援事業に対する意向を尋ねたところ、301自治体から回答があった。(2016年4月時点で生困法学習支援事業が未実施であった478自治体のうち回答率63.0%である。)
- ・ 2015年度学習支援事業を行ったが、2016年度学習支援事業を行っておらず、「実施検討中」という回答が1自治体、「実施予定なし」という回答が3自治体見られた。
- ・ 学習支援事業の実施を「検討中である」と答えた自治体の内訳は「実施を前向きに検討している」(46.9%)、「課題が解消されれば実施したい」(37.8%)となっており、全体の8割以上は実施に対し比較的に積極的な姿勢を示している。
- ・ 「その他」に含まれるのは「類似の事業が複数行われている」「他施策での対応のため」など生困法学習支援事業以外の取り組みによってニーズを満たしている場合や、「ニーズが掴めていない」「実施する必要性の有無を検討したい」「調査研究中」「実施するには根拠に欠けるため、統計的なデータなど調査の段階にある」など、情報把握の段階にある場合などである。
- ・ 一方で「費用対効果が低い」「必要性は理解するが、本来家庭や学校が担うべき役割を、このような事業で補うことができるものなのかどうか、効果の見当がつかない」など学習支援事業の効果について懐疑的な意見もあった。

(2) 学習支援事業を実施していない理由

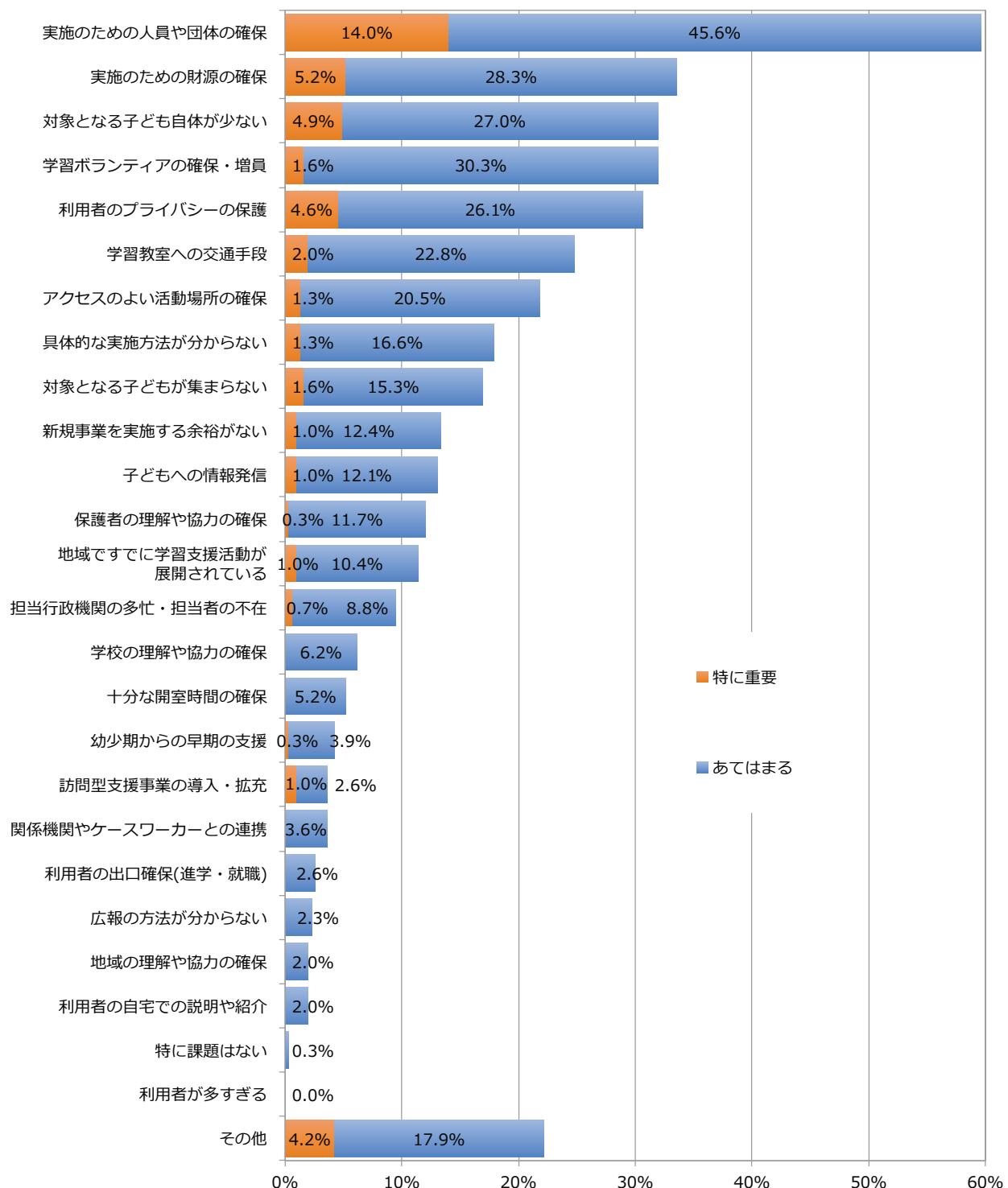


図1-4-2 学習支援事業を実施していない理由
(Q21, 複数回答, n=307)

- ・ 調査時点において生困法学習支援事業の対象である自治体に対して「学習支援事業を実施していない理由」を尋ねたところ、307自治体から回答があった。(2016年4月時点で生困法学習支援事業が未実施であった478自治体のうち回答率63.0%である。)
- ・ 学習支援事業を実施していない理由としては、「実施するための人員や団体の確保」(「特に重要」+「あてはまる」=59.6%)、「実施するための財源の確保」(同33.5%)となつており、人員資源の不足が多く挙げられている。
- ・ また、「対象となる子ども自体が少ない」(同31.9%)も上位にあがっており、学習支援事業を必要とする子どものニーズそのものが少ない、存在しない場合が考えられる。
- ・ 「学習支援教室に通う交通手段」(同24.8%)、「アクセスのよい活動場所の確保」(同21.8%)については、「その他」の自由記述において「市内が広域すぎて事業展開が難しい」、「人口密集地も少なく、交通手段が少ない」などの記述があり、自治体によって地理的な課題も見られる。

(3) 自治体独自の「子どもの貧困」関連事業 (Q22, 要約)

生困法にもとづく学習支援事業を「実施検討中」あるいは「実施予定なし」と回答した323自治体に対し、子どもの貧困対策法以降に「子どもの貧困」問題に関して自治体で実施している学習支援事業以外の事業について自由記述式の回答を求めたところ、85自治体から回答を得られた。その例として以下が挙げられる。

① 関係部署間の連携

- ・ 毎月1回、児童相談所、学校教育課、保育所、児童課、保健師、家庭相談員、福祉課の職員が集まり、保護が必要な児童の援助方針等を協議する実務者会議を開催しています。
- ・ 既存の要保護児童対策地域協議会実務者会議に参画し、対象児童の把握に努め、必要な支援の検討を行っている。

② 学習支援の類似事業の実施

- ・ 市内の小中学校において、貧困に限らず全ての児童に対し、放課後や夏休み等に個別授業を行っている。
- ・ 子ども食堂の開催（市、社協と協働）。母子父子、寡婦福祉資金、就学援助貸付の利子分を市で負担する事業を実施。

③ ニーズの少なさ

- ・ 当自治体、こども課において、中学生を対象に進学支援を目的に学習支援事業を試行したが、募集人員に対して申込者はいなかった。
- ・ 当自治体におきましては、人口500人程度の山村であり、保育園児5人、小学生1人、中学生8人と少子高齢化が著しく進んでおりますが、子どもの貧困問題や虐待はありません。

5. 福祉事務所未設置自治体の調査結果

(1) 都道府県の行う学習支援事業に対する意向

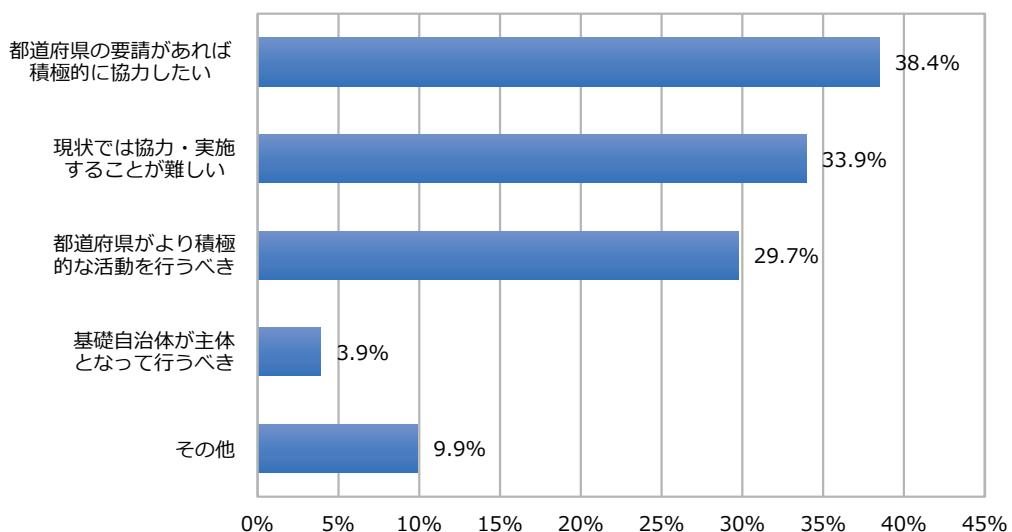


図1-5-1 都道府県の行う学習支援事業に対する意向 (Q23, 複数回答, n=333)

- ・ 調査時点において福祉事務所が設置されていないために生じた法にもとづく学習支援事業の対象外となっている887自治体に対し、都道府県の行う学習支援事業に対する意向を尋ねたところ、333自治体（37.5%）から回答が得られた。
- ・ 多く挙げられた回答は「都道府県の要請があれば積極的に協力したい」（38.4%）、「現状では協力・実施することが難しい」（33.9%）、「都道府県がより積極的な活動を行うべき」（29.7%）の順となっている。
- ・ 都道府県の要請があれば学習支援事業に対して積極的に協力したいとの回答が38.4%で最多となっている。一方で、「現状では協力・実施することが難しい」（33.9%）、「都道府県がより積極的な活動を行うべきである」（29.7%）など、基礎自治体が学習支援の主体となることに対する消極的な意見も多くあった。
- ・ 「その他」には「町村単独の実施は難しいため、広域での実施を検討できるとよい」、「町の事業としても取組をしたい」、「小さい自治体であり、対象者が少ない、又、学習支援事業は全児童、全生徒を対象に学習ボランティアが、週3回実施しております」、「実施してはいないが、学習支援が必要と思われる世帯はあり、何らかの支援の必要性を感じている。市で事業を行なっているが、移動に時間がかかるなど現実的な利用には結びつかないため、基礎自治体、または近隣町村の範囲で考えるべきである」、「『貧困対策』の事業として行うと、対象となる子を『貧困』で選別することになり、参加しにくくなる。学習支援の必要な子は貧困に関係なく教育行政で支援する」、「現状として学習支援の需要を把握できていない」など、多様な意見が挙げられている。

(2) 都道府県の行う学習支援事業への協力が難しい理由

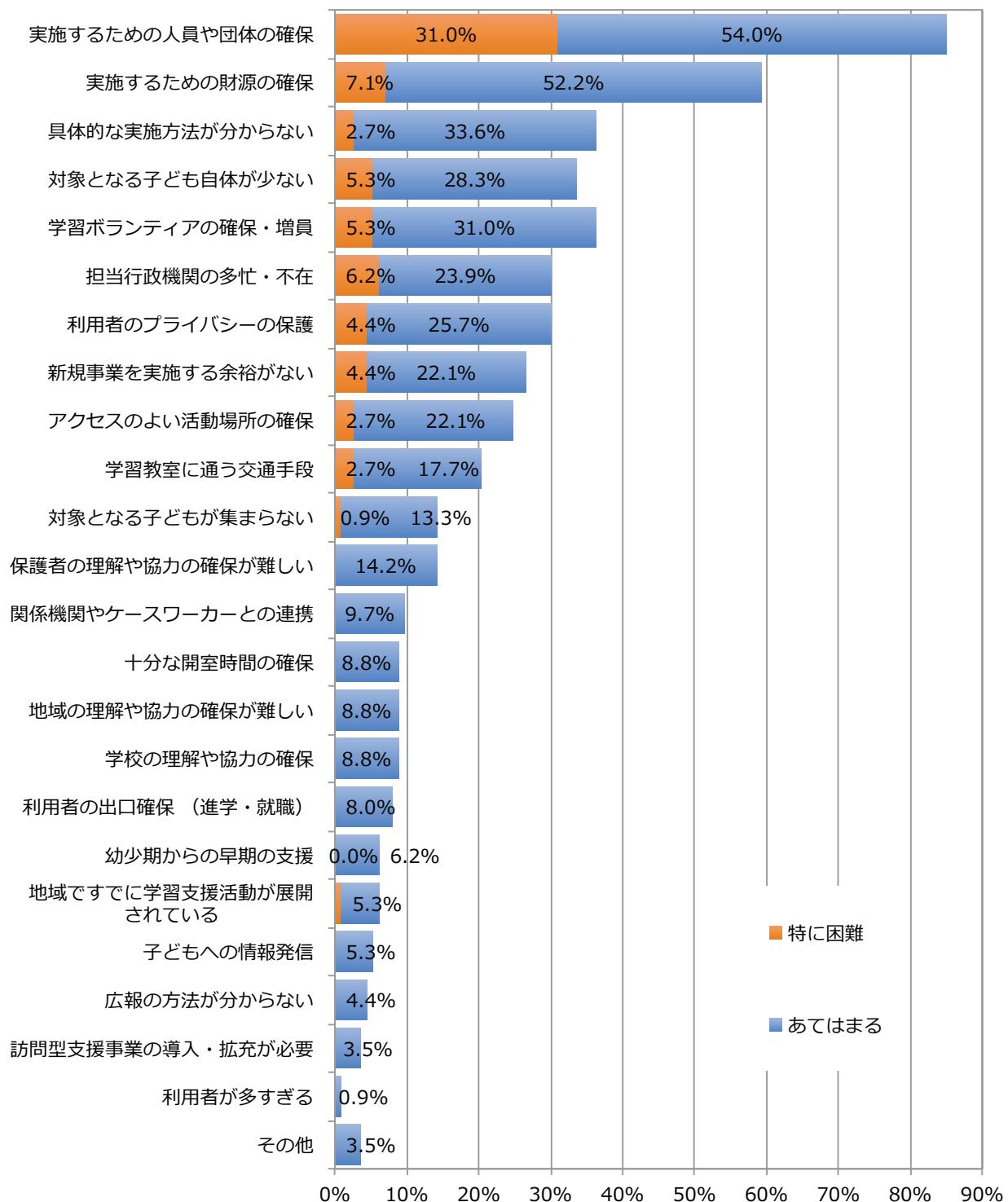


図1-5-2 都道府県の行う学習支援事業への協力が難しい理由
(Q24, 複数回答, n=113)

- ・ 図1-5-2において「現状では協力・実施することが難しい」と回答した113自治体(33.9%)に対し、都道府県の行う学習支援事業への協力が難しい理由を尋ねた。
- ・ 都道府県の学習支援事業への協力が難しい理由の最多は「実施するための人員や団体の確保」(「特に困難」+「あてはまる」=85.0%)であり、次点は「実施するための財源の確保」(同 59.3%)であるなど、事業実施のための人員や資源の不足が上位を占めている。これらは学習支援未実施自治体でも共通して理由の第1位・第2位に位置づくものである。
- ・ 人員資源不足の次に来ているのは「具体的な実施方法がわからない」(同 36.3%)であり、学習支援のノウハウが十分に浸透していないという側面がみられる。
- ・ その次に来る「対象となる子ども自体が少ない」(同 33.6%)もまた、未実施自治体でも3割を超えており、福祉事務所の有無にかかわらず学習支援事業の未実施理由として共有されている。
- ・ 「その他」には、「類似の制度も多く、区分も難しい。統合や整理が必要」などの自由記述回答が見られた。

(3) 対象外自治体の「子どもの貧困」対策事業の必要性認識

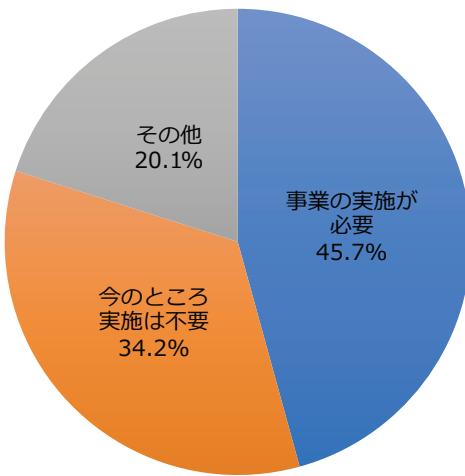


図1-5-3 対象外自治体の「子どもの貧困」対策事業の必要性認識
(Q25, n=304)

調査時点において福祉事務所が設置されていないために生困法にもとづく学習支援事業の対象外となっている887自治体に対し、学習支援事業にかぎらず「子どもの貧困」対策全般について事業の必要性を感じているか否か尋ねたところ、304自治体（34.3%）から回答が得られた。

① 「事業の実施が必要である」の割合および「必要な事業の具体例」

そのうち「事業の実施が必要である」と回答した自治体は45.7%にのぼった。必要な事業として挙げられたのは例えば以下である。

- ・ 保護者の就労支援。生活支援。
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置。
- ・ 子どもの居場所づくり事業。
- ・ 子どもの貧困に対する包括的支援をするための相談窓口を設置して、様々な機関につないでいくことが必要。
- ・ 子ども食堂。ただし、ボランティアの確保や食材の調達など課題が多く開設は難しい状況。また、すでに開設されている各地の状況を見ると、食べに来る親子が、本当に貧困層の人なのかの見極めが難しいと思う。
- ・ 子どもに直接的なサービスを提供できる事業。たとえば、学校から遠方に住んでいる児童生徒の通学（送迎）支援、生活（教育）用品の現物給付など。

② 「現在のところ事業の実施は必要でない」の理由

他方で「現在のところ事業の実施は必要ではない」は34.2%となっている。その理由の例として挙げられるのは以下である。

- ・ 人員の確保が困難。対象者数が少ない。
- ・ 現在ある制度（就学援助等）で足りると考える。
- ・ 県の委託事業で、社会福祉法人が自立相談支援事務所や子ども支援の相談事務所を近隣に設置しているため、町独自での実施は検討していない。
- ・ 貧困対策については、現在は県が事業を行っており、本町では要請があった事項について積極的に協力を行っている。町独自での子どもの貧困対策については総合戦略において目標設定を行っていない。貧困家庭に限定しない学習支援事業は行っている。

③ 「その他」の理由

「その他」（20.1%）の内訳および理由の例として挙げられるのは以下である。

- ・ 貧困となっている子どもの把握ができない。事業実施の必要はあると思うが、ニーズの把握から始める必要がある。
- ・ 必要であると考えるが、事業化の予定はない。来年29年度以降、県において学習支援事業を実施予定であるため。
- ・ 検討は必要と考えるが「子どもの貧困」となると対象が限定されてくるため他の子どもの政策との調整も含めた検討が必要と考える。
- ・ 「子どもの貧困」対策事業に限らず、住民からの要望があれば、その度に検討して、一般事業も含めて可能な事業を実施することになる。
- ・ 子どもの学習指導は、早目に行った方がよいが、どこからどの程度の支援を行うのか。子どもの利用人数と、当町は面積も広く地域が離れている所もあるので、地域の通所にするのか、町内全域に訪問型も実施するのかなど、いろいろな問題がでてくる。
- ・ 事業の実施が必要であるかわからない。生活困窮者事業の担当者では、子どもの貧困について、情報や知識がないため、実施が必要な人を把握できない。
- ・ すでに他の「子どもの貧困」対策事業を実施している。

(4) 自治体独自の「子どもの貧困」対策事業

調査時点において生困法にもとづく学習支援事業の対象外である 887 自治体に対し、子どもの貧困対策法以降に「子どもの貧困」問題に関する自治体で実施している学習支援事業以外の事業について自由記述式の回答を求めたところ、22 自治体から回答が得られた。以下にその例を挙げる。

- ・ 貧困対策としてではなく、すべての児童生徒に対し、学費給食費無料化や修学旅行、卒業アルバム全額補助等を行っている。また、相談等あれば生活面も含めた支援をしている。事業として制度化されていないが既存の制度のフル活用にて対応。
- ・ 直接的な貧困対策ではないが、保育料や給食費の無償化事業や公設民営の無料学習塾（高校生向け）を開設している（子育て支援の一環）。
- ・ 給食費の無償化と子ども医療費の無償化を実施。
- ・ 「対策法」の施行以前（H22 年）から、スクールソーシャルワーカーを小・中学校に配置し、担当機関と協力しながら子どもや家庭の支援を行っている。H28 年から増員になった。
- ・ 保護者負担軽減事業（スポーツ振興センター負担金、学級費補助金、修学旅行費補助金、校外活動費補助金、学校給食食費補助金、特別支援学級費補助金、対外運動競技等参加経費補助金）。学力向上対策事業（校内実力テスト負担金、英語検定料補助金、学力診断テスト委託料）。学び推進事業（土曜塾）。
- ・ 生活支援・食事支援。自治体内の小学校 1 年生から中学校 3 年生まで対象。各学校へ迎えに行き、午後 9 時まで開いている。給食あり。
- ・ ひとり親家庭の保育料無償化。
- ・ 子育て支援助成金の対象拡大。
- ・ 子どもの未来応援地域ネットワーク形成事業の実施。子どもの未来応援地域対策協議会の設置。子どもの生活に関する実態調査の実施。
- ・ こども園利用料の減額（低所得世帯）。高校生までの医療費無料化（全世帯対象）など。
- ・ 就学援助の充実・拡大。

¹ 広島県、島根県は県内全市町村に福祉事務所を持っており、県としての福祉事務所を設置してないため対象外自治体として集計している。また、宮城県富谷町は調査期間中に（2016年10月）に富谷市へと移行したが、調査開始時点では福祉事務所を設置していなかったため対象外自治体として集計している。

² 368自治体のうち2015年度に学習支援を実施していた自治体は270自治体である。その内訳は、調査時点まで事業を継続している自治体が261自治体、2016年度は事業を見合わせている自治体が4自治体（図1-2-2右図「実施検討中」のうち1自治体、「実施なし」のうち3自治体がこれに該当する）、学習支援事業以外（保護者への学習相談事業、居場所づくり事業）を実施していると回答した自治体が2自治体（「2017年度実施予定」1自治体、「実施予定なし」1自治体がこれに該当する。）、および無回答が3自治体であった。

³ 厚生労働省「平成27年度28年度事業実施状況調査」において2016年度4月時点の生困法学習支援事業実施自治体数として挙げられている423自治体には「実施見込み」の自治体も含まれている。厚生労働省「生活困窮者自立支援制度事業別委託先一覧」によると2016年7月時点において生困法学習支援事業を実施しているのは406自治体であった。本調査は調査時点における学習支援事業の実施の有無を集計したものであるため、上述の406自治体に含まれない自治体が17自治体含まれているが、それらが厚生労働省「平成27年度28年度事業実施状況調査」における423自治体に該当するか否かについては、423自治体のリストを所持していないため不明である。

⁴ 2015年度の学習支援利用者数の合計は、学習支援実施自治体の人口規模別平均利用者数が人口10万人未満=26.5人（108自治体中82自治体が回答）、人口10万人以上50万人未満=56.7人（158自治体中143自治体が回答）、人口50万人以上=226.1人（35自治体中34自治体が回答）であることから、 $26.5 \times 108 + 56.7 \times 158 + 226.1 \times 35 = 19734$ 人と推計される（ただし一部に生困法以外の事業費との相乗り事業の参加者を含む点には注意が必要である）。のべ利用回数も同様にして計算している。

⁵ 2016年度の学習支援利用者数の合計については年度途中であるため推計は難しいが、人口規模別平均利用者数が2015年度と変わらないと仮定すれば、調査時点における学習支援実施自治体数は人口10万人未満が180自治体、人口10万人以上50万人未満が208自治体、人口50万人以上が37自治体、計423自治体であることから、 $26.5 \times 180 + 56.7 \times 208 + 226.1 \times 37 = 24929$ 人と推計される。

⁶ より具体的には、2015年度学習支援実施自治体のうち学習支援事業実施場所（Q7）について「支援者自宅」のみを回答した自治体を指す。

第2章

団体アンケート調査

1. はじめに

本章では、生活困窮者自立支援法（以下、生困法）にもとづく学習支援事業を実施した団体に対する調査結果を報告する。

2. 調査の方法

- 2016年11月に、厚生労働省のリストにもとづき、生困法学集支援事業を実施する428団体（自治体直営団体95、民間委託団体333）に対して計524部のアンケート調査票を配布した。学習支援実施団体数より配布票数が多いのは、例えば1つの団体が10以上の自治体から受託している場合等があるためである。
- 翌1月までのあいだに回収された調査票は354部であった。ただし、前述のとおり1つの団体が複数の自治体の事業を受託していたり、逆に1つの自治体で複数の団体が事業を実施していたりするため、1団体に1つの調査票が対応するように再集計を行った（表2-2-2）。その結果、対象団体数は425団体、有効回答団体数は333となった（有効回収率78.4%）¹。
- なお、上記333団体のうち、2015年度から生困法にもとづく学習支援事業を実施していた団体は201団体、2016年度から実施した団体は117団体、開始年度不明が15団体である。

表2-2-1 調査票の回収状況

	配布部数	回収部数
自治体直営	95	82
受託団体	429	272
計	524	354

表2-2-2 調査票の回収状況（団体ごとの再集計）

対象 団体数	有効回答 団体数	有効 回答率
425	333	78.4%

3. 調査結果

(1) 実施団体の種別と開始年

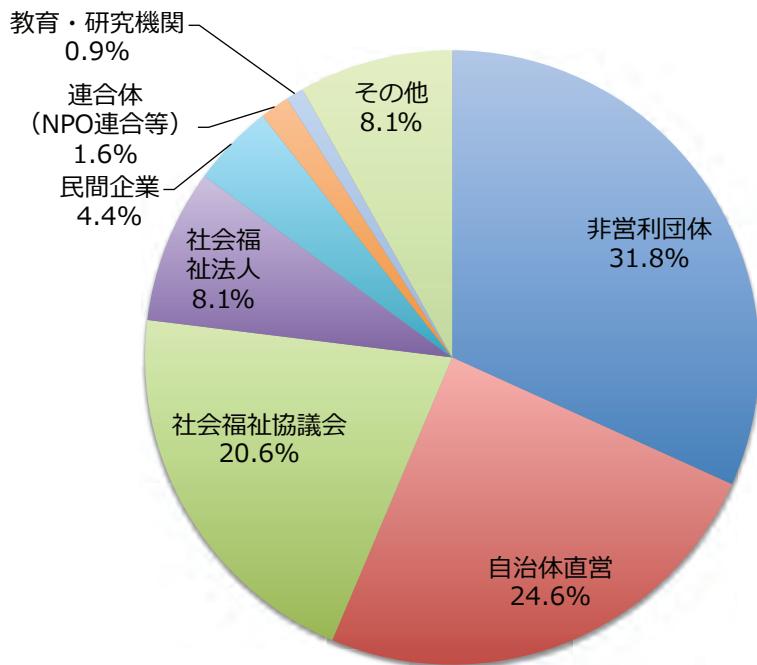


図2-3-1 実施団体の種別 (Q3, n=321)

- 事業形態の上位は「非営利団体」(31.8%)「自治体直営」(24.6%)「社会福祉協議会」(20.6%)となっている。「その他」には「公益社団法人」や「一般社団法人」などが含まれる。

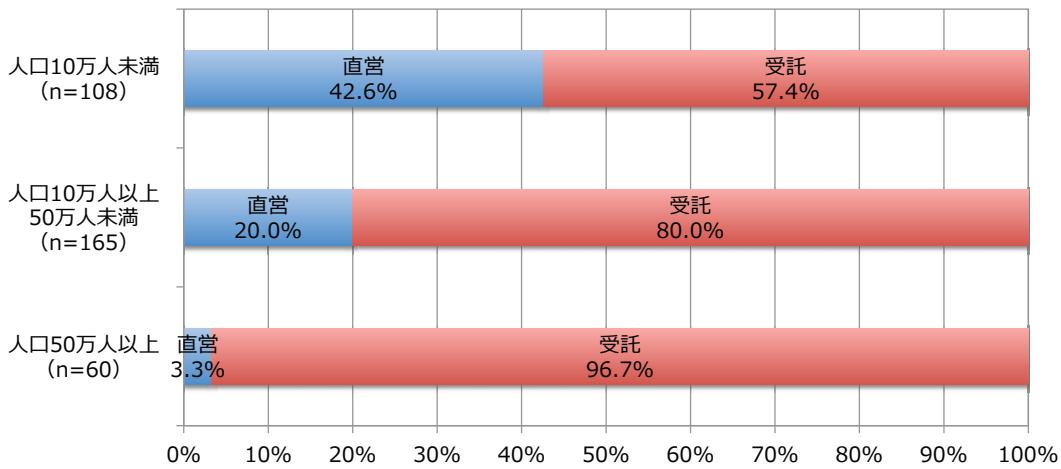


図2-3-2 自治体の人口規模別にみた団体委託方式の比率 (n=333)

- 「自治体直営」とそれ以外の「受託団体」の比率を人口規模別に表したのが図 2-3-2 である²。
- 人口規模が大きくなるほど、受託団体の割合が顕著に増える。その要因としては、人口規模の小さな自治体では委託可能な団体が少ないという可能性が考えられる³。

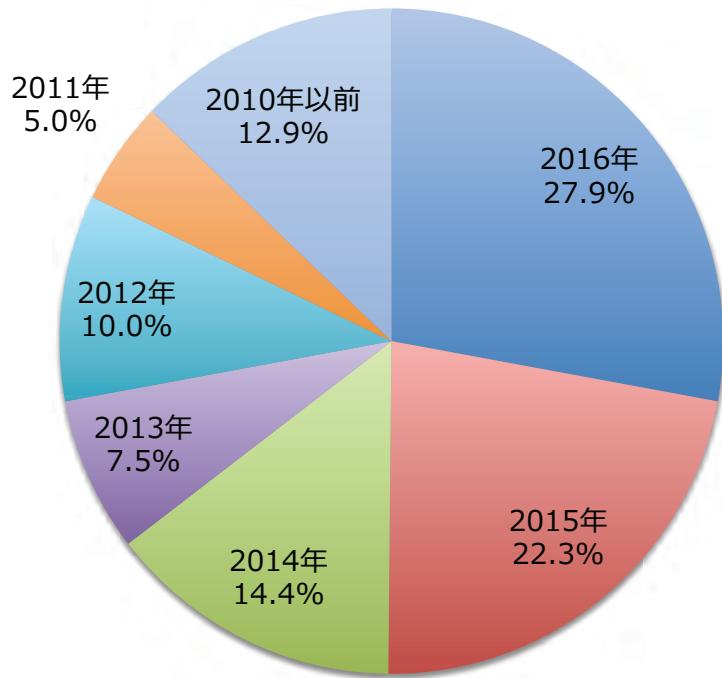


図2-3-3 事業開始年 (Q1, n=319)

- 各団体が学習支援事業をいつから実施しているかを尋ねたものが図 2-3-3 である。上記には生困法学集支援事業以外の学習支援事業も含む点に注意が必要である。
- 事業開始年に関しては、生困法が施行された 2015 年度以降に事業を開始した団体がおよそ半数を占めているが、2010 年以前から学習支援事業を独自に実施している団体も 1 割程度存在する⁴。

(2) 学習支援の実施形態（教室型・自宅訪問型など）

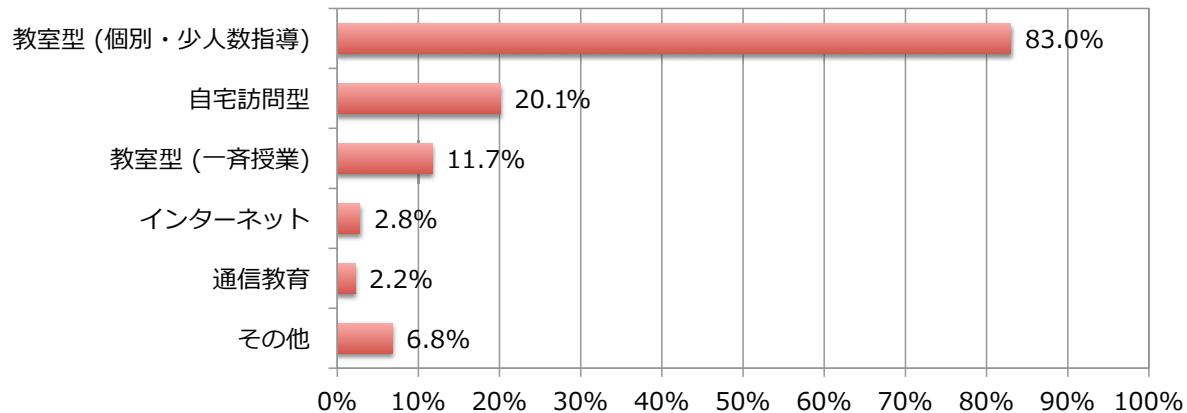


図2-3-4 学習支援の実施形態 (Q4, 複数回答, n=323)

- 図2-3-4は、回答のあった団体のうち各方式について「あてはまる」と答えた団体の割合を示すものである。合計が100%を超えるのは複数の方式を併用している団体が存在するためである。
- 学習支援事業の実施方法については、「教室型（個別・少人数指導）」が最も多く8割の団体が採用している。
- 「その他」に含まれるのは「合宿（1泊2日）、職業見学会（1日）」「居場所型」などである。

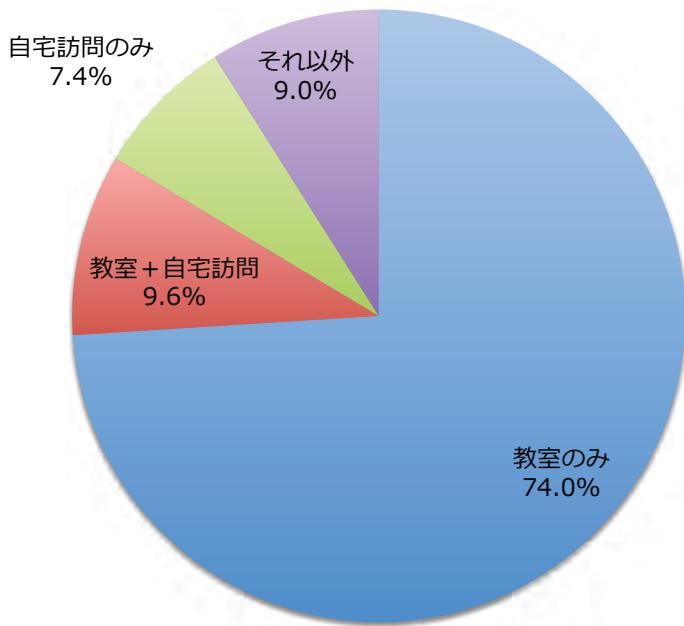


図2-3-5 学習支援事業の実施形態 (Q4, 4類型, n=327)

- 図2-3-4の複数回答の結果を「教室のみ（個別・少人数指導・一斉授業のいずれも含む）」「教室+自宅訪問」「自宅訪問のみ」「それ以外⁵」の4類型に再集計したものが図2-3-5である。
- 教室型事業を実施している団体が大多数（「教室のみ」+「教室+自宅訪問」=83.6%）を占めており、「自宅訪問のみ」の団体は1割未満である。

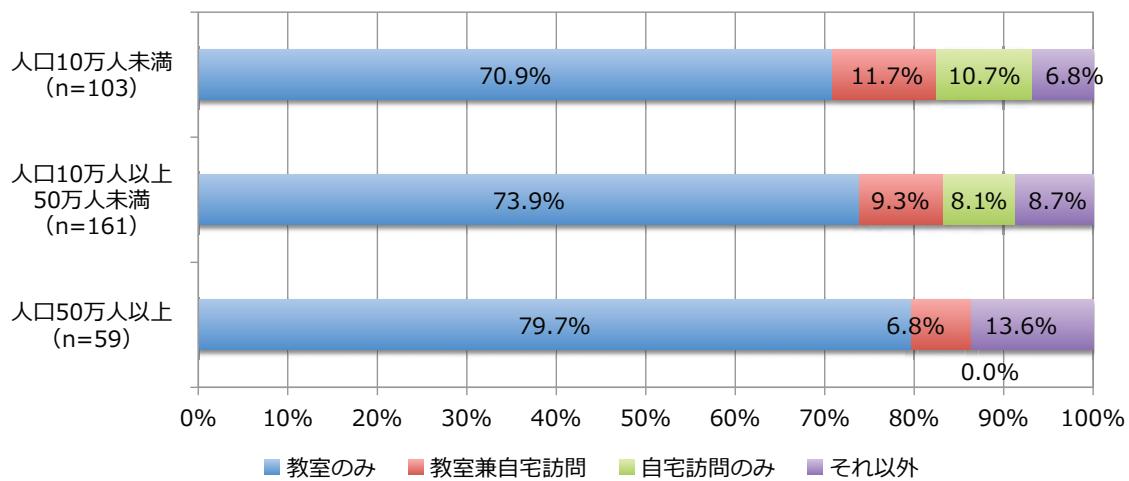


図2-3-6 人口規模別に見た学習支援事業の実施形態 (Q4, 4類型, n=323)

- 人口規模ごとに事業形態を見てみると、人口規模が小さい自治体ほど教室型以外の方法を用いる場合が多くなる傾向が窺える⁶。この要因の一つには、人口規模の小さい自治体ほど教室へのアクセスが難しいことが考えられる。

(3) 教室数

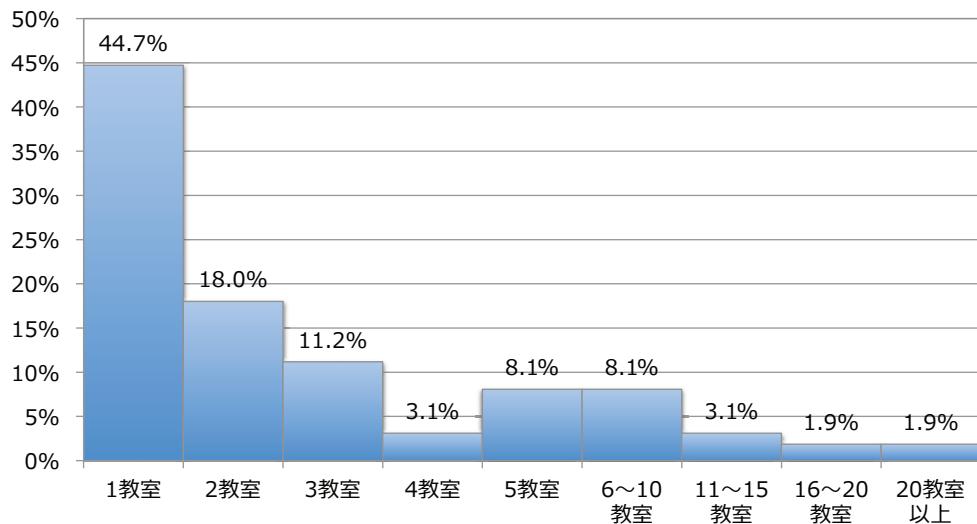


図2-3-7 2015年度末の教室数 (Q5, n=155)

- 2015年度に教室型を採用していた155団体の教室数の分布が図2-3-7である。
- 最も多いのは「1教室」(44.7%)であり、2教室以下の団体が全体の6割を占める。他方で10教室以上の団体も1割程度存在しており、最大は30教室となっている。

(4) 事業実施回数

表2-3-1 事業実施回数 (Q6, 2015年度)

1教室あたり事業実施回数		
	平均値	中央値
全体 (n=169)	73.4	48.0
直営 (n=32)	49.0	40.5
委託 (n=137)	79.1	50.0

訪問実施回数		
	平均値	中央値
全体 (n=29)	417.3	120.0
直営 (n=9)	642.4	315.0
委託 (n=20)	316.0	60.0

- ・ 2015 年度に学習支援事業を実施した団体に対して、当該年度に何回事業を実施したか尋ねた結果が表 2-3-1 である⁷。教室・訪問のそれぞれを事業形態として採用している場合のみ集計している。
- ・ 2015 年度の 1 教室あたりの教室事業実施回数は直営団体で平均約 49 回、委託団体の場合は平均約 79 回となっている。中央値が示すのは直営方式では半数の団体の 1 教室あたりの開室回数が 41 回以下であるのに対し、委託方式では 50 回以下であるという点である。委託団体のほうが直営団体よりも教室開室回数が多くなっている。
- ・ 一方で、2015 年度の訪問実施回数（教室併用型を含む）は直営団体で平均 642.4 回、委託団体は平均 316 回となっており、中央値を見ても、直営団体のほうが委託団体よりも訪問実施回数が多くなっている。

表2-3-2 人口規模別・1 教室あたり事業実施回数 (Q6, 2015年度)

人口 10 万人未満	自治体数	平均回数	中央値
全体	40	53.0	41.8
直営	18	47.0	38.5
委託	22	58.0	47.0

人口 10 万人以上 50 万人未満	自治体数	平均回数	中央値
全体	84	73.6	44.6
直営	13	51.3	48.0
委託	71	77.7	44.0

人口 50 万人以上	自治体数	平均回数	中央値
全体	45	90.9	74.0
直営	1	55.9	55.9
委託	44	91.7	76.2

- ・ 教室型を採用する団体の 1 教室あたり事業実施回数を人口規模別に集計したのが表 2-3-2 である。
- ・ 自治体の人口規模が大きい団体では、教室数を増やすだけでなく、教室ごとの事業実施頻度が多くなっている実態が窺える。

(5) 開催曜日・1日あたり活動時間

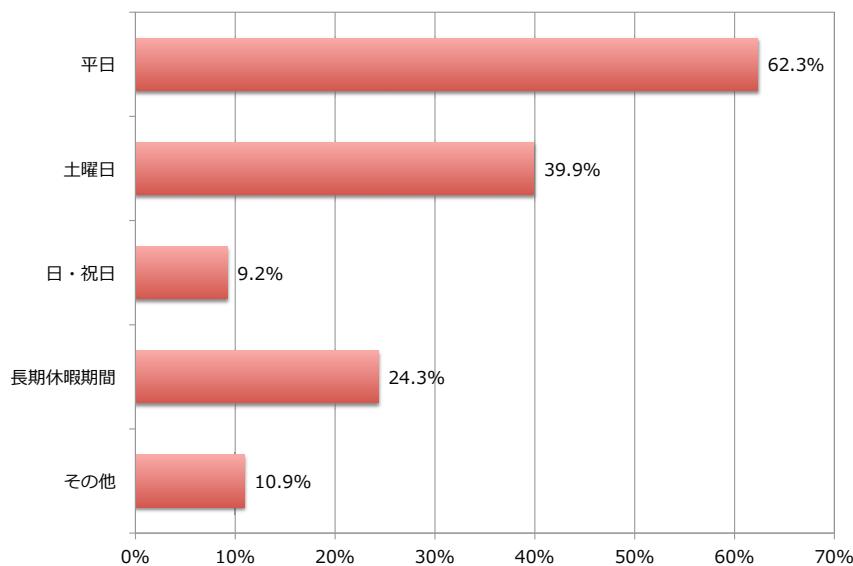


図2-3-8 事業の実施曜日 (Q7, 複数回答, n=238)

- 調査時点において教室型学習支援事業のみを行っている団体の開催曜日の分布を示したもののが図2-3-8である⁸。
- 平日開催は全体の6割であり、それ以外は基本的に土曜日・日・祝日に開催している。
- 長期休暇期間のみに事業を実施している団体も11団体(4.6%)存在する。
- 「その他」には、「テスト前」や「高校入試直前」などが含まれる。

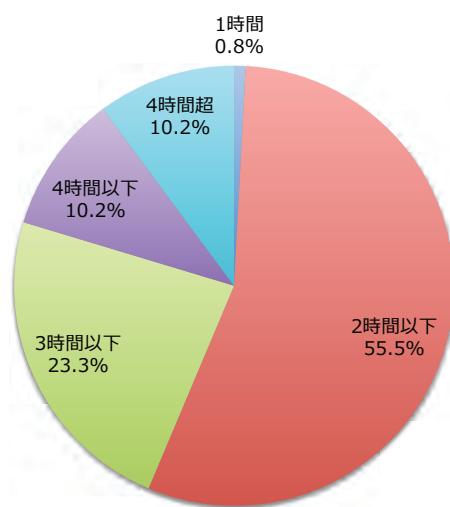


図2-3-9 1日あたりの活動時間 (Q8, n=236)

- 教室型学習支援事業のみを行っている団体の調査時点の「1日あたり活動時間」が図2-3-9である。
- 1日あたりの活動時間は「2時間以下」の団体が過半数(55.9%)を占めた。
- 上記には、長時間開室してその時間内で各利用者のニーズに応じた自由な利用を可能としている等、実際の各利用者の利用時間と異なる場合も含まれる。

(6) 振り返り時間

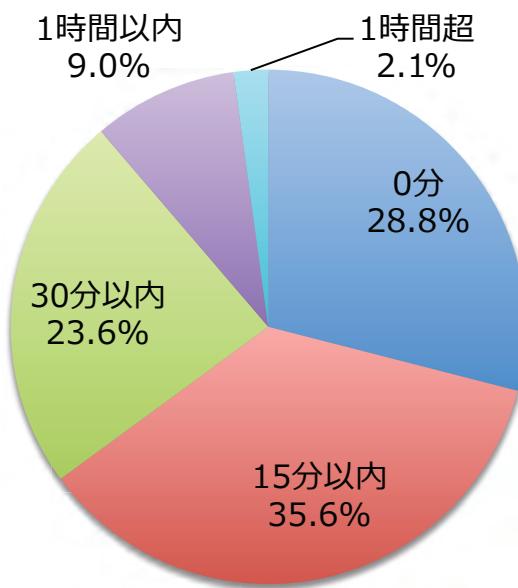


図2-3-10 事業実施後の振り返り時間 (Q9, n=233)

- 教室型学習支援事業のみを行っている団体の調査時点における「事業実施後の振り返り時間」を示したのが図2-3-10である。この設問はあくまで学習支援教室の実施直後に振り返りを行っているか問うたもので、研修などの形で行っている振り返りは含まれていない。
- 事業実施後の振り返りについては、行っていない場合が28.8%、「15分以下」の団体が35.6%となっている。その理由としてヒアリングで挙げられたのは「施設の時間的制約があって振り返り活動が難しい」などであった。
- 他方で、毎回の振り返り活動を「30分以上」行っている団体も1割ほど存在している。

(7) 学習支援以外の活動有無

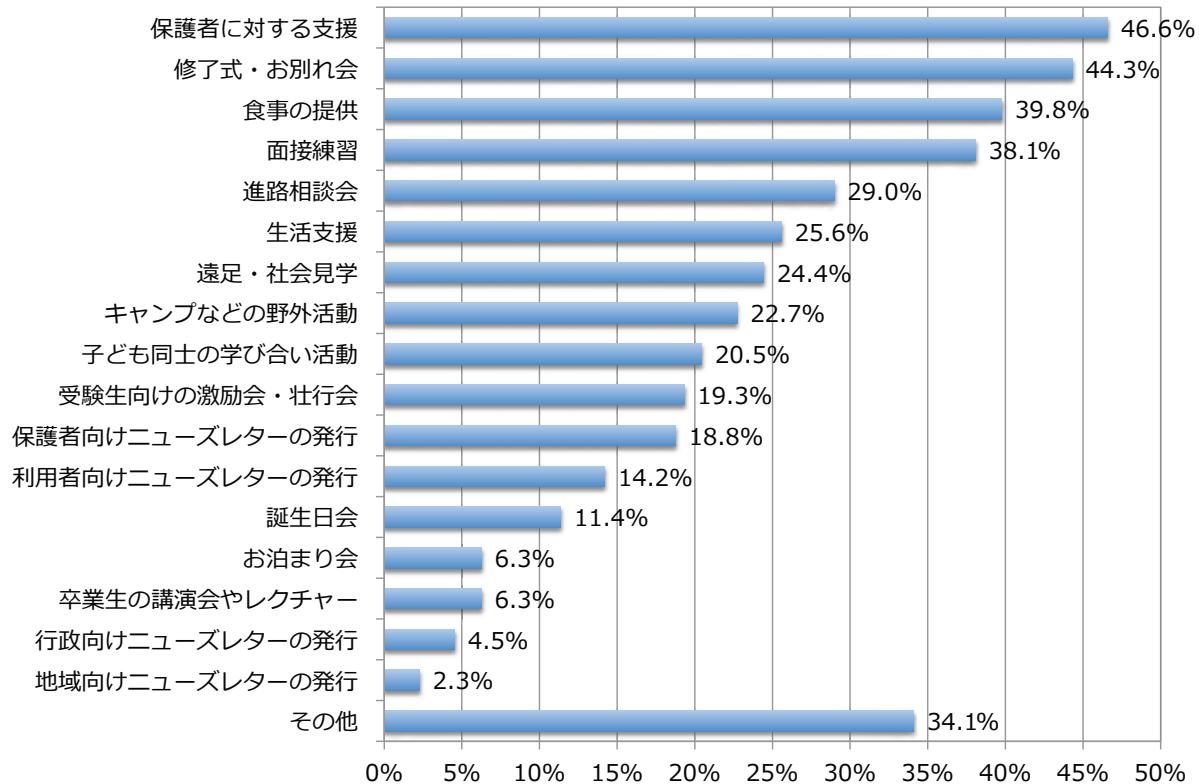


図2-3-11 学習支援以外の活動の有無 (Q13, 複数回答, n=176)

- 2015年度に学習支援事業を行った201団体に対して、学習支援以外の諸活動の実施の有無を尋ねた結果を図2-3-11に示した。
- 「保護者に対する支援」(46.6%)、「修了式・お別れ会」(44.3%)、「食事の提供」(39.8%)、「面接練習」(38.1%)の順となっている。
- 「その他」に含まれるのは「クリスマス会」などのレクリエーションのほか「保護者向けの進路説明会」や「三者面談」などである。

(8) 個人情報の収集管理

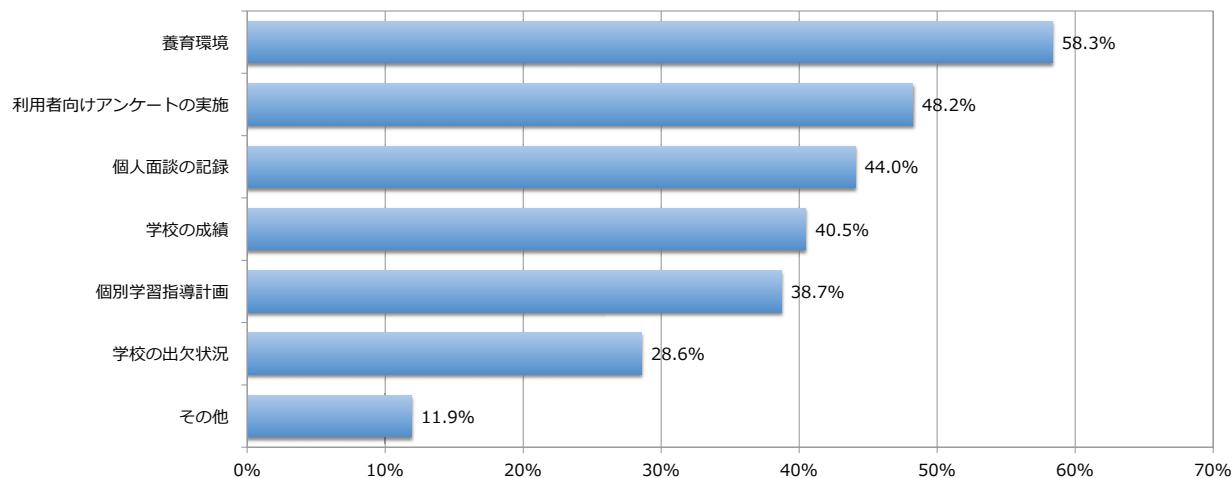


図2-3-12 利用者個人情報の収集管理 (Q14, 複数回答, n=168)

- 2015年度に学習支援事業を行った201団体に対して、利用者個人情報の「組織的な収集管理」の有無を尋ねた結果を図2-3-12に示した。
- 最も多かったのは「子どもの養育環境（生活習慣、習い事、食事、家族関係など）」（58.3%）であり、「利用者向けアンケートの実施」（48.2%）「個人面談の記録」（44.0%）などが続いている。
- 「その他」に含まれるのは「学校関係者（SSW含む）との面談記録」「塾への出欠記録」「子どもの学校での状況等について担任に問い合わせを行う」「就学援助受給状況の確認（教育委員会宛の個人情報共有同意書を提出してもらっている）」「緊急連絡先」「受講状況等の記録・日誌」などである。

(9) 学習支援事業にかんする組織運営の特徴

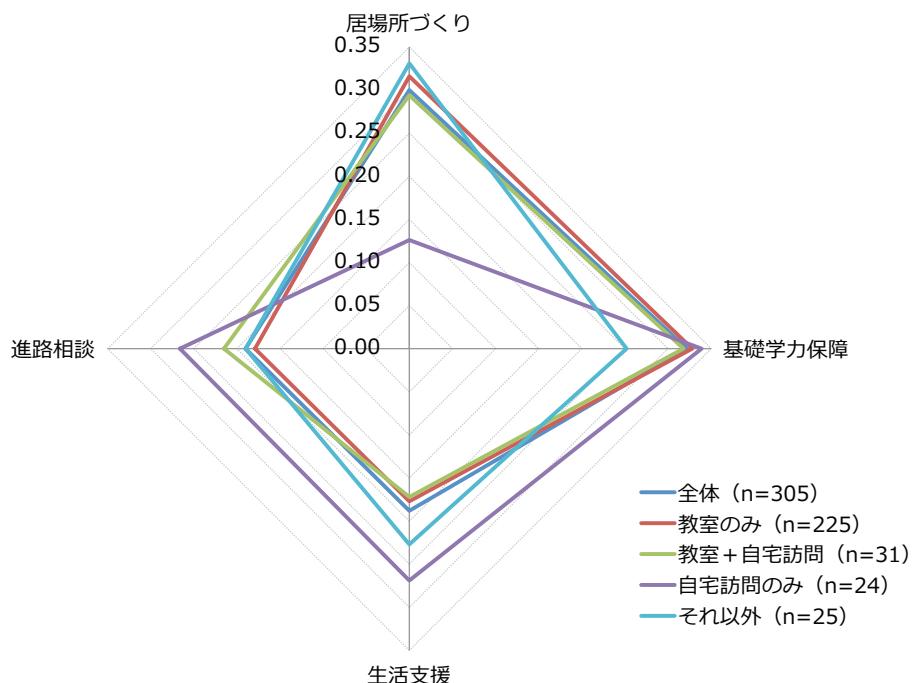


図2-3-13 実施形態別に見た重点目標の平均値 (Q15, n=305)

- 図2-3-13は学習支援事業に関する4つの目標、①居場所づくり（利用者とスタッフの信頼関係の形成、仲間づくり）、②基礎学力保障（基礎的内容の学び直し、学習習慣の改善、学業成績の向上）、③生活支援（生活スキル育成、衣食住の改善、生活習慣の改善、家庭での養育の支援）④進路相談（進学先・就職先の紹介や就労支援、中退防止、登校促進）について「一般論として、特にどの領域に力を入れているか」を尋ねて一对比較してもらい、回答結果をもとに4項目の合計が1になるように再計算したAHP得点の分布を示したものである。
- 全体の傾向としては「居場所づくり」と「基礎学力保障」を重視する団体が多いが、その内実は事業実施形態によって大きく異なっている。「自宅訪問のみ」の団体においては「居場所づくり」が低く、その分「生活支援」や「進路相談」の得点が高くなっている。「自宅訪問」は個別支援であり既に存在する「居場所」に出向くものであるため「居場所づくり」の重要度が相対的に低くなることは理解しやすいが、地理的要因によって教室型が困難であるために次善の選択肢として自宅訪問型が採用されているケースや、逆に予算的制約から自宅訪問型の次善の選択肢として教室型が採用されている場合もある。今回の「重点目標」は団体の「真の目標」とは区別して理解される必要があるだろう。

(10) 事業運営上の課題とその対策

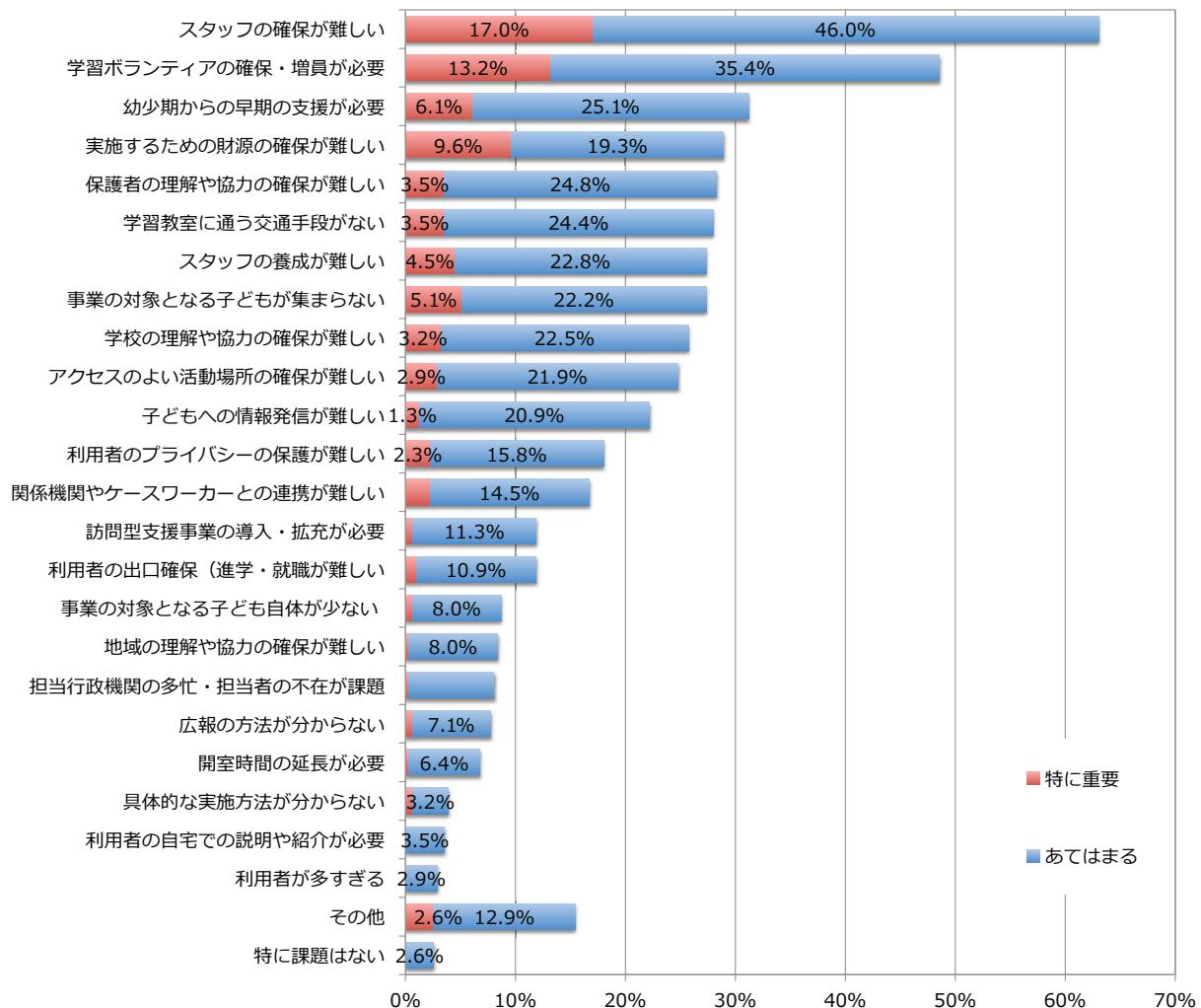


図2-3-14 事業実施上の課題 (Q16, n=311)

- 調査時点において学習支援を実施する333団体に事業実施上の課題を尋ねた結果が上図である。
- 事業実施上の課題については、「特に重要」な事項として「スタッフの確保」(17.0%)「ボランティアの確保・増員」(13.2%)「財源の確保」(9.6%)が挙げられている。後述するように、人口50万人以下の自治体では専任の有給スタッフが平均して2人に届いておらず(表2-3-8)、非常勤職員やボランティアに頼っている部分が大きい現状があることが一因だと思われる。
- 事業運営の資源不足と並ぶかたちで「幼児期からの早期の支援が必要」(特に重要6.1%、あてはまる25.1%)との声が現場サイドから上がっていることは特筆に値する。近年、幼児期からの手厚い生活保障や教育など早期の取り組みが生活に困窮する子どものその後の人生に様々な好ましい影響を与えるという実証的知見が注目されているところであり、今後検討が必要であろう。

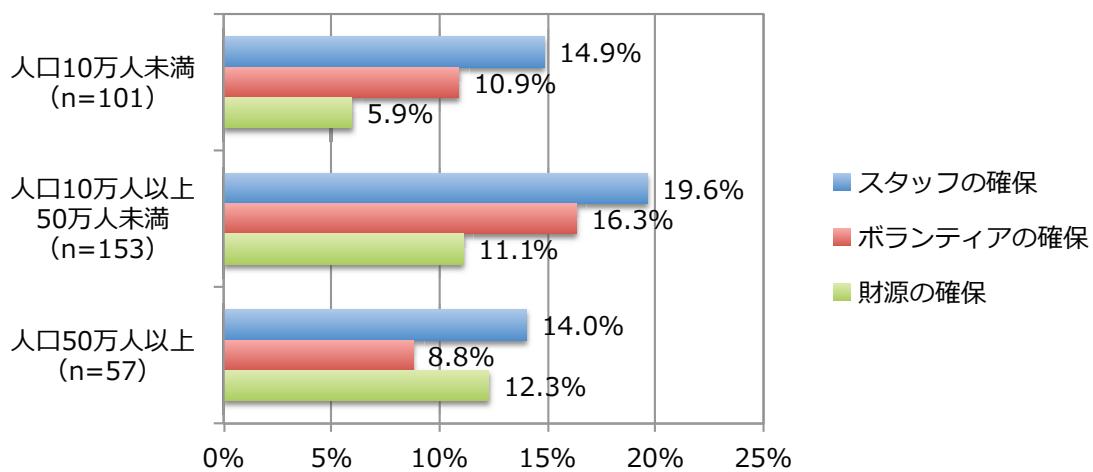


図2-3-15 人口規模別・事業実施上の課題 (Q16, n=311)

- 図2-3-14に関連して、自治体の人口規模別に「スタッフの確保」「ボランティアの確保」「財源の確保」について「特に重要」と答えた団体の割合を集計したのが図2-3-15である。
- 自治体の人口規模の大小に関わらず「スタッフやボランティアの確保」を「特に重要」な課題として指摘する団体が多かったが、「財源」に関しては人口規模が大きいほど「特に重要」な課題として挙げる団体が多くなっていた。その要因として考えられるのは、大規模自治体ほど国庫による5割負担の上限を超えた総事業費の支出が多いこと、小規模自治体に比べて利用者が集まりやすくそれに対応するための財源が逼迫する等である。

(11) 機関連携

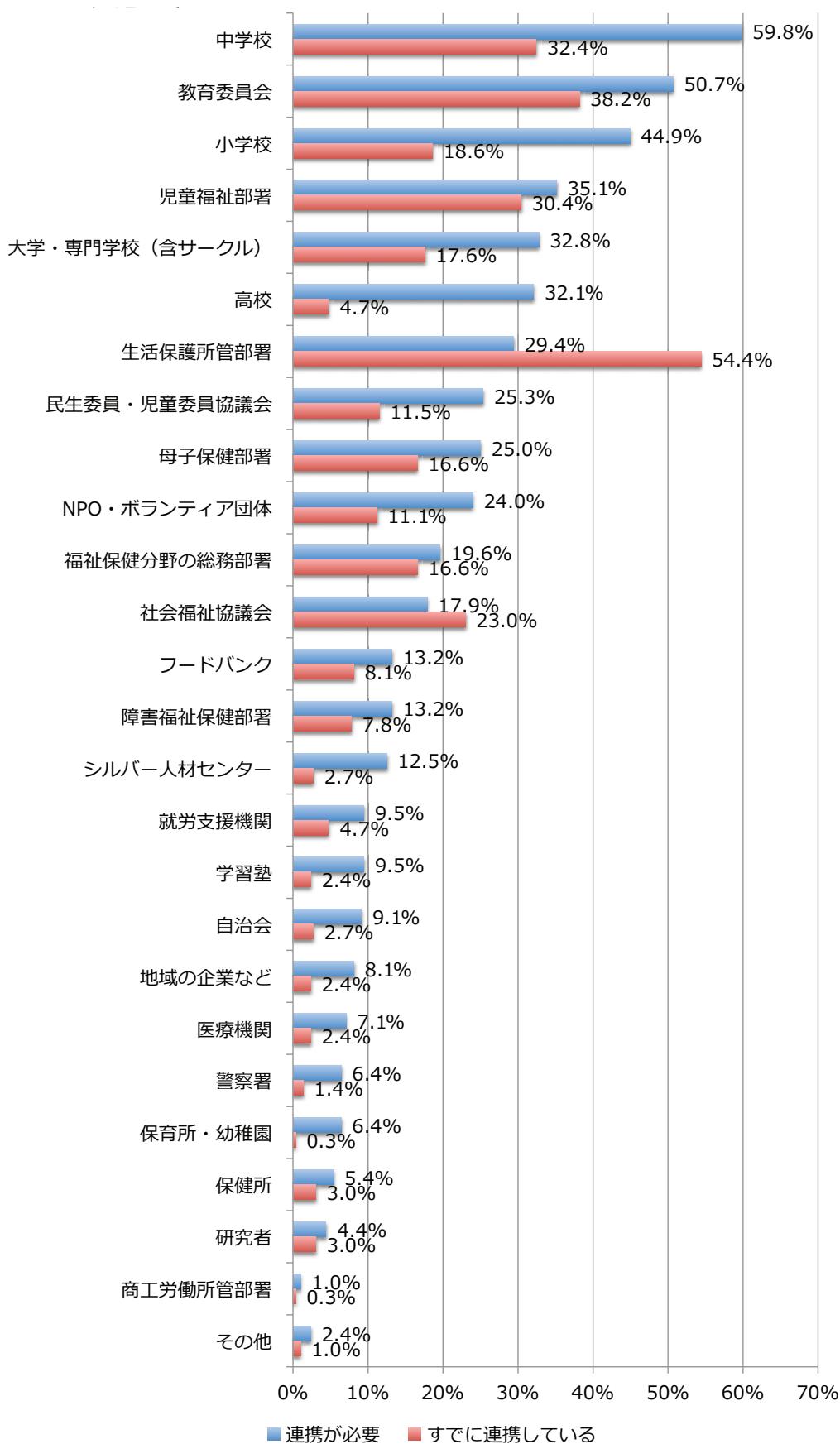


図2-3-16 今後連携の必要な機関とすでに連携している機関 (Q17, n=296)

- ・ 現時点において学習支援事業を行っている 333 団体に対し「連携ができるおらず今後連携が必要な機関」と「すでに連携のできている機関」について尋ねたものが図 2-3-16 である。
- ・ 連携している機関として多く挙げられているのは「生活保護所管部署」「教育委員会」「中学校」の順であり、「今後連携の必要な機関」として多く挙げられているのは「中学校」「教育委員会」「小学校」の順となっている。
- ・ 自由記述回答においては「生活保護世帯や母子世帯の子どもたちは学習支援とつながりやすいが、そうでない場合、教育委員会、学校に説明を行っても、個人情報の壁もあり学習支援が必要な子どもたちの紹介を受けることは困難。今年度（H 28 年度）夏休みの期間に夏休み限定の学習会を追加で実施しこの案内を中学校の協力を得て全生徒に案内してもらうことで夏休みの学習会から引き続き学習支援への参加につなげることができた。教育委員会や学校（スクールソーシャルワーカー含む）とのさらなる連携が必要である」や「個人情報の扱いで現時点では学校からは情報はいただけませんが、ちらしを配布していただけるようになり、これから学校と距離を縮め、連携していきたい」など、個人情報の壁によって学校との連携が難しいとの記述が見られた。

(12) 自治体との打ち合わせ回数

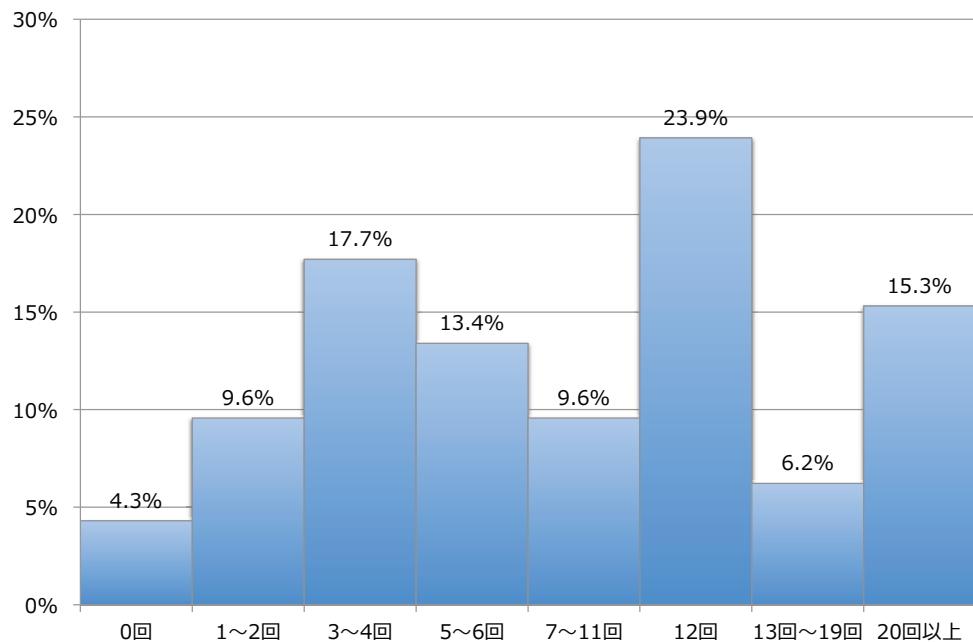


図2-3-17 自治体との打ち合わせ回数
(Q18,直接面会のみ, n=209)

- 生困法に基づく学習支援事業を自治体から受託している 242 団体（自体直営方式を除く）に対して、調査時点において自治体担当者と直接顔を合わせるかたちでの打ち合わせを年に何回行っているかを尋ねたものが図 2-3-17 である。
- 最も多いのは月 1 回にあたる「年 12 回」(23.9%) であり、年間 6 回以下の場合が 45.0% を占めている。年間「20 回以上」の団体も 15.3% 存在している。
- 自由記述回答には、「自治体内各地域担当者と、県庁主催の会議以外に自主的に連絡を取ることもある」や「所管課の担当者と日々、メールや電話などを中心に細かに連絡を取り合い、確認しながら事業を進めています」など、直接的な打ち合わせ以外にも、自治体と密に情報連携をしていることがうかがえる。

(13) 利用者数

表2-3-3 平均利用者数 (Q19)

年間利用者数 (2015 年度, n=103)

	平均値	最小値	中央値	最大値
小学生	11.9	0	1	157
中学生	40.0	0	18	391
高校生	4.3	0	0	80
中卒・高校中退者	0.7	0	0	34
その他	0.9	0	0	44
計	57.3	1	29	391

年間に 2 回以上利用した者の数 (2015 年度, n=114)

	平均値	最小値	中央値	最大値
小学生	11.0	0	1	157
中学生	43.1	0	18.5	455
高校生	3.9	0	0	80
中卒・高校中退者	0.7	0	0	31
その他	0.8	0	0	44
計	59.5	0	29	455

- ・ 2015 年度に学習支援事業を行った 201 団体に対して、当該年度の利用実人数を尋ねた結果が表 2-3-3 である⁹。
- ・ 年間利用者数の平均は 57.3 人であり、年間 2 回以上利用した者の平均は 59.5 人となった。
- ・ 年間利用者数の最小値が各カテゴリで 0 となっているのは、小学生・中学生・高校生など各カテゴリに対する事業を実施していない場合等が含まれるためである。

表2-3-4 人口規模・直営委託別に見た利用者数 (Q19)

人口 10万人未満		平均値	最小値	中央値	最大値
直営 (n=12)	小学生	9.3	0	0	78
	中学生	14.8	0	7.5	59
	高校生	3.0	0	0	18
	中卒・高校中退者	0.1	0	0	1
	その他	0.5	0	0	5
	計	27.7	3	16	78
委託 (n=13)	小学生	3.3	0	0	23
	中学生	7.9	0	0	19
	高校生	0.5	0	0	3
	中卒・高校中退者	0.3	0	0	4
	その他	0.0	0	0	35
	計	28.0	1	1	35

人口 10万人以上50万人未満		平均値	最小値	中央値	最大値
直営 (n=15)	小学生	32.3	0	6	157
	中学生	37.6	2	27	108
	高校生	6.9	0	0	80
	中卒・高校中退者	1.4	0	0	14
	その他	3.3	0	0	44
	計	81.5	2	43	340
委託 (n=39)	小学生	9.7	0	0	54
	中学生	33.7	0	16	391
	高校生	3.6	0	0	48
	中卒・高校中退者	0.1	0	0	1
	その他	1.0	0	0	24
	計	61.7	1	26	391

人口 50万人以上		平均値	最小値	中央値	最大値
直営 (n=1)	小学生	0.0	0	0	0
	中学生	140.0	140	140	140
	高校生	0.0	0	0	0
	中卒・高校中退者	0.0	0	0	0
	その他	0.0	0	0	0
	計	140.0	140	140	140
委託 (n=23)	小学生	9.0	0	0	40
	中学生	77.2	0	32	291
	高校生	6.9	0	0	64
	中卒・高校中退者	1.7	0	0	34
	その他	0.0	0	0	0
	計	94.8	6	48	353

- 表2-3-3のうち、2015年度に1回利用した者の数を人口規模別・直営委託別に見たものが表2-3-4である。利用者数は自治体の人口規模が大きいほど大きくなる傾向にあるが、人口1万人あたりの利用者数は自治体の人口規模に反比例しており、都市部で特に多くの利用希望者が潜在している可能性が存在する。

(14) 年間総事業経費

表2-3-5 年間総事業経費 (Q10)

全体	平均値	最小値	中央値	最大値
年間総事業費 (n=178)	952.9	3.9	437.0	8489.0
うち生困法補助 (n=143)	786.8	0	348.9	8489.0
うちその他 (n=137)	204.3	0	0	8001.3
人口 10万人未満	平均値	最小値	中央値	最大値
年間総事業費 (n=48)	220.6	3.9	123.1	1774.0
うち生困法補助 (n=43)	194.8	3.0	89.1	1495.0
うちその他 (n=42)	31.1	0	0	417.8
人口 10万人以上	平均値	最小値	中央値	最大値
50万人未満	平均値	最小値	中央値	最大値
年間総事業費 (n=87)	751.3	4.0	440.0	8272.8
うち生困法補助 (n=68)	566.2	0	371.0	7391.3
うちその他 (n=65)	249.3	0	0	8001.3
人口 50万人以上	平均値	最小値	中央値	最大値
年間総事業費 (n=43)	2178.1	14.0	1200.0	8489.0
うち生困法補助 (n=32)	2050.4	14.0	1000.0	8489.0
うちその他 (n=30)	349.5	0	0	3582.0

- 表2-3-5は2015年に学習支援事業を実施した201団体の年間総事業費(生困法以外も含む)を示したものである(単位:万円)。
- 平均は953万円だが、団体による差が大きく、最小値は3.9万円、最大値は8489万円となつた。
- 特に、自治体の人口規模による平均額に大きな違いがみられる¹⁰。
- 人口規模にかかわらず、事業経費が少ない団体の理由としては「より大きな予算を確保したものの対象者が多く集まらなかつたため経費がかからなかつた」「教員OBなどをボランティアとして活用することで諸々の経費を抑制できた」などの理由が挙げられていた。
- なお「うち生困法補助」の最小値0を計上した団体は、複数の事業費を用いて学習支援を行つており「生困法事業の対象となる利用者が現れなかつたため生困法補助が発生しなかつた」と述べている。

表2-3-6 教室1回あたりの事業費 (Q10, Q5)

	平均値	最小値	中央値	最大値
全体 (n=131)	5.4	0.2	3.6	47.2
人口 10万人未満 (n=31)	2.8	0.2	2.0	11.9
人口 10万人以上 50万人未満 (n=67)	5.2	0.4	3.5	27.3
人口 50万人以上 (n=33)	8.2	0.9	4.6	47.2

- 表2-3-6は2015年度に教室のみの形態で学習支援事業を実施した団体の、教室1回あたりの事業費（生困法以外も含む）を示したものである（単位：万円）。
- いずれの値においても、人口規模が大きくなるほど、事業費も大きくなる傾向が見られる。
- 全体で最小値（0.2）を計上した団体は、スタッフが有償ボランティア2人、利用者数4人と小規模な事業を実施しているが、教室1回あたりの事業費が1万円を下回る団体のなかには継続的な利用者が100人を超える団体もある。事業経費全体が少ない理由はいくつかの事例を表2-3-5の但し書きでも記したが、効率的な事業運営を行う団体にどのような特徴があるかについては、より詳細な調査研究が必要であろう。

(15) スタッフの人数

表2-3-7 スタッフの人数 (Q11)

全体 (n=197)

	平均値	最小値	中央値	最大値
有給常勤	2.9	0	1	152
有給非常勤	5.0	0	1	101
有償ボランティア	14.3	0	3	250
無償ボランティア	7.9	0	0	272
計	30.0	1	15	356

直営 (n=44)

	平均値	最小値	中央値	最大値
有給常勤	0.8	0	0	19
有給非常勤	3.0	0	0.5	25
有償ボランティア	7.4	0	0	51
無償ボランティア	4.5	0	0	54
計	15.7	1	10	54

委託 (n=153)

	平均値	最小値	中央値	最大値
有給常勤	3.5	0	1	152
有給非常勤	5.7	0	1	101
有償ボランティア	16.2	0	4	250
無償ボランティア	8.8	0	0	272
計	34.1	1	17	356

* 無償ボランティアには交通費のみ支給されている場合を含む。

- 2015年度に学習支援事業を実施した201団体の平均スタッフ数を示したのが表2-3-7である。
- 学習支援団体のスタッフ数の平均は30.0人であり、中央値から分かるとおり学習支援事業実施団体の半数は15人以下のスタッフで運営されている。スタッフ数には1人から356人まで大きな幅が存在する。
- 直営・委託問わず有給職員の数に対してボランティアの数が3倍近くとなっている。
- 平均で見た場合、委託方式の団体は直営方式の団体と比べて2倍程度の人員を擁しており、特に委託方式の団体の有給常勤数は直営方式の団体と比べて4倍となっている。これは人口規模の小さな自治体に直営方式が多いことも影響している。また直営方式の場合は、上記のほかに自治体職員が運営に参加している可能性が存在する点にも注意が必要である。

表2-3-8 人口規模別に見たスタッフの人数 (Q11)

人口 10万人未満		平均値	最小値	中央値	最大値
直営 (n=23)	有給常勤	0.4	0	0	4
	有給非常勤	1.6	0	0	12
	有償ボランティア	5.8	0	3	41
	無償ボランティア	4.6	0	0	54
	計	12.3	1	8	54
委託 (n=29)	有給常勤	1.0	0	1	3
	有給非常勤	1.0	0	0	12
	有償ボランティア	5.5	0	3	40
	無償ボランティア	3.1	0	0	30
	計	10.6	1	7	40
人口 10万人以上		平均値	最小値	中央値	最大値
50万人未満		平均値	最小値	中央値	最大値
直営 (n=20)	有給常勤	1.3	0	0	19
	有給非常勤	3.8	0	1	25
	有償ボランティア	9.7	0	0	51
	無償ボランティア	4.0	0	0	35
	計	18.8	1	17	51
委託 (n=79)	有給常勤	2.7	0	1	60
	有給非常勤	4.6	0	1	41
	有償ボランティア	13.0	0	2	98
	無償ボランティア	4.2	0	0	58
	計	24.3	1	17	104
人口 50万人以上		平均値	最小値	中央値	最大値
直営 (n=1)	有給常勤	0.0	0	0	0
	有給非常勤	18.0	18	18	18
	有償ボランティア	0.0	0	0	0
	無償ボランティア	13.0	13	13	13
	計	31.0	31	31	31
委託 (n=45)	有給常勤	6.9	0	2	152
	有給非常勤	10.2	0	2	101
	有償ボランティア	28.8	0	8	250
	無償ボランティア	20.7	0	0	272
	計	66.6	1	35	356

- 2015 年度に事業を実施していた団体の、当該年度における平均スタッフ数を人口規模別に見たものが表 2-3-8 である。
- 平均スタッフ数は自治体の人口規模が大きくなるほど大きくなる。また人口規模が大きくなるほど委託方式の団体の割合が増加し、スタッフ数も委託方式のほうが直営方式よりも多くなる傾向にある。

(16) スタッフ研修

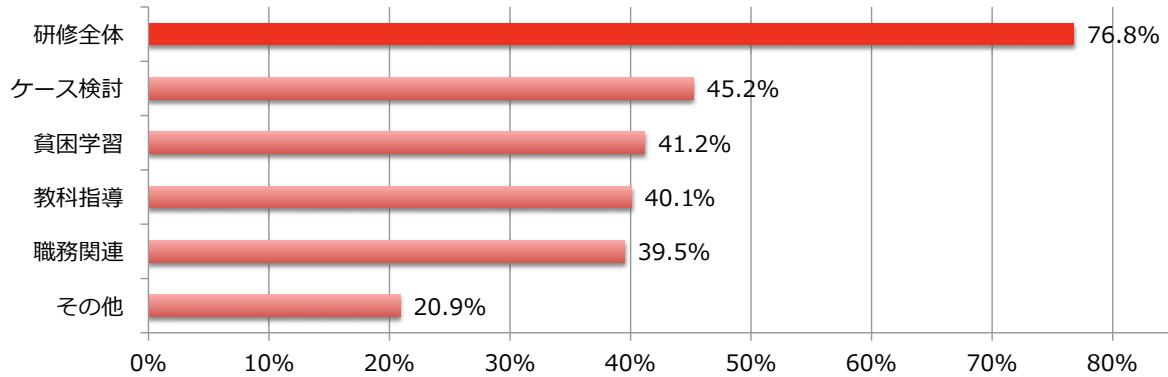


図2-3-18 スタッフ研修の実施有無 (Q12, n=177)

- 2015年度に学習支援事業を実施した201団体に対して、当該年度にスタッフ研修を実施したか尋ねた結果が図2-3-18である。内訳は①「貧困問題学習」(生活保護制度の仕組みなど)、②「教科指導」(教え方・教材の作成方法など)、③「職務関連」(仕事の進め方やマナーについての講習など)、④「ケース検討」(特定の利用者への対応方法についての会議など)、⑤「その他」となっている。
- 研修を2015年度間に1回以上行った団体は76.8%であり、内訳では「ケース検討」(45.2%)が最多となっている。
- 「その他」には、「障害」「不登校・ひきこもり」等に関する研修活動が多く含まれていた。

(17) 中学3年生の進路

表2-3-9 中学3年生の進路 (Q20, n=124)

平均値	
高校進学	95.5%
全日制進学	77.3%
就職・非就学非就労・不明	4.5%

表2-3-10 人口規模別に見た中学3年生の進路 (n=124)

		平均値
人口 10万人未満 (n=29)	高校進学	96.3%
	全日制進学	75.3%
	就職・非就学非就労・不明	3.7%
人口 10万人以上 50万人未満 (n=63)	高校進学	95.4%
	全日制進学	77.7%
	就職・非就学非就労・不明	4.6%
人口 50万人以上 (n=32)	高校進学	94.9%
	全日制進学	78.2%
	就職・非就学非就労・不明	5.1%

- 2015年に学習支援事業を実施しており、かつ中学3年生の利用のあった団体に対して、中学3年生の卒業後の進路について尋ねたのが表2-3-9、表2-3-10である。
- 高校進学率は95.5%、全日制進学率は77.3%であった（全日制進学率は高校進学者のうちの割合ではなく各団体中学3年生の利用者総数に対する割合の平均である）。
- 高校進学率については、自治体の人口規模による大きな差異は見られなかった。

(18) 学習支援活動の成果や課題 (Q21, 自由記述)

最後に、各団体の学習支援活動の成果や課題、普段感じていること等について自由に記入していただくよう依頼したところ 120 団体から回答が得られた。自由記述の内容については長文かつ丁寧である場合が非常に多かった。以下に例を挙げる。

① 成果

- ・ 友だちづくりや学校生活で不安をもっていた子どもが学習会で他の学校の子ども達と友だちになり明るくなった様子やにがてな教科をとりくめるようになりテストの点数があがったと喜ぶ様子から自信ややる気がでてきたと感じます。ひとりひとり様々な環境でくらしていますが、「安心して楽しくすごせる場所」と信頼できる大人がいるということ、自分がみとめ受けとめられる事がわかると自然に勉強したり心をひらいて打ちとけてくれます。他機関へは出向いていき情報交換や研修会などに参加して交流しています。ケース会議などにも参加しています。
- ・ 毎週一回の学習支援教室だが、2年目に入り、3年生6名と2年生2名の計2人の生徒が通室している。特に3年生は真面目で、定期テストの前も意欲的で学習日に欠席することなく、継続して頑張っている。その成果もあり、定期テストの結果も得点が上がったと喜んで報告してくれる。大変素直な生徒達で、和やかな雰囲気の中で落ち着いて学習している。現在の課題は、生徒の通学手段と対策さらにスタッフの増員である。
- ・ 北医療生協は、医療福祉・介護中心の事業を推進している生協組機ですが、地域における生活支援も大切な支援と考え取り組んできています。生協組織の強みは、地域に組合員さんが存在して、学習支援に対しても、高い感心を持ってみえる方も多く、そのような組合員さんにたすけられて、現在があります。他機関との関係では、行政（特に生活保護関係）とのつながりが強くなり、いっしょに対応できることが多くなった点は、大きな前進と考えています。
- ・ 訪問型の学習支援を行うことによって、家庭状況をいち早く把握し、関係機関と共有、連携することができている。また家庭内に学習するためのスペースをつくることが子どもが机に向かう習慣、子どもが楽しんで勉強するきっかけとなった。基礎学力が著しく上がったケースもある。訪問により鮮明になった家庭環境の改善を並行して進めることができ、重要な課題であり、訪問に対する事前の調整などを慎重に行う必要がある。通常連携の弱い（教委←→自治体）のパイプ役としての効果も強く感じる。
- ・ 挨拶ができるようになった。大学生ボランティアがよきモデルとなって「私もある風になりたい」という言葉がきかれた。高校をあきらめていた子が○○高校に行きたい」と意思表示ができるようになった。発達障害のある子が福祉サービスの利用ができるようになった。
- ・ 〈成果〉 ○親の就労支援を行うことで、家庭の収入増が得られ、親の経済的・精神的安定が期待できた。○親が子どもの実態や発達に関心を持つようになり、養育態度に変化が見られ

た。子ども自身も自分の特性を知つてから生活態度が落ち着いてきた。○家庭学習の習慣がついてきた。○明るくなつた。

- ・ 中学卒業後、学力的に定時制又は就職に進むしかなかつた進路が全員全日制の高校に進むことができた。学力がついてきたことにより、各自の自信・肯定感が高まり、学校内でのイジメ等の解決につながつてゐる。
- ・ 支援に入る大学生が、子どもたちの状況を知り、ケースワーカーを目指し自治体へ就職した。
- ・ 塾の現場の講師から子どもたちの小さな変化の気づきを報告していただき、子ども家庭支援センターに報告することもあつた（家庭の支援につながつた）。

② 課題

- ・ H26年度までは事務所を本部校とし1ヶ所で開校したため、スタッフが常勤し、気軽に訪れる環境作りができ、生徒たちとの関係も良かった。委託元が目指す生徒の居場所作りと学びの場所としては目的を果たせていると思う。しかし、H27年度から教室を複数にしたため、サテライト教室はあくまでも学習が主な「場所」になり、支援機能としては、26年度の本部と同じように生徒との関係を作ることが難しかつたと思われる。教室分散によるメリット・デメリットを考えると次のことが考えられる。【メリット】生徒の立場からは、できるだけ自宅から近いところで学ぶことができて、負担も少なく参加しやすい。また、部活などがあった場合も時間をロスすることなく参加が可能。地域に教室を置くことにより、学習ボランティアも地域から募ることができ、連携をとることもできる。【デメリット】居場所作りが出来ない。生徒が分散するため、交友を深める機会が失われる。生徒が集う場所が固定されるために、スタッフとの関係も充分に取れなくなる。校区内の生徒は、近所の方と顔を合わせるため、逆に来所しにくいとの声もある。
- ・ 利用者（中三）のプライバシーのことで進路指導等に不安を感じる。学校との連携が困難である（どこまで踏めるか・・・）。同様に親（保護者）との連携に悩んでいる。
- ・ 本市は直営で実施しているため、実施箇所を増やすにも直営では限界があります。箇所を増やすには、受け皿となる団体が必要ですが、こちらが求める条件（ボランティアの活用、毎回のカンファレンスの実施等）に対応できる団体を探すのが困難な状況です。毎回、生活協同組合様の協力により、子ども・ボランティアともに軽食を提供しています。単なる食事の提供の効果以上に、子どもとボランティアの融和や、それを通じた子どもの問題の把握など、こちらが予想していた以上の効果があり、驚いております。
- ・ 2016年度より全16区にて中学生の学習支援を実施しています。対象は被保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯です。非常に有意義な事業だと思いますが、学校との連携が今後の大きな課題であり、行政もその方法について検討を開始しました。あとは有償の学生ボランティアの獲得が地域によっては課題となっています。
- ・ 慢性的に人材不足の状態にあり、事業規模の拡充がむずかしい。また、財源に限りがありボランティア等の確保にむずかしさを感じている。

- ・ 訪問等のアウトリーチ型の支援に対するニーズの高さを感じているが、費用・人員の確保が難しい。本事業は地域によっては費用対効果の立証が難しいと思われる。そのため、大学等の研究機関との連携により、教員志望者の人材育成の場として事業を活用することや、学力向上のみに限らない事業の有用性の立証等が図れると望ましい。
- ・ 平成27年度から生活困窮世帯が対象に切り替わったことにより（それまでは生活保護世帯）参加者間での生活状況の差、学力の差が大きく見受けられ、会場内での進め方に、より工夫が求められている。また、生活保護世帯については自治体（保護自立支援課）との連携でクリアできことが多いが、就学援助世帯への手立てが限られている。教育機関との連携強化が求められている。学習支援センター（大学生）育成のための研修が回数、内容を含め課題となっています。
- ・ 複雑な家庭環境で育った子どもや「発達障害」のある子どもが多く、どのようにして対処していくかわからない場合もある。学習以前のところに問題のある子どもには、学習以外の選択肢を用意してあげることも必要かとも思う。何らからの形で専門家と連携して、新しい支援のあり方を考えていきたい。
- ・ 非常に広いエリアに小さな町・村が点在しており、移動や日常的な他機関との連携が困難。それもあってまだまだ自治体、教育機関、その他関係機関への周知も充分ではなく、行政の強いリーダーシップが求められる。また、町・村教育委員会を通じて学校で案内を撒いてもらっても殆ど保護者からの反応がない。コミュニティが小さな郡部においては「生活困窮」の事業に参加することの抵抗が強くあるものと思われ、周知や事業名などの在り方に抜本的な再考も必要と思われる。
- ・ 実施地域の中学校では原則、部活が休みの日がないため、教室の実施時間と部活動の時間が重なってしまい、早めに終わる部活動の生徒や引退した3年生は参加できるが、比較的多くの1・2年生の登録している生徒の参加機会が狭まってしまっている状況であるため、今後、改善のための調整は必要であると考えています。
- ・ 当法人は、長年若年支援を行って来たことから、高校生（通信制）との連携は深く、彼らに対する学び直しとしての学習支援を行っていた。そこに今年度から、小中学生の枠を新たに設けた。そこで、教育委員会と話し合い、直接通所可能な小中学校長に願いし、無料塾のチラシを全員に配布してもらった。しかし、生活困窮者支援であることを理解してもらう事に、苦労したり、中学生の時間が4時～であることから、クラブと重なったり、なかなか対象となる子どもが集まらないのが現状です。一年目なのでもう少し、広報も必要であると思う。
- ・ 外国籍の子どもについては、学習支援の他に、日本で暮らすための支援や保護者への支援が同時に必要。
- ・ 生活困窮者自立支援にもとづく学習支援に営利企業が参入してきたことに、脅威と憤りを感じる。生活困窮者自立支援法にもとづく学習支援事業は、地域の状況を把握した上で適切な支援を行うことが必要と考えている。地域の課題を地域の力で解決することが必要だと思われる、例えば地域の現状を把握できていない団体が自治体の委託事業を受託した場合、支援

スタッフが確保できなかつたり、委託事業が終了した時点で支援活動も終了してしまう可能性があるのではないかと危惧している。

- ・ 広域15町村管轄なので、訪問学習に行ってもらう学習支援員は、なるべく地元の方に頼みたい。その方が時間的にも、交通費も少なくて済むし、安全面でも良いので。しかし実際は調達が難しい。遠く60km離れたところなどに通ってもらっている。
- ・ 教育委員会を通して学校への広報を依頼したが、個人情報の関係で断わられた。
- ・ 大学が都市部に集中しており、支援員の確保が難しい。
- ・ 保護世帯への広報はワーカーが担当してくれるため行き渡るが、困窮世帯にはそれが難しく、そのためにも他機関とつながり協力を仰ぐことが重要だと感じる。
- ・ 学習支援対象者を、中学3年生としたため教育委員会の理解と承認を得てから事業を開始することとなり、教育委員会との調整が難行したため、実際のスタートが9月末となってしまった。当初訪問型でスタートしたが、対象者の家庭の事情により訪問できずに事務所を活用しての学習支援が大半となった。対象者の学校での学力や生活状況を知るうえで通っている学校との情報交換が必要だったが、直接とはいわず福祉課との調整でやっと実現できた。
- ・ 支援チームを構築しても、支援方針が統一されず混乱することがある。チームを作つて支援していくこと、会議をしていくこと自体のノウハウがない関係機関が多く、うまく連携が図れないことがある。
- ・ 児童公園、児童センターがない地区なので、せめて公民館に當時児童が(不登校など)来所できる部屋を設けてもらえるよう進めていきたい。
- ・ 現在は長期休み期間のみの開催のため、本来支援を必要としている児童が来にくい状態と予想されるため、子育て支援課と学校教育課の連携が進めば、私たち支援者は動きやすく、本来の事業が叶えられると思う。
- ・ 高校進学後の支援（中退防止等）が必要ではないか。／支援につながらない家庭の子どもたちへのアウトリーチが必要ではないか。／教室型だけでなく、訪問型の支援が必要ではないか。という意見が出ている。
- ・ 2016年度事業開始より2年目になり活動が周知され定員25名のところ46名の応募があり、予算の関係で約半数の方をお断りすることになり残念な思いをしています。
- ・ 委託元である自治体の対応が遅く、事案がすすまず日々だけがすぎていくもどかしさがある。実施場所を許可してもらうのに直接では話も通じず委託元の担当課→施設の担当課→施設と話が伝わる間にサポーターと調整した日がすぎてしまう。
- ・ 高校へ進学後、中退する生徒の多いことが気がかりです。高校のこれらの生徒に対する指導は淋しい限りです。「先生、私は高校を中退します」と云ってくる生徒が毎年います。その点について、高校進学後の生徒へのケアの必要性を痛感しています。
- ・ 送迎支援を入れましたが、事故等の不安があります。でも送迎入れた方が来やすいようですし……。

③ 創意工夫

- ・ 年度初めに児童、生徒全員にチラシを配布し周知を図った。前年度に比べ問い合わせや申し込みが増加した（前年1→今年度10件以上）。徐々に子ども係や学校からの問い合わせが入るようになってきている。困窮家庭でなく支援が必要な家庭に対する問い合わせが多いが、子ども係や学校との話し合いの場を作る機会となっている（学習支援の利用条件は生活保護と就学援助認定）。
- ・ 〈社事務所の連携〉 頻度にはらつきはあるが月1回～年1回程度、情報共有を行うことができた。各担当ケースワーカーと顔合わせの場を設定することで、中学生の置かれている環境を理解することや中学生に対する関わり方を考えるよい機会となった。
- ・ 年度に2回情報交換会の実施、CWには本人の意思の確認の上簡単なアセスメントシートを作成していただいた上で協議を行い、利用を開始します。中学3年生からの受験を目的とした学習支援には限界があると考えています。小学校3～4年生からの関わりを通して基礎学力の定着と学習支援をする上で必要な生活支援（宿題は出すものと伝える、筆記用具を揃える、お金の使い方、挨拶をする、遅刻・欠席の連絡をする、約束した時間に来る、学業に支障が出るほどの親からの家事の押しつけ、公共交通機関の使い方など）をクリアしないとかなか継続した支援にはなりにくいです。貧困＝生活保護の考え方と違和感を覚えます。「学習支援は高校受験活目的で学生ボランティアで行うもの」という認識から脱却しなければ連鎖は断ち切れないと考えます。
- ・ 昨年度に配付された「学習支援事業の運営実践事例集」が参考になった。
- ・ 「学習支援」活動は、学習塾とは異なり、学習をツールとして位置づけ、何よりも一人ひとりの子どもにとって「安心・安全な居場所」となることが大切である。子どもに対する学習支援のみならず、子どもにとっての環境要因としての保護者及び家庭全体に対するアウトリーチ型の包括的な支援も同時に行なうことが効果的であると考え、実践している。そのために小中学校及び要保護児童対策地域協議会に参加している公的機関、更にインフォーマルな社会資源と連携して具体的なケース対応を行っている。
- ・ 夏休みに入り、行くあてもなくふらふらとしている生徒も複数在席していることから、朝9：00～夜8：00まで宿題をする場として居場所を提供しました。在席する生徒の約6割が利用しました。
- ・ 市担当課と情報を共有した状況をオンラインで報告できるようにしています。1つ目、社内で利用しているクラウド的管理システム(サーバー)に「学習支援」というグループを作成し、IDパスを発行して市の職員にもログインできる状態にしている。サーバー内には生徒の成績、日々の指導内容を学習支援者が指導後に記入した評価シートなどがアップロードされ、随時更新されている。2つ目、上記の内容や支援者で月に一度、定例検討会をおこない、まとめの資料を作成して、市担当課に出向いて報告しています。
- ・ 生活困窮者自立支援（学習支援）事業の実施を通して、学校での給食以外の家庭での朝食・夕食を充分を摂れていない子どもたちがいる現状を改めて把握した。そこで、平成28年5

月より、法人事務所にて毎週月曜日に地域の方全般を対象として「こども食堂」を開設した。学習支援事業でかかわった子どもたちを含む15組ほどが毎回利用して下さっている。

- ・ 今年度から学習支援会場への送迎支援をはじめたことで、参加者が飛躍的に増えた。
- ・ 地域で地域住民や大学生が参画できる支援活動として「傾聴」を学んでもらい支援者を育て、「子どもと親」が受容され共に生きる場として学習支援活動を行なっている。

¹ 調査票の回収にあたって次のような問題が発生した。(1) 複数の事業を受託している団体が一つの票に回答をまとめて記載した(12団体:配布票47票:回収票12票)。(2) 厚労省を通じて事前に把握していた情報では一つの自治体のみの事業を受託していたはずの団体が、回答票に委託自治体を複数記載した(3団体:配布票3票(ただし、委託元自治体の数=本来配布すべき票数は8票):回収3票)。(3) 複数の事業を受託している団体が、すべてあるいは特定の質問項目について、すべての事業に関する回答をまとめて、各票に同じ回答を記載した(10団体:配布票30票(ただし、委託元自治体の数=本来配布すべき票数は31票):回収票28票(うち2票が自主事業に関する回答のため無効))。このように本調査では複数の事業を行っている団体が、一つの票に回答したり、複数の票に回答したりといったケースが生じているため、分析にあたって回答の水準を揃え、(2)の団体について1団体あたり1票となるように調査チームがデータを加工した。この加工にあたっては、回答の平均を用いる(Q8、Q9、Q15)、回答を合算する(Q5、Q6、Q10、Q11、Q12、Q18、Q19、Q20)、複数回答を含めて優先的に扱うべき回答を採用する(Q1、Q2、Q4、Q7、Q13、Q14、Q16、Q17)、の三つの方法を採用した。

また、回収した調査票のうち、直営1票及び受託団体2票については「学習支援事業を実施していない」との記載があった。さらに、複数の自治体からの委託を受けている団体に複数の調査票を送付したところ、受託団体2票については、生困法による補助を受けていない自主事業に関する回答が返送された。その他、おそらく事業を実施していないなどの理由でおよそすべての項目について回答のない調査票が複数あった。このため、これらの調査票については適宜分析から除外している。最終的に分析対象としたケース数は表2-2-2に示した通り333である。

² 図2-3-1と図2-3-2でケース数が異なっているのは「受託」内部の種別が不明なケースが存在するからである。

³ この点については、自治体分析および、後に示す「人口規模ごとの事業実施上の課題」を参照のこと。

⁴ なお、本章ではいくつかの項目について「2015年度の時点で生困法にもとづく学習支援事業を実施している団体」に限定した分析を行なっている。この実施有無については別の質問項目(Q2)にて尋ねており、Q2によれば、2015年度に生困法にもとづく事業を実施していたのはこの項目に回答した318団体中201団体(63.2%)であった。図2-3-3よりも2015年度時点での事業実施割合が低いのは、NPO団体などが独自に学習支援事業を実施しており、2016年度以降に自治体から生困法に関する事業を受託したため、と考えられる。

⁵ 「それ以外」には「教室一斉型+通信教育」などの形で教室型を採用している団体が含まれている点に注意する必要がある。

⁶ 支援方法の違いは、事業の重点目標と関連する傾向が見られるることは後ほど確認するが、それらが地理的

な条件とどう関わっているのかということについては、さらなる検討が必要であろう。

⁷ なお、教室事業、訪問事業の2015年度における実施の有無は質問として尋ねていないため、0回と回答した団体を欠損値として処理するために、現時点での教室事業、訪問事業の実施有無を用いた。

⁸ 訪問型支援を含めると実施曜日が不定期になることが考えられるため「教室のみ」で事業を実施している団体を集計している。

⁹ なお、本項目は統計が整備されていない等の理由により、回答率が5割程度と他の項目に比べて回答率が低い点に注意が必要である（年間利用者数の回答率=103/201団体=51.2%，2回以上利用者数の回答率=114/201団体=56.7%）。

¹⁰ ただし、生活困窮者自立支援法において人口規模によって基本基準額が異なっている点にも注意する必要がある。基準額の詳細は、厚生労働省社会・援護局「生活困窮者自立支援法関係の予算等について」（平成27年1月26日生活困窮者自立支援制度全国担当者会議資料）5、7頁などを参照のこと。

第3章

利用者アンケート調査 (中学生編)

1. はじめに

本章では、学習支援教室の利用者を対象としたアンケート調査によって、利用実態や教室の利用を通じた変化を明らかにする。調査対象は、平成27年度4月から始まった生活困窮者自立支援法（以下、「生困法」と略す。）第6条4項「生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業」の一環として行われる学習支援教室を利用する生活困窮世帯の中学生である。

2. 調査の方法

- 2016年12月～1月にかけて全国13自治体16団体に対し、計2,988部のアンケート調査票の配布を依頼し、そのうち1,805名の利用者から有効回答があった（有効回収率60.4%）。
- アンケートの実施は、各教室の事業担当者に利用者への趣旨説明と調査票の配付を依頼し、利用者が自宅・教室で記入して封筒に厳封した調査票を各教室で回収・返送してもらった。
- 今回は上記1,805名のうち、生活困窮者以外の者を含む市内すべての中学生を対象とする学習支援事業を実施する古河市直営事業を除く15団体の中学生748名を対象とした分析を行う。表3-1に調査対象団体の一覧を記載する。

表3-1 調査対象団体の一覧

自治体	団体種別	団体名	配付部数	有効回収部数	有効回収率
札幌市	公益社団法人	さっぽろ青少年女性活動協会	570	353	61.9%
福島県	特定非営利活動法人	ビーンズふくしま	4	3	75.0%
福島県	株式会社	みとみ	6	5	83.3%
さいたま市	特定非営利活動法人	さいたまユースサポートネット	273	154	56.4%
江戸川区	NPO法人	星槎教育研究所	18	11	61.1%
大津市	社会福祉法人	大津市社会福祉協議会	20	13	65.0%
京都市	公益社団法人	京都市ユースサービス協会	140	57	40.7%
箕面市	特定非営利活動法人	あつとすぐーる	60	13	21.7%
沖縄県	NPO法人	エンカレッジ	189	48	25.4%
	NPO法人	珊瑚舎スコーレ	54	38	70.4%
宜野湾市	一般社団法人	教育振興会	21	12	57.1%
	NPO法人	エンカレッジ	30	14	46.7%
福島県	会津若松市	役所	30	9	30.0%
茨城県	古河市	役所	1463	985	67.3%
京都府	京丹後市	役所	10	9	90.0%
葛飾区	特定非営利活動法人	Learning for All	100	80	80.0%
不明		不明		1	
計			2988	1805	60.4%

3. 調査結果

(1) 基本属性

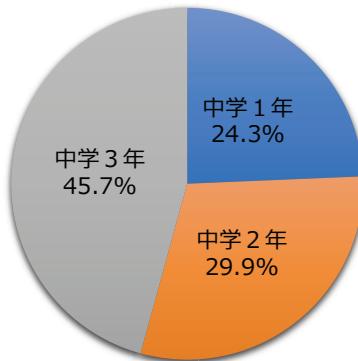


図3-3-1 学年 (Q3, n=748)

- 今回の分析対象者においては約半数が中学3年生となっている。
- 15団体のうち4団体では中学3年生が7割以上を占めている。

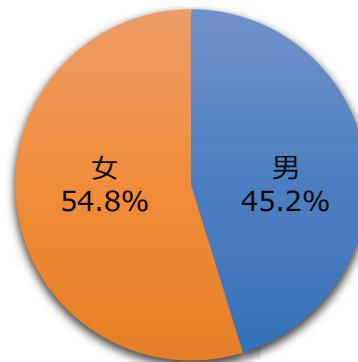


図3-3-2 性別 (Q2, n=747)

- 今回の調査に回答した利用者においては、女子が1割程度多くなっている。
- ただし、この割合は回答者のものであるため、利用者の実態を表しているかどうかについては留保が必要である。

(2) 利用期間・利用頻度

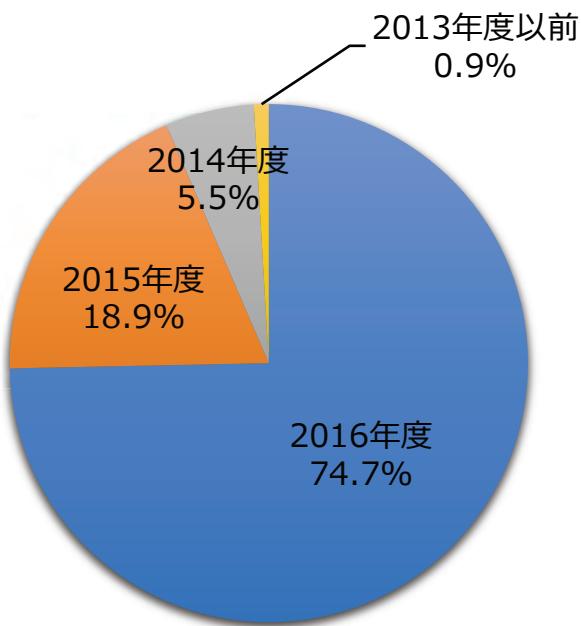


図3-3-3 最初に学習支援教室に来た年度 (Q5, n=541)

- 回答者の 74.7% は今年度から利用を開始した者であり、残りの 25.3% は前年度以前からの利用者となっている。
- ただし、今回調査対象となった団体は学習支援団体の全体のなかで比較的早い時期から活動を開始している場合が多く、そのぶん長期利用者が多くなっている可能性には注意が必要である。

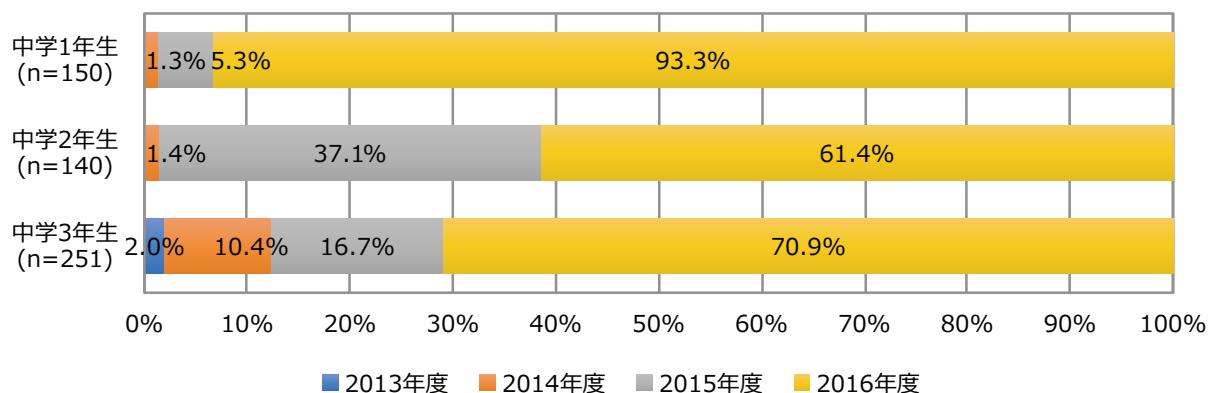


図3-3-4 学年別学習教室に最初に来た年度 (Q3, Q5, n=541)

- 学習教室に最初に来た年度について、学年別に見たものが上図である。
- 中学1年生は今年度からの利用が 93.3% と最も多くなっている。中学2年生、中学3年生も過半数は今年度からの利用者であるが、昨年度以前からの利用者も 3~4割存在する。

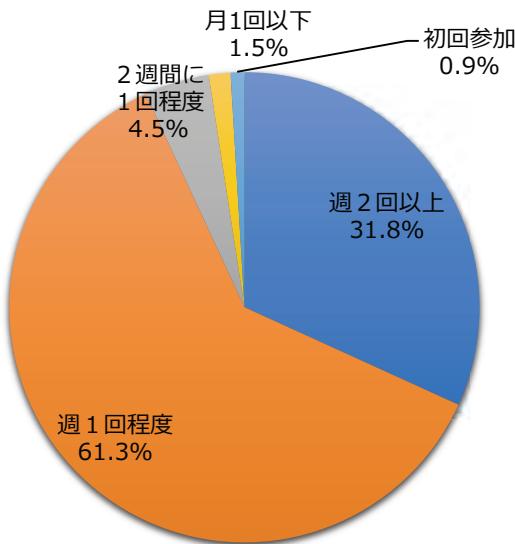


図3-3-5 あなたは学習支援教室をどれくらい利用していますか (Q6, n=739)

- 回答者の 93.1% が週 1 回以上利用しており、そのうち 31.8% は週に 2 回以上利用している。
- 調査時期が 12 月～1 月であり、メンバーが定着化していることや、受験を控えた中学 3 年生の回答者が多いことも影響していると思われる。
- 「週 2 回以上」利用する者が 8 割を超える団体も 5 団体見られた。
- 利用頻度が「月に 1 回程度」以下だった利用者に対し、学習教室の利用頻度が低い理由について尋ねたところ 13 名から以下の回答が得られた (Q7, 複数回答)。挙げられた理由は「特に理由が思いつかない」5 名、「勉強する必要があるときにだけ利用するから」4 名、「部活動が忙しい」3 名、「開室時間が自分の都合とあわない」2 名、「教室が遠い」1 名、「教室の先生 (スタッフ) と仲よくなれない」1 名、「教室を利用する他のひととうまくいかない」1 名、「家庭の事情」1 名、「その他」2 名（「やってるのが週一だから」、「体調が悪い」）であった。

(3) 参加理由

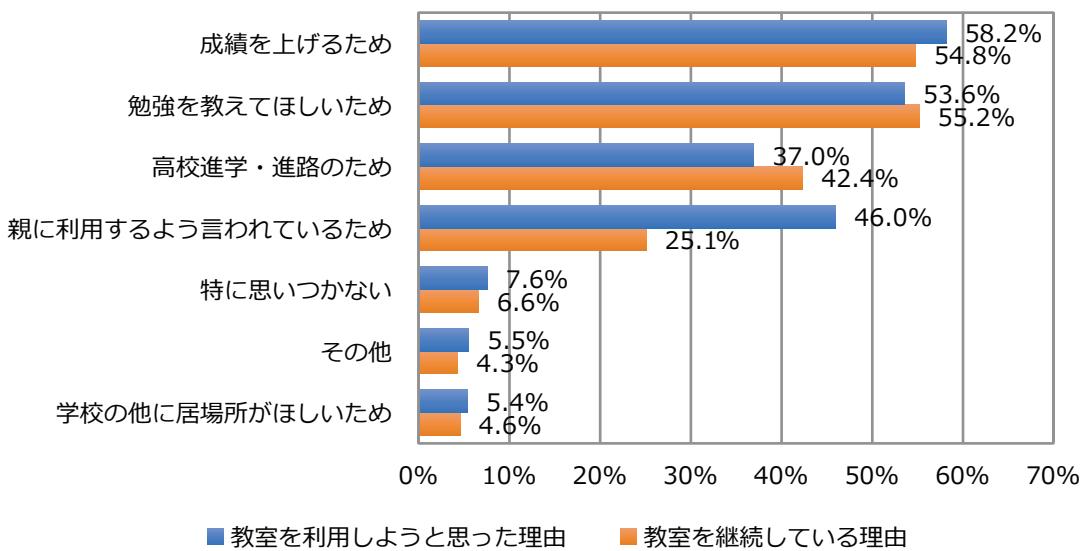


図3-3-6-1 教室を利用する理由 (Q4, Q8, 複数回答, n=745)

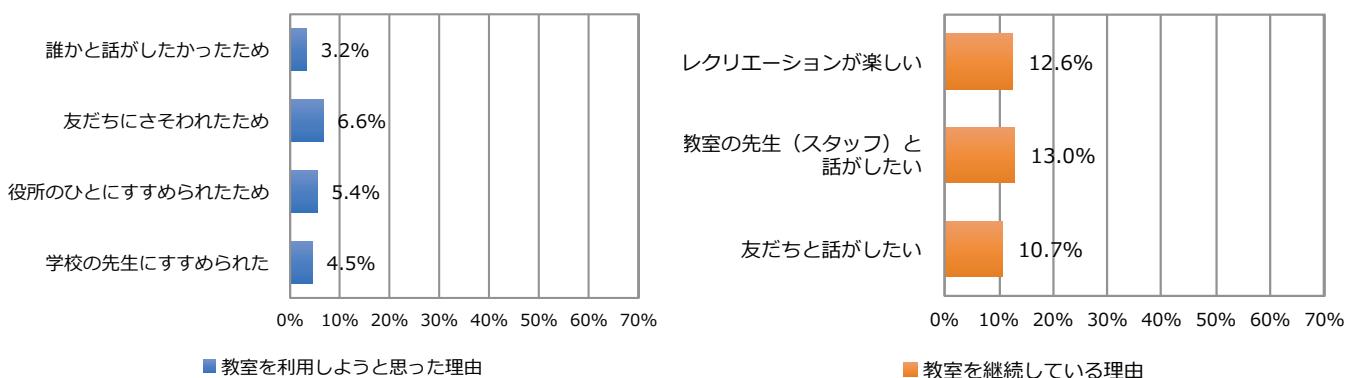


図3-3-6-2 教室を利用しようと思った理由
(Q4, Q8, 複数回答, n=745)

図3-3-6-3 教室を継続しようと思った理由
(Q4, Q8, 複数回答, n=745)

- 学習教室を2回以上利用している者の「初回参加理由」と「継続参加理由」を比較したのが上図である（いずれも複数回答）。
- 初回参加理由と継続参加理由の両方において、過半数の利用者が「成績を上げるため」「勉強を教えてほしい」を理由に挙げていた。
- 初回参加理由と継続参加理由を比較した場合、「親に行くよう言われている」が46.0%から25.1%まで4割近く減少した一方、「高校進学・進路のため」が37.0%から42.4%まで約15%増加していた。
- 「教室スタッフ」や「友人」とのコミュニケーションを求めて通う利用者は平均して1割台であるが、これについては団体による差が大きく、それぞれ3割を超える団体も存在する。

- 初回参加理由の「その他」には「落ちついて勉強する場がほしかった」「友達がほしかった」「学校と同じで集中できる」「家だと勉強が進まない」など、学習環境を求めるようになったことが利用のきっかけとなった旨の自由記述回答が見られた。また、「塾に行けないから」「無料だから」など、経済的な側面が利用のインセンティブになっている場合も存在する。他には「自分を変えたかった」「きょうだいが入ったから」などが見られた。
- 継続参加理由の「その他」には「成績があがったので勉強が楽しい」などの勉強に対する肯定的な記述がみられた。また、「楽しいから、安心する」、「家で勉強するのが嫌だから」などの自由記述回答が見られた。

(4) 日常生活

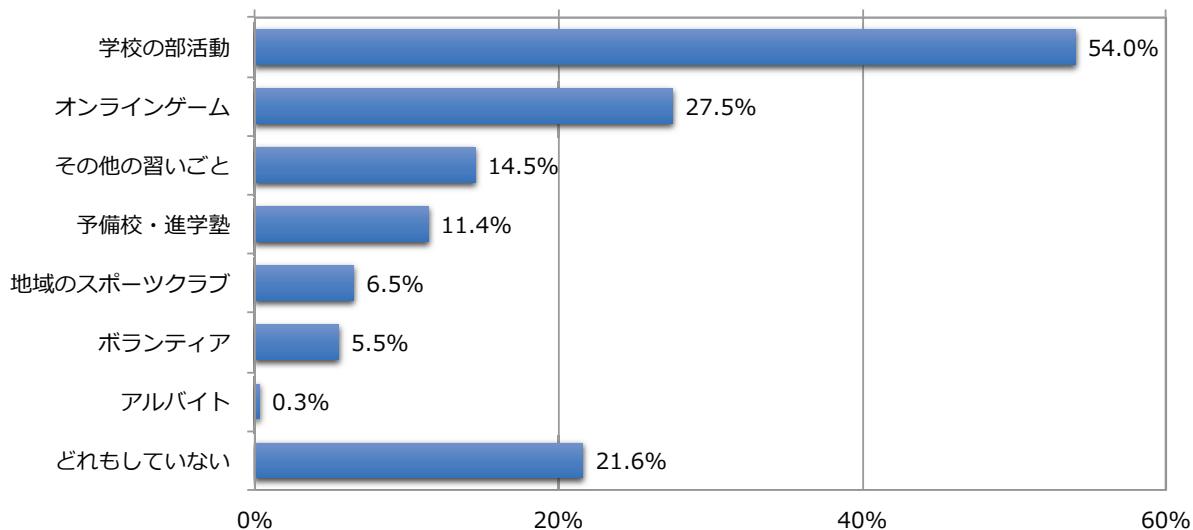


図3-3-7 学校の授業以外の活動率 (Q9, 複数回答, n=726)

- 「学校の部活動」に参加している利用者は6割に満たない。
- 「塾」「その他の習い事」に参加している者は1割台にとどまった。
- 「部活動」「オンラインゲーム」「習いごと」や「塾」などを「どれもしていない」者も2割程度存在する。

(5) 相談相手

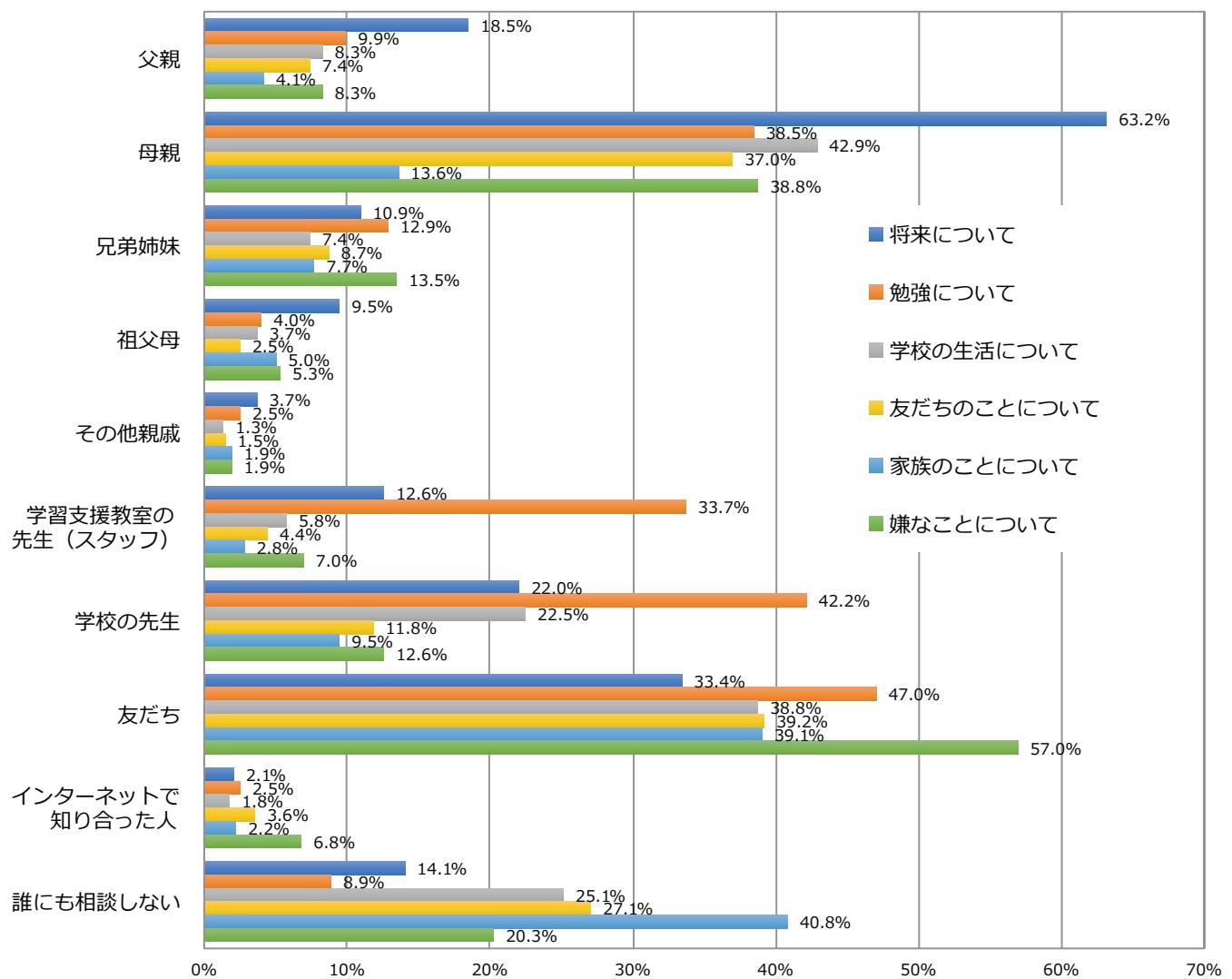
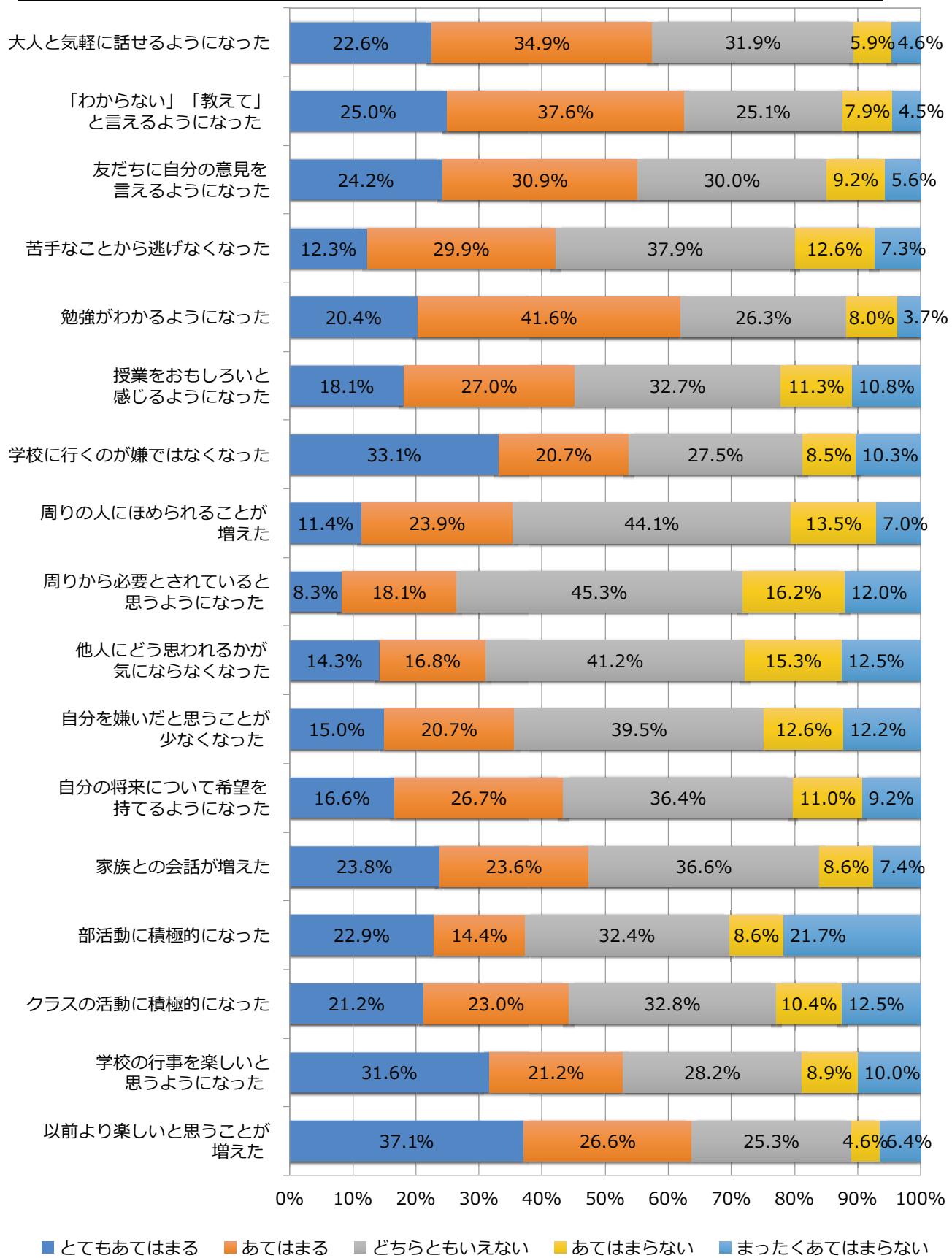


図3-3-8 相談相手 (Q11, 複数回答, n=677)

- 相談相手となる割合が高いのは「母親」と「友だち」であり、ほとんどの項目において「父親」や「学校の先生」を大きく引き離している。「父親」については最大が「将来について相談する人」の18.5%に留まっている。この点は生活困窮世帯に母子世帯が多いことも影響していると思われる。
- 「誰にも相談しない」は、「学校の生活について」、「友達のことについて」、「家族のことについて」、「嫌なことについて」の4項目について2割以上の回答割合となっている。
- 「学習支援教室の先生」については、回答者の3割が「勉強について相談する人」と答えており、次いで「将来について相談する人」が12.6%となっている。ただし、これらの数値は団体によって大きく異なっており、「嫌なことについて相談する人」などが2割に近い団体も3団体存在する。

(6) 教室利用後の変化 (とてもあてはまる～まったくあてはまらない)



■ とてもあてはまる ■ あてはまる ■ どちらともいえない ■ あてはまらない ■ まったくあてはまらない

図3-3-9 教室利用後の変化 (Q12, 複数回答, n=673)

- ・ 「大人と気軽に話せるようになった」、「『わからない』『教えて』と言えるようになった」、「友だちに自分の意見を言えるようになった」、「勉強がわかるようになった」、「学校に行くのが嫌ではなくなった」、「学校の行事を楽しいと思うようになった」、「以前より楽しいと思うことが増えた」の7項目について、過半数の利用者が「とてもあてはまる」ないし「あてはまる」と回答している。
- ・ 「学校に行くのが嫌ではなくなった」「学校の行事を楽しいと思うようになった」については、おおよそ3人に1人が「とてもあてはまる」と回答しており、「学校適応」に関する変化が大きい。
- ・ 「家族との会話が増えた」（「とてもあてはまる」23.8%、「あてはまる」23.6%）などのように、学習教室の利用を通じて家族の会話が増える傾向も見られる。
- ・ 結果は団体によって差があり、「自分を嫌いだと思うことが少なくなった」、「周りから必要とされていると思うようになった」への肯定的回答がそれぞれ5割、4割を超える団体も4団体存在する。

(7) 教室利用後の変化 (とてもよくなつた～とてもわるくなつた)

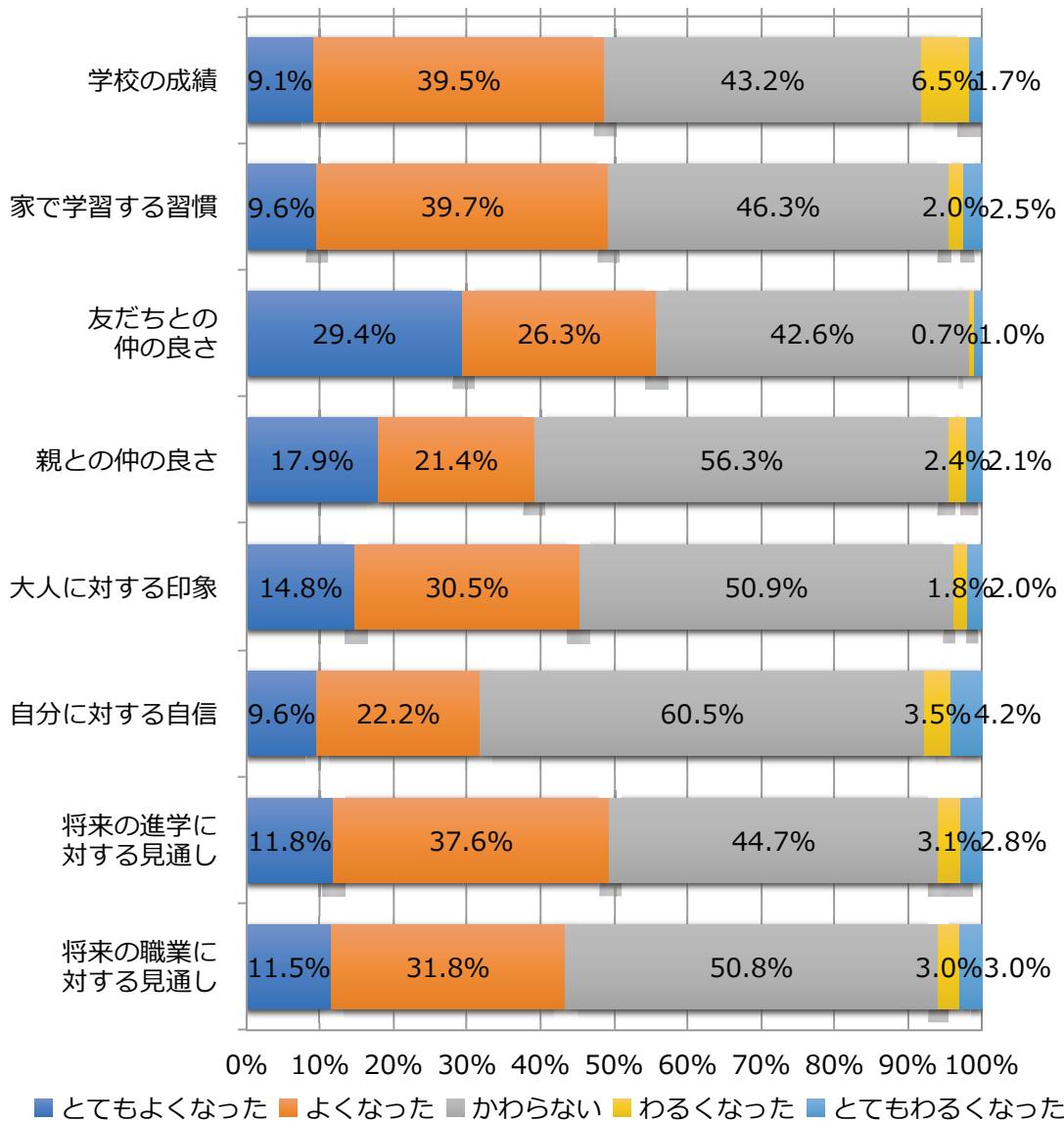


図3-3-10 教室利用後の変化 (Q13, 複数回答, n=711)

- 「わるくなつた」「とてもわるくなつた」と答えた回答者はいずれの項目においても1割に満たず、おおむね3～5割の者が「とてもよくなつた」あるいは「よくなつた」と回答している。
- 肯定的評価（「とてもよくなつた」ないし「よくなつた」）が多いのは「友だちとの仲の良さ」（55.7%）「将来の進学に対する見通し」（49.4%）「家で学習する習慣」（49.3%）「学校の成績」（48.6%）「大人に対する印象」（45.3%）などである。
- 本項目も団体による差があり、たとえば「学校の成績」や「将来の進学に対する見通し」への肯定的回答が7割を超える団体も6団体存在する。

(8) 生活の質 (QOL: Quality of Life)

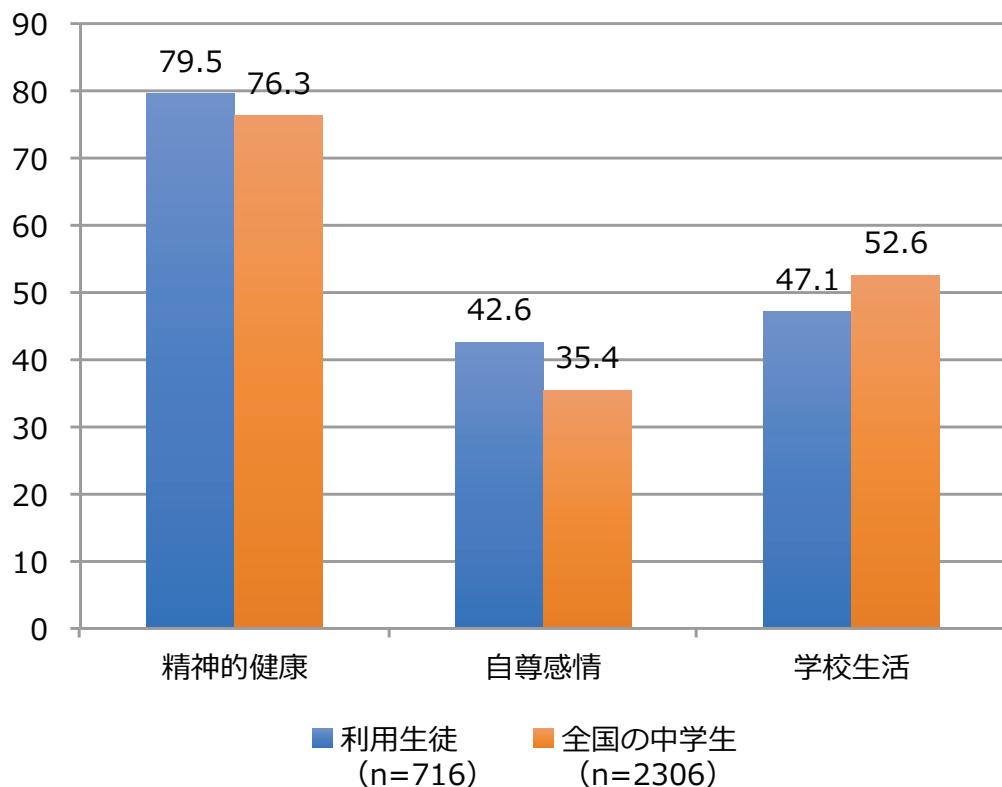


図3-3-11 生徒の生活の質(Q10)

- 本調査では、子どもの QOL を評価する尺度として、古荘純一・柴田玲子他（2014）を参考に、現在 20 か国語以上に翻訳されている「KINDL^R」の邦訳（中学生版）を用い、楽しい気持ちの頻度や孤独感の少なさなどを尋ねた「精神的健康」、自信や自己有効性感覚などを尋ねた「自尊感情」、学校の勉強の理解度や学校での楽しさなどを尋ねた「学校生活」の 3 つについて質問して全国の中学生の平均得点と比較した¹。
- その結果、利用生徒は、全国の中学生平均と比べて「精神的健康」は 3.2 ポイント、「自尊感情」は 7.2 ポイント高いという結果が表れた。一方、「学校生活」については 5.5 ポイント低かった。

(9) 学習支援教室への改善点

調査に回答した全 1805 名のうち、351 名から回答が得られた（ここまで分析対象である 15 団体の中学生 748 名以外も含む）。以下にその例を挙げる²。

① 現状に満足している

- 改善点は特にないです。最高の教室だと私は思います。（中学 3 年生 女子）
- 特にありません、今ままが自分にとってベストです。（中学 3 年生 男子）
- 毎日楽しい！何もありません。（高校 3 年生 女子）
- 特にないです。とても楽しくでき、成績も少しづつ上がり、とても良かったです。（中学 3 年生 男子）
- 改善してほしいことより私はむしろ感謝してます。いつもありがとうございます！（中学 3 年生 女子）
- 改善点はないです！これからもどんどんみなさんと話したいと思えるようになりました。（中学 3 年生 女子）
- いつもいいことがあります、話もとても楽しいので、これからもつづけてほしい。（中学 1 年生 女子）
- 教室全体のふんいきもいいし、スタッフもやさしくて楽しい場所だと思います。これからもしっかり学びたいです。（中学 2 年生 女子）

② 学習内容・環境

- 宿題をやらせてほしい。（小学生 女子）
- 宿題の時間を増やしてほしい。（小学生 男子）
- 他の教科もふやしてほしい。（小学生 男子）
- 私は塾に行ってないので、もっとたくさんおしえてほしいです。（中学 3 年生 女子）
- もっと勉強のやり方を教えてほしい。（中学 1 年生 男子）
- もう少し上のレベルの教材が欲しい。（中学 2 年生 男子）
- プリントの難しさを上げてほしい。たくさんの問題が書いてあるプリントがほしい。（中学 2 年生 女子）
- プリント制にして持ち帰りができるようにしてほしい。（中学 3 年生 男子）
- プリント出しすぎで、大変だと思った。（小学生 女子）
- 通信環境を良くしてほしい。英語の勉強もふやしてほしい。（小学生 女子）
- タブレットを使えるようにしてほしい。（小学生 女子）
- タブレットではなく、問題集がほしい。（小学生 女子）
- 部屋がうるさい。（中学 1 年生 女子）
- うるさい人がいるので、静かにしてほしい。（小学生 女子）

- 途中で時間になって授業が終わることがあるので、ちゃんと終われるようにしてほしい。
(中学1年生 女子)
- 休けいじかんをふやしてほしい。時間を増やしてほしい。(小学生 男子)
- 休けいじかんをもっと長くとってほしい。中とはんぱだとイライラする。(小学生 女子)

③ 学習支援教室の施設設備

- 教室がさむい。(中学2年生 女子)
- 温度設備。(中学3年生 女子)
- へやをもっとひろくしてほしい。(小学生 女子)
- 机をふやしてほしい。(中学2年生 女子)
- 勉強があまりはからないので席をきっちり決めてほしい。(中学2年生 女子)
- 自分の好きな席で勉強したい。友だちと、楽しくとなりの席で勉強したい。
(小学生 女子)
- 学年ごとに教室を分けてほしいです。(小学生 男子)
- 学年ごとに部屋をかえてほしい。友達とそだんをしたい。(小学生 女子)
- 学校にエアコンを設けて勉強する日をもっと増やしてほしい。(中学3年生 男子)
- いんさつするきかいをふやしてほしい。(小学生 男子)
- のみものがほしいです。(中学3年生 男子)

④ 授業形態について

- 個別指導にしてほしい。(小学生 女子)
- 1対1でのマンツーマンがいい。(中学1年生 女子)
- 2人に1人の先生がついてもらいたい。1人の友達と1人の先生とも相談できるから。
(小学生 女子)
- 全体で同じ授業をしてほしい。中学校の問題もできるようにしてほしい。(小学生 男子)
- プリントで進めるのではなく、スタッフの人が直せつ教室の授業みたいに、教えてほしい。
(小学生 女子)
- 個別指導もいいけど、1・2年生にも、3年生みたいに授業をしてほしい。個別指導だと、教えてもらう人、教えてもらわない人で、かたよるから。普通の学習塾みたいに、授業の予習や復習の授業をやってほしい。(中学1年生 女子)
- もっと個人の勉強だけでなく、グループを作つて協力する勉強や、先生とのふれあいの時間を作つた方がいいと思う。(小学生 女子)

⑤ 開室時間・開室日の拡大

- 1時間位時間を延ばしてほしい。(中学2年生 男子)
- 授業をする時間を少しでもいいから増やしてほしい。(中学2年生 女子)

- ・ 週2回に増やしてほしい。(中学2年生 男子)
- ・ 週2か週3に増やしてください！(中学2年生 女子)
- ・ 勉強をやる日を増やしてほしい。他の習い事と日がかぶっていて週1でしかできないからです。(中学3年生 女子)
- ・ 土曜日は、皆さん習いごととかがあるので、ちがう日にち(おもに平日)がいいです。(中学2年生 女子)
- ・ いつあいているのかわかりにくい。(中学3年生 男子)

⑥ レクリエーションや交流時間の拡大

- ・ レク時間を増やす。体育館を使えるときを増やす。イベントを増やす。(中学2年生 男子)
- ・ レクレーションをやってほしいです。そうすれば、くる人もふえると思います。(中学2年生 女子)
- ・ 勉強以外にも、ちがうことをしてみたい(ダンス、おしゃべりの日、みんなでうんどう)。(小学生 女子)
- ・ 自由時間をもっとふやしてほしい。(中学1年生 女子)
- ・ もう少し教室全体で協力する機会が欲しいかと思います。(中学3年生 男子)
- ・ 教室で勉強の他に、たまにで良いのでクリスマス会等のレクリエーションがあつたら良いなと思いました。(中学1年生 男子)
- ・ カードなどをつかった遊びがもっとしたい。(中学1年生 女子)
- ・ お楽しみ会みたいなものをやってほしい。(中学1年生 男子)
- ・ 楽しいことをたくさんしてほしいです。(中学1年生 女子)
- ・ ごほうびがほしい！もっと、パーティーなどのイベントを増やしてほしい。(中学2年生 女子)
- ・ いろんな人とかいわをするじかんをふやしてほしいです。(中学1年生 男子)

⑦ 学習支援スタッフへの要望

- ・ 社会科の専門のスタッフがいないこと。(中学3年生 男子)
- ・ 1教科ずつ専門のスタッフを入れてほしい。(中学3年生 女子)
- ・ 男の先生もほしい。(小学生 男子)
- ・ 女の子には女性の先生が良いと思う。(中学1年生 女子)
- ・ 教える人を増やしてほしい。(中学2年生 男子)
- ・ スタッフの人数を増して(少し)生徒に教えていってほしいなと思います。(中学1年生 女子)
- ・ にがてな先生がいる。(中学1年生 男子)
- ・ 丸つけするときにおこっていることがある。(小学生 男子)

- ・ 学校の宿題をやっていたらスタッフに怒られたのですけど、やってもいいのかはつきりさせてください。(小学生 女子)
- ・ おこんないでほしい。おこられるといやだ。(小学生 女子)
- ・ もっと楽しく、面白くしてほしい、あと、もっとフレンドリーにしてほしい。(中学3年生 男子)
- ・ わかつてもらえているか不安。自分に自信をもてるようにはげましてもらいたいな。(小学生 男子)
- ・ たまに来ても優しく接して下さい。(高校3年生 女子)
- ・ ちゃんと注意してほしい。(小学生 女子)
- ・ 大学生の予定や生徒(なぜ休むかなど)などをもっとしっかりおしえてほしい。(中学1年生 男子)

⑧ 教室内の友人関係

- ・ 最近人が増えすぎて嫌だなと思ったし、前よりもいづらくなった。あと、人が増えたせいで、前まで話していた人と距離が遠くなかった。新しくきた人のマナーや態度が悪すぎて気になる。(中学3年生 女子)
- ・ 悪口を言ってほしくない。(中学3年生 女子)
- ・ みんなに1人ぼっちということを言わないでほしい。(小学生 男子)

⑨ 個別対応

- ・ 子ども達の悩みなどに対して、耳をかたむける時間や、相談できる時間があるととてもいいと思う。(中学3年生 男子)
- ・ 私は耳が少しわるいのでもう少し大きな声でしゃべってほしい。(小学生 女子)

¹ 「中学生版QOL尺度」は、「身体的健康」「精神的健康」「自尊感情」「家族」「友だち」「学校生活」の6下位領域ごとの得点及び総得点によって子どものQOLを測る。上記の古荘らによれば、全国の中学校9校の中学生2,926名(男子1,440名、女子1,486名)のうち、治療中の病気の有無を問う項目に「ない」と答えた2,306名(男子1,150名、女子1,156名)を対象に行った調査で、尺度の信頼性・妥当性が担保されている。各下位領域の素点は4点~20点をとり「(下位領域素点-4) ÷ 16 × 100」の式によって0点~100点に換算されている(古荘純一・柴田玲子他『子どものQOL尺度 その理解と活用』診断と治療社、2014年、123ページ)。

² 類似する自由記述に関しては代表性の高いと調査者が判断したものを見定した。

第4章

アンケート調査の総括

調査の概要

1. 自治体調査

2016年11月に、全国47都道府県のすべての自治体にあたる1788自治体に対して生活困窮者自立支援法（以下、生困法と略記）に定められた学習支援事業（任意事業）の実施状況と課題について尋ねる調査票を送付し、11月から12月にかけて67.4%にあたる1205自治体から回答を得た。生困法学習支援事業の対象となる福祉事務所設置自治体901自治体については、83.8%にあたる755自治体からの有効回答を得た（詳細は自治体調査分析を参照のこと）。

2. 団体調査

2016年11月に、生困法学習支援事業を実施する全428団体（自治体直営団体95、民間委託団体333）に対して学習支援事業の実施状況と課題について尋ねる調査票を送付し、11月から翌1月にかけて調査対象団体の78.4%にあたる333部の有効回答を得た（詳細は団体調査分析を参照のこと）。

3. 利用者調査

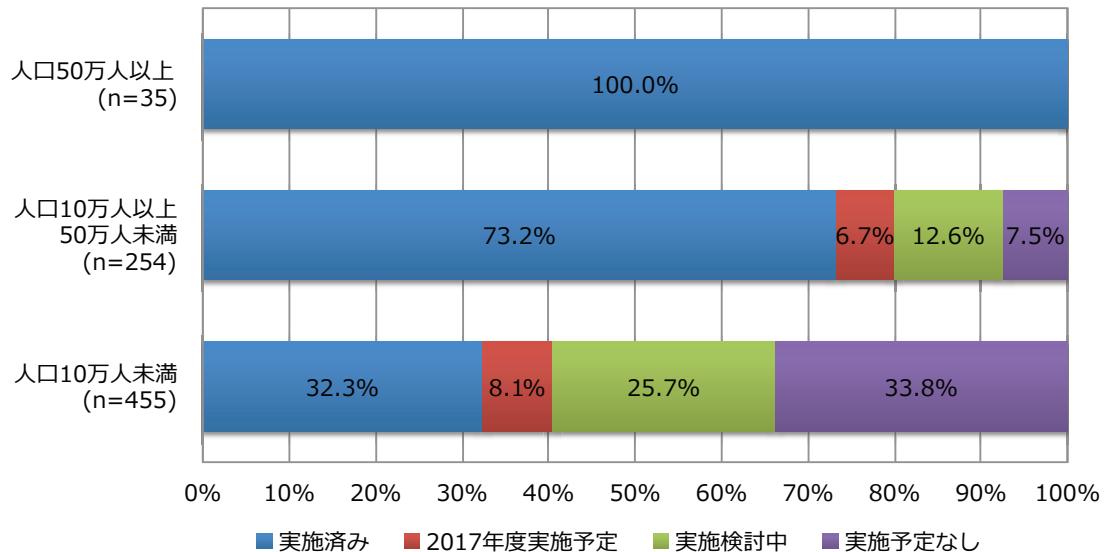
2016年12月～1月にかけて全国の16団体に対し、計2988部のアンケート調査票の配布を依頼し、60.4%にあたる1805名の利用者から有効回答があった。今回の分析では上記のうち、市内すべての中学生を対象とした学習支援事業を実施する1団体を除く15団体の中学生748名を対象とした分析を行う（詳細は利用者調査分析を参照のこと）。

1. 学習支援の実施状況と今後の見通し

- 生活困窮層の子どもたちへの学習支援を実施する自治体数は5割に迫る
- 実施自治体数は昨年度の1.4倍となり、今後さらに増加する見通し
- 人口10万人未満の自治体での実施に課題

厚生労働省のデータによると、生困法にもとづく学習支援事業の対象自治体全901自治体のうち、調査時点の実施自治体は423自治体であり、任意事業でありながら実施率は46.9%と5割に迫る。実施自治体は昨年度の300自治体から1.4倍となり、4月以降も増加傾向にある。

さらに、本調査に対して回答を行った生困法学習支援対象自治体の内訳を見ると、人口50万人以上の自治体については実施率が100%となっていた。人口10～50万人の自治体の実施率は73.2%、10万人未満の自治体では実施率が32.1%となっており、全国の自治体の半数を占める人口規模の小さな自治体での取り組みが課題となっていることが分かる。ただし、人口10万人未満の自治体の3割は「2017年度実施予定」か「実施検討中」であり、数年以内に実施率が上昇することが見込まれる。



人口規模別に見た学習支援事業の実施状況
(自治体 Q4 (1-2-(2)) , 調査時点, n=744)

2. 学習支援の規模

- 2015 年度の利用者数は推定 2 万人。2016 年度は推定で 2 万 5 千人の見通し
- 特に大規模自治体で利用希望者が潜在している可能性

2015 年度の 1 年間の全国の利用者総数を推計すると約 2 万人（のべ利用回数 53 万回）となる^{*1}。2016 年度の学習支援利用者数は推定で 2 万 5 千人程度（のべ利用回数 63 万回）となる見通しである^{*2}。（1-3-(4)）

半数の自治体において 2015 年度 1 年間の利用者の数は 27 人以上であり、2015 年度の利用者 1 人あたりの利用回数は平均で 23 回である。事業実施回数の少ない自治体や 1 度だけ参加した利用者を含んでいるため、継続利用者の利用回数はこれ以上となる。

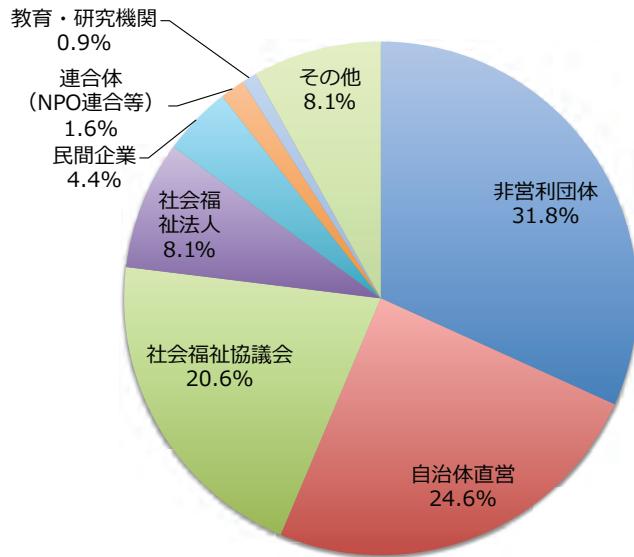
利用者総数に大きな影響を与える大都市では前述のとおり実施率が頭打ちになりつつあり、小規模自治体が新規実施を行った場合も利用者総数に及ぼす影響は大きくない。人口 1 万人あたりの利用者数は自治体の人口規模に反比例しており、都市部で特に多くの利用希望者が潜在している可能性が存在する。利用者総数を増加させることを考えるのであれば、自治体の実施率を高めるための努力を行うのと同時に、各自治体内で教室数やスタッフ数を増加させ、広報や声かけによって認知度を高めることで潜在的ニーズに対応する必要があるだろう。

*1 2015 年度の学習支援利用者数の合計は、学習支援実施自治体の人口規模別平均利用者数が人口 10 万人未満=26.5 人（108 自治体中 82 自治体が回答）、人口 10 万人以上 50 万人未満=56.7 人（158 自治体中 143 自治体が回答）、人口 50 万人以上=226.1 人（35 自治体中 34 自治体が回答）であることから、 $26.5 \times 108 + 56.7 \times 158 + 226.1 \times 35 = 19734$ 人と推計される（ただし一部に生困法以外の事業費との相乗り事業の参加者を含む点には注意が必要である）。のべ利用回数も同様にして計算している。

*2 2016 年度の学習支援利用者数の合計については年度途中であるため推計は難しいが、人口規模別平均利用者数が 2015 年度と変わらないと仮定すれば、調査時点における学習支援実施自治体数は人口 10 万人未満が 180 自治体、人口 10 万人以上 50 万人未満が 208 自治体、人口 50 万人以上が 37 自治体、計 423 自治体であることから、 $26.5 \times 180 + 56.7 \times 208 + 226.1 \times 37 = 24929$ 人と推計される。

3. 学習支援事業の実施団体

- 実施団体は「非営利団体」「自治体直営」「社会福祉協議会」が4分の3
- 「大学・専門学校」「フリースクール」「子育て支援団体」「人材派遣業」など多様な団体が参加

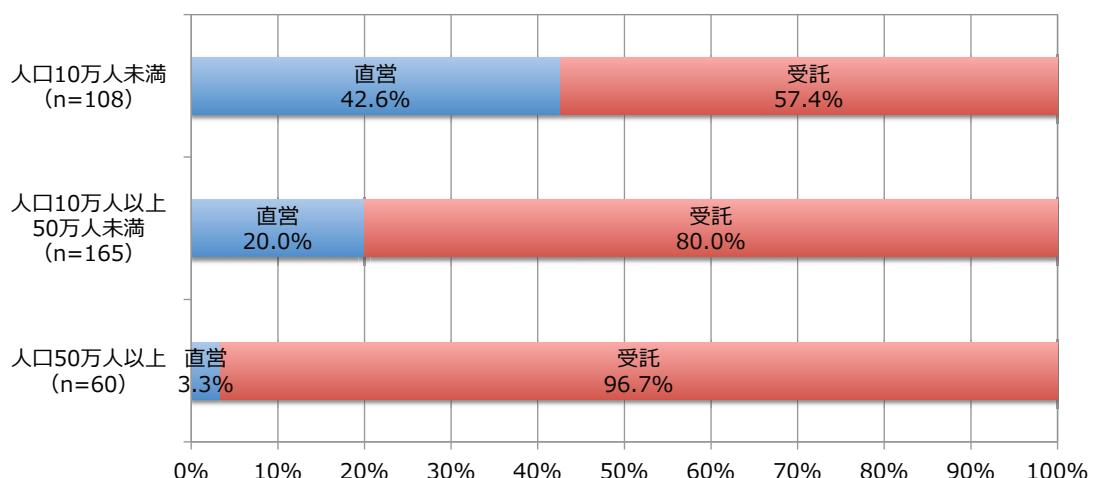


実施団体の種別 (団体 Q3 (2-3-(1)) , n=321)

調査時点における事業実施母体の上位は「非営利団体」(32%)「自治体直営」(25%)「社会福祉協議会」(21%)となっている。

民間企業は5%存在している。その内訳は人材派遣サービス、学習塾などであり、非営利に近いものも含まれる。

数は少ないが、NPOや社会福祉協議会の連合体、大学や福祉専門学校、母子寡婦福祉連合会、フリースクール、地域の子育て支援団体などが事業を受託している自治体も存在した。

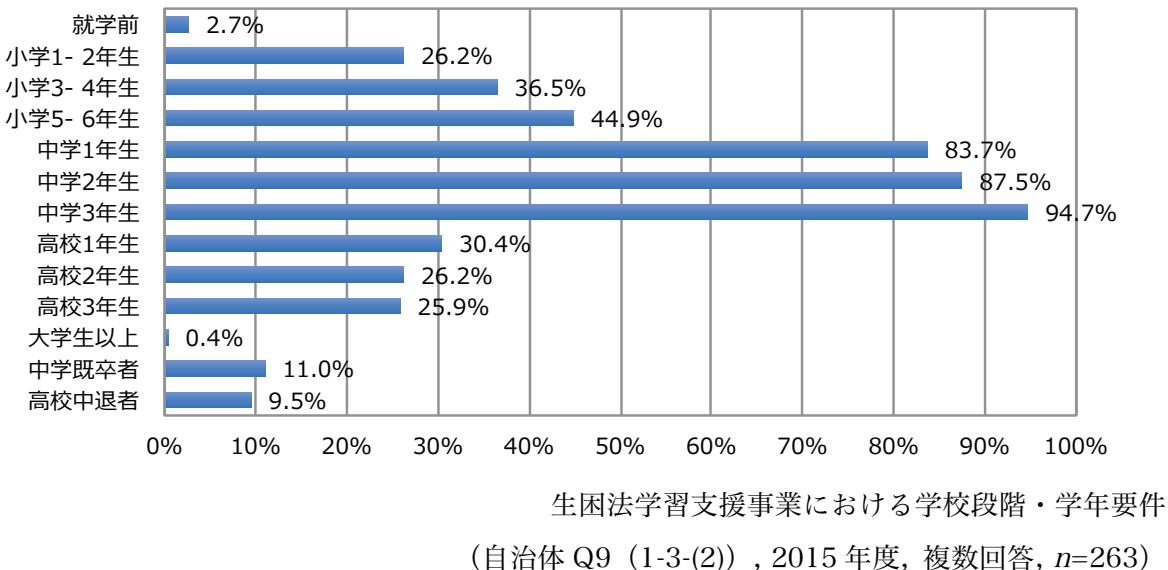


自治体の人口規模別にみた直営方式の比率 (団体 Q3 (2-3-(1)) n=333)

自治体直営方式の割合は、自治体の人口規模が小さいほど大きくなり、人口10万人未満の自治体においては4割を超える。その理由には小規模な自治体に委託可能な団体が存在しない等が挙げられる。

4. 学習支援利用の学年要件

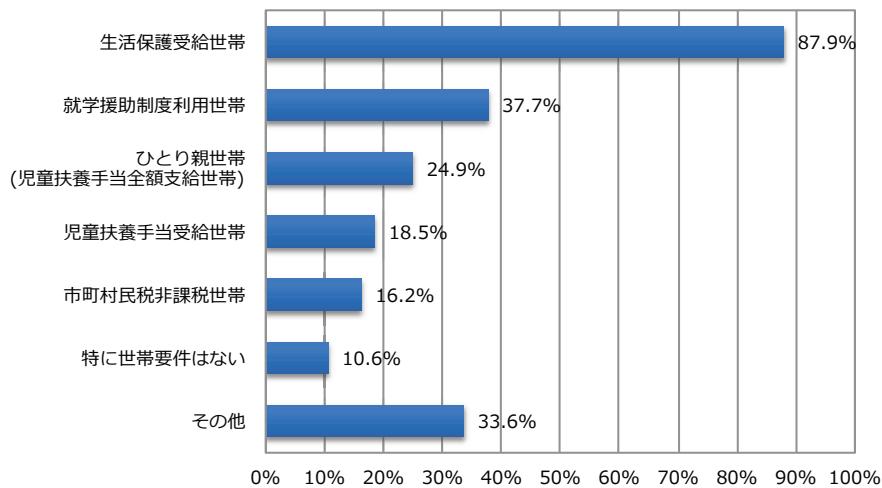
- 8割以上の自治体が中学生中心の事業展開
- 小学生・高校生を受け入れている自治体は45%未満
- 高校中退者・中学既卒者を受け入れている自治体は約1割



2015 年度に学習支援事業の対象となった子どもの学年要件は、中学3年生 94.7%、中学2年生 87.5%、中学1年生 83.7%となっており 8割以上の自治体が中学生を対象に含んでいる。対象に中学既卒者を含めている自治体は 11.0%、高校中退者を含めている自治体は 9.5%存在した。

5. 学習支援利用の世帯要件

- 9割近くの自治体が生活保護世帯を対象
- 「生活困窮世帯」を個別事情に応じて認定している自治体も3割程度存在

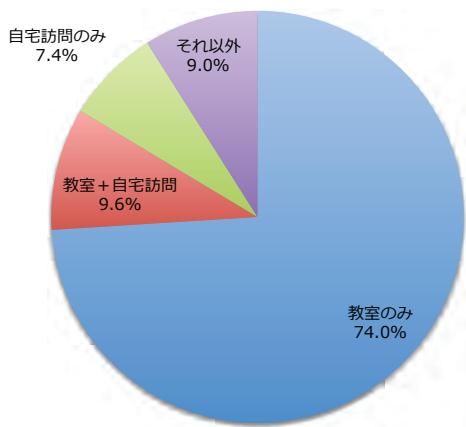


生困法学習支援事業における世帯要件
(自治体 Q8 (1-3-(1)) , 2015 年度, 複数回答, n=265)

2015 年度に学習支援事業の対象となった世帯として多いのは「生活保護世帯」87.9%、「就学援助制度利用世帯」37.7%、「ひとり親世帯（児童扶養手当全額支給世帯）」24.9%の順となっている。「その他」として、民生委員・スクールソーシャルワーカー等から紹介のあった世帯や行政窓口に相談しにきた世帯などを個別の事情に応じて「生活困窮世帯」と認定している自治体も2割程度存在する。生活保護世帯のみを対象としている自治体は2割弱であり、多くは生活保護世帯を中心として就学援助利用世帯や「生活困窮世帯」を要件としている。

6. 学習支援事業の実施形態

- 教室型のみを採用する団体が全体の4分の3
- 小規模自治体では2割以上が自宅訪問を実施

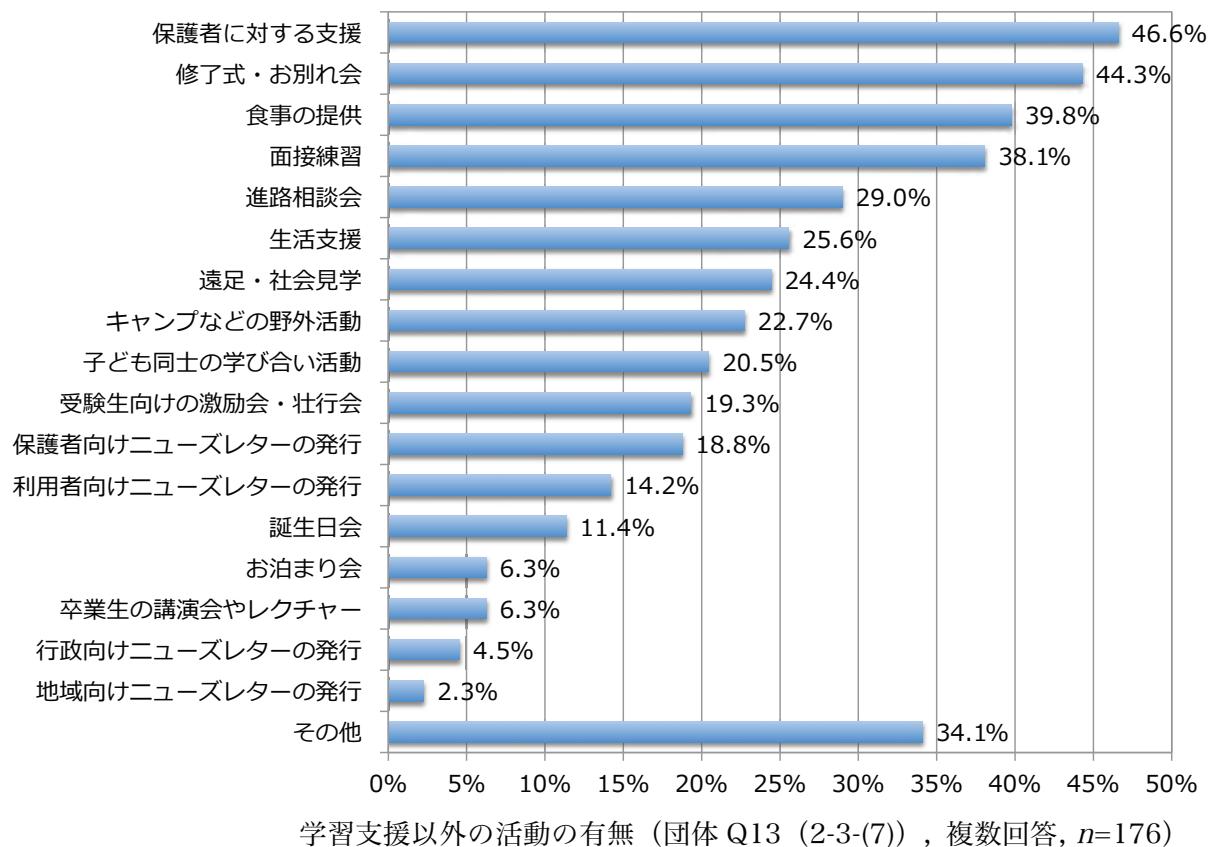


「教室型のみ」の団体が全体の4分の3を占めている。「自宅訪問」を行っている団体は「訪問教室併用型」を含めて17%ほどであるが、その割合は自治体の人口規模によって大きく異なり、人口10万人未満の自治体においては2割以上が「自宅訪問のみ」「教室+自宅訪問」を採用しているのに対し、人口50万人以上の自治体では「自宅訪問のみ」は存在せず「教室+自宅訪問」も7%となっていた。

学習支援事業の実施形態
(団体 Q4 (2-3-(2)) , 4 類型, n=327)

7. 学習支援事業と連携して行われる支援事業

- 「保護者支援」を行っている団体が5割
- 「食事の提供」を行っている団体が4割



学習支援実施団体が学習支援以外に行っている取り組みとして多いのは「保護者に対する支援」(47%)、「修了式・お別れ会」(45%)、「食事の提供」(40%)、「面接練習」(38%) などとなっていました。

自治体レベルの取り組みとしては「弁護士による貧困家庭やDV被害家庭への相談」「市役所内での『ひとり親家庭総合相談コーナー』の開設」「小学生向けキャリア教育の一環としての建築業での職業体験」「低所得世帯やひとり親家庭の子ども向けの夜間・休日等の居場所づくり(ショートステイ・トワイライトステイ)」「子ども食堂」「フードバンク等による食料の提供」「教育委員会事業との連携」などが挙げられた(1-3-(16))。

8. 学習支援の主担当部署と事業連携

- 主担当部署は「生活保護所管部署」が8割
- 教育委員会・学校との組織的な情報共有の体制づくりが進められている
- 他自治体・機関・団体・専門家との連携が模索されている

学習支援事業の主担当部署は自治体の生活保護所管部署である場合が81.3%を占めた。自治体の生活保護所管部署は「事業の広報」(80.4%)「支援員・ボランティア募集」(56.2%)「事業会場の確保」(48.4%)など多くの役割を引き受けている。

主担当部署と情報共有を行っている団体として「教育委員会」が57.1%、「中学校」が34.7%「小学校」が20.5%であるなど、教育行政との組織的な情報共有体制が構築途上である。

その他、学習支援の実施に関連して多様な機関・団体との連携が見られた。例えば、大学・専門学校(サークルを含む)、母子保健部署、民生委員・児童委員協議会、地域の企業、学習塾、就労支援機関、保育園・幼稚園、保健所、フードバンク、商工労働所管部署、研究者、自治会、医療機関、シルバー人材センター(退職教員組織)、警察署などである(1-3-(9))。府内に「子どもの貧困対策府内連絡会議」を立ち上げ、健康福祉局(子ども支援課、児童相談所、保護管理援護課)、教育委員会(教育政策課、学務課、総合支援課、指導課)で子どもの貧困に関する実態把握や取り組み事例等の情報を共有し、連携強化を図っているケースも存在した(1-3-(16))。

実施場所の確保にあたっては市役所・児童センター等の公共施設(49.4%)や公民館等の社会教育施設(39.6%)のほか、寺院、体育館、運動公園、消防署の会議室、民家、商業ビルなども用いられていた(1-3-(3))。利用者確保にあたっては「生活保護ケースワーカーからの声かけ」を方法の一つとして用いている自治体が90.9%を占めるが、それ以外にもスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、民生委員、児童委員、要保護児童対策地域協議会、家庭児童相談室、母子父子ケースワーカー、自立相談支援機関、生活就労支援センター、就学促進員、児童福祉担当部署、子育て支援専門相談員、校長会等に紹介や広報を依頼している自治体が見られた(1-3-(7))。また、約1割の自治体では、隣接自治体・都道府県との事業の共同実施や隣接自治体間での教室の相互利用などの取り組みが行われていた(1-3-(8))。

9. 学習支援実施団体と教育行政との連携

- 教育行政との事業連携が実現している団体は4割未満
- 学習支援実施団体の半数以上が教育行政との今後の連携の必要性を認識

調査時点において次に見る教育行政・教育機関との事業連携が実現していた団体は「教育委員会」38.2%、「中学校」32.4%、「小学校」18.6%、「大学・専門学校」17.6%であった。

他方で「今後連携が必要な機関」として挙げられているのは「中学校」59.8%、「教育委員会」50.7%、「小学校」44.9%、「大学・専門学校」32.8%等となっており、学習支援実施団体の多くが教育行政との事業連携の必要性を感じている(団体Q17(2-3-(11)), n=296)。

10. 中学3年生の進路

- 2015年度に学習支援を利用した中学3年生の高校進学率は95.5%
- 全日制進学率は77.3%

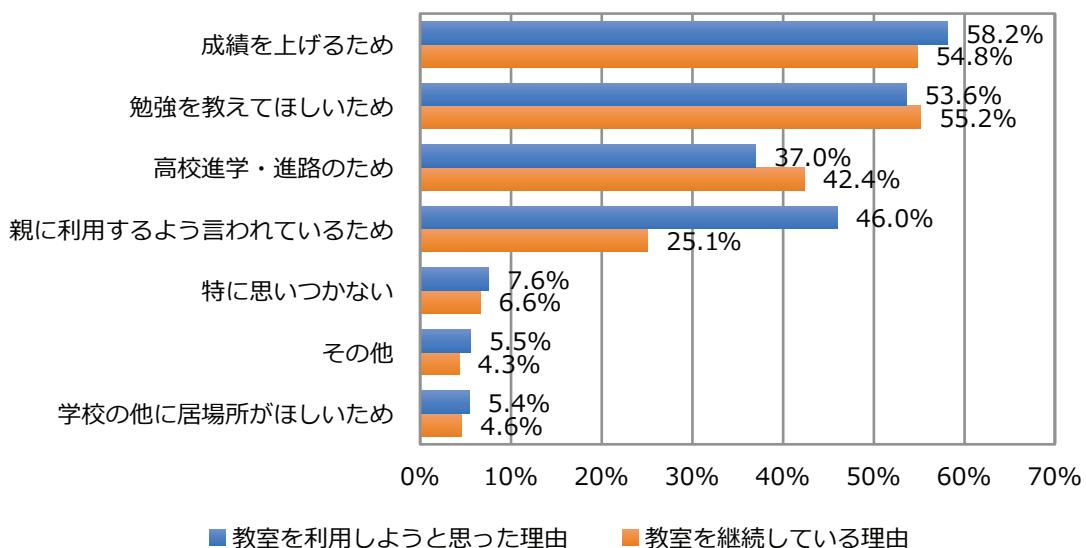
平均値	
高校進学	95.5%
全日制進学	77.3%
就職・非就学非就労・不明	4.5%

(団体Q20(2-3-(17)), 2015年度, n=124)

2015年度に学習支援を利用した生徒で進路が判明している者の内訳については高校進学が95.5%（全日制77.3%）であった。2015年度末における全国の高校進学率は98.7%であり、高等学校生徒数（全日制・定時制・通信制）に占める全日制課程在籍者数の割合は92.1%（2015年度）であることから、全日制高校進学率を $98.7\% \times 92.1\% = 90.9\%$ とするならば、高校進学者の割合は全国平均と同水準であるが、定時制・通信制に進学する者が1割程度多くなっていることが分かる。

11. 参加理由

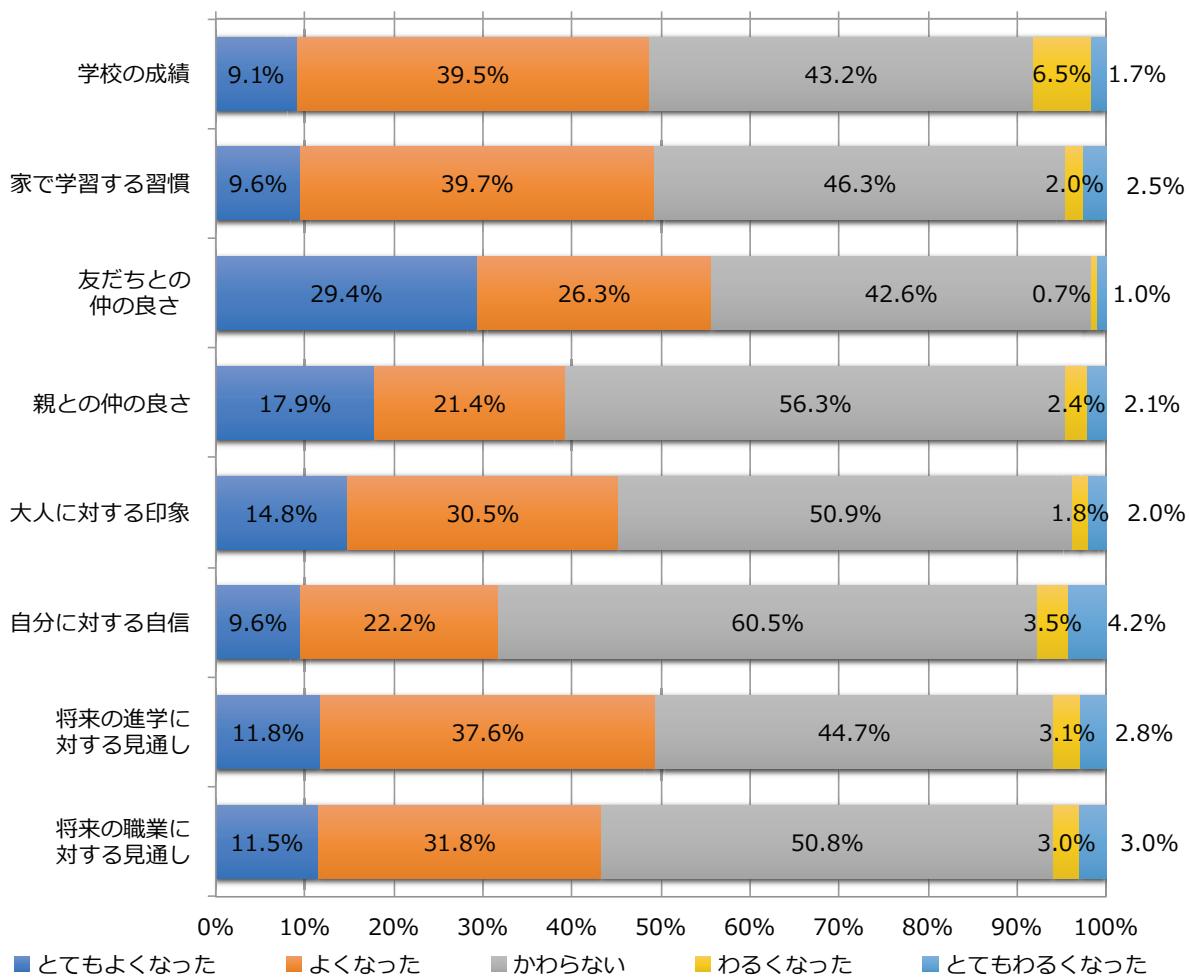
- 過半数の利用者が「成績を上げるため」「勉強を教えてほしい」を参加理由とする
- 継続利用後は「親に行くよう言われている」が4割減、「進学のため」が15%増



学習教室を継続的に利用している者の「初回参加理由」と「継続参加理由」を比較したところ、過半数の利用者が「初回参加理由」「継続参加理由」で共通して「成績を上げるため」「勉強を教えてほしい」を挙げる一方、「親に行くよう言われている」は46.0%から25.1%まで4割近く減少し、「高校進学・進路のため」が37.0%から42.4%まで約15%増加していた。

12. 教室利用後の変化(とてもよくなつた～とてもわるくなつた)

- 教室利用を経て、約5割の利用生徒の「友だちとの仲の良さ」「家で学習する習慣」「将来の進学に対する見通し」「大人に対する印象」が好転



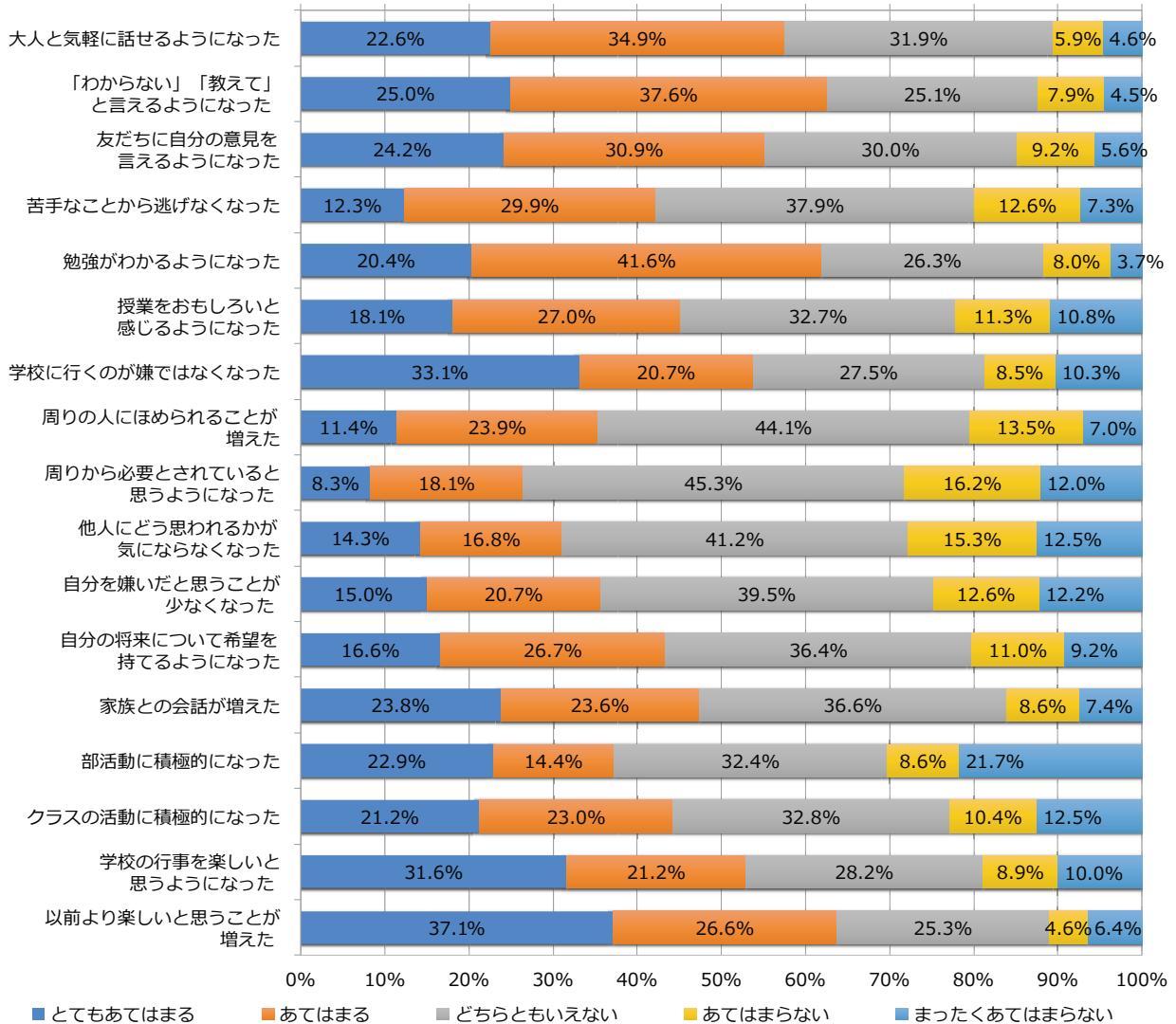
教室利用後の変化 (利用者 Q13 (3-3-(7)) , n=711)

学習支援実施団体 15 団体を利用する中学生に学習支援利用後に起こった変化について尋ねたところ、上記各項目について、おおむね 3～5 割の者が「とてもよくなつた」「よくなつた」と回答し、「わるくなつた」「とてもわるくなつた」と答えた回答者は、いずれの項目においても 1 割に満たなかった。

肯定的評価が多いのは、「友だちとの仲の良さ」(55.7%)、「将来の進学に対する見通し」(49.4%)、「家で学習する習慣」(49.3%)、「学校の成績」(48.6%)、「大人に対する印象」(45.3%) の順である。

13. 利用生徒の変化 (とてもあてはまる～まったくあてはまらない)

- 過半数の利用生徒が「『わからない』『教えて』と言えるようになった」「勉強がわかるようになった」「学校に行くのが嫌ではなくなった」「学校の行事を楽しいと思うようになった」「以前より楽しいと思うことが増えた」などに該当
- 利用生徒の3人に1人は学校に対する適応感が著しく好転



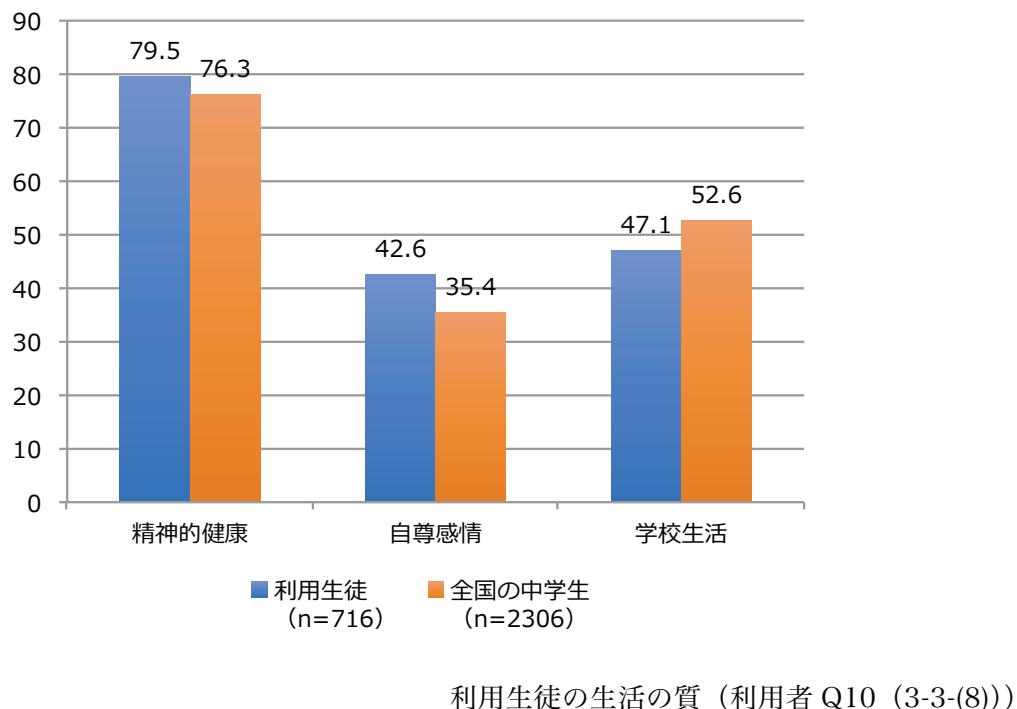
教室利用後の変化 (利用者 Q12 (3-3-(6)) , n=673)

前項目と同様に、学習支援実施団体 15 団体を利用する中学生に学習支援利用後に起こった変化について尋ねたところ、過半数の生徒が「大人と気軽に話せるようになった」「『わからない』『教えて』と言えるようになった」「友だちに自分の意見を言えるようになった」「勉強がわかるようになった」「学校に行くのが嫌ではなくなった」「学校の行事を楽しいと思うようになった」「以前より楽しいと思うことが増えた」について肯定的回答を行った。

特に「学校に行くのが嫌ではなくなった」「学校の行事を楽しいと思うようになった」などについては約3人に1人が「とてもあてはまる」と回答しているなど学校適応感に関する好ましい変化が顕著である。また「家族との会話が増えた」(とてもあてはまる 23.8%、あてはまる 23.6%)など、学習教室利用を通じて家族間コミュニケーションが活性化する傾向も見られた。

14. 利用生徒の生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）

- 利用生徒の「学校生活の充実度」は中学生平均より低い傾向
- 利用生徒の「自尊感情」は中学生平均を上回る
- 利用生徒の「精神的健康」は中学生平均とほぼ同程度



本調査では、子どものQOLを評価する尺度である「KINDL^R」の邦訳・中学生版³から、楽しい気持ちの頻度や孤独感の少なさなどを尋ねた「精神的健康」、自信や自己有効性感覚などを尋ねた「自尊感情」、学校の勉強の理解度や学校での楽しさなどを尋ねた「学校生活」の3種類を採用して、生困法学習支援を利用する中学生の平均得点と全国の中学生のそれを比較した。

その結果、「精神的健康」（楽しい気持ちの頻度や孤独感の少なさ）についてはあまり差がなく、「学校生活」「学校生活」（学校の勉強の理解度や学校での楽しさ）はやや低い傾向にあり、「自尊感情」（自信・自己有効性感覚など）はやや高くなっている傾向が見られた。

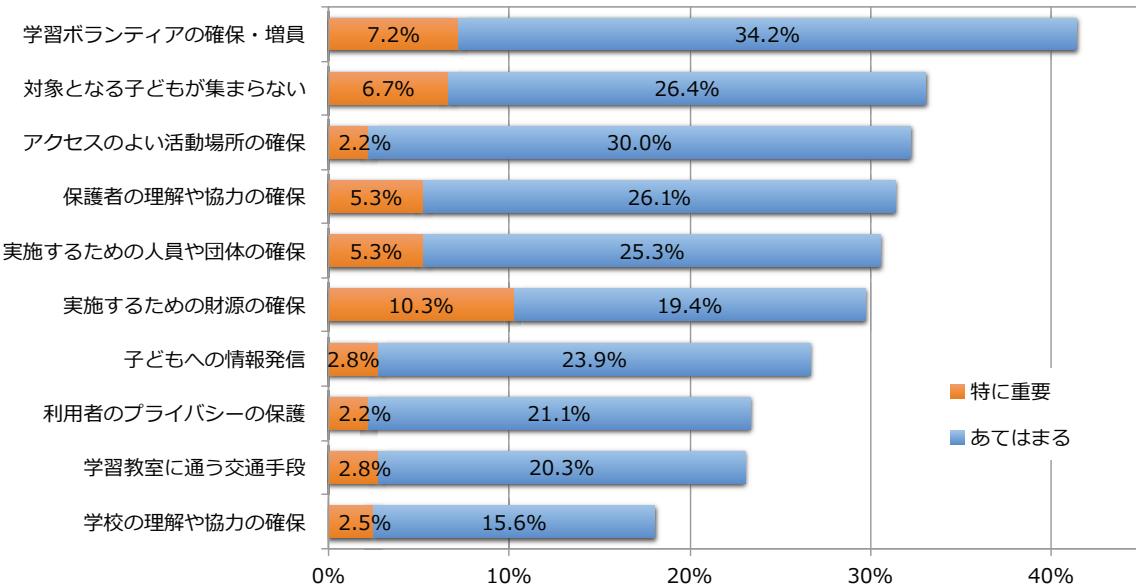
生活困窮世帯の子どもが「学校生活」で不利を抱えるだけでなく「精神的健康」「自尊感情」についても不利な状況に置かれているという「子どもの貧困」関連の先行研究群⁴の知見に照らせば、生困法にもとづく学習支援事業が利用生徒の「精神的健康」「自尊感情」に好ましい影響を与えていた可能性が考えられる（ただし本分析にはセレクションバイアスや因果関係の不明確さが残るため、結論は留保したい）。

³古莊純一・柴田玲子他『子どものQOL尺度 その理解と活用』診断と治療社、2014年。

⁴例えば、子どもの貧困白書編集委員会〔編〕『子どもの貧困白書』明石書店、2009年。

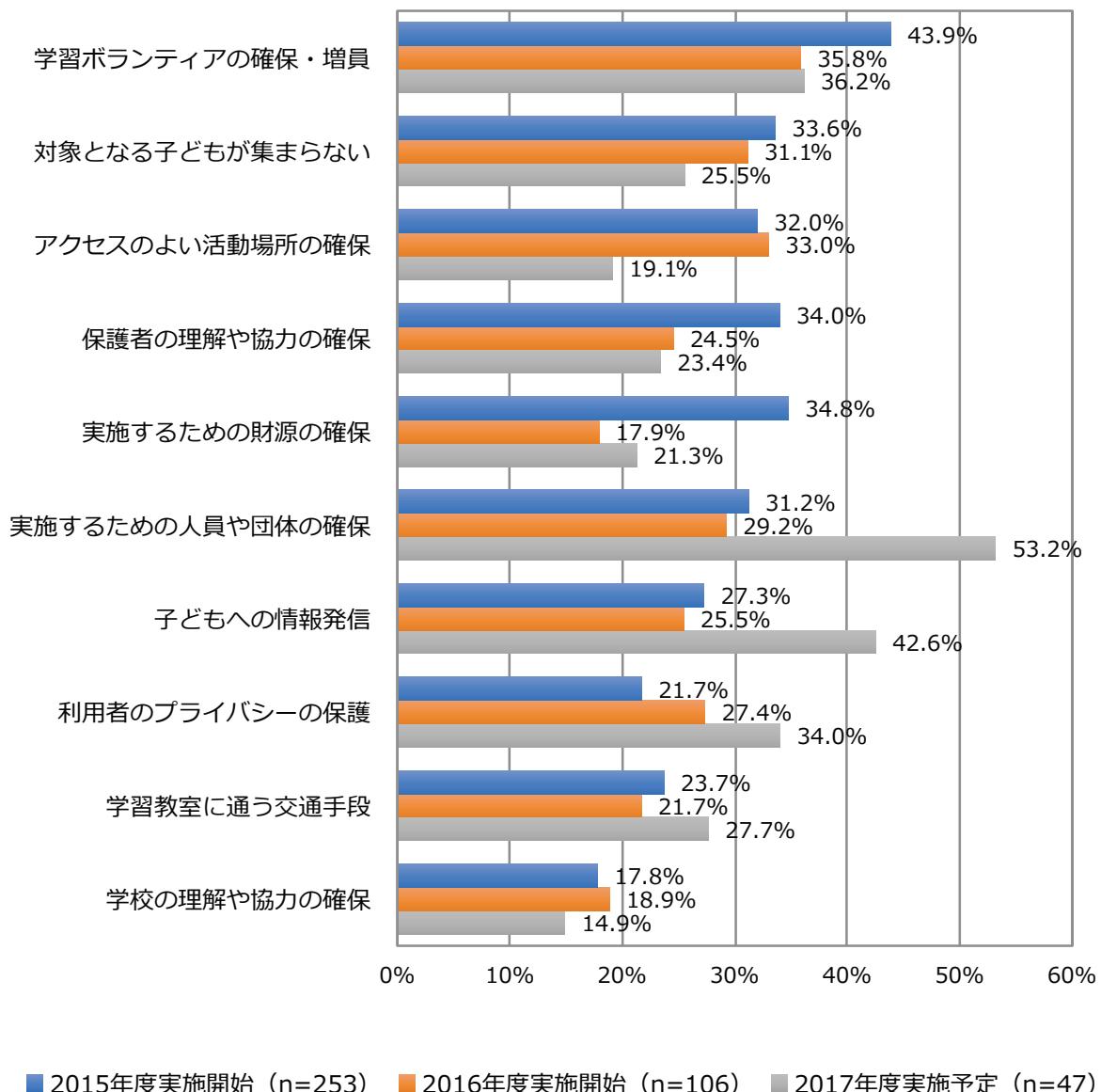
15. 実施自治体の課題

- 事業実施上の最大の課題は「学習ボランティアの確保」で4割の自治体が挙げる
- 「利用者の確保」「アクセス容易な活動場所の確保」「保護者の理解」などにも課題
- 「特に重要な課題」の最多は「実施するための財源の確保」
- 2017年度実施予定自治体の課題は「人員・団体確保」「子どもへの情報発信」



実施自治体の課題（自治体 Q15 (3-3-(12))），複数回答，上位 10 項目，n=360

学習支援を実施する自治体の担当者に事業実施上の課題を尋ねたところ、最も多かったのは「学習ボランティアの確保・増員が必要」（「特に重要」 + 「あてはまる」 = 41.4%）、次いで「対象となる子どもが集まらない」（同 33.1%）であった。「利用者の確保」「アクセス容易な活動場所の確保」「保護者の理解」なども課題として挙げられる場合が多かった。また「特に重要な課題」についても尋ねたところ、最も多かったのは「実施するための財源の確保」（「特に重要」 10.3%、「あてはまる」 19.4%、計 29.7%）であった。



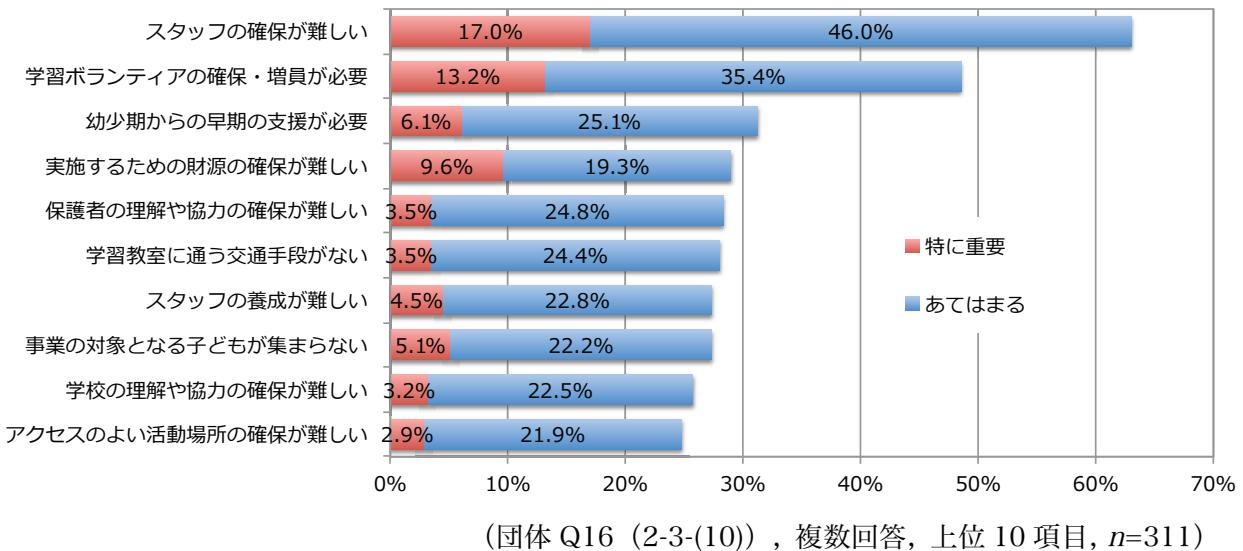
■ 2015年度実施開始 (n=253) ■ 2016年度実施開始 (n=106) ■ 2017年度実施予定 (n=47)

学習支援開始年度別に見た実施自治体の課題
(自治体 Q15 (3-3-(12)) , 複数回答, 上位 10 項目)

2015 年度に学習支援事業を実施した自治体は、それ以降の事業実施自治体と比べて「学習ボランティアの確保・増員」「実施するための財源の確保」など学習支援実施のための資源不足を課題とする場合が多かった。2017 年度に学習支援事業の実施を予定している自治体は「実施するための人員や団体の確保」「子どもへの情報発信」「利用者のプライバシーの保護」など人員・団体の確保や情報管理発信を課題として挙げる場合が多かった。

16. 事業実施団体の実施運営上の課題

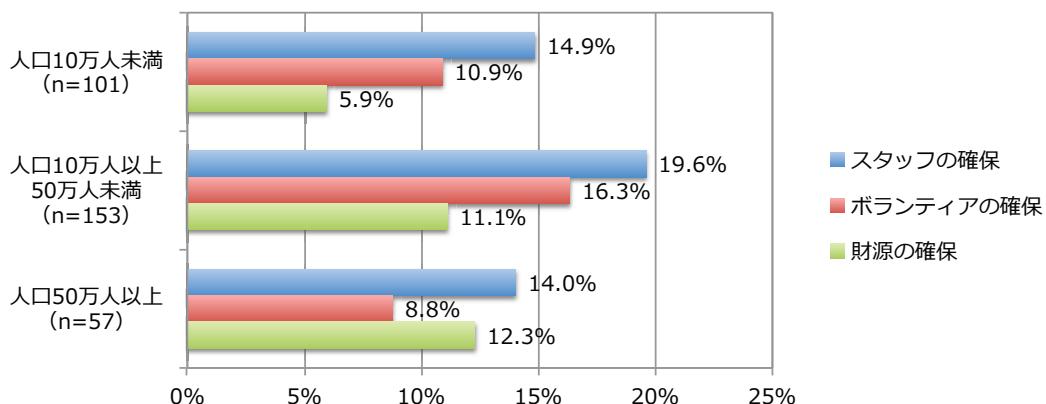
- 事業実施上の最大の課題は「スタッフの確保」で6割の団体が挙げる
- 「学生ボランティアの確保」も半数の団体で課題
- 3割の団体が「幼児期からの早期の支援が必要」と回答



(団体 Q16 (2-3-(10)) , 複数回答, 上位 10 項目, n=311)

学習支援事業実施団体の抱えることの多い課題は「スタッフの確保」(63.0%)「学習ボランティアの確保・増員」(48.6%)、「財源の確保」(28.9%) 等、自治体の課題と共に通していた。

団体において、事業運営のための資源不足と並ぶかたちで「幼児期からの早期の支援が必要」(31.2%)との声が上がっていることは特筆に値する。近年、学術界では、幼児期からの手厚い生活保障や子育て支援などが生活に困窮する子どものその後の人生に様々な好ましい影響を与えるという実証的知見に注目が集まっていることと呼応する結果である。



人口規模別・事業実施上の課題 (団体 Q16 (2-3-(10)) , n=311)

自治体の人口規模の大小に関わらず「スタッフやボランティアの確保」を「特に重要」な課題として指摘する団体が多かったが、「財源」に関しては人口規模が大きいほど「特に重要」な課題として挙げる団体が多くなっていた。その要因として考えられるのは、大規模自治体ほど国庫による5割負担の上限を超えた総事業費の支出が多いこと、小規模自治体に比べて利用者が集まりやすくそれに対応するための財源が逼迫する等である。

17. 学習支援事業実施団体のスタッフ数

- 半数の団体ではスタッフの数が15人以下
- 有給職員の数に対してボランティアの数が3倍近い

全体 (n=197)

	平均値	最小値	中央値	最大値
有給常勤	2.9	0	1	152
有給非常勤	5.0	0	1	101
有償ボランティア	14.3	0	3	250
無償ボランティア	7.9	0	0	272
計	30.0	1	15	356

直営 (n=44)

	平均値	最小値	中央値	最大値
有給常勤	0.8	0	0	19
有給非常勤	3.0	0	0.5	25
有償ボランティア	7.4	0	0	51
無償ボランティア	4.5	0	0	54
計	15.7	1	10	54

委託 (n=153)

	平均値	最小値	中央値	最大値
有給常勤	3.5	0	1	152
有給非常勤	5.7	0	1	101
有償ボランティア	16.2	0	4	250
無償ボランティア	8.8	0	0	272
計	34.1	1	17	356

* 無償ボランティアには交通費のみ支給されている場合を含む。

スタッフ人数 (団体 Q11 (2-3-(15)) , 2015 年度)

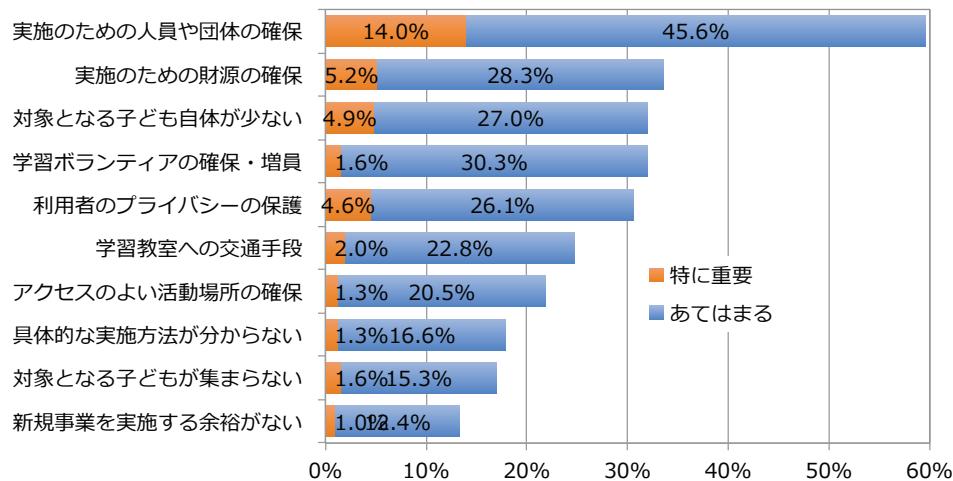
学習支援事業実施団体の半数は15人以下のスタッフで運営されている一方、スタッフ数が300人を超える大規模な団体も存在する。直営方式の場合は上記の人数に加えて自治体職員がマネジメントに参加している可能性が存在する点に注意が必要である。

直営・委託問わず有給職員の数に対してボランティアの数が3倍近くとなっている。

平均スタッフ数は自治体の人口規模が大きくなるほど大きくなっている、また人口規模が大きくなるほど委託方式の団体の割合が増加し、スタッフ数も委託方式のほうが直営方式より多くの傾向にある。

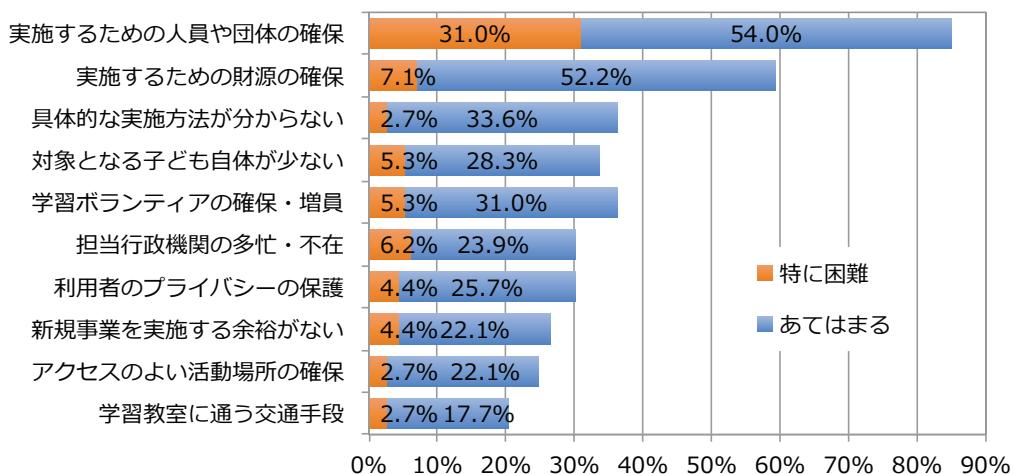
18. 学習支援事業を実施／協力していない理由

- 未実施自治体・対象外自治体にとって学習支援事業実施の最大の障害は「人員・団体の確保」「財源の確保」「利用者の確保」
- 「具体的な実施方法がわからない」などの声も多い



学習支援事業を実施していない理由（未実施自治体）
(自治体 Q21 (1-4-(2)), 複数回答, n=307, 上位 10 項目)

学習支援事業の対象でありながら実施していない自治体にその理由を尋ねたところ、上位は「実施するための人員や団体の確保」（「特に重要」 + 「あてはまる」 = 59.6%）、「実施するための財源確保が難しい」（同 33.5%）、「対象となる子ども自体が少ない」（同 31.9%）等となった。



都道府県の行う学習支援事業への協力が難しい理由（対象外自治体）
(自治体 Q24 (1-5-(2)), 複数回答, n=113, 上位 10 項目)

福祉事務所が設置されておらず事業の対象外である自治体のうち、都道府県の学習支援事業への協力が難しいと答えた自治体に対してその理由を尋ねた結果、学習支援事業未実施の自治体と同様に「実施するための人員や団体の確保」（「特に困難」 + 「あてはまる」 = 85.0%）「実施するための財源の確保」（同 59.3%）など事業実施のための資源の不足が上位となった。第 3 位は「具体的な実施方法がわからない」（同 36.3%）であり、モデルケースの紹介など情報提供に対するニーズが示された。

II ヒアリング報告

ヒアリング調査結果の概要

1. 調査対象と調査の方法

2016年8月から11月に、既に事業を実施している全国の自治体19か所を調査者（1～3名）が訪問し、2時間程度のヒアリングを実施した。ここではまず、調査結果を概観する。

なお、自治体別の報告書からの転載にあたり、表記等を改編している。また、ヒアリング内容に基づき作成した個別の事例集について、事実部分の説明以外はあくまで担当者なりの事業に対する見解であり、それが事業そのものを代表し公的に性格づけるものではない。

自治体名	人口規模	所管部署	実施団体
北海道札幌市	政令市	保健福祉局総務部保護自立支援課	社団法人・財団法人
福島県	県	保健福祉部社会福祉課	NPO法人、株式会社
福島県会津若松市	一般市	健康福祉部地域福祉課	自治体直営
茨城県古河市	一般市	健康福祉部福祉総務課	自治体直営 ※学校を会場として実施
埼玉県	県	福祉部社会福祉課	社団法人・財団法人
埼玉県さいたま市	政令市	保健福祉局福祉部生活福祉課	NPO法人
埼玉県川口市	中核市	生活福祉1課自立支援係	社団法人・財団法人
東京都足立区	特別区	福祉部生活支援課	NPO法人
東京都江戸川区	特別区	区民課くらしごと相談室中央生活援護第一課内	NPO法人
滋賀県大津市	中核市	福祉子ども部生活福祉課（中3勉強会）	中3勉強会：直営
		福祉子ども部福祉政策課（トワイライトステイ・寺子屋）	トワイライトステイ：社会福祉事務所、NPO法人
			寺子屋：社会福祉協議会
京都府京都市	政令市	保健福祉局生活福祉部地域福祉課	社団法人・財団法人
京都府長岡京市	一般市	社会福祉課	大学
京都府京丹後市	一般市	健康長寿福祉部寄り添い支援総合サポートチーム	自治体直営
大阪府箕面市	中核市	教育委員会人権施策課	NPO法人
福岡県田川市	一般市	市民ふれあい支援センター（市民課市民相談係）	自治体直営
沖縄県	県	福祉政策課	NPO法人、教育委員会
沖縄県那覇市	中核市	福祉部保護管理課	NPO法人
沖縄県宜野湾市	一般市	福祉推進部生活福祉課	NPO法人、一般社団法人

2. 事業の目的と内容

多くの自治体に共通する支援の内容・目的としては、狭義の学習支援の他、生活習慣の確立、居場所、学習習慣の確立、中学生の進学指導、高校生の卒業に向けた学習・生活支援、就職支援、保護者支援等が挙げられた。

●事業の目的と内容

- ・家庭での学習が困難な子どもたちに、家庭に代わる学習の場所と安心して過ごせる場所となる「居場所を兼ねた学習支援」。(足立区)
- ・貧困の連鎖を防止するため、不登校又はひきこもりの者、若しくは高校進学を控えた者がいる生活困窮世帯に対し、日常生活安定の支援、学習の支援を行い、児童の将来の自立につなげる。(江戸川区)
- ・狭義の学習支援ではなく、貧困の連鎖を断つため生活環境改善も含めた広義の学習環境支援として取り組んでいる。(京丹後市)
- ・生活保護世帯の子どもは、学力が低い傾向にあり、定時制や通信制の高校に不本意入学した結果、多くは半年から一年の間に退学してしまっていた。そこで、全日制の高校に行ってほしいという思いから、学習支援を開始した。「学習習慣の定着」と「居場所づくり」の2本柱で実施している。(長岡京市)
- ・学習支援には、居場所、生活の場、人間関係を育成する場という目的もある。子供たちの日頃の悩みとか、親に言えない事を話せる、相談ができる場でもある。それでも、高校に行かないとどうにもならないということを優先し、塾方式にした。(宜野湾市)
- ・学習支援は、支援ツールの一つとして捉えている。将来的に社会人になるためのキャリア教育や意識喚起をする。(那覇市)
- ・平成27年度からは自尊感情や自己肯定感を持てる居場所を作る、提供するという点で、自分たちの持つスキルが活かされる事業の展開になっていくように自治体と協議している(「自己理解と自己表現のスキルアップ」や、コミュニケーションスキルを高めるサポートを行っている)。(札幌市)
- ・学習支援サポーターが、個々の中学生の実力に合わせて問題を作成し、その子に合った学習提供も行っている。またグループ学習もして、グループで学ぶことの楽しさを体験させている。そもそも生活保護世帯の子は学習に向き合うというところから始める子も多いので、そういう気持ちを上げてあげるような取り組みというのは行っている。(札幌市)

●体験活動等

- ・「お楽しみ会」を実施。クッキングや体育館でのスポーツレクリエーションを取り入れている。役割が生まれることで自己肯定感、自分が必要とされているんだなということを味わえる。(札幌市)
- ・体験活動を通したグループワーク、野外活動や大学見学を実施。模擬講演を聞いたり、学食をみんなで食べて自分たちの未来のビジョンを描く。(札幌市)
- ・合宿やキャンプを実施。料理を作り、現状や将来の希望についても話し合う。(那覇市)
- ・卒業生との交流会を実施。高校生にとっても振り返りになり、良い相乗効果がでてきている。(那覇市)
- ・会場として特別養護老人ホームを使っている。住人がいて、人の触れ合いがある。働いている

大人を見ることも大切。手伝いをして感謝される経験や、生活習慣を身につける機会にもなる。
(埼玉県)

3. 支援対象者

1) 支援対象者の要件（家庭の経済状態による制限を設けていない自治体）

- ・生活支援課の子どもの学習支援事業と連携実施。生活困窮世帯のみを対象とせず中学校の生徒全員を中立・公平に対象とする事業を活用することが、分け隔てなく事業実施できることと、既に教育委員会が「まなび塾」を実施していたところに着目した。(田川市)
- ・教育委員会の既存事業を活用し、あらゆる世帯を対象とした学習支援事業として展開。(古河市)
- ・対象は、①不登校または不登校傾向により学習支援が必要な児童生徒、②病気による長期欠席等により学習支援が必要な児童生徒、③その他生活困窮家庭等により学習支援が必要な児童生徒、④事業を利用していた生徒であって、中学校を卒業した後、引き続き事業を利用することを希望する十八歳以下の者、⑤箕面市適応指導教室を利用していた生徒であって、中学校を卒業した後、事業を利用することを希望する十八歳以下の者(箕面市)
- ・【トワイライトステイ】相談機関や学校から紹介された「支援を必要とする子ども」。明確な規程は設けておらず、専門家による判断に委ねている。(大津市)

2) 対象学年(年齢)

自治体名	対象者※記載がない場合、「生活困窮世帯」
北海道札幌市	中学生
福島県	中高生(対象から外れても、実施団体であるサポステによる継続的な支援が可能。平成29年度は小学生に拡大予定。)
福島県会津若松市	小中高校生
茨城県古河市	小学4年生から中学3年生※対象の限定なし
埼玉県	中高生
埼玉県さいたま市	中高生※高校生は生活保護世帯のみ
埼玉県川口市	中高生
東京都足立区	中学生※高校中退・未進学者も受け入れ
東京都江戸川区	おおむね18歳まで※不登校及び高校進学等を控えた者
滋賀県大津市	中3勉強会：中学生
	トワイライトステイ：小中学生※「支援を必要とする子ども」
	寺子屋プロジェクト：小中学生※対象の限定なし
京都府京都市	中学生※卒業生もフォロー
京都府長岡京市	小中高校生
京都府京丹後市	小中学生※生活保護世帯のみ
大阪府箕面市	小中高校生※不登校傾向のある子ども等
福岡県田川市	中学生※対象の限定なし
沖縄県	小中学生
沖縄県那覇市	小中学生
沖縄県宜野湾市	中学生※生活保護世帯は全学年、就学援助世帯は3年生のみ

3) 小学生を対象に含める理由

- ・中学生になると支援に繋がるまでの関係構築が難しく早期対応が必要との認識から、平成26年度以降は小中学生に拡大。(京丹後市)
- ・家庭で机に向かう習慣がないことが低学力に繋がると言われている。小学生から始める場合は、祖父母が孫の勉強を教えるように見てもらえるようにしたい。(福島県)
- ・(二人体制での訪問支援を実施)小学生に拡大することで、小中の2人の子どもがいる世帯で2人体制の効果が現れる。現状ではコストパフォーマンスが悪く苦労している。(福島県)

4) 高校生年代の者を対象に含める理由

高校生を対象に含めている自治体には、福島県、埼玉県、さいたま市、川口市、長岡京市、箕面市がある。

●対象拡大の理由

- ・中学校卒業と同時に支援していた子どもとの関係性が切れてしまうので、今年度から高校にも継続して実施している。実際に今年度、中3で支援を受けていた子どもが4月から高校に来られなくなっているという相談を高校から受け、現在支援を継続している。(箕面市)

●高校進学後の支援について

- ・学習支援事業後のセーフティネットとして、一体的にできるものが必要だと思い、39歳まで切れ目のないサポートが可能なサポステの機能に着目した。39歳を超えて、事業者の独自事業としてみてもらえることができる。高校を中退した場合でも、地域若者サポートステーションにつながる形にすることで、切れ目のない支援が行える。(福島県)
- ・高校に入学した後のフォローが重要。生活保護世帯の高校に通学している生徒全員を対象に、各高校に就学状況調査を実施し、休みが多い生徒等に対応。(宜野湾市)
- ・生活困窮世帯や生活保護世帯は、進学の選択肢がなかつたり、奨学金制度の返済などの知識が浅い傾向がある。進路の選択肢を広げてほしいとの思いからの取組である。(長岡京市)

●高校卒業（中退）後の支援

- ・支援の一つの区切りは高校卒業だが、卒業後も必要に応じて対応。その場合、「制度に乗せるお手伝い」が主だが、直接的な支援をすることもある。生活困窮の問題に「終結」はない。困った時に戻って来られるような信頼関係を作れるかどうかが重要。(埼玉県)
- ・高校中退者や高校卒業後の引きこもりの者への支援等、必要に応じて福祉のセクションや他の団体に繋いだり等の役割分担をしていきたい。(箕面市)

4. 支援の形態(訪問型、教室型)

自治体名	実施形式
北海道札幌市	教室（生徒二、三人に学生一人の割合で対応）
福島県	訪問
福島県会津若松市	訪問
茨城県古河市	教室（タブレット端末を利用した個別学習）

埼玉県	教室・訪問
埼玉県さいたま市	教室
埼玉県川口市	教室・訪問
東京都足立区	教室（マンツーマンでの指導と自習、居場所。食事提供もあり）
東京都江戸川区	教室・訪問
滋賀県大津市	中3勉強会：教室
	トワイライト：夕方から夜の居場所
	寺子屋：長期休暇中の学習支援・居場所
京都府京都市	教室（会場は地域によって様々）
京都府長岡京市	教室
京都府京丹後市	訪問
大阪府箕面市	訪問（自宅だけでなく、学校等も利用）
福岡県田川市	教室・訪問（教育委員会の既存事業を活用）
沖縄県	教室・訪問（教室の案内や声掛けのため）
沖縄県那覇市	教室・訪問
沖縄県宜野湾市	教室（一般の塾を利用）・訪問

支援の形態を場所によって大別すると、教室型と家庭訪問型、その併用が多くを占めるが、その中間的な形態として、学校の空き教室や市内の居場所を活用して支援を行うケースもあった（箕面市。教育委員会が所管）。今回の調査で、訪問型支援のみを実施していたのは、福島県、会津若松市、京丹後市、箕面市（訪問先は家庭に限らない）であった。

教室型の中には、本事業専用の会場を用意しているケースの他、「誰が通っているか分からない形式で一般の塾に通わせてやれないか」（宜野湾市）との考え方から、一般の学習塾に対して、生活困窮世帯の子どもが通った分の費用を出すという方式を採用しているケースもあった。

●訪問型支援を実施する理由

- ・対象者が点在しており、公共交通等の状況から考えても、集めることが困難。（京丹後市）
- ・過疎化が進んできているので、訪問方式のほうが効果を上げやすい。（福島県）
- ・子どもの学習まで手が回らない、考えが至らないというような親がとても多くいることがわかったので、親の養育支援という部分を大きくし、親の意識を変えていかないといけないという思いからである。（会津若松市）
- ・近所の関係が密接なために生活保護世帯のステigmaが根強い。生活保護世帯対象の支援活動を、会場を設置して実施すれば、更に溝を拡げ、差別につながる恐れもあり、こういった状況から当市では個別訪問型支援が適している。（京丹後市）
- ・区内学習支援、居場所支援、経済的支援には様々なものがあるが、これらの事業は申し込みが前提になるため、不登校の子にはアクセスするのは難しい。そのため、アウトリーチが可能な事業として本事業を位置づけている。（江戸川区）

●訪問先での学習以外の支援

- ・訪問先では、学習以前の環境改善のための調整から始まる。まず対応するのは、保護者が学校からのお知らせを読めない、対応できない、子供が学校のお知らせを保護者に渡さない、提出しない、部屋を片付けられないといったこと。支援機関とのパイプ作りも重要。(京丹後市)
- ・中学校から高校へ行くときに、お金の準備がまったくできていないために進学が危ぶまれるようなケースが見受けられる。情報提供を含めた親への支援、親の考え方や家庭環境などを改善していくところから入る。(会津若松市)

●教室型の意義について

- ・居場所としての教室で、他の大人や同級生・下級生との係わり合いながら人間性を高めていくということも必要。不登校の子どもに対する居場所も必要だと思う。地方の町村は、訪問と居場所の二重構造での支援体制が必要だと思う。(福島県)

5. 支援上の連携

●情報共有の方法

- ・主任児童委員向けの研修会で事業の説明、意見交換を行った。(足立区)
- ・学校、教育委員会と福祉関係者等が集まり、研修会、協議会を実施。(宜野湾市、箕面市)
- ・支援の実施が決まると、コーディネーターが家庭との関係作り、調整を行い、その後支援員が入る。(京丹後市)
- ・学習支援開始後は定期的に、現状の情報共有と支援方針の見直しを行う。アセスメント会議には、学校の他、場合によってはスクールソーシャルワーカーや関係機関が参加している。(箕面市)
- ・県(としての事業)の時から引き続いて地域の方の民生委員と連携が取れている。(川口市)
- ・町村単位では、社会福祉協議会や適応指導教室などと連携している(学校、教育委員会などから依頼がある)。(埼玉県)

●学校との連携の課題と工夫

- ・高校については今年度から始めたということで、高校に教育委員会がお願いをし、高校と受託団体のコーディネーターとで対象生徒の情報共有をする場をもち、高校の担当者と受託団体のコーディネーターが連携し実施している。(箕面市)
- ・進路指導や教育相談担当教諭等、子供たちの様子を全体的に把握する先生を窓口にしている。(宜野湾市)

●地域での活動等

- ・子ども食堂、フードバンク、社会福祉協議会、民間企業、寺院等。情報共有や、食材や会場の提供を受ける。(会津若松市、埼玉県、川口市、足立区、長岡京市、那覇市等)
- ・教室によって連携の主体は多様で、地域性に応じて、それぞれに必要性を感じて動いている。小さい町では支援がきめ細やかに行われているといった特徴もでる。全県での実施から、市ごとの実施となったことで、情報共有、ボランティア養成講座など、独自の取り組みが生まれている。(埼玉県)

- ・(通常は個別の訪問支援のみだが)夏休みには、地域住民にも参加を呼びかけ、木工教室などの取り組みで、訪問型の一対一でなく一対多数の場の提供も行った。この取り組みで訪問型ではできない子どもへのアセスメントが進んだ。(京丹後市)

6. 実施・運営上の課題と工夫

1) 支援者の確保

支援を実施するための人手不足は多くの地域で課題となっていた。人手不足の背景としては、必要とされる人数が多い、学生ボランティアの参加が不安定、質の高い人材が必要、過疎地で人が少ないとといった理由が挙げられた。

●スタッフ確保の課題

- ・ボランティアスタッフの確保が課題(大津市、京都市、京丹後市)
- ・特に困難な状況にある子どもたちを対象とした支援を実施しているため、いかに優秀なスタッフを確保するかが課題となっている。(埼玉県)
- ・「児童自立支援員」と「子ども自立支援員」のなり手がいなくて困っている。かなり業務内容が厳しいこともあり、5人面接をして1人受かれば良い方である。(那覇市)

●募集の方法

- ・口コミ、大学でのチラシ配布、掲示、インターネット上のボランティア募集サイト、市報や求人広告への掲載、大学の授業の告知、説明など。(札幌市、古河市、箕面市)
- ・ボランティアスタッフとしては臨床心理士を目指す大学生や、星槎グループが主催している「若者支援」卒業生が参加している。「若者支援」の出身者には、事前の研修や面談を実施、同意書などを書いてもらっている。(江戸川区)

2) 利用促進

参加者が少ない理由としては、「町村部が対象のため、そもそも子どもの数が少ない。この子どもたちをいかに繋げていくかが課題」(福島県)というように、子ども自体が少ないという地域の特性が挙げられることもあった。

対象となる子どもたちの参加を阻む要因としては、保護者の理解、協力や、制度上の課題、他部署等との連携が挙げられた。

●保護者の理解、協力

- ・本当に支援が必要な子どもたちに参加してもらうための周知方法を検討する必要がある。現状では「保護者同意」が必要なため、親も子どもも両者が乗り気にならないと利用には至らない。その意味で、親への働きかけが大きな意味を持ってくる。(京都市)
- ・保護者や本人から同意をもらって訪問しても、保護者の精神状態が不安定で訪問を受け入れられなかつたり、電話に出ない、番号が変わってしまうといったケースもある。(江戸川区)
- ・保護者の方で学習の能力を上げたいというお考えの方がおり、保護者が期待するものと事業の居場所づくりや勉強の習慣を付けるというねらいとずれる部分がある。これに対しては、保護者向けのお便りなどで、事業趣旨の理解を促している。(札幌市)

●参加者募集の課題と工夫

- ・困難校の高校の先生の所にも回ったが、デリケートな部分があるため、高校生ほど担任の先生からは紹介がしづらいという状況がある。(さいたま市)
- ・中学校によっては、公平性の観点から個別につなぐのが難しい場合には、三者面談の際に案内を渡す、養護教諭やスクールカウンセラーから案内するなど工夫してもらっている。(足立区)
- ・本事業周知のため、教育委員会と連携し、就学援助の支給決定通知にチラシを同封してもらっている。(さいたま県)
- ・民生委員会から地域の中学生に事業の案内をしてもらい、参加に繋がった。(足立区)
- ・学習支援を実施している地元NPOと協力して、相互に事業を案内している。(足立区)
- ・個人情報を保護し、偏見を避けるため、会場の場所や実施時間を利用者以外に公表しない(札幌市、川口市、長岡京市)

3) 予算

国からの補助率が下がった際、事業の継続が可能であった理由と財源確保の工夫。

●国からの補助率が下がっても事業の継続が可能であった理由

- ・自治体が子どもの健全育成事業、貧困対策を重点施策としており、事業継続が可能となった。(沖縄県、札幌市)
- ・事業継続の議論はあったが、事業として必要であると判断した。また、効果検証は難しいが、補助は減っても対象者と支援規模は拡大できるとの説明をした。(江戸川区)
- ・行政としては、はっきりした数字的なものを見せているわけではないが、事業の必要性を丁寧に説明することでご理解いただいている。(大津市)

●財源の補てん・予算の削減

- ・全体の予算は生活困窮者事業から出ているが、それだけでは足りない部分（とりわけトワイライトステイ事業）は、NPOなどが自主的にお金を集めたりして事業を補強してくれている。それとは別途、自分たちの自主財源を使っている場合もある。(大津市)
- ・当初は中学生2人に対して学生ボランティア1人をお願いしていたが、現在は中学生3人に対して学生ボランティア1人して人件費の削減を図った。(札幌市)
- ・対象を中学校3年生の準要保護世帯まで拡げた。生活保護世帯は、中1から中3年生までだが、準要保護に関しては、予算の関係で中学3年生のみである。(宜野湾市)

7. 事業の検証・評価

- ・高校進学率(足立区、田川市、川口市、埼玉県、江戸川区、札幌市、長岡京市、宜野湾市など)
- ・高校中退率の改善(埼玉県)
- ・利用者の参加状況(京都市、長岡京市)
- ・学校復帰や「就学安定」(江戸川区)
- ・参加者向け、保護者向け、学生ボランティア向け等の独自アンケート(古河市、足立区、札幌市)
- ・中学3年生には都立入試の模擬試験を1回実施し、学力向上について確認した。(足立区)

- ・事業を始めた時には、ケースワーカーにアンケートを取ったこともあり、そこでは継続を望む結果が得られている。(江戸川区)
- ・居場所づくりについては、年に1回学習指導員と一緒に3者面談させてもらい、家での学習習慣ができているか、子どもがどのように感じているかをヒアリングして、印象で評価をしている。(長岡京市)
- ・今は、自己肯定感を中心としたデータ収集をしている。自尊感情で一番相関の高い係数である。いわば、コツコツと努力をすれば結果がついてくるというデータである。(田川市)
- ・トワイライトステイに来ている子たちはかなりしんどい状況にあるので、「指標」には乗りにくいが様子の変化はかなりはっきりしている。他方で寺子屋の方は、10年20年のスパンで捉えていくことが必要だと感じている。映像や写真、動画を使ってみてもらうようにすることもある。(大津市)
- ・数字よりも、利用者がその場に頼れる、困った時に戻れるといった、数字にならない部分が大切。こうした点をボランティアに伝えることも、研修実施の目的の一つとなっている。(埼玉県)

学習支援ヒアリング（札幌市）

ヒアリング実施者：小澤浩明

ヒアリング実施日：28.9.13

【児童会館の指定管理事業者に委託し、児童会館を教室にして学習支援をしている事例】

1. 事業概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 事業名 | 札幌まなびのサポート事業 |
| (2) 所管部署 | 札幌市保健福祉局総務部保護自立支援課 |
| (3) 実施形態 | 委託 公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会 |
| (4) 開始時期 | 2014年6月 1区（西区）をモデル区として開始。 |
| (5) 支援内容 | 児童会館を使用し、10区40教室、週2回、大学生ボランティアが学習支援を実施。 |
| (6) 対象者 | 生活保護世帯、就学援助受給世帯（平成27年度より対象） |
| (7) 人口 | 1,959,061人 |

2. 事業立ち上げの経緯（○自治体説明、●ヒアリング者の質問）

(1) 《事業名》

- 札幌まなびのサポート事業 通称：まなべえ

(2) 《事業開始までの経緯》

○平成24～26年まで生活保護世帯の中学生に対して、全日制高校への進学を促進し、成長した時に再び生活保護世帯とならないよう将来的な自立を促すために、学習支援事業を実施していた。セーフティネット支援対策補助金による事業。

○平成27年からは生活困窮者自立支援法に基づく任意事業として実施。対象を生活保護世帯だけでなく、就学援助受給世帯に広げて実施している。

○平成27度以降は、自治体の一般財源の持ち出しが必要になったが、平成27度から就任した新市長の公約に子どもの貧困の連鎖防止に向けた学習支援事が掲げられていたこともあり、対象世帯を拡大した上での実施が実現した。「まちづくり戦略ビジョン」という長期計画の中期実施計画に5年間計画のアクションプラン事業があり、学習支援事業も位置づけられているので、今の予算規模程度は5年間は継続できると考えている。

○事業委託の理由、背景、経緯：

平成24年度事業開始以降、毎年公募型プロポーザルを実施した上で、委託事業者の選定をおこなっている。現団体（公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会）については、児童会館の指定管理業者であり、青少年支援についてのスキル・経験が豊かであることや、各大学とのつながりも強く多くの学生ボランティアの確保が可能であることなどが評価され、受託者として選定された。

(3) 《予算》

○学習支援の予算は、45,186千円。

○予算上の課題としては、平成27年度から国からの補助が2分の1になり、一般財源での持ち出しが多くなり、事業規模の拡大を検討する場合、予算確保が難しい。

(4) 《対象者》

○対象者は、生活保護世帯、就学援助受給世帯の中学生～3年生。

○1年生155人、2年生194人、3年生225人。合計574人 ※平成29年7月末時点

○対象世帯数は生活保護と就学援助を合わせて約10,000世帯。生活保護世帯、就学援助受給世帯全体の6.0%の参加率。

○平成28年度の生活保護世帯の参加者207名、参加率8.8%。就学援助世帯の参加者367名、参加率約5.2%。出席率は両世帯合わせて77.7%。（資料：「札幌まなびのサポート事業 年度別実績表」）

○就学援助世帯については、中学校を通して連絡している。

(5) 《自治体の特徴》

①人口規模 1,959,061 人

②自治体の状況 経済規模や経済構造などの課題は、平成 28 年度予算の概要資料を参照。

(6) 《工夫した点や苦労した点》

○平成 24 年度～平成 26 年度までは生活保護受給世帯のみを対象としていたので、参加者のプライバシーの保護のため、実施場所や実施時間を知られないように注意していた。

○生活保護受給世帯の保護者の中には参加した時点で生活保護世帯だとわかつてしまうことに対する懸念から参加をためらう場合があった。

○平成 27 年度からは就学援助世帯も加わり、少し参加のハードルが下がった。しかし、参加者同士は本名でなく、学習支援ボランティアさんも含めてニックネームで呼び合うという配慮をしている。

○保護者の方で学習の能力を上げたいというお考えの方がおり、保護者が期待するものと事業の居場所づくりや勉強の習慣を付けるというねらいとされる部分がある。例えば、「勉強をさせに行っているのにレクばかりやっている。塾だと思って行かせたが違った。」など、居場所づくりを目的とした取り組みに対する理解がされない場合がある。これに対しては、保護者向けのお便りなどで、事業趣旨の理解を促している。

●不登校の子の数は、不登校を隠したり、あえて言わない方もいるので断定できないが、一回場に 1 人はいると思われる。実際には不登校の子には「まなべえ」が居場所になっている子もいるので、居場所の効果はあると考えている。

(7) 《事業の効果》

○「利用生徒の変化」

保護者アンケートで把握している。

○「利用者の増減、定着度」

平成 27 年度、28 年度の事業実施に当たっては、同程度の利用者数で推移している。入れ替わりは若干あるが、今年度 600 名が定員だが、600 名弱は今通っている状況です。

3. 効果的な支援を実施するための組織・地域づくり

《地域づくり》

○事業者を毎年公募で行っている。公募が 0 団体ということはない。計画対象事業であるため 5 年間の計画対象期間についての財源もある程度は見込める。

○地域からの情報ネットワーク

学校との連携は、個人情報の壁があり、現状ではあまりできていない。学校には、「おたくの学校から何人が参加している」という人数だけは知らせているが、参加者の名簿は教えていない。学校サイドも不登校は一定程度いるので、こうした事業の存在や効果も知ってもらわないと今後の連携も難しいと認識している。

○今年度は、夏休み期間中に教育委員会主催の教職員向けの研修があったので、職員が出向き、事業紹介をさせていただいた。

4. 支援の内容・特徴

*委託事業者から話を聞いたので、以下に別紙でまとめた。

5. スタッフ研修の現状と課題

○学生ボランティアを対象に、生活保護制度とか一般的な制度についての紹介をしている。

○「実施にあたっての具体的な研修」はさっぽろ青少年女性活動協会の方でやっていただいている。

6. 運営上の現状と課題

《現状の課題》

- 「人員・場所・事業費の確保」

平成27年度に予算が半分になってしまっている。つまり、国から半分の財源しかこないので、当初は中学生2人に対して学生ボランティア1人をお願いしていたが、現在は中学生3人に対して学生ボランティア1人して人件費の削減を図った。

- ボランティアは280名ほど登録で、有償で時給1,000円（交通費込）。

7. 事業の検証・評価

- 「事業の効果」の検証手法として、高校進学率がある。学習支援に来ている子どもの高校進学率は100%となっている。その他に保護者向けのアンケートもやっている。また、学生ボランティア向けのアンケートを取っている。

- 札幌市は都市部なので、進学先の選択肢は多く、全国平均より進学率はもともと高かった。それでも一般世帯と生活保護世帯とは若干何%か差があった。全体的には進学率はちょっと上がったが、それがこの事業の効果なのか、因果関係があるかという点は検証できていない。

- 平成24年度の生活保護世帯の進学率は94.8%、平成25年度は95.8%、平成26年95%。それに対して、学習支援事業に参加している生活保護世帯の進学率は、平成24、26年度は100%となっている。平成25年度は、96.9%であった。（*資料「札幌まなびのサポート事業年度別実績表」）

8. 自治体との連携

- 「自治体への報告」

毎月、さっぽろ青少年女性活動協会から一人ごとの出席状況などの報告をもらっている。そのほか毎年1回、有識者の方を招いて会議を開催して、課題や成果等を共有している。

9. 異分野・他機関との連携

- 子ども食堂、フードバンクなどがあるが、札幌市ではやっていない。

- スクールソーシャルワーカーが全市で10人程度配置されている。しかし、SSWが関わっている世帯は、学習支援より緊急度の高い世帯であるため連携はできていない。一方でスクールカウンセラー（全市で小学校・中学校合せて100名程度）の会議で本事業の紹介を行ったため、今後は連携が図れる可能性がある。そのほか民間事業者との連携はない。

- 他の学習支援：
 - ・子ども未来局が担当し、児童養護施設入所児童に対する学習支援（スタディメイト派遣事業、不定期で週1回2時間、市内の児童養護施設5施設、有償ボランティアの大学生が児童生徒1名に対して1名のマンツーマンで配置、1時間あたり800円の謝礼）
 - ・ひとり親家庭学習支援ボランティア事業（週1回2時間、小3～中3までの個別学習支援、全市10か所で児童会館や区民センターで実施）がある。

- 子ども未来局担当の学習支援と当該の学習支援事業とは連携はしていない。

10. 上記項目についての参考資料

資料編参照

別紙：委託事業者からのヒアリングのまとめ

*公益財団法人・さっぽろ青少年女性活動協会 こども事業部 こども育成課

学習支援事業通称：「まなべえ」

1. 支援の内容・特徴 (○→札幌市、●→ヒアリング担当者からの質問への回答)

(1) 事業委託先

- さっぽろ青少年女性活動協会（以下、活動協会）は、主にグループワークを中心とした、人と人をつなぐような事業展開が主になっている。また、札幌市の指定管理を受託している団体である。札幌市にある児童会館、ミニ児童会館合わせて201館を受託している。
- 青少年の悩みの相談、ニート・不登校も含めた相談業務ということで若者総合センター、若者活動センター、公共4施設の札幌エルプラザの受託、野外系施設の受託、運営している団体である。
- 青少年の健全育成と社会参加に関する事業、若者支援施設事業、社会教育の推進に関する事業、市民活動の振興に関する事業、その他法人の目的を達成するために必要な事業（*「公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会・事業概要より」）

(2) 受託するまでの背景や経緯

- 活動協会の児童会館の職員の大半がこの事業に従事している。札幌市で平成18年度から、「ふりたいむ」事業（*チラシの資料あり）を実施して、中学生・高校生の居場所づくりの一環として、中学生は夜7時まで、高校生は夜9時まで、札幌市内の児童会館で週2回ずつ実施している。児童会館の職員が中学生の悩み相談をしたり、不登校の受け皿になって、培ってきた経験・スキルがあった。学習支援事業は、対象者が同じ中学生のため、活動協会にできるのではないかと思った。また、活動協会が持っている若者活動センターは、15歳から39歳までの受け入れ施設になっているので、高校卒業した後は活動協会の職員のかかわりのある施設で継続した活動ができるということで、手をあげさせていただいた。
- 平成24年度は、西区5会場で実施。会場は児童会館がメインで今までの施設。コーディネートする職は、スタート時の大半はキャリアカウンセラー資格を有している職員が中心。学習の向上だけではなくて、その子たちが将来・未来に向かって職業の幅を広げる意味でも手助けができるよう、キャリアカウンセラーの資格を持った職員が主に入った。
- 学習支援サポーターの確保は、児童会館で毎年複数の大学の実習の受け入れを行っていた経緯から大学の教員にコンタクトを取り協力依頼。若者活動センターでは、大学生の活動がメインになっていたので、そういう学生のなかで事業に関心のある学生に声掛けしてスタートした。
- 平成24年度の学生の確保は45名程度確保。平成28年度は40会場に増え、今年度は中学生3人に対して1人になり、各会場15名の中学生の定員で学生5名なので、40会場で200名が必要。プラスアルファで言えば、学生は休みなどで来られない時があるので、各会場7名を想定して280名を目標に募集をかけてきた。学生の確保が一番課題となっている。

(3) 事業を実施する際の自治体と協議したこと

- 学習支援や学力を上げるという点は、活動協会が普段やっていた業務と離れてくる部分もあった。ただ今まで中学生とかかわっているスキルやグループワークのスキルなどを通して、学力だけじゃない社会性を高めることを学習支援のなかに入れている。当初は事業に入っていたお楽しみ会やスペシャル「まなべえ」という形で、体験活動をメインにしたプログラムも実施した。そうした継続的な取り組みのなかで生活困窮者支援法がスタートし、平成27年度からは自尊感情や自己肯定感を持てる居場所を作る、提供するという

点で、自分たちの持つスキルが活かされる事業の展開になっていくように自治体と協議している。

(4) 事業内容、実施回数、対象者、予算などで、団体が想定していたことをどのように調整し協議したか

- 事業内容について、毎月、事業の報告を担当者にするなかで、適宜出てくる課題や次年度に向けた話を直接話す機会を設定してもらい、調整することが出来ている。
- 実施の回数は、スタートから週1回、今年でいうと年間37回となっている。回数よりも実施会場数が変わってくると、それに伴うコーディネーターの人員体制や学習支援サポートの確保が一筋縄ではいかない部分があり、その部分は協議を重ねさせていただいていると同時に慎重になっている部分ではある。平成27年度が年間30回以上だったので、10回以上増えただけでも学生は50名以上増やさなければいけないということが一つポイントになっている。
- 対象に関しては、平成27年度から就学援助世帯も入れ実施している。5年間やっているなかで生活保護世帯のみと就学援助世帯も含めてという両方の運営を体験しているが、大きく違うのはある程度学力を持っている中学生が多いのと学習に対する意欲が高いという中学生が多いという点である。1つの会場のなかで学力差が生活保護世帯だけの時と比べて大きく開きが出ている。そのなかで、コーディネーターや学習を直接支援する学生の方は、対象者に合わせた個別の学習という意味ではより柔軟な対応が求められているので、学生に対する研修なども適宜行って、その部分はケアしていくかたちで実施している。

(5) 貴団体が委託を受けている学習支援の特徴

- パンフレット「学習支援センター登録の勧め」(*資料あり)は、大学生の募集の際に大学で配っているパンフレットである。「学習支援センター登録の勧め」は学習支援センターの活動内容、個人の能力に応じた個別の学習を行っていることが説明されている。個別に関しては子ども3人に対して1人の学生という対応なので、本当の個別ではなく、「個別にケアはしていく」という意味での個別という学習になっている。
- 中学生自身が持参した学習内容の支援や、教科書など本人が持ってくる学習教材をもとに勉強を教えている。学習支援センターが、個々の中学生の実力に合わせて問題を作成し、その子に合った学習提供も行っている。またグループ学習もして、グループで学ぶことの楽しさを体験させている。そもそも生活保護世帯の子は学習に向き合うというところから始める子も多いので、そういう気持ちを上げてあげるような取り組みというのを行っている。

(6) 「コミュニケーションスキルを高めるサポート」

- 学習と同じくらい力を入れている。毎回プログラムのなかで「自己理解と自己表現のスキルアップ」するために、中学生同士、コーディネーターやセンターに対して、自分と異なる意見を聞くことで新たな発見や視野が広がる体験をする。例えば、「1週間どんなことをやっていたか」をみんなの前で、学習支援センターも一緒に発表し合うような自己表現する機会を設けている。また、レクリエーションで互いにコミュニケーションを図るようなレクリエーションプログラムを毎回の「まなべえ」のなかで行い、コミュニケーションスキルを高めるサポートを行っている。

(7) イベントの企画・実施のサポート

- 「お楽しみ会」を概ね年3回、主に飲食事業で、中学生、学生、コーディネーターが一緒にクッキングをしたり、体育館でスポーツレクリエーションをすることもプログラムとして取り入れている。クッキングをやることで誰かが切って誰かが洗ってという、自分のなかで役割が生まれることで自己肯定感、自分が必要とされているんだなということを味わえるようなプログラムづくりを行っている。
- 体験活動のメインとして、9月以降実施していく予定で、札幌市10区の各区ごとに「ス

「スペシャルまなべえ」として体験活動を通じたグループワーク、野外活動や学習支援センターの大学に実際にみんなで行ってみて模擬講演を聞いたり、学食をみんなで食べて自分たちの未来のビジョンを描くようなプログラムも実施している。

● 「スペシャルまなべえ」の費用について

札幌市からは今回の仕様のなかには「スペシャルまなべえ」自体は入ってはいないが、このプログラムが「まなべえ」をやっていくうえで必要な事業として、団体の持ち出しで実施している。

● 子どもの交通費について

○場合によってはバスを借り上げている事業もある。生活保護世帯に関しては、生活扶助の中から一時扶助というかたちで支給されている場合もある。

○就学援助世帯に関しては、比較的車を持っている保護者が多く、「まなべえ」の会場にも送り迎えする家庭も多いので、プログラムをやるときにもそこまで送り迎えがあるというケースも多い。実施している事業の会場も、自分たちが指定管理を受けている劇場や青少年山の家というような野外プログラムができる施設を活用しながら連携したプログラム展開を実施している。

(8) スタッフの特徴、問題等

○スタッフは「コーディネーター」という名前で関わっている。活動協会のなかで基本的には児童会館の職員と若者支援施設で働いている職員が主に担当に当たっている。常日頃から中学生と関わっている職員で、施設自体も中学生を受け入れられる施設なので、十分な知識と経験を兼ね備えていると判断している。特に児童会館職員に関しては、ほとんどの職員が教員免許、保育士、社会福祉士の免許を有している職員になっている。今年度に関しては、会場に入っている職員と組織形態を作っていくなかで、活動協会の職員が200名弱はこの事業に今かかわっている。

○活動協会自体は、児童会館だけで1500名くらいの職員がいて、他の施設合わせると1600名強くらいなので、ほぼ児童館の職員が占めている部分が多い。そうしたなかでコーディネーターの体制作りっていうのも、職員でカバー出来る部分と思っている。

(9) ボランティアの募集で苦労したこと

○今年度に関しても280名近い学生の確保ということで、当初は実習の受け入れの大学だけだったが、+αで今は会場最寄りの大学に直接に声掛け、事業理解をしていただき、協力をいただいている。今年度に関して言えば、大学生は、北海道大学、北海道教育大学、北星学園大学など19の大学・専門学校から学生が来ている。学部はなるべく今後の学生自身の未来に繋がっていくように、福祉系や教育系の学部の教員にご協力いただいている。例年は、学習支援センター大募集というチラシを学内で配ってもらったり、学内に貼っていただく。チラシの配布だけではなくて、講義のなかで、事業説明をもらい、終わった後でその教室で登録説明会をやらせていただいている大学が複数ある。

○今年度は4月26日にエルプラザで説明会をして、この時だけで100名以上の学生が登録してくれた。ただやはり募集で苦労するのは、この事業自体の形が単年度になるので、3月末で事業が終了して、私たちの受託が決定してからまた学生の募集が始まるので、学生がそのまま繋がって、継続して確保するということが出来ていない点が大きい課題である。

(10) 異分野との連携や地域づくり

○自治体や教育委員会などの関係機関との連携に関しては、まだ教育委員会、中学校との直接的なやり取りというのはない。ただ運営のなかで、中学生の利用対象で、児童会館は最寄りの中学校とは常日頃から連携はしているので、学校内でチラシ・お便りを配らせていただいたり、居場所の「ふりーたいむ」の状況を伝えさせていただいたりということはやっている。

○この「まなべえ」自体が、地域の中学生だけが来るものではなく、あまり知っている子たちのいる会場には行きたくないとか、そういう理由で区を跨いで来るようなケースが多く、

最寄りの中学校とは連携が取れているが、他から来る中学校の状況に関しては対応できていないというのが現実である。

○生活保護世帯の中学生に関しては、保護課さんと常日頃から連絡取り、何かあれば区のケースワーカーとも連絡を取り、情報共有して進めることができてきているので、そちらの方はスムーズに運営出来ている。

●区のケースワーカーとは連携はあるのか。

○区の連絡調整会議というのを、年4回程度執り行っている。構成メンバーは区内の会場のコーディネーター、学習支援サポーター、区の保護課の係長、ケースワーカーを招いて一緒に情報を共有するという会議を行っている。

●各教室15名定員は全部埋まるのか。

○600名定員で、601名の申し込みがあった。やはりその会場による申し込みの差はある。定員を超えているところに関しては、抽選をし、一部待機となっているところもある。場所によっては、定員を割っている所もある。そこに関しては保護課と連携させていただきながら、追加の募集をしているというような状況になっている。

●今後希望者が増えていったら、教室も増やすという可能性もあるのか？

○今後も多いようであれば、それに答えていく。去年は30会場で、定員450のところ624人申し込みがあつて呑み込めなかつた。ニーズがあることが分かったので、今年は40会場にして600人定員にした。

●学生さんの声はどんな感じか？

○この事業は中学生の支援事業ですが、それを通して学生の成長につながる事業だというの、大学の方からも評価を受けている。学生自身も自分たちが関わることで、その子が成長していく姿を見て、肌で感じ取って自分のやっていることが力になっていることを実感し、大学生自体も自分が高まっているというようなところがある。なので、学生も継続して2年3年やっている学生も複数名いる。昨年度180名の学習支援サポーターのなかで、今年度継続している子が30～40名はいる。

○大学生1年生から2年生になると、教育系の大学は科目が増えたり実習が増えたり、就職の学年になってしまふと出来ないので、单年度の学生も多いが、先輩がこの事業をやってみたらいいんじゃないかという口コミで紹介してもらって、こちらに連絡が来るっていうケースも非常に多い。そういう意味では学生も身になっている事業だと感じています。なかには学生自身も悩みを抱えているというか、これを通して自分が成長したいと思っている子も多いので、そこはやはりコーディネーターの手腕が問われる。コーディネーターが上手く中学生と学生を繋げて進めていくというような形をとっている。

●クッキングやったり体育館でスポーツしたりというのは、いつもと同じ時間の中でやるのか？

○そうです。いつもと同じ時間のなかのウエイトをちょっと変えて、普段が学習と体験活動の中を6:4位の割合であったとしたら、その日はちょっと体験活動の時間を大きく取るというような形で実施している。

●児童会館の中にクッキングの場所も体育館も併設されているのか？

○札幌市の児童会館すべてに体育館が設置されている。専門的な調理場はないが、ホットプレートを準備し、そういうものを活用してクッキングを行っている。

●学生を2名から3名にしたことで何か影響はあるか。前の方が良かったとか、そういう声は何かあるか。

○本当にマンツーマンの学習を求めている学生や、保護者もいるが、そこは事業理解をしていただくながで進めている。各会場でテーブルの並び方などを工夫しながらやっている。例えば、口の字を作つて学生一人に対して回りで囲むような形を作り、学生一人が生徒一人に取られない様に、でも何か困ったときに聞けるよっていう空間作りは工夫している。

●子供がこの学習支援を受けて、それをきっかけに親が、例えば就労支援をやるとかそういうような連携はあるか？

○それが出来れば理想だとは思つてゐるが、この事業は保護者との深い関わりが課題のひとつで、子どもとは密に関わつてゐるが、保護者に会場に来てもらって、コーディネーター

と面談することはしていない。今年度の事業が始まった時に保護者に、「この事業でお子さんに期待する事とかどんなことをやってほしいか」というアンケートを送っている。そのなかで、お母さんが学力を上げたいとか、悩み、そのなかで不登校という言葉が出てきたりする。まずはその中学生に対することが、私たちの本来の役割だと思っている。ただ今も受託団体が直接の受付先になっているので、保護者とのやり取りは、必然的に増えていると思っている。途中で辞退される家庭もあるが、今までだと来なくなつて終わりとか、辞退で終わりだったが、その保護者とやり取りするなかで、辞退理由を全部聞き取ることも出来ているので、そうしたなかでは今後の展開にも繋げていけると思っている。

- 4回の連絡調整会議で、来なくなった子どもをケースワーカーに繋ぐということはあるか。
 - なかには個別ケースも対応している。会場のなかで、輪を乱してしまうような子がいたり、不登校でここが居場所になっているような子に対してどう対処していくかを、例えば一人のケースを決めてその子に向けてみんなで話す機会もなかにはある。
 - 生活保護のケースワーカーが、就労支援の担当になっているが、就学援助は保護受給者のケースワーカー的位置に存在する支援者がいないので、学校から情報を得たりしないとその家庭の状況とか全体像が見えない。スクールソーシャルワーカーもそういう課題を抱えた世帯と接点があるので、そこを切り口に関わって行きたいと思っている。

学習支援ヒアリング（福島県）

ヒアリング実施者：佐藤 博

ヒアリング実施日：28.10.5

【地域若者サポートステーションを活用した人生切れ目のない学習支援の事例】

1. 事業概要

- (1) 事業名 福島県子どもの学習支援事業
(2) 所管部署 保健福祉部生活支援課
(3) 実施形態 委託(県内6福祉事務所を3エリアに分けて地域若者サポートステーションに委託)
(4) 開始時期 平成28年4月
(5) 支援内容 高校に入ることで、将来の就労環境を整えるとともに、高校入学後の支援と卒業後の進路や就労に向けた切れ目のない関係性の構築を図るため、地域若者サポートステーションに委託し、学習支援と若者支援を切れ間なく連続的に行う。
(6) 対象者 生活保護世帯、就学援助受給世帯、母子世帯(児童手当全額支給世帯の中学生(対象者54人中、参加者数は11人))
(7) 人口 329,554人(県福祉事務所管轄人口)

→県北：44,441人、県中：86,644人、相双：14,668人 县南：81,458人

会津：75,782人、南会津：26,561人 3つの地域に分け、3事業者が受託

2. 事業立ち上げの経緯

(1) 事業名

○福島県子どもの学習支援事業

(2) 《事業開始までの経緯》

○平成24年から厚生労働省のセーフティネットの「子ども健全育成支援事業」ということで、生活保護の事業で、生活保護世帯の子どもを対象に実施していた。平成24年から26年までの3か年実施しており、子どもの支援と親の養育支援をやっていた。家庭訪問を月1回程度実施していた。

○最初は、県南地区でモデル的に行っており、対象者数も郡部なので少ない状況で実施していた。そこで、県中地区を加えて、2地区で実施することにした。

○ここでは、学習支援と親の養育支援も実施し、どちらかというと学習支援の前の段階の状況で色々なサービスにつなげるという要素が強く、学習支援につながる子どもは1割程度であった。背景として、知的障害や精神障害、不登校など医療や福祉とのカンファレンスを重ねて支援していた。

○小学生から中学生を対象に学習支援を実施しておりましたが、26年度でセーフティネット事業が終わるということで、27年度から生活困窮者自立支援制度に移行するに際し、県内6つの県福祉事務所で行う費用対効果を検証するために、一旦立ち止まるとともに中止し、子ども健全育成支援事業時代は終わり、今までの評価を行うとともに、補助率も10/10事業から1/2事業になり、再度、施策の再構築を図ることで、仕切り直しすることになった。

○生活困窮者自立支援制度が施行になり、更に子どもの貧困対策法も施行になり、どちらかと言えば、子どもの貧困が6人に1人というマスコミやニュースの報道があり、県も組織改正を行い、新たに部の中に子どもの局が設置されたことにより、子どもの貧困に対する機運が高まった。

○担当課でも、生活保護を行っており、2世代、3世代、4世代という貧困の再生産があり、それを食い止めるためにも、生活保護世帯の高校進学率が低いことや高校の中退率が高いということを何とか防ぐためにも、この学習支援事業は必要だと考えた。

○貧困の再生産を防ぐために学習支援事業が必要であるとするプロセスは、当課では、生活保護も

- 生活困窮施策も行っているが、生活保護の方で、高校にせっかく入学しても中退してしまい、プログラマされている方への支援や方策もなかつたし、高校入学試験の2期選抜、3期選抜もダメだった人に対して現場サイドで何もできない状況があったということと、子ども健全育成支援事業があつたときは、何らかの対応ができていたが、それがなくなつたとたんに、支援の抜け漏れが生じたために、現場から途方に暮れた声が上がつたため、学習支援事業の重要性が浮上した。
- 生活保護の現場の方で、各現場を回つてますが、やはり、ある程度の収入を得るために、高校のパスポートがないと、清掃業務などの低賃金労働になり、なかなか経済的自立につながらないという現状があるので、せめて高校卒業までの支援を手厚くできないかなということで、学習支援をやってきた。
- 地域若者サポートステーション（以下、「サポステ」という。）に学習支援事業を委託することになったプロセスは、元々モデル事業の時に、自立相談支援機関をサポステに委託する予定であった。それは、各県福祉事務所をカバーできる体制で若者支援を展開していたからである。しかし、プロパーザルで県社協が初めて会津地域に出先を作ることで県社協に委託していたが、実績が思わしくなかった。しかし、現在も自立相談支援事業は県社協が行っている。
- 学習支援事業は、その先にある就労準備支援をどうするかということを考えていた。就労準備支援の事業者としては、サポステを想定していたが、財政との協議では時期尚早とのことで事業化できず、更に、家計相談支援事業と学習支援事業も事業化を想定して協議に臨んだが、すべて事業化できなかつた。しかし、学習支援事業だけが復活で事業化できることになった。これに、ユースプレス事業と15歳から39歳までを対象にしたサポステがあるので、これらを中学生まで対象が可能だということでしたので、サポステにしたという背景です。

（3）予算

- 福島県の学習支援事業の予算は、全体で2千万円である。1福祉事務所当たり500万円で、4エリアなので2千万円である。これには、地域的なバランスがあり、市町村合併が進んでいる所と、そうでない所でも違うし、相双地区のように原発で避難しており、ほとんど住民がいない所もあり、こういうことを配慮し、傾斜配分したりしている。県は町村部を対応にしているので、県北だと4町村、相双地区だと実質1町であるが、子どもが避難して戻ってきていない世帯の状況である。逆に、県中や県南は、合併が進んでいないため、その分、町村数が多くなるので、傾斜的に多寡が生じることにはなる。特に県南は、広範囲になるので、移動時間に負担がかかることと、貧困の度合いや生活保護率が高いことも考慮している。
- また、会津地域においては、南会津は山間部で、高齢化率が高く、子どもの数が少ないと、移動距離が広範囲ということも考慮して、会津と南会津を一体化して500万円としている。
- 対象者は、今年度の想定では、全体で54人である。実施要領の中に各地区の支援の目安人数ということで定めている。
- 教材は、委託料の中の需用費、教材費で、その子どもに合わせた形で購入してもらっている。しかし、原則は、学校から出されている宿題やプリントを行つてもらってから、その人の状況に応じて教材を用意し、学校の授業に追いつけない人もいるので、学校の既存のプリントを使いながら、プラスアルファで教材を買ってもらっている。
- 支援員の人物費は、その人を拘束しているということと、責任を持つてもらいということもあるので、内訳は後日メールでもらう。

（4）対象者

- 対象は中学生で、生活保護世帯、母子世帯、就学助成、準要保護世帯など生活困窮世帯を幅広く対象にしているが、28年4月から開始したばかりなので、現状は生活保護世帯が中心になっている。対象世帯についてはデータを持っている。最初のとつかりは生活保護世帯からである。
- 対象者は、全体で100人ほど。予算上は54人としており、54人中、県北・相双地区は24人。県中は15人、県南地区は15人である。実際の利用者は全体で11人。対象人数が思ったより伸びてこないという課題がある。県の場合は、町村部が対象であり、そもそも子どもの数が少ないと、いわゆる母数が少ないと、この町村部の子どもたちを、いかに繋げていくかがこれから課題である。

- 今年度は、中学生を対象にしているが、来年度からは小学生まで対象を広げる予定である。
- 一般論では、生活困窮世帯は学力が低いと言われるが、それは、学校から帰って、机に向かう習慣がない傾向があるためといわれている。昔だと3世代家族が普通で、おじいちゃんやおばあちゃんが孫の勉強を教えたりしていたが、そういう形で見てもらえるようにしたいと、今度小学生から始める場合は、そういうところから始めようかと考えている。

（5）自治体の特徴

- 福島県の学習支援事業は、6つの福祉事務所で実施している。事業者の選択も本庁で行っており、県北地区、県中地区、県南地区、会津地区、南会津地区、相双地区の6つが県の担当地区になっている。
- 地域的な関係があり、会津地区と南会津地区は同じ事業者であり、県北地区と県中地区、相双地区は一つの事業者、県南地区は一つの事業者ということで、3つの事業者で6つの福祉事務所をカバーしている。
- 各福祉事務所には月次報告担当する職員がいるので、その職員が委託団体（サポステ）と係わることになっている。

《委託団体の特徴》

- NPO法人ビーンズ福島は、不登校の子供たちを支援してきた実績があり、フリースクールから始まった団体である。ビーンズ福島は、県の事業を結構行っており、県外のお母さんたちのお話を聞いたり、避難者支援、サポステ、フリースクール、「みんなの家」という居場所づくり、ニート・引きこもりをけん引している団体であり、県の引きこもり支援センターの受託もしている、子どもの貧困に積極的に係っている団体である。28年度の全国のニート・引きこもりの大会が福島県で開催されたときに、その段取りをこの団体が行った。
- アネシス学院株式会社も、学習塾の会社であるが、不登校の子供たちを支援してきた実績があり、通信制の教室を実施しており、更に公務員試験講座など、職業資格の養成講座も行っている団体であり、元々は、そろばん塾から始まった団体である。アネシス学院は、サポステ、通信制と塾関係を行っている団体。その他に、森の自然学校なども行うなど、子どもの貧困問題に关心の高い団体。
- みとみ学園は、サポステや就労自立支援に力を入れている団体。ジョブトレーニングやニート・引きこもりのパソコン教室を実施している団体。
- この3つの団体に共通するのは、ニート・引きこもりの若者の支援に关心が高く、今まで実践を行ってきた実績のある団体である。

《工夫した点や苦労した点》

- 事業者選定に当たっては、地域若者サポートステーションにお願いして、中学生から39歳まで一括して支援できる形態で制度を運用している。
- 高校を中退した場合でも、地域若者サポートステーションにつながる形にすることで、切れ目のない支援が行えるメリットを工夫した。そういうことで、福島県内には3つの地域若者サポートステーションの管轄しているエリアがあるので、その管轄ごとに学習支援事業がカバーできる体制を考えた。
- 例えば、県北と県中、相双は、同じ地域若者サポートステーションなので、3福祉事務所エリアを委託したということで、他も同じように委託したということである。
- 訪問型を実施する上で工夫したのは、地域若者サポートステーションと一体的に行うこととしたということである。それは、若者に対して切れ目のない継続した支援を行うために、巻き込んだ形である。
- そのほかに、県では、原発の関係で義援金などを基金にして、ユースプレイス事業という事業を行っている。これで、高校生以上のニート、引きこもりを、各中核となる市単位で行っているのも、サポステが行っているので、それにのつかったという背景もある。
- また、サポステも、県の雇用労政課のジョブトレーニング事業も行っているので、それらとの連携が図れるメリットもあり、若サポに委託することにした。

- 加えて、高校に入った後のライフステージにおけるサポートもしてもらえるという切れ目のない支援が可能となり、状況に応じては、将来的に就労準備支援も加わってくことを未来形にしつつ、現在は学習支援を実施してもらっている。
- 15歳までに自立してもらいたいと思うが、子どもの将来に何が起きるかわからないので、学習支援事業後のセーフティネットとして、一体的にできるものが必要だと思い、39歳まで切れ目のないサポートが可能なサポステの機能に着目した。今度は、小学生から始めたいと考えている。39歳を超えて、サポステの事業でなくても、その事業者の独自事業としてみてもらえることができる。
- サポステはサポステの本来事業があるが、それ以外の年下の子どもの学習支援や居場所的なものについては、生活困窮者制度の事業で支援していただくことにより、つながりができるという工夫をした。
- 更に工夫した点として、他の学習塾など、色々な塾はあったが、やはり重要なのは福祉的なサポートができる事業者であるかという視点から、塾ではできないと判断し、サポステにしたという経緯がある。
- 苦労した点は、事業費の関係ですが、訪問型なので子どもさんと支援員が一対一にはできない。何か事故が起きた場合を防ぐため、支援員を二人体制にし、危機管理体制を組んだ。
- そのために、一人体制で済むところを二人体制にしたため、一人分を上乗せした形にしたので、二人で一人の子どもを対応することになった。訪問したときに母親がいれば、一人は母親の対応に回れるということはできるが、人件費が高上がりになっている。

《事業の効果》

- SSWも実際に家庭での支援を行うに当たっては、学習支援員の訪問型学習支援は助かるという話を聞く。
そういう意味では、家庭に入る実働部隊という資源が一つ増えたので、学校、福祉事務所、役場、学習支援員など、各持ち場で役割分担ができるようになってきている。いままでは、なかなか学校は家庭に入れないというのがあって、それを学習支援員で補完してもらえるのは、教育委員会としては助かると言われている。
- こういうことから、教育委員会としては、学習支援事業は学力向上の関係や家庭との連携において有効なものを感じている。また、学校の先生は、昔から自己完結で、自分で何でもやろうという主義があるが、そういう発想も、義務教育課の先生の話によると、他の地域のNPO法人などの関係団体などともスクラムを組んでやる方向に、学校側も変わってきつつあるんだという話を聞いている。
逆に、義務教育課の校長先生経験者の話によると、地域の方々も、学校に行きにくいという話もあるので、地域に開かれた学校を目指したいと話されていた。学校現場も変わりつつあるのかなと思う。
- こういうことから、生活困窮者制度の理念が、地域づくりということは、そういうことなのかなと思った。

3. 効果的な支援を実施するための組織・地域づくり

《地域づくり》

- 我々の弱い部分は、地域の関係機関との連携です。そこで、地域の学校に配置されているスクールソーシャルワーカーと研修をさせていただき、学習支援事業の説明をさせていただき、今後の連携をとおして、学習支援につなげてもらうようにお願いした。もう一つのベクトルができればという考え方です。家庭からのベクトルがないため、学校からのベクトルを作った。
- 将来的に、人口はどんどん減っていくものであって、当然子どもの数も減っていくことになる。県レベルで町村を管轄していくのは、過疎化が進んできているので、学習支援事業を教室方式で行うよりは、取っ掛かりが訪問方式のほうが効果を上げやすい。それに、居場所的な要素としての教室型も必要なのかと思っている。そこで、他の大人や同級生・下級生との係わり合いながら人間性を高めていくということも必要と思っている。
- 一番問題なのは不登校である。不登校の子どもの家庭も、家に入れたがらないと思います。そ

いう子どもに対する居場所も必要と思うので、長野や四国・中国地方など、こういう地方の町村は、訪問と居場所の二重構造での支援体制が必要だと思う。そうすることにより、少ない資源の中で選択できる資源があると、利用しやすくなるし、将来学習支援を利用した人が、大学や短大・専門学校を卒業して、学習支援の担い手になることも望んでいる。

4. 支援の内容・特徴

○福島県の学習支援事業は、集合方式ではなく訪問式である。

○町村部・郡部における、県全体で子ども健全育成支援事業や学習支援を行ってくれる団体やNPO法人が、なかなか無いという現状がある中で、子ども健全育成支援事業は、NPO法人でやつていただいた。

このNPO法人は、福島県の中央の郡山市に事業所がある法人で、県中と県南地区をカバーしてもらっているが、このエリアは片道2時間かかるところで、同じような境遇で支援している子どもたちに対しては、家庭だけではなく、自然の家などを借り切ってキャンプなどのイベントなどをしたりしている。

○子ども健全育成支援事業と違うところは、学習支援に特化した形で、親の養育などにも相談に応じますが、そこは、ケースワーカーや生活困窮者自立相談支援機関の窓口で対応してもらうことで切り分けて行っている。つまり、親の養育支援は、学習支援に特化するために、家庭という背景は自立相談支援機関かケースワーカーに後方支援をお願いするという切り分けです。

○学習支援の中で、子どもの問題の影響が家庭にあるような場合は、いくら学習支援を行って、良好な状況に向かいかけても、家庭環境で逆行してしまうようなケースの場合は、周辺機関と連携をとって情報交換している。

○学習支援の対象は、中学生と高校生で、高校生の場合は、相談を必要とする人という位置づけである。高校生は、勉強というよりは、奨学金などのお金の関係や不登校、出席日数などについて、各学校を回ってもらい、様々な原因について相談支援を行っている状況です。

○元々は、公民館などを借りて、居場所的なことをやりたかったが、家庭で学習意欲のある人が、家庭の環境で学習ができない人へのフォローとして、居場所を公民館などで行ったりする必要性があるかなと思っている。事業者と話をしていて、バス等を改造して移動式で回って、公民館や図書館の駐車場で教えたり居場所もやれないと提案があった。足が無いので、こちらから当初は出向いていく形でどうかという内容であった。

○訪問して、学習支援をしているうちに、母親や家族にDVやネグレクトなどの問題があるようだとなつたときは、同意書の中で関係機関と情報共有することで同意されているので、これでもつて対応することにしている。

○実施回数は、現在、中学生を対象にしており、月2回で、1回70分で実施している。なお、3年生になると受験があるので、頻度を高めて重点的に、夏休み集中実施や毎週実施など柔軟に行うことにしており。

5. スタッフ研修の現状と課題

○学習支援員は、教員免許や養護教員免許をお持ちの20代・30代の方。その他に、高校教員OBの60代、70代で、是非やらせてほしいという、意欲のある方々です。他には、社会福祉主事資格のある若い方や塾で指導経験のある方などで、各事業者で採用されている。

○サポートの研修内容は、把握していない。

6. 運営上の現状と課題

《現状の課題》

○家庭訪問型の学習支援を平成28年4月から始めているが、事業者にも入ってもらい、家庭の状況などを検討する際に、学習支援に入れないような状況の子どもは、お断りする事業者もあり、もう少し学習支援以前の解決策の体制作りが必要と感じている。家庭に入るということなので、学習支援ができる環境でないと教えられないということがあり、各委託事業者は、子ども健全育成支援事業から続いているので、そこはしっかりと協議しながら行っている。なかなか学びたいと言っても、事業者が「まだ、そこまでの環境になつてない。」ということであると支援が受け

られない形になっている。

○県北、県中、相双地区では、学習支援事業をPRするためのチラシを作成し、家庭に入って勉強を教える形式です。当然そこには家族がおり、6畳一間で教えることもあります。しかし、中には家に入れたくないという親もいるので、そういう面ではハードルが高くて、なかなか利用者が伸びないという現状である。

○学習支援事業の認知度が足りていないので、なかなか家庭からということはない。行政側から働きかけしている。行政側でも、教育委員会や学校でもこの事業が知られていないということもあります。今後の問題点としては、PRをしていくことになる。

○今年度は、対象を中学生にしているが、来年度から小学生に拡大することによって、小中の2人の子どもがいる世帯であれば、2人の支援員が双方に係わるので、2人体制の効果が現れるが、現状ではコストパフォーマンスが悪いのに苦労している。

○もう一点苦労しているのは、広範囲かつ離れている町村部分で出向いていかなければならぬというのと、地域性が狭いため中々家に入れてもらえないというのが、子ども健全育成支援事業のときからあった傾向である。

○また、家に入れてもらっても、家庭内にDVがあつたりという、子どもの学習支援以前の問題から介入しなければならない事例もあつたりし、訪問型における家庭の奥深さについての対応の再検討が必要と考えている。

○本来であれば、関係機関とのケース会議みたいなものを設置すべきところであるが、実質6月から学習支援を始めており、4月から各福祉事務所で対象世帯を選定し、5月から事業の説明をケースワーカーが自宅に訪問して行い、説明の時に同意をもらった世帯で、具体的な話を聞いてみたいという世帯には、ケースワーカーが橋渡しの形で事業者と一緒にあってもらい、事業の具体的な説明をしながら、ご本人とはどういう目標があるのかなどを聞きながらアセスメントを行い、プランを立てて、支援に入っていくという形で、それを踏まえて、6月からぼちぼち始まったという状況で、関係機関とのケース会議という話はまだ聞いていない。関係性を作るまで時間がかかる。

○せっかく高校に入り、中退されると、情報が遮断されてしまう。それに対するフォローが今まで無かった。

そこにフォローが入ることによって、中退しても学びなおして、再入学もあるし、定時制も通信制もと、いろんな選択肢をこの事業を行うことによって繋げができるのかなと考えている。

7. 事業の検証・評価

○国は各省庁と連携して制度設計されたとのことですが、福島県は縦割りの状況があり、放課後児童クラブみたいな形でやっているが、我々が事業化するに当たって、放課後児童クラブで行っている居場所を活用して、我々も当初は公民館で実施しようかと思ったが、そこでバッティングしてしまったという経緯がある。更に、郡部の町村部になると、広範囲になるため足がないので、そういう縦割りを棲み分けするため、こちらから出向いて、アウトリーチ方式になってしまった。

○スクールソーシャルワーカー（SSW）との連携については、実際の事例から言えば、村のSSWがその子の世帯に係っていて、当然そこは村役場ですので、県の生活保護ケースワーカーや村役場の生活保護に係る担当なども情報を共有しているので、一緒に係るようにしている。

8. 自治体との連携

○対象世帯は分かっているが、その中で特に支援が必要な子どもについて、親から言ってくることは無い。そういう世帯は、ケースワーカーが紹介したり、自立相談支援機関から話しかけることしている。

○教育委員会との連携は、ようやく始まったばかりである。県本庁の義務教育課や高校教育課との連携になります。

○県としては、学習支援はエアポケットが生じないようにやってみたいと考えている。今は、市は福島市、郡山市、いわき市、会津若松市4市が実施しており、来年度から増えてくる予定である。全部、漏れなくこの事業をやってもらえるようにお願いしている。

《町村との連携課題》

○4月に、市町村の担当者会議を開催し、説明をしたときに、町村の福祉担当の意識が少し低かったかなと感じた。特に生活困窮者支援制度や生活保護制度は県がやるものと思われているためだが、実際は、それぞれの自治体の問題であるという認識は薄い。また、副町長や副村長に行って、理解を図る必要があるのかなと考えている。

基礎自治体のことであり、「あそこの家の子どもは、」と、すべて世帯のことは分かっているはずなので。そこから情報をもらえると、うまく参加人数も増えるのかなと思っていたが、町村の職員にしてみれば、「そういう事業があるんですね。」程度の反応しかなかった。

○町村は、窓口で児童扶養手当などを全部やっているので、どこの世帯が困っているか分かっているはず。そういう人を積極的に紹介するという提案が無かったので、残念であった。

9. 異分野・他機関との連携

○一般に、教育委員会は敷居が高いというイメージがある。特に学校現場になると、個人情報に敏感で、生徒の問題を共有して取り組むという環境が無かつたが、そういう現場の先生方にもこういう制度があるということを説明して、認知されれば、後は家庭の情報も学校に伝えれば、学校の教育にも生かされると思う。

○この学習支援事業が福島県でやり始めていくことによって、学校の先生方も家庭との情報が共有されてきて、学習支援事業はすごく教育現場にとって有効かつ教育効果のあるものであることが意識してもらえるように、逆に教育委員会や学校の先生に集まってもらって、事例をとおした説明会を行うことが有効な連携になるのではないかと思っている。例えば、以前他の部署で行ったことがあります、地区の校長会などの場面を利用して説明会や研修の場を設けたいと思う。

○この前、SSWの研修会で、色々事業の共有を図っていきたいという要望が結構あったので、今後は、成功事例や失敗事例を含めた形で説明していきたい。教育委員会の文書は、現場の末端まで届くには時間がかかったり漏れたりするので、出向いた形で、いち早く直接説明することで理解が深められ、教育と福祉の連携が図られると思う。

○SSWとの研修会には、教育委員会の先生も入っていて、不登校の子どもの学習支援をやってもらえないかという意見があった。「そういう話は、学習支援担当に繋げてもらえば可能です。」と答えたが、このように、地域の社会資源が共有され、関係機関と繋がりがされることにより、不登校の子どもが再び学校に戻れたらいいと思う。

○SSWは、福島県は隙間なく配置されている。県の場合は、県の教育委員会の教育事務所に配置されている場合もあり、市町村教育委員会に配置されてる人もあり、また、2又は3つの市町村を掛け持っている人もおり、配置・雇用条件はまちまちである。

○フリースクールは結構要望がある。

○現在の学習支援事業は、訪問型で実施しているが、ゆくゆくは、通える範囲も考慮して中学校単位の社会福祉法人の特別養護老人ホームなどの場所を借りて、そこで居場所なども含めて形でやってみたいと考えている。介護保険事業も中学校区単位で見守りも含めた形で地域包括ケアを実施しているのと同様の形で、社会福祉法人の地域貢献の一環ということも組み入れていただきながら、場所を提供していただきながら、そこに来てもらい形にし、高齢者など他世代交流が図られるができるようにしたい。

○子ども食堂は、会津若松市だけしか実施していないが、こういうのも広がりが出てくれればいいと思う。

7つの生活圏と市町村別人口

総人口 1,526,702人
(平成27年8月1日現在人口)

地域	市	町	村	計
	13	31	15	99
磐梯圏	4	3	1	8
日光圏	3	8	3	12
利根圏	1	4	4	5
会津圏	2	8	3	13
南会津圏	—	3	1	4
相馬圏	2	7	3	12
いわき圏	1	—	—	1



学習支援ヒアリング（会津若松市）

ヒアリング実施者：佐藤 博

ヒアリング実施日：28.10.6

【訪問型による親の養育環境支援を中心とした、学童、高校入学支援を一貫的に支援する学習支援の事例】

1. 事業概要

- (1) 事業名 会津若松市生活困窮世帯等学習支援事業
- (2) 所管部署 健康福祉部地域福祉課生活支援グループ
- (3) 実施形態 直営（学童生活支援員と高校就学支援員を配置し、訪問型で実施。）
- (4) 開始時期 高校就学支援は平成 19 年 12 月 1 日から、学童生活支援は平成 20 年 1 月 1 日から
- (5) 支援内容 親の生活態度に問題がある家庭がほとんどで、子どもの学習まで手が回らない、考えが至らないというような親がとても多くいるので、親の養育支援という部分を大きくし、親の意識も変えていくことと、中学校から高校へ行くときに、お金の準備がまったくできていないなど、親の養育支援環境を整えることから学習支援を行う内容。
- (6) 対象者 対象者は、準要保護世帯 1,000 人くらい、ひとり親世帯 1,200 人くらいで、合わせて 2,200 人くらい。対象の中から、支援を具体的に行っているのは、中学生 29 人、小学生 25 人。
- (7) 人口 約 12 万人（28.4.1 現在）

2. 事業立ち上げの経緯

(1) 事業名

○会津若松市生活困窮世帯等学習支援事業

(2) 《事業開始までの経緯》

○「会津若松市生活保護受給者・学童生活支援事業実施要領」と「高校就学支援事業実施要領」というもので、セーフティーネットの中で最初に立ち上げた事業となる。少し前後するが、それぞれの支援員の設置要綱の、「会津若松市学童生活支援員設置要綱」と「高校就学支援員設置要綱」という形になっている。そもそもは、セーフティーネットのほうで、ほかにも就労支援事業や、健康管理のほうの日常生活支援事業などいろいろ、割と早い段階で取り組んでいる。というのは、会津若松市は保護率が県内でずっと 1 位である。福島県は地方が 3 つに分かれています、浜通り、中通り、会津地方と分かれているが、会津地方は新潟寄りの山間部がメインで、地域は広く町村もかなり多くある。今まで会津若松市と喜多方市の 2 市、それから町村という形で進んできたが、その中でも一番人口の大きいところが会津若松市である。会津地方部の中心地ということもあり、大きな病院や働く場所、アパートなどの住まいが集中しているという背景があり、町村部から人がどんどん入ってくるような形である。会津地方部の大きな病院はすべて市内に集中しているので、精神的な病気や重い病気がある方々の通院の問題から、市内に住まいを移されることもある。また、障害者施設や介護施設のような弱者対策の福祉施設も集中していて、また、歴史的背景もあるが、どうしても人が集まってしまい、保護率が県内で一番高いということになっている。そういうことや、働く世帯の方々の保護率も徐々に高まってきたということもあったので、仕事をする意識をもってもらいましょうということで、まずは、就労支援事業を平成 17 年 4 月から始めた。それから、高校就学支援は平成 19 年 12 月 1 日から、学童生活支援は平成 20 年 1 月 1 日からで、保護法と同時期ですが、それぞれ追って始めた。

学童生活支援の対象は、主に未就学児と小学生、高校就学支援のほうは中学生と高校生という形で対応している。それぞれ支援員は 1 名で、直接雇用、直営で事業を実施している。今までセーフティーの中でやっていたので、対象者は生活保護受給世帯の子どもであったが、平成 27 年度からは生活困窮者自立支援制度に則り、困窮者世帯まで広げている。人数的には、なかなか

か増えていかないということがあり、今後、学校や教育委員会との連携を強めていかなければならぬと考えている。進まない理由としては、田舎になればなるほど困窮していることを人に知られるのを嫌がる傾向がとても強く、他人が家庭の中に入つて来たりかかわったりするのを嫌がる世帯の方が多い。そのあたりも含めて、うまく周知を進めていければいいと考えている。

○社協については、物理的な問題もある。うちの庁舎はわかりづらくて申し訳ないが、本庁舎、第一庁舎、第二庁舎、第三庁舎と分かれている。合併を2回しており、平成16年に北会津村、平成17年に河東町が合併して増えたが、新庁舎を建てるこでずっともめている。どこに建てるかというところからもめているので、いまだに建っていない状況である。庁舎が分散されているので市民の方にとつてはとても使いづらいと思うが、社協も少し離れたところにある。田舎のほうへ行けば行くほど、何か困ったことがあれば役所に相談すればいいという文化があり、我々がいる地域福祉課というところは、昔から生活にお困りの方からのご相談を承っている場所である。今まで皆さんこちらにいらして、いろいろなご相談を承ってきたという流れがある中で、新しい制度になったから社協へ行ってくれというのはナンセンスだなと思っている。

また、社協の体制的な部分も、新しい仕事ができるような体制ではないと判断している。我々はすべてケースワーカーの経験者で、私はSVもやらせてもらっているので、困窮者の方は困窮者の支援を受けていても、突然崩れてしまつて、すぐに生保が必要になるかどうかわからない状況の方が多いので、そのときにスムーズに生活保護に進めるというメリットがあるので、直営でやりましょうということになった。

(3) 予算

○予算は、ほぼ人件費だけで回つてゐるような状況である。非常勤特別職という形の雇用になつてゐるので、月額18万円である。プラス社会保険料で、だいたい1年間1人あたり250万である。

○元々が教育をベースにしているからということなので、学童支援は、生活困窮者のほうに入つてゐるものは、ひとつなく、学童支援は、どうしても養育支援がメインになつてしまい、学習を小学生に教えるということは時々で、どちらかというと、学童支援員がやつてゐる仕事は養育支援のほうに重きが置かれている。補助金の取り方は、学習支援は高校就学支援員をメインに取つてゐるので、学習支援事業としては300万円弱。

○学童生活支援事業は市単独事業ではなく、もう1人日常生活支援員という者がいて、健康管理をベースにやつてゐる。セーフティーホウで取つてゐる者ですが、その者と一緒に活動することが多いので、事業費としてはそちらに寄せて挙げています。

(4) 対象者

○アウトリーチ型の学習支援及び生活支援の対象者は、生保世帯、児童扶養手当の全額支給、半額支給は関係なく、ひとり親世帯及び準要保護世帯である。

○準要保護世帯は1,000人くらい。また、ひとり親世帯は、1,200人くらいで、結構いる。合わせて2,200人くらい。現在の対象の中から、支援を具体的に行つてゐるのは、中学生が29人で、小学生が25人。

それから、高校就学支援に載つてゐる数は中学3年生だけです。学童の29人というのは、中1・中2も入つてゐる。

○ほとんどが生活保護受給世帯の子どもなので、世帯にケースワーカーが入つてゐるので、そこから、子どもについては支援員を入れるという前提で親に承諾を得るという形になつてゐる。

○ケースワーカーから、特にこの子・この家庭はという報告を受けて、ご了解を頂いてやるということで、中学校も同じである。

○ケースワーカーが行つてゐない生活保護以外の世帯は、相談に来たり、こういう家があるということで我々が伺つたお宅に子どもがいた場合は、説明している。

(5) 自治体の特徴

○自立相談支援事業は直営で行つてゐる。主任と非常勤特別職の相談支援員も雇用しておらず、相談員をもう1人と、就労支援は2人である。

○自立相談支援機関に困窮世帯から相談があつて、その中にそういう子どもがいるということで、

こちらのほうと連携するケースがほとんどである。健康福祉部内には、ほかに福祉部門があるので、例えば、ひとり親を担当している部署もすぐ脇にあるので、女性相談員等に相談があつた場合、ほぼこちらに繋がれる形になる。やはり、子どものいる世帯がほとんどなので、「いかがですか、ご利用ください」と勧めている。学習支援単独のパンフレットはないが、必須事業のほうで、「お困り事があったときはご相談ください」というようなパンフレットはあるので、そちらを使って説明している。

《工夫した点や苦労した点》

- アウトリーチ型にした背景というのは、子どもをみるというよりは、どちらかというと、親の生活態度に問題がある家庭がほとんどで、子どもの学習まで手が回らない、考えが至らないというような親がとても多くいることがわかつたので、親の養育支援という部分を大きくし、親の意識も変えていかないといけない。中学校から高校へ行くときに、お金の準備がまったくできていないとか、そういうことで進学が危ぶまれるようなケースが見受けられるので、はじめのうちからこれくらいかかるということも含めた親への支援、親の考え方や家庭環境などを改善していくところから入らないと、なかなか難しい。
- 支援員が1人で訪問するに際し、関係性ができるまでは、ケースワーカーや我々と同行訪問するが、顔見知りになって、親のほうに「これからはこの支援員が訪問させてもらいます」ということで了解を得られれば、一人で行ってもらっている。
- この子たちの進歩は、その程度かと言われても、その程度でもすごいことである。やはり、順風満帆な人生を歩んできた方からすれば、その程度かと思うかもしれないが、こういう世帯の子どもたちは、その一歩がものすごく大きな一歩である。一歩の大きさというのはまったく違うと思う。そういう意味では、こういうものは振り返りというものが必要だと思う。
- 中学校3年生の子どもだけでも、進学したあとのフォローをしつつ、そのときに話を伺ったり何か書いて頂くというのは良いかもしれない。

3. 効果的な支援を実施するための組織・地域づくり

《地域づくり》

- 中学生29人と小学生25人の子どもたちについて、支援員が家庭へ行くはいいが、それ以外で地域の中で関わりを持ってくれる方は、民生委員が精一杯である。地域との絡みというのが一番弱いところで、それがないので広まっていかないのだと思われる。考えているのは、例えば、モデル地区をつくって、その中で教員OBの方などにご協力いただき、公民館や集会所などで勉強を教えてもらうというようなところから始めて、そのうちそこへ近所に住んでいるおじいちゃんやおばあちゃんが何かを作つて持って来てくれるというような。そのようにして広がりが見えてくると、うちでもやりたいという地区が出てくるかもしれない。草の根運動的なところから始めないと、地域に広げていくというのはなかなか難しいと思う。どこかに集まって何かをやるというと特別な感じがしてしまうので。

4. 支援の内容・特徴

- 支援の特徴として、基本的には、小学生の場合はご自宅へ伺つて教えている。中学生の場合は直接市役所に来て、空いている会議室等で、マンツーマンで勉強を教える形をとっている。
- 学童の場合と中学生の場合で、学童生活支援員1名と高校就学支援員1名を置いて、それぞれ対応している。支援員は、学校の教諭免許を持っている者で、学童のほうは、保母の免許を持っている者もいる。
- 困窮世帯の場合は、関わっている者全員が、その世帯の状況を確認できるように記録表を作っている。いつ・どこで・誰が・何をしたという記録を残すようにして、全員が見られるようにしている。
- 高校に入ってから中退しないためのフォローアップ体制というのは、高校就学支援員が、高校へ入るときにはほぼ全員とかかわりを持つことになっている。そのあとも、親や本人に、お電話や手紙を差し上げて続くような形を取っている。「何か悩み事等があったら相談してね」という形でのやり取りを行っている。

また、ケースによっては学校にも行く。特に中学校3年生は、学校見学会というのがあるが、通常は親が付き添って行くが、そういうことができないような親の場合は、代わりに引率して学校を回っている。

○支援員がレクリエーションや季節の行事みたいなことは、今の段階ではなかなか難しいと思うが、ただ、学習支援に来る子どももが、友達を連れて来たいということで、その子も学習支援に入ったということはある。

○支援している数多い子どもの中から支援員が見立てて、この子とこの子は相性が合うのではないかと思う2人を同じテーブルにさせたことで、お互いに良い影響を受け合って、高校生活が定着しているというケースもある。あとは、親同士がお友達になるというようなこともある。

○会津若松市の学習支援事業は、申請主義ではなくて、それぞれ個別にかかわったほうがいいと思う方々を訪問して、同意を得られた方々については支援を始めていくということ。そして、高校に入ってからも、つながりを切らさずに続けている。

5. スタッフ研修の現状と課題

○学童生活支援員と高校就学支援員は、ハローワークを通して募集している。公募という形である。

○支援員の研修は、そこがうまくいっていないところで、悩みどころである。学習支援に携わっている方に対する、国なり県なりでやっていただいているような研修は、まったくないような状況である。セーフティーでもそのようなものはなかった。ですので、支援員ご本人たちも、手探りでやっているようなところもあるし、我々も、人に物を教えるノウハウがある訳ではないので、そのあたりが難しいなと感じている。

○福祉的な観点・理念というものを、支援員の方にみっちり教える機会がなかなかないので、うまく伝わっていない部分があるのかなと感じことがある。

6. 運営上の現状と課題

○当初から直営でやるということで始めたので、当面は直営でやりたいというお話はしているところである。ただ、ほかの市部では、自立相談支援事業のほうは社協が受託しているところが多く見受けられるが、うちの社協の現在の体制からすると、この事業をすべてお任せするのはなかなか難しい状況だと判断しているので、その体制が整って、なおかつ、社協ありきではなく、例えばほかに、NPO団体や社会福祉法人がやりたいということになれば、一番いいのではないかと考えている。

○課題としては、研修の機会がないので、支援員の方に対する我々の接し方も含めて考えていかなければいけない部分があるのかなと思う。

○今後は、学習支援事業に力を入れて取り組んでいきたいと考えているので、できれば、学校ともより緊密に連携を取らせていただきたい、できるだけ早い段階で支援を入れる形にしたいので、広報の仕方など、学校を通してできないかなと思っている。ただ、そうなったときには数が増えてくると思うので、増えたときにどうするかというところである。今は、支援員を直接雇用して、手厚くやらせていただいていると思っている。各家庭に入り、マンツーマンで勉強を行っているが、そこまでやらなくても、塾形式・集合形式でできる子どももたくさんいると思うので、直接手厚くやらなければいけない家庭の方と集まってできる方と、すみ分けをしながら進めていくことができれば一番いいのではないかと思っている。いずれにしても、これから増えていくと思うので、増えたときの対応をどうしていくか検討していかなければいけないと思っている。

○支援員がいつも一緒にいるという安心感で、訪問型はやりやすさはあるので、学童生活のほうは、事業開始当時から続けている。しかし、その辺も含めていろいろなやり方を検討していかなければ、長く続けていくことができなくなってしまうのではないかと思っている。

7. 事業の検証・評価

○学習支援事業を行うようになってから、ここ3年ほどは100%である。ただ、議会関係から、全日制に進学している子どもが少ないのでないか、というようなご指摘を頂いている。我々としては、全日制か通信か、もしくは、定時制かという部分については、それほど大きな問題としては捉えていない。まずは、高等学校の教育を受けるという気持ちになって、きちんと試験を受け

て合格できたというところが大事なのではないかと思っている。これだけ選択肢が多くなってきている中で、全日制でなければならない理由はないと思っている。

また、支援している子どもたちというのは、不登校の子が多いので、中学校も通えなかつた子に高校へ通えというのは難しい判断である。ただ学びたいという気持ちがあれば、通信制でもまったく問題はないと思っているが、その辺の考え方の違いがあるんだなと感じている。

○支援員の評価については、「自立支援計画実施評価シート」というものを、足したり削ったりしながら使っている。年度当初に目標を立てて、学期ごとにどのような支援をして、どういう状況になつたかという報告を受けている。

○事業の評価として、特にアンケートや子どもから感想をもらうということはしていないが、子どもがこの事業に参加して一生懸命がんばっている姿を見て、お母さんご本人もがんばらなくてはということで、就職活動に積極的になったという家庭はあった。

8. 異分野・他機関との連携

○スクールソーシャルワーカーとの連携については、スクールソーシャルワーカーの方から、お困りな家庭の子どもがいるという相談を受けて、支援に入ったというケースもある。

○子ども食堂は、福島県内では唯一、会津若松市内の不登校支援のNPO法人が、昨年9月に立ち上げてやっている。全市的にというわけにはいかないが、場所が限られていて始まったばかりということもあって大きくはないが、細々とやっている。我々は、運営の方法や今後どのように進めていくかということについて、同じテーブルでお話させていただいている。

○子どもの貧困とセットで行われないよう、地域の子どもたちの交流の場になればいいと思う。

○NPOが地域の子ども食堂をやっているのであれば、赤い羽根共同募金を活動費としてNPO法人にも配分するべきです。

学習支援ヒアリング（古河市）

ヒアリング実施者：濱沖敢太郎・土岐玲奈

ヒアリング実施日：28.9.27

【既存の教育委員会「古河塾」を活用した直営方式の事例】

1. 事業概要

- (1) 事業名 古河市小中学校放課後学習支援教室（古河塾）
(2) 所管部署 教育委員会指導課
(3) 実施形態 直営
(4) 開始時期 平成 27 年 6 月
(5) 支援内容 教育委員会の既存事業を活用し、あらゆる世帯を対象とした学習支援事業として展開。
(6) 対象者 市内小中学校に通う小学 4 年から中学 3 年までの、すべての児童生徒。
(7) 人口 144,000 人

2. 事業立ち上げの経緯

(1) 事業開始までの経緯

- ・教育委員会による学習支援事業開始の経緯

当初から教育委員会が所管して、学校を会場として行う学習支援事業である。

平成 26 年度にプレ実施。小学校 1 校、中学校 3 校、計 4 校。昨年度は 32 校すべてで 6 月からスタート（準備に時間がかかり、4 月開始はできなかった）。

プレ実施から全校実施までの経緯は不明だが（担当者の異動による）、元来全校実施を企図していたと考えられる。

- ・生活困窮者自立支援事業における任意事業としての開始経緯

茨城県の中で学習支援事業をしている市町村が少なかったため、事業実施に向けた適切な方法を検討した上で、生活困窮者世帯を含めたあらゆる世帯の子供を対象とする、学力向上のための既存事業の充実に予算を充てることにした。

(2) 予算

- ・全体の事業予算はサポーター（有償ボランティア）の人事費と教材費で、総額約 4000 万円。
- ・補助金として、文部科学省の地域未来塾事業を活用している。
- ・生困法にかんしては、事業全体の経費から諸々の補助金を差し引いた額に、対象者数に占める困窮世帯の者の割合を乗じて、その 1/2 を補助金として申請している。平成 28 年度からの活用のため、困窮世帯の割合は平成 28 年度分については概算、平成 29 年度以降については、困窮世帯の実質的な利用率を踏まえた申請を行う。※28 年度の利用者割合については、後日資料送付あり。

(3) 対象者

- ・市内の小中学校に通う小学4年から中学3年までの、すべての児童生徒。
- ・入塾希望者（登録者）は、28年度が小学校1,190名、中学校326名（全体では小学校3,689名、中学校3682名）。※資料あり
- ・事業計画の段階では、市内小中学校計32校について各校40名（一教室分）を予定。
- ・実際には27年度の入塾希望者が2,200名に上ったため、曜日ごとに学年を分けるなどの対応をとったが、サポーターの確保ができなかつたため、週1回しか学習できない児童もいる。
- ・小学校の利用者が多い理由は明確には分からぬが、高学年は学童保育に預けられないことが多いいため、その代わりに利用していると考えられる。
- ・中学校については、農村地帯で学習塾も少ない旧総和町、旧三和町での利用率が高いよう。

(4) 自治体の特徴

- ・教育のICT化が積極的に進められており、学習支援事業で使われているタブレット端末も、元々は全小学校に配置されたもの。
- ・市長が児童生徒の学力向上を市の方針として掲げており、このため予算は潤沢。各学校一教室であれば、すべての学校で週5日実施できるだけの予算が組まれている。指導課としては27年度の実績を踏まえて、28年度の概算要求を減らしたが、財務課から市の方針に反するとして再度増額することになった。

(5) 工夫した点や苦労した点

- ・小学校は安全確保のため迎えが原則。プレ実施の際は小学校1校中学校3校、小学校は町中（旧古河市）だったので比較的危険性は低かったが、特に旧総和町や旧三和町では帰宅時間の遅さに配慮すべきと判断した。※資料あり
- ・28年度からサポーターの一人に実質的なコーディネーターになってもらっている。また、同じく28年度から児童生徒の欠席連絡のため、各校に古河塾専用の携帯電話を配備した。27年度はサポーターの欠席なども含めて指導課が管理しており、場合によってはサポーターの代わりに教室業務を行なっていたため、指導課職員の負担が極めて重かった。

(6) 事業の効果

- ・学力向上の理由は様々であり、効果検証が難しい（「7.事業の検証・評価」も参照）。
- ・指導課への報告は月に1回、各回の参加人数や特記事項をまとめたものを提出させている。※資料あり。
- ・この報告書の分量はすでに膨大なものとなっているが、事業の改善などに生かすことはできていない。

3. 支援の内容・特徴

(1) スタッフの身分や待遇

- ・サポーターはすべて有償ボランティアであり、時給1300円。
- ・27年度は教員免許保有者、学生、その他で時給を変えていたが、同一業務に携わっているこ

とを理由に 28 年度から統一した。また、サポーターの時給が高いという意見も上がっているが、勤務時間が短いこともあり（1回につき 4 時間）、変更の予定はない。

- ・28 年度のサポーター登録者は 7 月の段階で 85 名。内訳は大学生 4 名、教員免許保有者 60 名、その他が 21 名。
- ・教員免許保有者には、昼間、教育活動指導員や図書館支援員、特別支援教育支援員などの形で学校に勤めている者も多い（サポーター全体の約 4 割）。

（2）実施頻度や時間など

- ・小学校では 1 時間、中学校では 1 時間半。
- ・実施頻度は小学校で週 2～4 日、中学校で週 2 日（児童生徒あたり週 1～2 回）。中学校は原則として、部活動のない月曜日と別の曜日 1 日としている。学校によって、対象学年と曜日を指定している場合もある。※資料あり
- ・サポーターは各教室に 2 名の配置。

（3）学習内容

- ・タブレット端末を配布し、各児童生徒が教材を自分で選んで学習する。
- ・当初は「みんなの学習クラブ」を全学校で使っており、児童生徒が選んだ教材を印刷していた。しかし、タブレット端末の積極的な活用を求める声があり、28 年度から「ミライシード」（小学校 4 校、中学校 8 校）「スタディサプリ」（小学校 1 校、中学校 1 校）を試験的に導入している。

4. スタッフ研修の現状と課題

- ・事前にタブレット端末及びアプリケーションの使用に関する研修を行っている。

5. 運営上の課題

- ・学校側の負担に関する意見が出ている。古河塾そのものには教員は関与しないものの、学校や教室の施錠確認のため、日直担当者の超過勤務を避けることが難しい。このため、開室日数の増加も難しい状況にある。
- ・サポーターの確保が課題となっており、市報や求人広告への掲載のほか、近隣の大学（白鷗大学、共栄大学など）で募集している。9 月の調査時点では 95 名まで増えている。

6. 事業の検証・評価

- ・关心や意欲にかんする一時点調査を行ったほか、開室日数の増加などについて保護者向けアンケートも実施した。保護者の満足度は基本的に高かったが、日数の増加については希望者が極めて少なかった。※資料あり

7. 自治体との連携

- ・福祉総務課は、生困法の補助金申請に関してのみ、指導課と情報共有を行っている。

- ・27年度は相談業務を福祉総務課が担当していたため、保護者向けに古河塾の案内の配布などについても検討したが、28年度から業務をすべて社会福祉協議会に委託したため、結局案内配布には至らなかった。

8. 異分野・他機関との連携

- ・社会福祉協議会から困窮世帯に向けての古河塾に関する情報提供の依頼は、指導課も福祉総務課も行っていない。
- ・古河塾に関する行政機関の定期的な会合を設けているわけではないが、指導課の日常業務の中で、学校からの要望を聞くことは多い。
- ・同じく学校とサポーターの間で情報共有の場を設けているということはないが、サポーターの中には昼間から当該学校で勤めている者が一定数いるので（「4. (1) スタッフの身分と待遇」を参照）、サポーター間で個別のケースに関する情報提供が行われているということは聞いている。

学習支援ヒアリング(埼玉県)

ヒアリング実施者：土岐玲奈、渡邊綾

ヒアリング実施日：28. 10. 11

【全県下対象で実施していた事業を、町村を対象に継続している事例】

1. 事業概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 事業名 | アスポート学習支援事業 |
| (2) 所管部署 | 社会福祉課 |
| (3) 実施形態 | 委託 |
| (4) 事業予算 | 約 7000 万円(8割が人件費) |
| (5) 開始時期 | 平成 22 年度 9 月 (当初はセーフティネット事業等を活用) |
| (6) 支援内容 | 訪問と教室の併用 |
| (7) 対象者 | 平成 27 年度より、生活困窮世帯(就学援助受給世帯等)、生活保護世帯の中高生 |
| (8) 子どもの数 | 中学生約 250 人、高校生約 40 人 |
| (9) スタッフ | NPO 全体で、ボランティア、専門スタッフ等を含め、約 740 人 |

2. 事業立ち上げの経緯

○平成 22 年 9 月に、セーフティネット事業補助金を利用して、県としての学習支援事業を開始。生活保護世帯が増え、貧困の連鎖等も問題になった時期であった。当初は、さいたま市を除く県内全域で実施。市の自立支援事業を県が実施するというのは新しい発想で、全国的にも注目を集める。始めてみると、子どもたちを対象とした支援がこれまで不足していたこと、本事業の重要性が明らかになった。

○平成 25 年度まで、セーフティネット事業の補助金を利用。26 年度は、緊急雇用創出基金。平成 27 年度より、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業となった。これに伴い、学習支援事業は、各市によって実施されることになった。現在県が実施しているのは、町村を対象とした事業。市に対しては、これまでに培ったノウハウを生かし、バックアップをしている。これまでのノウハウの蓄積もあるため、埼玉県内における生活困窮者自立支援法に基づく学習支援実施率は 93% 程度と高い。

○本学習支援事業は、彩の国こども・若者支援ネットワークがプロポーザルで受託。家庭の困難状況を把握し、居場所を提供するという事業の特性から、福祉、教育の専門家が集まっている団体がふさわしいとの判断であった。(委託団体の彩の国子ども・若者支援ネットワークは、埼玉県(23 町村、11 教室)の他、埼玉県内の 26 市の事業も受託。合計 44 教室を運営している。)

○実施団体の体制や方針が、支援を必要とする家庭の現状の困難さにかみ合った。

3. 効果的な支援を実施するための組織・地域づくり

○当該団体には、大学の研究者、元教員、元児童相談所職員、臨床心理士、社会福祉士、これから教員を目指す学生、ケースワーカー等が関わっている。職員の中には元教員も多いため、学校現場との繋がりもある。大学の研究者とは、ボランティアを集めるプロセスでは連携しているが、現段階で本事業の調査研究という事は行われていない。研究機関との連携。

- ひとり親世帯に対する支援事業や、放課後学習支援等をやっている町村もあるが、こうした町村との情報共有などは基本的でない。
- 町村単位では、社会福祉協議会や適応指導教室などと連携している(学校、教育委員会などから依頼がある)。また、教室によっては、子ども食堂や社会福祉協議会主催のイベントとの連携実施等の例がある。連携の主体も多様で、地域性に応じて、それぞれに必要性を感じて動いている。小さい町では支援がきめ細やかに行われているといった特徴もある。全県での実施から、市ごとの実施となったことで、情報共有、ボランティア養成講座など、独自の取り組みが生まれている。
- 会場として特別養護老人ホームを使っていることも特長の一つ。事業を開始する段階で、単なる学習教室にしたくないという思いがあり、老人福祉協議会からの推薦を受けて会場を借りている。特別養護老人ホームの特長は、住人がいて、人の触れ合いがある。保護者が仕事を持たず生活保護を受けている家庭もあるため、働いている大人を見ることも大切。また、特別養護老人ホームで実施されるイベントの手伝いをして、感謝される経験をすることが、自己有用感の向上にもつながる。一方で、靴をしまわないといったことで叱られ、生活習慣を身につける機会にもなる。こうした連携は、特別養護老人ホームや老人福祉施設の中でもモデルケースとして注目されている。
- また、最近では大学の教室も借りている。大学の様子を体感し、自分も将来大学生になりたいという思いが出てくる子どもたちもいる。現在、県が実施している 23 町村内では特別養護老人ホームが 4 カ所、大学が 2 カ所で、会場の過半数を占めている。

4. 支援の内容・特徴

- 埼玉県としては、23 町村の事業を実施。訪問による支援と、学習支援教室を開催。生徒数は、9月末現在で、中学生 250 人、高校生 40 人。中学生 11 教室と高校生 7 教室を展開。
- 本事業全体のスタッフは、常勤 64 人、非常勤 6 人。昼間は家庭訪問、夜は学習支援教室の運営にあたる。ケースをもつので、常勤でないと難しい。非常勤はベテラン教員など、特別に依頼した例外的なケースで、主に家庭訪問や困難な子どもへの学習指導を担当している。
- 本事業の対象は、中高生。生活保護世帯、就学援助受給世帯、生活困窮者自立援助制度相談窓口を訪れた家庭の子どもたち等。「その他福祉事務所長が必要とするもの」との文言を入れているため、支援を必要とする家庭が対象外となることはない。より困難な状況が大きい家庭の子どもほど学習支援に繋がりづらい。そのため、問題行動がみられたり、不登校状態にある子どもたちにも積極的にアプローチしている。高校にいけない、支援の手が届かない状態にある中学生の層に働きかける。支援の内容は、孤立した生活保護世帯のネットワーク作成、再登校、中退防止等。家庭、地域の輪から放置される子どもたちを拾い上げる。
- 訪問事業には、ケースワーカーしか入れなかつた個人宅に訪問する困難さがある。対応に苦慮し、生徒に退学を促そうとする高校とは、調整が難しい場合もあるが、子どもの利益を第一に考え支援を実施している。
- 中学生に対しては高校進学、高校生に対しては、高校中退防止及び就労支援が中心。中学生については特に、「大人に相談できるようにする」ことも重視している。教室は中高生で別に設置しており、高校生は少人数でじっくり対応している。高校生の中には、中学生時代から継続して参加している生徒が多い。高校生に対しては、在籍継続が第一と考え、出席指導や赤点対策、

訪問指導を実施している。退学してしまった場合、再度の就学もしくは就労準備支援。「一人前の大になる支援」をする。

○支援の一つの区切りは高校卒業だが、卒業後も必要に応じて対応している。その場合、「制度に乗せるお手伝い」が主だが、直接的な支援をすることもある。生活困窮の問題に「終結」はない。困った時に戻って来られるような信頼関係を作れるかどうかが重要。

5. スタッフ研修の現状と課題

○ボランティアに対しては研修を実施している。学生ボランティアにとっては、貧困などの勉強にもなっている。学生同士の交流もあり。今年度は、福祉と教育の連携によって、大規模な研修会も実施した。

○ボランティアの募集に際しては、連携関係にある大学教授に、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援に関する授業をしてもらい、そこで併せて本事業の説明やボランティア募集を行っている。ボランティア募集は、埼玉県内のいずれかの教室に通える範囲で行っている。

○学生ボランティアの3分の2は教育福祉専攻。それ以外は専門が全く違うこともある。

○ボランティアに対しては、定期券使用区間を除いて、交通費のみ実費支給。募集は随時行っている。

6. 運営上の現状と課題

○特に困難な状況にある子どもたちを対象とした支援を実施しているため、いかに優秀なスタッフを確保するかが課題となっている。また、国からの予算が減っているため、国に対して金額を上げるよう要請もしている。自治体規模によっても予算の上限を設定されているため困っている。ボランティアとしてやるものと、事業としてやるものとの質は違う。長い目で見れば、子どもに対して投資しなくてはいけないと考えている。

7. 自治体との連携

○本事業周知のため、教育委員会と連携し、就学援助の支給決定通知にチラシを同封してもらっている。生活保護世帯については、初めにケースワーカーと同行訪問をする。発達障害のある子どもに関する情報共有、合同研修会の実施など、県の教育局との連携も行っている。

○友人関係のトラブル等から、最寄りの教室には通いたくないという子どももいる。町村を越えた情報共有によって、複数の教室に通うことも可能にしている。別の教室に初めて行く際には、担当のスタッフが同行する。学習支援事業ではあるが、居場所づくりの視点を持って実施。

○モデルケースとして、事業内容他の行政機関に対して説明する機会も多い。家庭訪問をセットで行っている団体が少ないとから、家庭訪問について聞きたいという自治体が多い。26、27年度は特に問い合わせも多い。

8. 事業の検証、評価

○本事業では、高校の進学率上昇や中退率の改善といった成果が出ている。ただ、事業の成果は進学率や中退率などの数字で表されてしまいがちだが、数字よりも、利用者がその場に頼れる、困った時に戻れるといった、数字にならない部分が大切。こうした点をボランティアに伝えることも、研修実施の目的の一つとなっている。

学習支援ヒアリング（さいたま市）

ヒアリング実施者：林明子・金子由美子・土岐玲奈

ヒアリグ実施日：28.10.14

【全区に教室を配置し、受託団体の居場所事業等ともつながりを持ちつつ学習支援を実施している事例】

1. 事業概要

- (1) 事業名：生活困窮者学習支援事業
- (2) 所轄部署：生活福祉課
- (3) 実施形態：委託
- (4) 開始時期：全市的に始めたのは平成24年度から
- (5) 支援内容：基本的には会議室のような場所に生徒が集まり、ボランティアと一対一あるいは一対二など少人数の指導を行っている。
- (6) 対象者：生活保護受給世帯の中学生と高校生。児童扶養手当の全額受給世帯の中学生。
- (7) 人口：1,281,171人

2. 事業立ち上げの経緯

- (1) 事業名：

生活困窮者学習支援事業

- (2) 事業開始までの経緯：

○平成21年度より、さいたま市大宮区の福祉課で、生活保護受給世帯の子どもを対象にした学習支援（さいたま市生活保護学習支援事業）を行っていた。当時は、埼玉県立大学と共同という形で、小規模でやっていた。市内10区に対象を拡大するためには、ボランティアの確保等で難しい面があったため、委託とした。生活困窮者自立支援法が施行され、対象者が生活保護世帯だけでなく、対象者も増えた。

- (3) 予算：

○24年度から26年まではセーフティネット事業であったため、全額補助金で実施できていたが、生活困窮者自立支援法が施行され、これによる学習支援事業となったため、補助金のあり方に変化があった（補助率2分の1に変化）。財政的には厳しくなった。予算規模は、8600万超えている。

○年度によってはプロポーザルで委託先を決めている年もあるが、今年度は随意契約という形で契約している。

- (4) 対象者：

○生活保護受給世帯の中学生と高校生。児童扶養手当は全額受給世帯かつ中学生のみ。高校生での新たな参加もある。

○対象人数は、生活保護世帯の中学生が468人、高校生が520人、児童扶養手当で全額受給世帯の中学生が845人となる（4月1日時点）。

○中退防止を目的として、平成 28 年から正式に生活保護受給世帯の高校生も対象とした。

(5) 自治体の特徴 :

○それほど遠くない範囲に、教室が 10 か所ある。そのため、学区内だと友達と同じ生活保護だと知られたくないと言って、中にはほかの教室を選んでいる子もいる。

(6) 工夫した点や苦労した点 :

○生活困窮者自立支援法の学習支援事業が実施されていることは、オープンにしていない。対象世帯に対しては場所のお知らせはしているが、市のホームページなどではお知らせはしていない。周知の方法は、年度当初の申し込みに間に合うように、3 月末くらいに対象世帯宛に通知を送り、申込を促している。基本的には郵送だが、担当ケースワーカーが該当家庭と会えるところは直接お話をしたり、直接渡したりしている。

(7) 事業の効果

【行政】

○中学 3 年生の高校進学率。

○定着率の実感としては、初めての時にそれなりに通う頻度が高かった子に関しては、定着していると思う。中 3 から高 1 の時の申込率を出した時も、半分ぐらいは中 3 の時に申し込んでいたら、高校に入っても申し込んでいる。

○出席率は二極化していて、一回来るか来ないかという子もいるが、ほぼ毎回参加して、年度通しても 80、90% くらいずっと通っているという子も結構いる。

【受託者】

○教室が大好きだということがはっきりわかるのは、悪戯をして指導を受けた子どもについて、来なくなったら困るなと思うが、それでも来る。離れないということ。

○高校生についても、中学生の時は勉強を嫌々やっていて、高校生になって大学に行きたいわけでもなく、高校が合わなくて辞めるかもしれないという子たちも教室には来る。高校で勉強に困っているようでもない子どもたちが来ているということが、教室が求められていることを実証しているのではないかと思う。

3. 効果的な支援を実施するための組織

○対象世帯の抽出等については、児童扶養手当の担当課と情報の共有を行っている。本庁の児童扶養手当の担当課から一斉に直接郵送している。

4. 支援の内容・特徴

○基本的には市内の会場に生徒が集まり、ボランティアと一対一や一対二など少人数の指導というかたちで行っている。教室の会場費に関しては、市の事業という事で減免が効く公共施設が多い。一部の施設は、会場費がかかっている。

○学習会は月曜～金曜日の平日の週 2 回、1 回 2 時間実施している。土日や年末年始などはお休みとしている。

○現在登録者は生活保護世帯の中学生全体で約 19%（7月末現在）、高校生全体で約 13%、児童扶養手当の全額受給世帯の中学生が約 12%となっている。申し込みをされているのは、約 260 人。

○26 年度は教室数が 8 教室だったが、27 年度は 10 教室に拡大をしている。さいたま市が 10 区あるので、1 区につき 1 教室実施するようにした。

5. スタッフ研修の現状

【行政】

○教室の責任者となる学習支援員は、教員免許を持っている方や教育関連の職務経験が 2 年以上ある方、またそういう方たちと同等の能力を有している方の配置を仕様書で求めている。

【受託者】

○非常勤ではなく、委託先のスタッフとして学習支援について雇用が生じている者が 16 名いる。そのうち学習支援員（教室担当）は 7 名。また教室の見回りを行う教室支援員が 3 名いる。

○ボランティアは延べ 800 名以上となっている（登録後、削除することができないため）。今年度新たに登録をして実際に動いている者は、160 名以上。雇用にあたっては、スキルをある程度カウンセリングしながら一時間ぐらい話をして、熱意や関わるスキルを把握させていただきながら、教室に配置している。

○委託先のさいたまユースはビジネスマナー講座などを企画し、学生ボランティアに声をかけている。

○毎回の学習会後にミーティングを行っている。

6. 運営上の現状と課題

【行政】

○一般市民も使用するため、多数の会場をおさえることは難しい。生徒数は年度ごとに増えているが、広い教室を取りにくいということはある。とくに駅から近い場所は一般市民の利用頻度も高いため、何とか確保している状況。

○生活保護世帯対象の場所に子どもを行かせたくないと考える保護者もいる。

○高校を退学した子は、一度学習に関しての意欲がなくなっているため、教室を紹介しても、来てもらうのが難しい。

【受託者】

○教育困難校の高校の先生の所にも回ったが、デリケートな部分があるため、高校生ほど担任の先生からは紹介がしづらいという状況がある。

7. 事業の検証・評価

○効果指標として今使っているのは、中学 3 年生の高校進学率。しかし、どれほどコミュニケーションスキルが高まってうまく社会とかかわるようになったかなどは数字には表せない。長いスパンで考えたときに、事業効果をどのようにすればよいのかについてはまだ確立できていない。

○これからどれだけ高校を無事卒業できたかということについては、実証出来ていくと思う。
ただ生活保護の受給中は追えるが、転出したり廃止になつたりした場合には確認ができない。
また児童扶養手当の受給者についても追うことはできない。

8. 自治体との連携

○子どもが勉強した後に毎回書く「振り返りシート」があるため、受託者から市・各区に提出している。これにより教室に行けなくとも、様子が見えてくる。

9. 異分野・他機関との連携

【行政】

○行政としては、庁内の関係部局への会議というのは行っており、その中でも学習支援やそのほかの支援も含めて、関係課に協力をお願いしたり報告をしたりしている。教育委員会や子育て関係の部局などとの具体的な組織としての連携は検討中である。

○また年度当初に、委託事業者と区の福祉課を集めて、学習支援だけでなく、他の委託事業も含めて、今年度の事業説明と顔合わせを行っている。

【受託者】

○埼玉大学で交流ひろばというとりくみをしており、そうした場所を紹介することがあるが、とくに連携をしているわけではない。

○委託先のさいたまユースは、学習支援事業だけではないため、学習支援教室に来ている子が、土曜日にやっているオリジナルのたまり場に行くこともある。ただこれは自治体の異分野連携とは異なり、委託先の事業体の中での連携である。

○組織として連携しているというより、子どもを中心にネットワークが広がっているという状況。例えば、学校の先生が学習教室に来てくださったり、電話で問い合わせがきたりすることがある。

○ケースワーカーと委託先のスタッフが電話して、ケース会議を開こうということになることもある。複数の区でケース会議を開けるようになっている。

10. 上記項目についての参考資料

資料編参照

学習支援ヒアリング（川口市）

ヒアリング実施者：林明子・土岐玲奈

ヒアリング実施日：28.9.28

【家庭訪問による相談と教室での学習支援の二本柱で支援を行っている事例】

1. 事業概要

- (1) 事業名：生活困窮者学習支援事業
- (2) 所轄部署：生活福祉課
- (3) 実施形態：委託
- (4) 開始時期：自立支援法が施行された平成 27 年 4 月 1 日から。
- (5) 支援内容：学習教室と子どもたちの居場所
- (6) 対象者：中学生と高校生 生活保護世帯と就学援助受給世帯
- (7) 人口：595,093 人

2. 事業立ち上げの経緯

- (1) 事業名：生活困窮者学習支援事業
- (2) 事業開始までの経緯：埼玉県が生活保護受給者チャレンジ事業として平成 22 年から 5 年間、就労支援、住宅支援、学習支援を行っていた。自立支援法が施行されてから、県から各自治体に事業主体が代わった。委託先（彩の国）は変わらないため、支援内容も同一。
- (3) 予算：42,999,984 円。8 割、9 割は人件費。無料で借りているため、会場費はない。あとは車の保険料やリース代、家賃などの会場費はある（事務所費等）。
- (4) 対象者：中学生・高校生。平成 27 年より生活保護世帯に加えて、就学援助受給世帯にまで対象を広げた。生活保護世帯にはケースワーカーが周知して、場合によっては学習支援員さんにも入っていただいて事業の説明をしてもらう。就学援助世帯については、教育委員会に協力いただきて案内のパンフレットをピンポイントで配っていただいた。高校生はまだ 50 数名だが、登録は 300 名ほど（中学校からそのまま）。中学生の申し込み対象者は 142 名で教室参加は 53 名。
- (5) 自治体の特徴：教室の場所はオープンにしないことは特徴かもしれない。個人情報を注意して場所は一般には公開しないという形にしている。県主体のときから引き継いで、民生委員や奉仕の方など、そういう方と連携がとれている。
- (6) 工夫した点や苦労した点：「学習教室だより」（「毎月教室で何曜日どこどこが実施しています」みたいな学習関係の情報を含めたもの）を市立中学校に配布し、学習支援事業の周知をしている。学習支援を申し込んでいる方には、委託業者さんが毎月郵送して情報提供している。
- (7) 事業の効果
高校進学率についてチャレンジ事業が始まる前は、80%（台の）後半ぐらいだったと思うので、事業始まってから 10 ポイント以上、上がっている。効果が目に見えるところ。

3. 効果的な支援を実施するための組織・地域づくり

- ・教室の場所をオープンにしないということは、特徴かもしれない。個人情報を注意して場所は一般には公開しないとかたちにしている。県の時から引き続いて地域の方の民生委員と連携が取れているため、障害者の支援に関しても連携が取れている（再掲）。
- ・夜の8時に終わって、大体9時近くまで約1時間で片付けとミーティングをやっている。勉強の教え方については、学習指導員の先生方が教え方を教えてくれる。

4. 支援の内容・特徴

- ・家庭訪問と学習教室という2つの柱で行っている。要するに相談業務。お家に行ったり、こちらに来ていただいたり、電話相談であったり、事務所で面談することもある。学習教室の中身としては、学習と子どもたちの居場所。比重は1年間の時期によって異なる。11月ぐらいから学習する子が多くなってくる。
- ・市内に中学生教室が8か所、高校生教室が1か所。どの教室にいくかは子どもの自由。
- ・中学生教室も高校生教室も、大人の力がとっても大事。そのため大人の研修が欠かせないし、子どもたちにとって、ここが親でもない先生でもない、赤の他人だけれども、唯一ここが素でいられる居場所になっている。
- ・私たちは注意したり怒ったりしないで、ただ聞いているだけ。逆にちょっとしたことすごく褒める。教室に来てくれただけで、みんな持ち上げられて褒められるので、教室にくるってそんなによいことなのかなという、そこから始める。何していても褒めてもらえるというところが子どもたちにとっての魅力かなと思っている。家庭訪問にいっても、「こんなにうちの子を褒めてもらえるなんて」と保護者に言われる。

5. スタッフ研修の現状と課題

- ・スタッフは支援員（NPO職員）、学習指導員（有償（時給）で元教員の方）、学生ボランティア（交通費とボランティア保険）、社会人ボランティア
- ・研修は年に数回ある。全体研修としてネットワーク全体でやる研修と、私たちの方で2か月に1回ボランティア研修を設けている。その時に指導員の先生方に来てもらっている。内容は子どもとの接し方や勉強の教え方、福祉の内容、生活保護についてなど。
- ・参加大学によっては、単位が出るところもある。
- ・ボランティアの継続につながるのは、教室が終わったあとのミーティングの濃さ。ボランティアさんは、ただ子どもに勉強を教えたいから来るということだけではなく、その中で何かを求めてきている。その求めているニーズに対して、ひとつひとつ応えていってあげる、というところでしか貢献できない。
- ・子どもたちは自分が生活保護や就学援助を知っている場合もあれば、知らない場合もある。大人のルールとして、生活保護や困窮者ということばを子どもの前で使わないということ、子どもの前ではきちんとした言葉遣いをしましょう、ということを言っている。

6. 運営上の現状と課題

- ・ミーティングは職員が行うが、学習指導員の方もいれば入ってもらう。ボランティアさんも毎回教室の終わりにはミーティングをやっている。毎日の教室の報告書が事務所にあがってきて、

それをもとに次の日に事務所内で報告を行うため、情報が全員にいきわたる。細かいところだが、たとえば勉強の負の計算のここができるていないというのも、大体の支援員がみんな把握している。

- ・高校生は義務教育ではないので、一略一高校生の方が実は支援が必要かなというところ。高校生教室は、子どもたちにとっては、赤点を取らないためだけの学習教室ではなく、人生の選択や居場所。
- ・学習教室に参加できる子はもつといる。しかし、人手が足りないから、致し方ない部分もある。高校進学率も80～90%いけばいいねという子どもたちしかきていない。その子たちをどうやって100%に伸ばしていくかというのはこれから。教室に来ず家庭学習でやっと通信に入れたという子どもたちがざらにいるため、そこを思うともっとやらなくてはいけない子がいっぱいいるが、なかなか手が届かないというのが現状。

7. 事業の検証・評価

- ・実際にはまだやったことがないが、一番わかりやすいのは、生活保護世帯でいえば、高校卒業して就職した人たちの人数とか、高校と合わなくてやめてしまったとしても、そこから働き出した子どもたち。その子どもたちが将来生活保護にならないでそのまま普通に生きていくとしたら、その単価評価は、今生活保護を受けている一人当たり金額が出てる。そういうところで子ども一人が生活保護から脱却すれば、どれだけの水準になって幾ら効果がある、というのは出せると思う。

8. 自治体との連携

- ・細かい毎月の訪問や教室は毎月挙げており、年間の報告も数字で挙げている（参加者数や訪問数、卒業人数、就学した人数など）

9. 異分野・他機関との連携

- ・生活自立サポートセンターという窓口がある。自立相談支援事業は社会福祉協議会に委託している。まず社協で自立相談を受けて、学習支援を申し込みたいという人（保護者）がいたら、「彩の国」さんにつながる。
- ・フードバンクに食料を最近提供してもらい、おにぎりやカレーをつくった。調理実習のプログラムも年3回ある。
- ・学校の先生が来られることもある。先生が陰から見ていく場合と、今日来るよというのを前提として、先生が子どもを励ましていかれるという場合もあった。大人の方で打ち合わせをして、役割分担を決めてやっている。かなり中退防止もできている。教育委員会さんは分からぬが、私たちは直接学校とやり取りをして、子どものこういう件で、というと協力的にやってくださる。

10. 事例

- ・相談業務の家庭訪問がなければ、子どもたちは外にでない。私たちの教室に来てくれることが定着し始めて、そこで私たち大人とのかかわり、コミュニケーションが取れて、ここにはちゃんとした大人がいるんだなということが認識できて、初めて登校できるようになり、相談室で

先生がよく見てくれて、そこから普通の教室に戻れるようになるといったパターンが多い。

- ・実際、子どもがお友達を連れてきてしまったことが数回ある。その場合は、この教室はこういう教室なんだよということは子どもたちには直接言えないので、「今日来てくれてありがとう」と言ってそこはスルーする。ただ「私たちの教室は、保護者の方から申し込みをもらわないといけないから、どこの塾でも入塾の手続きするよね」というと「そうですね」と子供は答えるので、「この教室も申し込みをしないと来れないから、お母さんに言って申し込みをしてね」と言う。
- ・学校側から、一人の子どもに対してカンファレンスを開くというので、ソーシャルワーカーの方と一緒にあって、いろんな話をしながら、福祉課の方を入れたりしたことが何回もある。その甲斐あって、本人と親御さんが来なくても、高校をやめずにまた高校に行き始めたりした。きちんと役割分担を果たすことによって、本当に支援ができるということを川口市で実感している。大人同士が連携しあってやるという視点が、子どもたち一人ひとりを救う。大人の姿勢ひとつで、子どもたちが変わる。

※資料編にも事例あり

・支援対象者・登録者・利用者数

中学生 支援対象者（平成29年1月末）

生活保護 293人

就学援助 2,403人

高校生 支援対象者

生活保護 255人

就学援助 未算出

中学生 登録者（平成29年1月末）

生活保護 159人

就学援助 159人

高校生 登録者

生活保護 202人

就学援助 78人

中学生 教室参加者（平成29年2月末）

生活保護 79人

就学援助 145人

高校生 教室参加者

生活保護 36人

就学援助 28人

学習支援ヒアリング（足立区）

ヒアリング実施者：小澤浩明、林明子

ヒアリング実施日：2016.10.27

【「居場所を兼ねた学習支援事業」としてNPOへ事業委託をしている事例】

1. 事業概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 事業名 | 居場所を兼ねた学習支援 |
| (2) 所管部署 | 福祉部 くらしとしごとの相談センター |
| (3) 実施形態 | 業務委託：NPO キッズドア（北部・東部）、認定NPO 法人カタリバ |
| (4) 開始時期 | 北部施設：平成27年8月、東部施設：平成28年6月、
中部施設：平成28年8月 |
| (5) 支援内容 | 学習支援（北部・東部は週1回、中部は週2回）居場所支援（毎日利用可） |
| (6) 対象者 | 区内在住の主に中学生（本事業を利用して進学した高校生、高校中退、高校未進学者） |
| (7) 人口 | 692,700人 |

2. 事業立ち上げの経緯

(1) 《事業名》

「居場所を兼ねた学習支援」

(2) 《事業開始までの経緯》

H26. 8月 国の子どもの貧困対策に関する大綱の制定を契機に、府内に子どもの貧困対策本部を設置し、子どもの学習支援の実施の検討を開始。

H27. 2月 数回の子どもの貧困対策本部会議を経て、27年度予算に子どもの学習支援事業の経費を計上。

H27. 6月 個人情報保護審議会の承認、中学校校長会、周辺中学校、福祉事務所等に事業説明。

H27. 8月 事業開始

(3) 《予算》

5950万円（平成28年度当初予算案）

(4) 《対象者》

○区内在住の主に中学生、高校生、高校中退、高校未進学者。ただし、基本的には中学生が原則。

○生活保護受給世帯、ひとり親家庭で児童扶養手当受給世帯、就学援助世帯の子どもを基本としている。ただし、家庭での学習が困難な子どもも対象としている。例、家庭に勉強場所がない、経済的な理由で塾に通えない、共働きや母子家庭で親が夜に家にいない家庭など。

○バスや電車で通う場合は、交通費を支給。

○中学校または福祉事務所のケースワーカーが対象者に事業を紹介して、対象者が直接、くらしとしごとの相談センターに申し込む。

(5) 《自治体の特徴》

(6) 《工夫した点や苦労した点》

○教育委員会や学校から協力を得て、校長会や中学校へ出向き、事業を説明した。

○個人情報の扱いについては、保護者からの同意を得るとともに、個人情報の審議会に承認をもらった。

○学校で保護者らとの面接に同席したりして、徐々に理解と協力を得られるようになった。

○福祉事務所でケースワーカーや相談センター職員と一緒に面接して、生活保護受給者の参加を促した。

(7) 《事業の効果》

3. 効果的な支援を実施するための組織・地域づくり

《地域からの情報ネットワーク》

- 主任児童委員向けの研修会で事業の説明、意見交換を行った。
- 民生委員会から地域の中学生に事業の案内をしてもらい、参加に繋がった。
- 学習支援を実施している地元NPOと協力して、相互に事業を案内している。
- 区内の児童養護施設に事業の説明を実施。今後、事業が拡大した場合には施設から参加する予定がある。

4. 支援の内容・特徴

- 「居場所を兼ねた学習支援」事業
家庭での学習が困難な子どもたちに、家庭に代わる学習の場所と安心して過ごせる場所となる「居場所を兼ねた学習支援」を目的としている。
- 費用は、参加費、教材費すべて無料。
- ボランティアと子どものマンツーマン授業を実施。例えば、定員60名を10名ずつに振り分けて、週1回の決まった曜日に来てもらい、マンツーマンの授業をする。
- 学習のない日は、居場所として来て、自習などをする。居場所はいつ来てもいい。一日15～20名くらいの子どもが参加している。
- 居場所では、無料で食事を提供している。
- 学習実施場所：北部、東部、中部地域の3か所（来年度29年度4月から西部に教室開設予定）

	北 部	東 部	中 部
定員	60名	40名	90名
開設日	平成27年8月	平成28年6月	平成28年8月
実施日	火曜日を除く週6日	水・木・金・土曜日	月曜日を除く週6日
時間	月・水・木・金 15～20時 土・祝日 13～20時 日・夏休み・冬休み中 10～20時	水・木・金 16～20時 土・祝日 13～20時 夏休み・冬休み中 11～20時	火・水・木・金 15～21時 土・祝日 13～21時 日・夏休み・冬休み中 10～21時
委託先	NPO法人キッズドア	NPO法人キッズドア	認定NPO法人口タリバ

- 対象者：足立区在住の主に中学生、高校生、高校中退・未進学者等（徒歩、自転車、公共交通機関で通える方。公共交通機関を使う場合には区から交通費を支給）
- 申し込み方法：福祉事務所のケースワーカー、中学校を通じて福祉部くらしとしごとの相談センターに申し込み
- 参加料・教材費は、無料
- 実施内容：ボランティアがマンツーマンで中学生等に学習を指導する
- 居場所・自習スペースの運営：スタッフ・ボランティアが中学生等の自習学習のアドバイス、見守り、安全管理を行う。
- 通っている中学生の事例
 - ・生活保護受給世帯で、塾や家庭教師を利用していない
 - ・ひとり親家庭で、親が仕事のため夜間子どもだけで過ごしている
 - ・兄弟姉妹が多く、家に勉強するスペースがない

5. スタッフ研修の現状と課題

- スタッフ研修は、委託業者内で実施している。

6. 運営上の現状と課題

人員・場所・事業費の確保

- 各施設とも施設長とスタッフ2～3名程度で運営。ボランティア講師についてはマンツーマンになるように配置。区内3か所で展開（来年度は西部地域でも展開予定）
- 事業費は、生活困窮者自立支援制度（厚労省）、子供の未来応援交付金（内閣府）を充てている。今後は、子供の居場所創設事業補助金（東京都）等も検討中である。
- ボランティアには交通費を支給。
- 定員がいっぱいになった教室では、特別養護老人ホームの一室を借りて、別室で週1回学習支援をしている。

関係機関との情報共有や支援調整

- 毎月「支援状況報告書」（別紙参照）にて学習面、生活面、その他の面、出席日数等を報告してもらい、学校やケースワーカーにも写しを配布している。
- 毎月、スクールソーシャルワーカー等の関係者を招き、委託事業者と連絡会議を実施している。
- 緊急または個別に対応しなければならない事例については随時、電話連絡をおこない、また委託業者も参加の上、ケースカンファレンス等を実施している。

《現状の課題》

7. 事業の検証・評価

- 事業の効果 昨年度の修了生26名全員が進学した。
- 平成27年度は、事業実施後にアンケートを実施した。

嫌いな教科・苦手な教科が得意になった	約35%
家の学習時間が増えた・少し増えた	約55%
大学生になりたい・なんとなくなりたい	約64%
高校入学後も同様の学習支援を継続して受けたい	約66%

- 3年生には都立入試の模擬試験を1回実施し、学力向上について確認した。
- 平成28年度は、「子どもの健康・生活実態調査」（衛生部）、「基礎学力定着に関する総合調査」（教育委員会）の内容と比較できるようアンケートを実施予定。また、3年生には模擬試験を2回実施し、効果を比較検証する。1、2年生には模擬試験に代わる試験を実施。

8. 自治体との連携

- 前述の「支援状況報告書」（別紙参照）を活用して、報告している。

9. 異分野・他機関との連携

- 子ども食堂 学習支援施設内で子ども食堂の案内を配布
- フードバンク 食事、おやつ用の菓子を提供。
- 社会奉仕団体 調理設備の寄附、食事支援、体験活動の企画・実施
- 学校法人、社会福祉法人 事業の実施場所として区内にある施設を提供
- 民間企業 朝食用にシリアルを提供

10. 事例

《成功事例》

- 不登校だった生徒が、当事業をステップに学校復帰を果たした。
- 個別に対応しなければならない事例については、学校が実施するケースカンファレンスに参加させてもらい、情報共有を図っている。
- 福祉事務所では、世帯の早期自立につながる事業ではないため、当初は利用が少なかったが、ケースワーカー向けの見学会等も実施し、現在は積極的に利用を促している。
- 中学校によっては、公平性の観点から個別につなぐのが難しい場合には、三者面談の際に案内を渡す、養護教諭やスクールカウンセラーから案内するなど工夫してもらっている。

○昨年末に利用者の3年生の保護者向けに応急小口資金（高校入学準備金）の案内を送付した。
その結果、生活困窮者自立支援法の家計相談、就労支援の相談につながった。

《困難な事例》

○中学校の兄姉が参加すると、小学校低学年の弟妹がひとりで留守番をすることとなるため、一緒に受け入れて欲しいとの要望を受けた（福祉事務所から数件の要望あり）。実施場所まで遠く、終了時間が遅いこともあり、小学生には学童保育や放課後子ども教室を利用してもらっている。

《その他の事例》

○来年度、衛生部と食育イベントを実施予定である。

11. 上記項目についての参考資料

資料編参照

- ・実施要綱
- ・参加申込書兼同意書
- ・支援状況報告書
- ・チラシ

学習支援ヒアリング（江戸川区）

ヒアリング実施者：土岐玲奈、濱沖敢太郎

ヒアリング実施日：28.9.28

【ひきこもり状態にある児童生徒を対象とした支援を実施している事例】

1. 事業概要

- (1) 事業名 江戸川区生活困窮世帯次世代育成支援事業
- (2) 所管部署 生活援護第二課
- (3) 実施形態 委託(NPO 法人星槎教育研究所)
- (4) 事業予算 800 万円(全額委託費)
- (5) 開始時期 平成 23 年 12 月(セーフティーネット事業の補助金を活用して生活援護第二課が事業をスタート)
- (6) 支援内容 個別の面談、訪問による支援、集団での勉強会
- (7) 対象者 おおむね 18 歳までの、生活困窮世帯の子どものうち、不登校等、他の学習支援事業の利用が困難な状態にある者。
- (8) 子どもの数 30 名弱
- (9) スタッフ 支援員 3 名、その他ボランティア等
- (10)自治体概要 人口規模 約 70 万人、生活保護受給率約 3 %

2. 事業の立ち上げ経緯と概要

(1) 本事業が始まるまでの経緯

1986 年より、ケースワーカーがボランティアで「中三勉強会」を実施しており、実践の蓄積があった。また、区内学習支援、居場所支援、経済的支援にも様々なものがあり（詳細は資料参照）、平成 19 年度からは情報提供を中心とした「高校進学支援プログラム」、相談機関に繋ぐことを中心とした「不登校児元気通学プログラム」を実施。その他、塾代の支援をする事業もあった。しかし、これらの事業は申し込みが前提になるため、不登校の子にはアクセスするのは難しい。そのため、アウトリーチが可能な事業として本事業を位置づけている。本事業は、平成 23 年 12 月に、セーフティーネットの補助金に後押しされる形で、他区を参考にして現在の形(委託による実施)に至った。生活援護第二課がスタート。当初、利用者は 7 名程度で、訪問支援からスタートした。

平成 27 年度の生活困窮者自立支援法施行の際、補助率の低下に関連して議論はあったが、やはり事業を継続していくこうという方針になった。

(2) 実施形態

形態としては集団での勉強会のほか、個別の面談、訪問や学校見学の付き添い等もある。

当初は月 2 回の訪問からスタートした。平成 24 年 7 月から、週 1 回、訪問ではできない集団での学習支援を、公共施設の会議室を使って始めた。不登校の子どもを対象とするため、実施時間は午後 2 時から 5 時に設定している。支援の対象となっているのは平成 28 年 5 月時点で、全区で 27 人(平成 27 年度は 36 人)。保護者や本人から同意をもらって訪問しても、保護者の精神状態が不安定で訪問を受け入れられなかったり、電話に出ない、番号が変わってしまうといったケース

もあるが、8割程度はしっかりと関わりを持っている。

平成25年度にはそれまで二課だけだったものを全区的に実施するようになった。参加者が多い会場の活動には、プリント学習の他、話をしたり数人でゲームをするといった「居場所」的要素もある。参加者の年齢層が広い(小学生から18歳程度まで)ため、世代間交流の場ともなっている。参加人数が少ない会場では、一対一での学習指導を行っている。また、家庭を訪問して宿題の面倒を見たり、中学生の高校見学の付き添いをすることもある。

通所に至るまでに、訪問による信頼関係構築に時間を要するケースが多いため、支援期間が長く、高校生の参加者も多く高校の中退防止の役割も担っている。そのため、高校に入ったあと、文化祭などに顔を出してフォローアップしたり、高校卒業後の就労に向けたフォローをすることもある。全般的な支援をしなければいけない背景には、家庭がそうした機能を十分に行えていといることもある。

(3) 業務委託の経緯

事業は、NPO法人星槎教育研究所に委託。他の区を視察した際、委託しているという話を聞き、東京都の若者社会参加応援ネット「コンパス」の登録団体3団体に状況を説明し、プロポーザルを実施。

気についていたのはバックボーン。支援員が一人来て支援をするというだけではなく、情報共有をしたい。当該法人はもともと訪問型支援を実施していた点と、事務所の距離の近さも重要だった。困窮世帯向けの事業をしていたわけではないが、不登校やひきこもり、発達障害児の支援を実施していた。また、「コンパス」の委託事業終了後も、自主事業で若者向けのフリースペースを続けている。

(4) 自治体と実施団体の関係、他の事業との関連

支援の実施状況については、各回ごとの日報を支援員からあげてもらう。支援員が支援状況確認票を作成し、1ヶ月に一回、各生活援護課に提出。部署内で閲覧。必要に応じて確認しており、定期的な打ち合わせがあるわけではない。支援員とケースワーカーとの情報共有も、必要に応じて個別に行っている。

子ども支援に関する全庁的かつ担当者レベルで打ち合わせを持ち情報交換等を行っているが、今現在、他部署から支援につながった児童はいない状況である。

(5) 対象者と支援実施の流れ

対象学年は「おおむね18歳まで」という上限の設定のみで、小学生も対象者としている。平成28年度5月時点では、小学生6名、中学生6名、高校生等15名だった。

小学1、2年生についても相談はあるが、実際に支援をしているのは小学校高学年以上。原則として支援期間は1年を目処にしていたが、一番長い子どもは5年間継続して支援している。

本事業については広報をしているわけではなく、ケースワーカーが持っている情報の中で、高校進学への動機付けが必要な者について、ワーカーから声をかけてもらった。昨年度からは、中2中3生に関して、課で支援対象となりうる家庭のデータをリスト化してケースワーカーに渡し、支援の必要性について確認してもらうようになった。支援が必要な場合、方法を検討し、ワーカーから声をかけてもらうようにしている。

生活困窮者を対象としているが、他の事業の網にかからない、特に困難な層を支援するためにスタートした事業であることから、実際に登録しているのは生活保護世帯のみ。10名の予定でスタートしたが、平成23年12月のスタート時点では4名、年度末で7名。同意書をもらっていても、連絡がつかないなど本人に会えないというケースもあった。

(6) スタッフの在籍状況等

本事業を担当しているスタッフは3人（各地域担当）。必要に応じて、星槎グループ内の高校のスタッフ等も関わっている。

星槎グループのスタッフは、臨床心理士資格保有者が半分、教員免許保有者が半分程度。ボランティアスタッフとしては臨床心理士を目指す大学生や、星槎グループの「居場所」卒業生が参加している。子どもの状態に応じ、訪問にボランティアスタッフが同行することもある。

ボランティアについては有償として、訪問や学習支援の準備などの時間にかかわらず、一回当たりの金額で統一。訪問などの交通費は別途支給している。星槎グループが主催している「若者支援」の出身者には、事前の研修や面談を実施、同意書などを書いてもらっている。ボランティアの募集に資格の制限を設けているわけではないが、知り合いの大学の先生に紹介してもらっており、臨床心理士を目指す学生が多い。

研修については、事業所の中で、NPO法人あるいは星槎グループとして頻繁に開催している。グループの大学教員によるスーパーバイズも実施している。

(7) 事業予算について

予算は800万円で、全額委託費。補助率が5割になった時に事業継続の議論はあったが、事業として必要であると判断した。また、効果検証は難しいが、補助は減っても対象者と支援規模は拡大できるとの説明をした。

3. 効果的な支援を実施するための組織・地域づくり（関係機関との情報共有や支援調整）

主に個別の情報交換等を行っているのは、子供家庭支援センター、児童女性課、学校、区の教育研究所等。

学校との連携については、平成27年度以前に実施していた電話相談についてチラシで紹介してもらったことなどがある。学校経由で相談がきたのは1、2件。不登校連絡会に参加したこともある。個別のケースについては学校や担任の先生に連絡したり、子どもが登校する際に付き添うことは頻繁にある。通級指導教室の見学に付き添ったケースもあった。また、区の適応指導教室と連絡を取って連携したり、子どもの紹介を受けることもある。

民生委員・児童委員との打ち合わせに顔を出し、相談の連絡を受けたこともあるが、現段階では支援に直接繋がったケースはない。地域包括ケアシステムの中で実施されている学習支援や子ども食堂、中3勉強会等を紹介するケースもある。

フォーマルな連携としては、行政内で、子どもの貧困関連の関係者会議が28年度に立ち上がった。次の施策に向けた企画の土台とするため、まずは情報共有を行っている段階。

4. 事業の効果と検証

基本的には高校進学、登校復帰、就学安定が事業の成果ということになるが、ひきこもり状態

にあった子どもたちを支援の対象としているため、全日制高校への進学は少ない。居場所としての要素も強く、評価は難しいと感じている。高校生の参加者も多く、中退防止やその後の移行支援の役割も担っている。

具体的な評価方法については、研修を受けたこともあるが、実施には至らなかった。事業を始めた時には、ケースワーカーにアンケートを取ったこともあり、そこでは継続を望む結果が得られている。子どもたちが将来的にどうなったかが見られると良いが、自立して支援が終了すると情報が得られなくなってしまうため、長いスパンでの成長を知る手立てがない。

本事業は、社会性の向上に時間がかかる児童が多いため、継続することが大切だと考えている。子供の成長や周囲の環境の変化で子どもが支援を受けられるようになる、「支援にのる時期」がある。そのタイミングに合わせて支援するためには、常に子どもの状況を把握しておく必要がある。また、困った時の相談先となるためには関係性ができないと難しい。

外に出られない、会えなくて居留守を使ってしまうといった場合等、関わるほど、どうしたら良いのかと思う場面も出てくる。しかし、何かあった時には対応できるように、事業を継続していかないと、できるはずのタイミングで支援ができなくなってしまう。人と関わる場所を残したいという考えがある。

5. 事例

男子：中2秋より不登校、原因はいじめと思われる。

中3の6月より支援開始

- ・訪問支援を検討も外へ連れ出す必要性を感じ、学習会を設定した。
- ・迎えに行き学習会に参加、数か月後自力での来所が可能となる。
- ・学習と高校の情報提供などを実施し定時制高校に進学。
- ・進学後も学習会に参加し最終学年を迎えた。

女子：中学で不登校（保健室登校を週1程度）、原因は不明

中2の4月より支援開始

- ・訪問による学習支援を実施（月2回）
- ・高校の情報提供や学校公開などに同行し志望校を定め積極的に学習を実施。
- ・中3から学校サポート教室へ通うなどして単位制（定時）高校に合格、通学安定により1年後支援終了

男子：小5から不登校、原因は不明

小6の7月から支援開始

- ・他の教育相談にも繋がっている。母の都合や本人の拒否感等で母との面談となる。
- ・中学進学後昼夜逆転を繰り返していた。
- ・母と一緒に学習会に数回参加も来所できなくなったため、訪問対応を実施しているが、キャンセルを繰り返している。

学習支援ヒアリング（大津市）

ヒアリング対象者：大津市福祉政策課担当者・大津市社会福祉協議会担当者

ヒアリング実施者：南出吉祥

ヒアリング実施日：28.10.3

【対象限定の学習支援・生活支援と子ども一般向け事業を組み合わせた事例】

1. 事業概要

- (1) 事業名 「中3勉強会」「トワイライトステイ」「寺子屋プロジェクト」
(2) 所管部署 生活福祉課（中3勉強会）、福祉政策課（トライライト、寺子屋）
(3) 実施形態 「中3勉強会」は直営、「トワイライト」「寺子屋」は委託
(4) 開始時期 「中3勉強会」は平成19年度から、「トワイライト」「寺子屋」は平成26年度から（寺子屋は25年度自主事業として実施）

(5) 支援内容

- * 中3勉強会：生活保護世帯やひとり親世帯の子どもを対象に、高校進学に向けた学習支援をボランティア主軸に実施（週1回）
- * トワイライトステイ：相談窓口や学校を通じてつながった「生活困窮のおそれのある子ども」に対し、夕方から夜の居場所（学習支援、交流、夕食）を提供（週1回）
- * 寺子屋プロジェクト：長期休暇の宿題支援と居場所づくりを学区社協の活動として実施（実施地域により多様な形態／長期休暇や放課後等）

(6) 対象者

- * 中3勉強会：生活保護世帯やひとり親世帯の中3生を軸にしつつ、既卒の進学希望者や学習支援が必要な中学1・2年生も対象に
- * トワイライトステイ：相談窓口などからつながった「関わりが必要な子ども」
- * 寺子屋プロジェクト：学区内の小中学生

(7) 人口 337,600人

2. 事業立ち上げの経緯

(1) 事業開始までの経緯

- * 生活困窮制度ができる以前から、生活福祉課で生活保護世帯向けに実施されていた学習支援の活動と、生活困窮者支援のモデル事業として始めた事業の2つがあり、さらに生活困窮者支援の方は、対象を限定して「居場所づくり」に重点を置いた活動と、対象を限定せずに「地域づくり」に主軸を置いた活動の2つを展開している。
- * 議会においても「子どもの貧困」に関する事業についての関心はかなり高く、理解していただいている。それぞれの事業の連携もあるし、うまく機能している。

【中3勉強会】

- * 中3学習会については、学習支援ボランティアサークル（アトラス）の活動を軸に展開されていて、トワイライトステイは幸重社会福祉事務所やNPO、学生ボランティアなどが担ってくれている。寺子屋プロジェクトは、学区社協の地域活動の展開の一端として位置付けられている。

【トワイライトステイ】

- * トワイライトステイは、ひとり親世帯向けの「子育て短期支援事業」における「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」とは別で、収入要件があるわけではなく、専門家との連携の下に必要性を判断し、対象選定し事業を実施している。

- *立ち上げに関しては、スクールソーシャルワーカーの幸重忠孝さんとの出会いが大きい。幸重さんは主に京都で活動をしていたが、大津でもそういう活動をしたいと思っていたタイミングで、市の方でも生活困窮事業の話が出ていて、展開していくことに。
- *基本的には生活困窮事業の予算で実施しているが、足りない部分はNPOなどの努力で資金集めをして事業を補強したりもしてくれている。

【寺子屋プロジェクト】

- *寺子屋プロジェクトについては、生活困窮事業以前に地域（学区社協）からのニーズが出ていて、既に自主的に展開されていた。それを26年度から制度に乗せたかたち。
(戦後の防貧対策の頃からある地域福祉推進活動の一環。地域の福祉を皆で考えていく中で、徐々に取り組みが広がっていった。)
- *市社協の方でも、「子どもの貧困」についての学習会をしたりしながら理解を広めていくということもしてきた。実施の判断や実施形態は学区社協ごとの自主性に任せているが、次第に「うちはまだやらないのか？」という声も出るようになり、実施区域がどんどん広がっていった。
- *もともと、小学校区単位にある「市民センター」を中心にして、自治連合会・学区社協・民生委員などがうまく連携しながら活動が展開されている。

(2) 予算

- *全体の予算は生活困窮者事業から出ているが、それだけでは足りない部分（トワイライトステイ事業）は、NPOなどが自主的にお金を集めたりして事業を補強してくれている。
- *寺子屋プロジェクトについては、1学区年間10万円。それで回している地域もあるし、それとは別途、自分たちの自主財源を使っている場合もある。年々子どもが増えてきて、時間も場所もお金も足りない、という声が出てきている。

(3) 対象者

【中3学習会】生活保護世帯・ひとり親世帯の中学3年生を中心にしつつ、必要に応じて既卒者の進学希望者、支援を必要とする中学1・2年生も対象にしている。

【トワイライトステイ】相談機関や学校から紹介された「支援を必要とする子ども」。明確な規程は設けておらず、専門家による判断に委ねている。

【寺子屋プロジェクト】学区内の小中学生全般

(4) 自治体の特徴

- *地域福祉の取り組みの歴史が強く、学区社協が現在でも活発に活動を展開している。
- *市民や議会の理解や応援も強い

(5) 工夫した点や苦労した点

(6) 事業の効果

- *市社協としては、「地域福祉の推進」という部分を強調している。
- *はっきりした数字的なものを出せているわけではないが、行政としては、事業の必要性を丁寧に説明することでご理解いただいている。
- *人数が増えればいいっていうものではないので、示し方が難しいが、議員さんが現場を見にきてくれたりして、評価してくれている。
- *特にトワイライトステイに来ている子たちはかなりしんどい状況にあるので、様子の変化はかなりはっきりしている（「指標」には乗りにくいが）。他方で寺子屋の方は、10年20年のスパンで捉えていくことが必要だと感じている。
(→朝起きられるようになった、授業で座っていられるようになった、親の生活リズムも整い、親子関係がうまくいくようになった、など)

- *トワイライトステイについては、将来の生活状況（生活保護受給／所得税納税者など）の差額を示したりすることもあるが、それはあくまでこじつけ的なものに過ぎない。
- *映像や写真、動画を使ってみてもらうようにすることもある。

3. 効果的な支援を実施するための地域づくり

- *生活困窮事業とは別個に、県社協が事務局となり実施している「滋賀の縁」という活動があり、子ども食堂やフリースペースなどを展開している。「制度の狭間」に落ち込んでしまっている福祉課題に対し、社会福祉法人がお金を出し合って資金を集め、それを地域ベースで実践していくという取り組み。
- *市内でいうと、トワイライト（生活困窮）が3カ所、フリースペース（滋賀の縁）が3カ所の計6カ所あり、子どもたちは地理的条件などでどちらかを使う、という形式。
- *お金の出所が違うので、それを整理する方は大変だけど、両方うまく活用している。

4. スタッフ研修の現状と課題

- *基本的には、振り返りなどの機会で事例を通して学び合うという形態で、別立ての研修会などはしていない。
- *特にトワイライトステイは生活支援になるため、試し行動などもあり、対応は難しい。スタッフは子どもだけでなく学生のフォローにも気を遣いながら動いている。
- *学校内でこの活動に参加する学生向けのサークルができる、そこと定期的に情報交換などもしている。いろいろ運営が難しい様子だが。

5. 運営上の課題

- *ボランティアスタッフの安定的な確保が難しい。学生の場合はテスト期間もあったりするので、調整が大変。子どもたちが来る・来ないによる変化も大きい。

6. 異分野・他機関との連携

- *トワイライトステイに来ていた子が就労するということで、就労支援系のNPOにつないで支援を受けるというケースはあるが、そこまでケースが多いわけではない
- *生活困窮窓口での相談事例では、今のところ子どもの学習支援につながるケースはない。どちらかというと、もう少し高年齢でひきこもっているケースの課題が大きい。

7. 事例

- *中学卒業後にトワイライトステイを始めた2人。小学校から不登校で、勉強についていけず高校は中退してしまったが、それでもトワイライトステイには毎週欠かさず参加している。
- *就労支援のプログラムにつないだり、ボランティアで社会参加活動をしてみるなどしている。かれらのための居場所づくりを通して、多様な支援が展開されている。
- *トワイライトに来ている子どもたちは、「学力」という以前に、学校に通えるようになった、授業で座っていられるようになったなど、生活面での改善が大きい。こうした子どもの変化に合わせて、親の生活リズムも整っていくようになっていって、親子関係自体もうまく回るようになっている。
- *学校での授業態度が改善されることにより、教員たちの目が行き届かなくなっている。その点が今後の課題になってきたりする面もある。

8. 上記項目についての参考資料

資料編参照

学習支援ヒアリング（京都市）

ヒアリング対象者：京都市地域福祉課担当者・京都市ユースサービス協会担当者

ヒアリング実施者：南出吉祥

ヒアリング実施日：28.10.3

【地域ごとの多様な担い手を組織し、全区一体のものとして運用している事例】

1. 事業概要

- (1) 事業名 「生活保護受給者等中学3年生学習支援プログラム」
- (2) 所管部署 保健福祉局生活福祉部地域福祉課
- (3) 実施形態 公益財団法人京都市ユースサービス協会への委託による学習会形式
- (4) 開始時期 平成22年度から北区で開始し、徐々に実施箇所を拡充
- (5) 支援内容 週1日の学習教室型
- (6) 対象者：生活保護受給世帯、ひとり親家庭、生活困窮世帯の中学3年生を中心しつつ（約半数）、中学1・2年生も受け入れている。中学卒業後にも顔を出す子がおり、参加者をフォローするケースもある。
- (7) 人口 147.5万人（平成28年12月時点）

2. 事業立ち上げの経緯

(1) 事業開始までの経緯

- * 北福祉事務所において、自主的な活動として企画され、学生たちの協力を得るため京都市北青少年活動センターを活用することとなった（2010年度）。
- * 2011年度より、京都市ユースサービス協会に委託し、事業として実施している。
- * ニーズを踏まえ、年々実施箇所も増え、2016年度は3箇所増設し、14箇所で実施している。
- * 地域ごとに主たる担い手は異なり、教室の雰囲気も違う。公共施設で実施するところもあれば、民家のようなところで実施されるところもあり、地域特性が出ている。

(2) 予算

- * 市の予算により実施している。

(3) 対象者

- * もともとは生活保護受給世帯限定であったが、2015年度の生活困窮者自立支援制度の施行に伴い、生活困窮者も対象に加え、2016年度からひとり親家庭にも拡張された。
- * 中学3年生を中心しつつ（約半数）、中学1・2年生も対象にしている。
- * 居住区だけに限定されず、他の教室に通うことも可能となっている。

(4) 自治体の特徴

- * 学生が多いため、スタッフ確保という面で地域の特性を活かしている。
- * 「学生との出会い」という部分を大事にしている。
- * 熱意のある福祉事務所職員がたくさんいるということが大きい。

(5) 工夫した点や苦労した点

- *生活保護受給世帯、生活困窮世帯及びひとり親世帯を対象とした事業であるため、学習会について説明する際には、「家庭でゆっくり勉強する環境がない中学生を対象にしています」などの表現を使う。
- *スタッフ募集や会場選定、案内チラシの内容などを各福祉事務所と一緒に検討し、事業を進めている。

(6) 事業の効果

- *利用者数や高校進学者数を把握している。
- *卒業した高校生が顔を出してくれるというのは、事業がちゃんと居場所機能を果たせているということだと考えられる。
- *家庭環境に課題を抱えていても、毎週欠かさず来てくれるというのは、場の持つ力がうまく機能している結果だと感じる。
- *親自身が余裕がなく子どもに関われないことも多いので、週1日勉強してくれているというだけでもすごく安心していただける。
- *ケースワーカーにとっても、学習支援の案内は「前向き」な提案になるので、それを通じて親との関係構築が進むという効果もある。

3. 効果的な支援を実施するための地域づくり

- *いかに地域と子どもたちをつなげていくか、というのが重要な課題だと感じている。
(事業とは別に、地域で自主的に実施されている学習支援もある)

4. 支援の内容・特徴

学習内容

- *個々の子どもの状況によってニーズは異なるため、学ぶ内容もさまざまである。
- *季節の節目などで、いろいろな行事を挟むこともある。

5. スタッフ研修の現状と課題

- *「子どもたちの利益を最優先に考える」という考え方をどこまで共有できるかという部分が一番の課題となる。

6. 運営上の課題

- *受け入れ人数の変動とスタッフ確保との調整が難しい場合もある。
- *本当に支援が必要な子どもたちに参加してもらうため周知方法を検討する必要がある。現状では「保護者同意」が必要なため、親も子どもも両者が乗り気にならないと利用には至らない。その意味で、親への働きかけが大きな意味を持ってくる。
- *高校進学後のフォローも重要な課題となっている。

*生活課題に関しては、「学習支援」という枠を超えててしまうため、他の機関との連携が必要なケースもある。

7. 自治体との連携

*事業の進め方や周知方法、場所の選定などについて、各区の福祉事務所と相談しながら進めている。

8. 異分野・他機関との連携

*青少年活動センターじたいの利用につながっているケースはさほど多くなく、「学習会は学習会」という雰囲気も強い。無理につなげる必要もなく、自然な流れでつながっていけばいい。

*学校との連携については、中学校長会などで説明しており、実務レベルでの連携を調整中である。(ケースワーカーを介しての情報共有など)

→教育委員会が独自に行う補習活動は「学力保障」が目的であるのに対し、こちらの事業は「居場所」を重視している。学校の外で実施されているということ、学生ボランティアが主軸になっているというのが大きな特徴となっている。

*他方で、地域の民生委員と連携しているところもある。

*表出してくる生活課題などについては、地域の支援団体などとの協力が欠かせない。

学習支援ヒアリング（長岡京市）

ヒアリング実施者：佐藤 博

ヒアリング実施日：28.11.10

【京都府立大学と市が「連携包括協力協定」を締結し、官学連携で取り組んでいる事例】

1. 事業概要

- (1) 事業名 「長岡京市学習支援事業」
- (2) 所管部署 社会福祉課保護係 自立相談支援事業は直営（社会福祉課地域福祉・労政係）
- (3) 実施形態 委託：京都府立大学「連携包括協力協定」
- (4) 開始時期 平成 26 年度のモデル事業から実施
- (5) 支援内容 平成 22 年から京都府立大学と長岡京市は、教育面や福祉面で「連携包括協力協定」を締結し、府立大学の学生ボランティアによる学習支援事業を行っている。学習支援員は府立大学の非常勤講師を市が委託し、学習支援員に大学院生の補助員がつき、それに学生ボランティアという構成で行っている。
- (6) 対象者 生活困窮世帯と生活保護世帯の小学校 1 年生から高校 3 年生が 80 名ほどいる。そのうちの 15 名程が参加している。
- (7) 人口 80,742 人（11 月 1 日人口）

2. 事業立ち上げの経緯

(1) 事業名

○「長岡京市学習支援事業」

(2) 《事業開始までの経緯》

○学習支援事業を立ち上げた経緯としては、もともと生活保護世帯の子どもは、学力が低い傾向にあり、希望する高校に行けなくて、定時制や通信制の学校に行く子どもが多く、そういう子ども多くは半年から一年の間に退学してしまうが、全日制は中途退学率が低かったので、少なくとも、学力云々ではなく、まずは全日制の高校に行ってほしいという思いが、生活保護の側としてはあり、平成 25 年度から学習支援をやってみようということで、冬休み 5 日間実施するということでボランティアを広報で募集したが、思いの外集まらず、結局、市の職員が手伝うことから始まった。5 日間実施してみたところ、保護者や参加者は塾に行ったことがなかつたので、今度またやってほしいと言うので、平成 26 年度に本格的に実施しようと思い、モデル事業に手を挙げた。ただ、直営というのは限界を感じており、委託事業でいこうかと考えたが、全国的に見ると、NPO 法人への委託事業が圧倒的に多く、また、学生主体の NPO が多かったので、それなら大学に直接働きかけたほうが早いのではないかということと、また、NPO 法人と大学と行政の三者で意見が食い違うのでは、うまく回らないのではないかと思い、直接大学と契約することで、平成 26 年 10 月からスタートした。4 月～9 月にかけて、大学と調整させていただき現在に至っているという背景である。

(3) 予算

○会場は、公共施設だが、使用料が 400 円 / 時間であり、学習支援が 3 時間、あとはボランティアの学生との打ち合わせが 30 分で 4 時間取っている。

○平成 27-28 年の委託料は 184 万円となっています。学習支援員への支給は府立大学の規定とし

て、臨時講師は時給 5,500 円で、補助員の大学院生は時給 1,200 円である。臨時講師の人物費で全体予算の半分を占めています。

○学生ボランティアは、交通費のみの支給で、報酬はない。大学の規定により、長岡京市在住者には交通費支給がなく、京都府立大学から長岡京市までの距離で算定している。往復で 1,000 円程度であるが、来年は長岡京市在住者への支給も検討したいと思っている。こういうことで、委託料が 184 万円という状況である。

○学生ボランティアへの有償化については、来年度実現できないかと考えています。府立大学が規定によりボランティアに対する方針をだせない状況で、基準をどのようにクリアするかを考えています。

(4) 対象者

○学習支援の対象者は、生活困窮世帯と生活保護世帯の小学校 1 年生から高校 3 年生。

○当初、ボランティアの方が集まる自信がなかったので、対象者は公募ではなく、生活保護世帯と自立相談支援機関に来られた方の中で、対象年齢の子供の学力に自信がない子どもに対して PR するという形だが、ボランティアが集まれば、いずれもっと広めていく予定である。

○学習支援の対象者は、小学校 1 年生～高校 3 年生まで、今 80 名ほどいる。その中には、特別支援学校の子どももいるので対象者は実際はもう少し少なくなる。そのうちの 15 名程が参加している。

(5) 自治体の特徴

○長岡市の概要：人口は約 8 万人。生活保護の人員と世帯数は、平成 27 年度末 673 世帯、871 名ということで、約 1 % が生活保護の状態になっている。大阪などと比べると、比較的のバーセンテージは低くなっている。産業でいうと、村田製作所の本社があり、京都と大阪のアクセスがいいので、ベッドタウンになっている。比較的自然も残っている街である。

○長岡市全体の生活保護世帯の子どもの進学率は 100 % であるが、公立高校への進学率が低い。ちょっと京都は特殊で、私立がそこそこ優秀で、その中間に公立があり、公立に行けない方用の私立がまたあるというのも、全国でも珍しいと思うのが、公立高校を平均化しようという動きがずっとあり、○○高校は偏差値が高いなどという概念がない。なので、みんなが地域の高校に行こうというのが、元々のスタンスだったので、そういう意味で公立高校にいけない子どもというのが多かったようである。また、京都府下の学校にも行けなくて、滋賀県とか大阪とか、遠方になってしまったり通信制になる子も結構いるという特殊事情がある。

《委託団体の特徴》

○京都府立大学にターゲットを絞った背景は、平成 22 年から京都府立大学と長岡京市は、教育面や福祉面で互いに協力しましょうという「連携包括協力協定」を結んでおり、加えて、京都府立大学学長が、生活困窮者の委員をされていて、府立大学としても生活困窮に対して協力をしたいということで、学習支援の学生ボランティアについては、この大学を中心に考えていくことにした。

○京都府立大学に教職免許や福祉の分野をもつ、公共政策学部があり、こちらの先生と学生にお声がけし、協力してもらうことになった。

○京都府立大学は、長岡京市内ではなく、電車で約 1 時間の京都市内にある。

○大学と協議するとき、公共政策学部の准教授と詰めた。

- 学生への説明は、この准教授のゼミや授業などで、学習支援のボランティア募集のチラシを配ってもらい、興味のある学生が准教授に名乗り出てもらい、まとまって研修を行い、そこから事業開始となる。
- 市が大学に委託し、学習支援員 1 名が配置されている。学習支援員に補助員がつき、それに学生ボランティアという構成となっている。教職関係授業を担当している非常勤講師（元教員）が、学習支援の取りまとめ責任者をしてもらっている。
- 学習支援員の業務は、学習会に参加して、現場監督、子供の様子を日誌で評価、ボランティアへのアドバイスなどである。

《工夫した点や苦労した点》

- 最初は、ボランティア学生がなかなか集まらなくて、初期登録が 5~6 名いたが、授業があつたりクラブがあつたりして、実際、常に来られる方が 1~2 名だった。市としてはマンツーマンで教えたいという思いがあつたので、人数が足りなくて、ほぼ毎回うちの職員が 2~3 名応援に行き、子どもの勉強を教えていた。正直、委託と言いながらもほぼ直営に近く、しかもケースワーカーが勉強を教えるという、そのような状態が半年くらい続いた。26 年度は 10 月に始めたというのが、私達の失敗事例で、ボランティアをされる意識の高い方というのは、4 月・5 月くらいに何かしら行動を始められるものなので、これを教訓に、27 年度は 4 月にビラを配ったり PR をしたら、少し人数が集まり、28 年 4 月にもやつたら、やっと軌道に乗ってきた。
- 市の職員が手伝いをしていたときは、17 時~20 時まで、ひたすら勉強を教えていた。現在は、学生ボランティアがある程度集まっているので、ありがたいことに、今は、市の職員が手伝いに行っても、ゆっくり様子を見させていただくことができている。
- また、特に新しく学習支援を利用された子どもの担当ケースワーカーは、絶対に一回は様子を見に行ってもらっている。というのも、なかなか生活保護のケースワーカーは、生活困窮者の相談を受けても、日中の訪問になるので、子どもと実際に面接してじっくり話を聞く機会が少ないので、子どもの様子をしっかり知っておきたいなということでやっている。
- 毎回来られる学生ボランティアは約 10 名で、実質 7 名の学生が個別支援している。登録している子どもは 15 名くらいである。7 名の学生が 15 名の子どもに教えているが、前半と後半に別れていて、小学校低学年を前半の部としていて、後半は中高生がメインになっているので、実際はほぼマンツーマンというかたちになるよう時間帯をズラす工夫をしている。前半は 17 時~18 時、後半は 18 時~20 時まで。27 年度の出席率は 81.1% と高かった。28 年度は、登録しているうちで、全然来ていない子どもが 2 名いて、そのせいで 65.8% と激減したが、その方たちを除いたら、基本的に来られる方は、ほぼ 100% である。

《事業の効果》

- 生活保護のケースワークに関して一番思ったのは、子どもを市の学習支援事業でお預かりさせてもらっているということで、保護者との信頼感が生まれる。なので、保護者に「頑張って仕事をしてね」と言うと、「わかりました。」と言ってもらえたりとか、子どものことについて話していくても、文句を言われたりすることもなく、非常に関係性が良くなっている。なので、付加価値は十分ある。
- 27 年度学習支援をされて、28 年度高校に進学したのは、私立の全日制に 2 人合格した。27 年度の途中に高校 3 年生の子が進学を希望され、歯科衛生士の専門学校に行くことになった。も

ともと就職しか考えてなかつたが、学生ボランティアが大学生で歳が近いという影響で、進学に興味を持たれ、そちらに至つたという事例である。

○27年度は、中学校3年生がいなかつたが、28年度は、中学3年生の子が2名おり、公立高校希望で今頑張つて勉強中である。

3. 効果的な支援を実施するための組織・地域づくり

《地域づくり》

○実は学習支援事業をやつていることは、長岡京市があえて周知しておらず、市も生活困窮制度でやつているので、ここに来ている子どもたちが貧しいと思われてはいけないので、今はクローズしており、そこをいかに問題なくオープンにしていくかということを今精査している。京都新聞の取材依頼をかけようという動きもしているが、まだ協議中である。ただ、課外学習もやつており、アウトドア活動など、勉強以外の活動をする際に、地域のお寺の住職さんより、「お米を沢山もらったので、子どもたちにどうですか。」という提案をいただきました。そのお米を使ってカレーを作つたり、小さい範囲ですけど、そういう意味での地域連携はできつています。

○よく子供食堂についての報道がありますが、食料を持ち寄つて、分け隔てなく子どもたちも招いて、地域のコミュニケーション作りをしようという意味では、ボランティアさんがお寺の住職さんでそのボランティアさんよりお米をいただいたという関わりはいいきっかけであり、ボランティアの学生にもいいのではないかと思っている。最初は単発のボランティアから始めたが、「こういう活動があるよ」と言うと、一回なら行ってもいいかなと言う人がいて、そこから興味をもつてもらつて、結果何名か増えた。

4. 支援の内容・特徴

○拠点型でJR長岡京駅付近の中央生涯学習センターで実施している。

○実施は、週一回、毎週木曜日。祝日、年末は休みである。

○登録をしても来られない子どもに対するアプローチは、生活保護世帯の子どもがメインで、勉強が嫌な子が多い。親は行かせたいようなので、私達も何度か来ていた子どもだったので顔つなぎはできつていたが、声かけしても、もう来ないかなという子どもが1~2名いる。また別の方で2週間休まれたので、心配になつてお話をさせてもらつたら、昨日からまた復帰した子どもなど、1~2回休んだら声掛けをさせてもらつてfている。

○高校生への取り組みは、生活困窮世帯や生活保護世帯は、進路の選択肢の視野が狭く、進学の選択肢がなかつたり、奨学金制度の返済などの知識が浅い傾向がある。進路の選択肢を広げてほしいとの思いからの取組である。

○保護者には、学習支援員と定期的に面談を行つてfいる。こちらに来てもらう方と、都合が合わない方は訪問させてもらつてfいる。面談の中で、家に机がないとか、勉強できる環境がないというようなことの把握ができる。そういう背景がわかつた上で子どもたちに接することが大切なので。

○子どもたちは、学習支援終了時に、今日やつたことと、次の目標と、難しかつた点などは毎回書いてもらつてfいる。

5. スタッフ研修の現状と課題

○実際、長岡京市でボランティアを集めての研修は委託事業のため行つていません。

- 研修としての基本は、大学准教授がボランティアを集めて、個人情報の取扱いや事業の説明（生活困窮者の子どもが様々な問題を抱えているという背景）を1時間程度実施し、守秘義務とか個人情報を守るとか、生活困窮の子どもたちは様々な問題を抱えているので、そういう配慮についてお願ひしている。
- また、大学と協議し、学生に対してのメリットも必要なことから、教職や福祉を希望している学生なので、今から色々な子どもがいることを先に知っておくと、将来社会に出たときに仕事で役に立つという点を大学側がPRしている。
- ボランティアに参加している学生の研修は、ゼミ教育の一環としてゼミ生を対象に行うのは、学習支援に参加していない他のゼミ生も先生の授業を受けてるので、授業の一環としてやるのは難しい。なので、学習会の後の30分～1時間をかけて、その日の様子や反省点を振り返ることにしている。例えば、お子さんが学習中の会話の中で、学校でいじめられているなどの話が出れば、そのような情報はあとで共有するようにしている。社会福祉課から教育委員会にそのような情報を伝えている。
- あともう一点は、関西学院大学の先生が言うには、授業の一環でやると、ゼミ生と他の学生との間に温度差が出るみたいなので、それも正直、良し悪しなあと思っている。
- 実は、委託契約書の中に、研究事業として発表しても差し支えないとしており、大学が受託するということは、通常の企業委託と違って、研究機関と事業と双方の整合が難しい。市は研究はやっていないので、大学には研究として発表してもいいことにしている。
- 今年は2年を振り返って、学習支援員として学習支援事業の総括をやっている准教授とは別の先生に振り返りということでレポートをまとめてもらい、市に提出してもらった。大学の研究部門としても学習支援の研修に役立てるものを作っていただければ、行政としてはすごく助かる。
- ◆そういう研究の中で学習支援の研修プログラムを作っていただけたと、全国の自治体がボランティアの研修には苦労されているので、そういう研修プログラムを共有することによって、日本社会全体で、ある程度一定の水準で研修できるようなものに将来はなってくれたらと思っている。そういう意味で、大学の先生方の取り組みというものが重要になってくると思っている。（◆：ヒアリング担当者）

6. 運営上の現状と課題

《現状の課題》

- ボランティア学生が一定数集まっているが、ひとつの大学で実施するとリスクがあり、夏休み、冬休み期間、試験期間はボランティア数が減ってしまう。最低集めたい7名の人員確保が時期によりまちまちとなり、その時期は応援にいかなければならない現状。それに対して、いろいろな大学のボランティアが集められれば、試験期間が別々なので対応できると思う。これが現状では不十分に感じる点である。
- 場所は中央生涯学習センターで実施しており、長岡市は非常に面積が小さい自治体なので、自転車で最長30分もあれば市内を移動できる。JR長岡京駅が比較的の中心部にあるので、自転車で15分程度あればどこへでも通え、1箇所で大丈夫な理由として、長岡市の「狭さ」が強みとなっている。
- 事業費については、1/2は国庫補助金から受けている。
- 長岡市の学習支援は、「学習習慣の定着」と「居場所づくり」の2本柱をメインで実施している。

- 学力面については、進学率を達成評価としており、全国学力検定は指標としていない。
- 居場所づくりについては、年に1回学習指導員と一緒に3者面談させてもらい、家での学習習慣ができているか、子どもがどのように感じているかをヒアリングして、印象で評価をしている。

7. 事業の検証・評価

- 府立大からの報告は、本来毎月もらうのが望ましいと思うが月に2~3回、長岡京市の職員も顔を出すので、そこで実績を見たり、○○君がお休みをしたとか、状況把握はしっかりとできているので、そんなにしっかり求めてはいない。
- 実績報告の様式はあるが、それを毎月提出していただいているわけではなく、学習支援を職員が見に行っているので、年間まとめて報告してもらっている。参加している職員が、その都度評価している。
- 学習支援のメインは、学習習慣の定着と子供が安心できる居場所が目的。利用者の感想や保護者の面談でこれを確認している。一方で、学力向上面は、事業効果として現れにくいので実施していない。

8. 異分野・他機関との連携

- 学習支援に来られた子どもの様々な悩みとか問題は、ケースワーカーや直営の自立相談支援機関が同じフロアにあるので、連携が取れ、情報共有を常に行っており、家族の支援や子どもの支援をしているのが強みである。
- 子どもの問題は、学校の先生も情報を共有していかなければならないケースが出てくると思い、立ち上げのときに、校長会で説明させてもらい、教育委員会部局と相談をさせてもらったが、残念ながら協力までは至らなかった。ただ虐待児童の問題で上がっている心配な児童の何名かは、そこを通じて個別に学校との連携は取れるようになった。なので、各学校はこの事業にご協力いただき、連携はできている。
- 異分野の連携としては、長岡京市の母子会で、この学習支援事業を立ち上げる前からひっそりと勉強会を月に2回ほど実施していた。ただ小学生を対象にしていて主婦が子供の宿題をみる形だった。
- 小学校の高学年にはいってくると「正直宿題をみるのがしんどい」と言わっていて、もっと勉強頑張りたい子供でも、中学生になってくると対象外になるので、学習支援事業で受けてくれないかということで、平成27年度から連携をはじめた。学習支援の対象者もほとんどが母子家庭なので、学習支援事業のPRも母子会と連携させてもらっている。
- 母子会のやっている学習会が小学校で終了するので、中学に進学した子供の学習支援の受け皿として連携している。
- 小学生で母子会と学習支援事業の両方通っている子どもがいる。それは、母子会では勉強は「さておき」という感じで、工作をしたりなど居場所づくりに特化しており、プラスアルファで勉強という感じである。

9. 上記項目についての参考資料

資料編参照

学習支援ヒアリング（京丹後市）

ヒアリング実施者：土岐玲奈

ヒアリング実施日：28.9.16

【過疎地域において、会場を設けず、個別の訪問により支援を実施している事例】

1. 事業概要

- (1) 事業名 子どもの学習支援事業
- (2) 所管部署 健康長寿福祉部生活福祉課
- (3) 実施形態 直営
- (4) 事業予算 400 万円
- (5) 開始時期 平成 25 年 12 月（生活困窮者自立促進モデル事業として開始）
- (6) 支援内容 家庭訪問による個別支援
- (7) 対象者 生活保護世帯の小中学生（平成 25 年度は中学生のみ）
- (8) 子どもの数 小学生 6 世帯 9 人、中学生 4 世帯 4 人、合計 7 世帯 13 人
- (9) スタッフ 非常勤嘱託職員 1 名、臨時職員 1 名
- (10) 自治体概要 人口規模 約 5 万 6 千人 面積 501.84 平方キロメートル

2. 事業の立ち上げ経緯と概要

(1) 自治体の特徴

主幹産業の丹後ちりめんが衰退し、機械金属産業もリーマンショック以降非常に厳しい状況が続く中、失業率も上がり、自殺者が増えた時期もあった。平均所得は京都市の半分程度。平成の大合併で 6 つの町が合併して出来た市で、広範な面積の中いわゆる中心地がなく、生活保護世帯も各地に点在している。

(2) 本事業が始まるまでの経緯

学習支援事業は、生活困窮者自立促進モデル事業として開始。

生活困窮者に対する支援としては、平成 23・24 年度にパーソナルサポートモデル事業で、「くらしとしごとの寄り添い支援」として、ニーズに応じた個別の伴走型支援をしてきた経緯がある。その後、平成 25・26 年度に生活困窮者自立促進モデル事業を実施する中、生活保護の担当ケースワーカーだけでは、被保護世帯の子どもへの支援にまで手が回っていないという問題意識から、先ず被保護世帯の子どもを対象とした学習支援事業を開始することになった。本事業は、狭義の学習支援ではなく、貧困の連鎖を断つため生活環境改善も含めた広義の学習環境支援として取り組んでいる。

(3) 実施形態

直営で訪問型のみの実施。各家庭、週 1 回、2 時間の訪問を基本に、必要に応じて時間数や訪問回数の増減等の調整をしている。

市域に対象者が点在しており、公共交通等の状況から考えても、集めることが困難。

また、近所の関係が密接なために生活保護世帯のステigmaが根強い地域である。地域の見守りはあるが、過干渉気味なところもあり、情報も伝わりやすいため、困窮者とそれ以外の住民の

間に線が引かれてしまうことにも繋がっている。こうした視線も貧困の連鎖に繋がっている。放課後児童クラブ等も、行ける子どもと行けない子どもの棲み分けに繋がってしまっている。地域住民にも生活困窮者にもお互いに壁がある。子どもはまだ意識していないので、学校では溝が埋まっているが、家庭や放課後の居場所には壁がある。生活保護世帯対象の支援活動を、会場を設置して実施すれば、更に溝を拡げ、差別につながる恐れもあり、こういった状況から当市では個別訪問型支援が適している。

ただし、訪問型の支援の限界もある。夏休みには、地域住民にも参加を呼びかけ、木工教室などの取り組みで、訪問型の一対一でなく一対多数の場の提供も行った。この取り組みで訪問型ではできない子どもへのアセスメントが進んだ。

このように、経済的な状況等によって地域住民が分断されている状況を変え、人々を繋ぎ直す活動が必要とされている。

(4) スタッフ

非常勤嘱託職員が中心となって活動している。訪問支援に関しても、この職員がコーディネート全般を担い、臨時職員が週に一日2時間(1家庭)を基本としての訪問支援を実施している。臨時職員という扱いだが、時給880円+通勤手当数百円(自家用車使用)の、ほぼボランティア。不定期の訪問は常勤職員が適宜行っている。

予算上は6名雇用が可能だが、近隣には大学もなく、ボランティア等の担い手を見つけることが難しい。教員でも家庭訪問の機会は減少しており、個別の訪問型支援のため、活動の趣旨への理解や被支援者とのマッチングを考えると、広く募集を掛けることも難しい。「学習支援事業」として声を掛けると、求められる活動内容とマッチしないこともある。中学生の「学習支援」となると専門教科の対応ができないという方もいる。また、効率を重視する人だと、個別訪問して保護者対応までするという事に理解を得るのが難しいこともある。

このような状況から、事業規模を拡大してほしいという声は出ているが、支援体制整備と対象範囲の限定が難しく拡大は困難な状況にある。

(5) 予算規模

予算規模は400万円(6名の雇用を想定)だが、実績は300万円程度。対象範囲と支援可能世帯の選定、臨時職員の確保が課題となっている。

(6) 対象者

生活保護世帯のみ。初年度は中学生に絞っていたが、中学生になると支援に繋がるまでの関係構築が難しく早期対応が必要との認識から、平成26年度以降は小中学生に拡大。ただし、対象者が高校に進学して学習支援事業の対象からは外れても、寄り添い支援事業の対象から外れるわけではない。子どもたちには「辛い時や相談したい時はいつでもセンターに連絡してね。」と伝えている。

平成27年度の対象者は、小学生20世帯33人、中学校21世帯23人、合計56人。内、登録者は、小学生9人、中学生4人、合計7世帯13人で、登録率は約23%。中学校卒業以外で利用者の数が大きく増減することはない。

最初は全体に周知をしたが、実際にはケースワーカーが選定し、繋いでもらうことになるケー

スが多い。支援ニーズがあるという事に加え、訪問での支援を受け入れられるということも条件となる（改善の必要があり、改善の可能性がある家庭を優先する。）。

生活保護世帯でも、協力はできないが学力は補償してほしい。家に来られるのは困るが「（教室等に）集めるのなら出します」というケースには対応していない。

モデル事業として実施し、制度施行後も対象を生活保護世帯以外に広げることができなかつた。学校等からは、もっと別の世帯や子どもに対応してほしいといわれることもある。しかし、すべての子どもを対象にできる体制ではないため、広げたくても広げられない状況。現状を、学校や保護者にどう伝えていくかということも課題。

（7）支援実施の流れ

支援開始に当たっては、ケースワーカーが支援が必要な世帯を選定し、それぞれのケースについて、生活保護担当、学習支援担当、学校、子ども未来課の要保護児童担当（教育委員会部局）による支援調整会議を行う。支援決定により、コーディネーター（嘱託学習支援員）が家庭との関係作り、調整を行い、その後臨時学習支援員が入る。

日時の調整や、家庭の中での場所の確保といったやり取りを母親としている姿を子どもに見せるこども、親子の信頼関係の構築に繋がっている。目に見えるものではないが、家庭環境の改善が将来の自立にも繋がると感じている。

訪問先では、学習以前の環境改善のための調整から始まる。まず対応するのは、保護者が学校からのお知らせを読めない、対応できない、子供が学校のお知らせを保護者に渡さない、提出しない、部屋を片付けられないといったこと。先ず、書類整理から始めたケースもある。勉強は、分かればやりたいという子どもの方が多い。学校では置いていかれてしまつて辛くなっている。支援の中で、「分からぬ」と初めて言えたという子供もいる。支援機関とのパイプを作ることも重要。

貧困の連鎖を断つといつても、本事業では、対象者が地域の中で自立して暮らしていくようになることを目指している。頑張る経験、積み上げる力をつけて、前に進めるように支援する。進学しても退学でドロップアウトしてしまうことにならないよう、地域を好きになる。地域の中に繋がりをつくる。他人に甘えたり頼ったりしてよいという経験をする。これらが大切で、そのために支援者が親以外のロールモデルになることを目指している。

3. 効果的な支援を実施するための組織・地域づくり

（1）関係機関との情報共有や支援調整

前述の通り、ケースワーカーから支援が必要なケースを挙げてもらい、生活保護担当、困窮者の学習支援担当、学校、子ども未来課の要保護児童担当（教育委員会部局）による支援調整会議を行っている。

情報共有はなされているが、「学習支援事業」と銘打たれているために、学校教育的なものを求められることがある。本事業が目指すところは、家庭で学習できる環境づくりや、これからの生活を無事に送っていくための「生きる力」をつけるような支援で、進路指導や教科教育は基本的に学校の役割だと考えているが、この認識のすり合わせが難しい。

こちらからも学校でのユニバーサルな支援のあり方等について発信していく必要があることも感じている。学校での個別支援を充実してもらいたいが難しい状況もある。統廃合で大規模化し、

手が回らなくなっているという現実もある。支援の必要性に対する認識は共通していても、どこが何を担えるかという点についての共通理解は難しい。担えない部分について、いかに学校に伝え、棲み分けをするかという点が新しい課題になっている。

個別支援を丁寧にしても、学校という集団の中でうまく適応しにくい子どももいる。

木工教室では、スタッフの対応のおかげで発達障害を持つ子どもも自然にのびのびと活動ができていた。生きやすい集団や、集団の中の逃げ道も必要。集団の作り方に工夫が必要。生活保護のみの集団は逆差別につながってしまうこともあり、多様な集団がないと、まちづくりにはつながらないのではないか。差別の解消を目指した居場所づくりとして、廃止された保育所を使った居場所事業も行っている。子どももお年寄りも自然に集まれる場所を目指している。

(2) 各種連携の状況（福祉関係以外が行っている事業との連携）

教育委員会が「子ども未来塾」、子ども未来課が「放課後児童クラブ」を実施している。放課後児童クラブは、送迎などを理由に生活保護世帯の子どもの利用が難しく、行ける子どもと行けない子どもの棲み分けに繋がり、子ども間の溝をつくることに繋がっている。

子ども未来塾は、対象を区切らず、社会教育の一環として、公民館での居場所づくり（学習支援含む）と、子どもの見守りを行っている。地域のボランティアが支援している。

京丹後市内では、生活困窮者自立支援法以外の学習支援事業や民間団体等による学習支援活動はない。学習塾については、生保世帯でも、費用を出して通わせている。

4. 事業の効果

本事業開始前から、高校への進学率は 100%だった（全日制普通科、定時制専門学科がほとんど）。通信制は、転編入がある程度）。希望すれば入れる高校はある。進学を希望しない生徒は数年に一人。中学生段階で精神疾患を患ってしまったといった限られたケースのみ。進学先の内訳は、全日制普通科、専門学科の分校、定時制の順。京丹後市の定時制は昼間部のみ（夜間は南部）なので、全日制とそこまで大きな違いはない。ただし、現在のところ、高校の中退率については、連携会議の場でもデータが上がっていない（過去に担当したケースでは、ある定時制高校で、進学した生活保護世帯の生徒の半数が中退していたという例があった）。データが上がってこないという事が課題。

高校進学は、生徒の状態に関わらずできてしまう状況があり、そこは目的にはならない。それよりも、学習を可能にするための環境整備の方が重要。また、中学から高校へのつなぎが十分できていない部分がある。発達障害を持っている子どもも進学できるため、いつ障害を見極めて受容して進んでいくかという事が課題になっている。高校に進学できたことで家族が安心して対応が先延ばしになってしまう状況もある。生活経験の不足についても同様。高校に入ってから、あるいは、社会に出てから孤立してしまうという事にもつながる。

活動の目的に鑑みると、数値での評価はあまりなじまない。数値で回答するような調査用紙が送られてくると困ってしまうし、結果の数値もあまり参考にできない。「こう支援すればこういう成果につながる」とは言えないが、様々な経験をさせて基礎的な生活スキルをつけさせることが大切ではないか。

木工教室を開催した際、集団の中ではトラブルを起こしがちだった子どもが心配されていた。

しかし、イベント中何の問題もなくのびのびと参加し、スタッフからも「全然特性など感じなかったよ」と言われた。一つ一つ具体的に言ってもらえば何でもできる。保護者が心配して早めに迎えに来たが、「楽しくて、うれしくて」すぐには帰らず、寝る前にもその日の出来事をひとしきり話したという。

子どもの変化が親の変化を生み、親の変化が子どもの変化を生んでいる。ケースの記録から、子どもや保護者の変化を記述していくことを考えている。参加者の感想なども考えられるが、初めはそれを書くことさえも難しい。保護者が子どもの話を聞けるようになると、それも保護者から出してもらえるが、状況は家庭によって異なる。個々の成果ではなく、継続的に地域に応じた支援をする中で、制度自体の成果を見てもらえたとを考えている。

学習支援ヒアリング（箕面市）

ヒアリング実施者:佐藤 博

ヒアリング実施日:28.11.10

【特定の対象者の学習支援として見られないよう工夫して取り組んでいる事例】

1. 事業概要

- (1) 事業名 「学力保障・学習支援事業」
- (2) 所管部署 教育委員会人権施策課
- (3) 実施形態 委託
- (4) 開始時期 平成 25・26 年度のモデル事業は、健康福祉部で実施していたが、生活困窮者自立支援法施行から教育委員会で行っている。
- (5) 支援内容 市内の小中学校全校から、不登校や不登校傾向等で本事業による学習支援が必要な子どもの情報が教育委員会に伝えられ、保護者の同意に基づいて、学生サポートが、学校の空き教室や受託団体の事務所等を活用し、不登校の子どもに対しては家庭訪問などにより学習支援や登校支援を行うという、拠点教室方式ではない、個別支援方式で行っている。
- (6) 対象者 箕面市立小・中学校在籍で、①不登校または不登校傾向により学習支援が必要な児童生徒、②病気による長期欠席等により学習支援が必要な児童生徒、③その他生活困窮家庭等により学習支援が必要な児童生徒、④事業を利用していた生徒であって、中学校を卒業した後、引き続き事業を利用するなどを希望する十八歳以下の者、⑤箕面市適応指導教室を利用していた生徒であって、中学校を卒業した後、事業を利用するなどを希望する十八歳以下の者
- (7) 人口 133,951 人 (2016 年 10 月末人口)

2. 事業立ち上げの経緯

(1) 事業名

○学力保障・学習支援事業

(2) 《事業開始までの経緯》

○平成 25・26 年度のモデル事業は、教育委員会ではなく、健康福祉部で実施していた。生活困窮者自立支援法施行の平成 27 年度から、教育委員会で行っている。

○元々教育委員会で不登校の学習支援を緊急雇用の事業で行っていた。それが、生活困窮者自立支援法が施行された平成 27 年度から、教育委員会に一本化してやっていくことになった。

○今のところ、生活困窮等の学習支援という形で行っているのは、箕面市ではこの事業だけである。これからどうなるのかはわからないが、今年度はこの事業が中心という形でやっている。

(3) 予算

○平成 27 年度は、消費税を入れて 1 件あたり 2,916 円 × 110 人 × 一人当たり 35 回と見込んで、1,1226,600 円。昨年度スタートした時点は、学校からの申請は少なかったが、今年度は増えている。

★保険加入

◇学生サポーターに対する保険は受託団体がかけてやっている。

(4) 対象者

○箕面市立小・中学校在籍で、①不登校または不登校傾向により学習支援が必要な児童生徒、②病気による長期欠席等により学習支援が必要な児童生徒、③その他生活困窮家庭等により学習支援が必要な児童生徒、④事業を利用していた生徒であって、中学校を卒業した後、引き続き事業を利用することを希望する十八歳以下の者、⑤箕面市適応指導教室を利用していた生徒であって、中学校を卒業した後、事業を利用することを希望する十八歳以下の者

(5) 自治体の特徴

★自治体の目指すところ

○学校と連携して一緒に取り組んでいくというところは、課題であると考える。高校の支援は、今年度試行錯誤でスタートしたところなので、今後も、継続して実施していきたいので、高校との連携というのも、きちんと想えていかないといけない。0歳から18歳まで、しっかりと見ていくうと思ったら、この事業は継続して高校卒業まで見ていくことができる。中学で途切れずに高校まで見守っていけるような事業になればいいと考えている。

○教育委員会は、学齢期の子どもたちをどのようにドロップアウトしないように支えていくかというところを担っている。高校中退者や高校卒業後の引きこもりの者への支援等、必要に応じて福祉のセクションや他の団体に繋いだり等の役割分担をしていきたい。

《委託団体の特徴》

○学習支援事業は総合評価落札方式による一般競争入札（公募）で事業者を決定し委託して実施している。

○入札に応募した団体は今まで一つだけである。今年度も、同じ団体が落札した。

○昨年度この事業を利用した不登校及び不登校傾向の子どもの数は73人いた。

○あっとすぐーで学習支援をしている者は、学習支援員と言う名称ではなく、「学生サポーター」といっている。

○学生サポーターの人数は、団体全体では約80人だが、この事業に従事している学生サポーターは60人ぐらいである。

《工夫した点や苦労した点》

○日々の子どもたちの様子は教員が一番良く知っているので、校内支援委員会やケース会議で検討し、家庭環境も含めて学習支援が必要な子どもに対して学生サポーターの派遣をするということでスタートしている。全市的にやっていて、各学校でこれを利用している子どもがいる。

○箕面市内の小学校は、小中一貫校を入れて14校、中学校は8校であり、全ての学校で実施している。

○学生の募集は、口コミもあるが、大学でチラシを配ったり、インターネット上のボランティア募集サイトに情報を載せてたりとか、いろいろな形でやっている。

○学校側に校長会や不登校担当者会等で学力保障・学習支援事業の趣旨を説明するなどし、学校へ

の周知をはかった。

3. 支援の内容・特徴

- 何箇所で学習支援しているかという拠点方式ではなく、主に学校の空き教室を使うことが多く、例えば放課後に学校の空き教室で支援を必要とする子どもに個別支援を行うとか、あるいは不登校で家から出られない子どもには家に行って登校支援を行うという子どものニーズに合った場所に学生サポーターを派遣して支援をするという方式である。
- 空き教室で現在支援している子どもは、主に学校を通じて学習支援をやってほしいということで申請が上がってきてている。
- 学校を通じて保護者から学生サポーターの派遣の申請が教育委員会に届き、受託団体と学校側とで、利用する子どもについての情報共有を行っている。例えば、この子であれば、家から出て来られないで、何曜日の何時に家庭訪問で学習支援をするところから関係作りを始めましょうというやり方だとか、授業での支援が有効な子どもであれば、学校の授業に大学生の派遣を行ってサポートしたりだとか、放課後の宿題のサポートをしたりだとか、個別支援型で学習支援を行っている。
- 小学生だと空き教室や教室支援を含め学校の中で支援をしている子どもが多く、中学生では学校外での自宅や受託団体事務所等での支援が多い。
- 学習支援の対象は小学校と中学校だけではなく、今年度から高校1年生も入っている。箕面市立の中学校を卒業した子どもが対象で、この支援を受けていた中学生を継続して支援している。昨年度は小学校、中学校だけだったが、中学校卒業と同時に支援していた子どもとの関係性が切れてしまうので、今年度から高校にも継続して実施している。実際に今年度、中3で支援を受けていた子どもが、せっかく支援を受けて志望校に合格したが、4月から高校に来れなくなっているという相談を高校から受け、現在支援を継続している。
- 生活困窮に関する事業は、健康福祉セクションが実施している場合が多く学校との連携が課題であるということをよく聞くが、箕面市の場合は教育委員会が生活困窮等の学習支援を実施しているので、学校との連携ができているのではないかと考えられる。実際、実施するにあたって、まずは学校にこの制度を知つてもらわなければいけないので、校長会などで説明を実施した。本事業開始当初は申請が少なかったが、徐々に申請が増えてきた。学校には様々な理由で支援が必要な子どもが多数いるが、その子どもたちに様々な角度からの支援をする必要があるが、必要な支援を行っていくためのマンパワーが足りないという現状がある中で、本事業が浸透してきている結果だと考えている。
- 家庭とは連携をして実施をしているが、高校については今年度から始めたということで、高校に教育委員会がお願いをし、高校と受託団体のコーディネーターとで対象生徒の情報共有をする場をもち、高校の担当者と受託団体のコーディネーターが連携をし実施している。
- 学習支援を中心に行っているケースとともに、登校支援や外出支援といった不登校対応の支援を行っているケースがある。家庭環境は厳しいけれども、自分で志望校を決めて頑張りたいという事であれば、学習支援を中心に行い、不登校等で学習に意欲が向いていない子どもに対しては、勉強を教えるよりはむしろ励ますことが重点になる子どももいる。
- 高校については順調に登校している子どもが多いので、その子どもたちは学習支援を中心に学校の勉強を学生サポーターが支援している。通信制の高校等に通っている子どももいるので、学生

サポーターがレポートのサポートをしたりしている。しかし、中には高校に入ってもなかなか学校に行けていない子どももいるので、年齢の近い学生が話し相手になったり、外出支援をしたりという形で、登校支援を中心に支援している場合もある。

◇学習支援では、高校進学に向けてのサポートが重要だが、進路相談においてもいろいろなサポートをしている。不登校傾向の子どもには、高校の見学会であるオープンスクールに一緒に行くという提案や、文化祭に一緒に行ってみたりとか、模試を受けてみないかというような提案をし、進路に向けての意欲を高める支援もしている。

4. スタッフ研修の現状と課題

○学生サポーターは、4年生を卒業すると出ていき新陳代謝が起きるので、新しい学生サポーターを対象にした受託団体独自の研修として、活動に入る前に座学の研修と、OJT と言われる研修を組んでいる。

○OJT の研修は、最初の活動に入る前の子どもとの関わりについてや、最初の派遣にコーディネーターが同行するしノウハウを伝えたりしている。また、定期的に学生との個別面談という形でフィードバックをしたり、逆に学生からこういうことに困っているというテーマが出てきた時には、外部講師による研修を行っている。

5. 運営上の現状と課題

《現状の課題》

○教育委員会と福祉との連携は重要だと考えている。この事業は子どもたちの生活面等でのしさなどを発見して福祉につないでいくことが大切だと考えているので、学習支援を行う中で、家庭の困難さが見えたならそれを吸い上げて、福祉と連携し、福祉面での支援を平行して実施していくことが必要だと考えている。校長会等で学校に対して説明したり、受託団体にも学生サポーターから子どもや保護者の声を拾って欲しいということもお願いしている。

○福祉部門との連携は進めているが、今はまだ情報共有しかできていない。学習支援から福祉に繋がった事例はまだないので、そこをもう一步進めて取り組めるようなことができればいいと考えている。

6. 事業の検証・評価

○教育委員会へは毎月報告を受け、事業内容を評価している。

○登校日数の増加等、学校も本事業の効果を感じている。

《地域との連携課題》

○各学校の不登校担当教員で構成される不登校担当者連絡会を定期的に開催している。各学校の不登校担当教員が集まり、様々な要因による不登校に対しての事例検討、事例研究を行いながら、自校の不登校対応をしている。

○本事業利用者で関係諸機関での情報共有の必要のあるケースが出た場合、学校、スクールソーシャルワーカー、生活困窮者自立相談支援機関の相談支援員や、必要に応じて、虐待対応の部署などの関係機関で情報共有を行い対応することを想定している。

○支援開始前に、学校での校内支援委員会やケース会議において本事業の利用を検討した上で保護

者に説明し、保護者が学校を通じて教育委員会に申請をする。その後、教育委員会より受託団体に依頼し、学校と受託団体がアセスメント会議を行い情報共有と方針を検討した上で、学習支援を開始する。学習支援が開始後は定期的に、現状の情報共有と支援方針の見直しを行う。アセスメント会議には、学校はもちろん、場合によってはスクールソーシャルワーカーや関係機関が参加している。

7. 異分野・他機関との連携

○年に3回、定期的に、教育委員会、受託団体、スクールソーシャルワーカー、生活保護の部署、ひとり親支援の部署、虐待対応の部署等の関係機関が集まり、情報共有を行うことを今年度から開始している。

8. 上記項目についての参考資料

資料編参照

学習支援ヒアリング（田川市）

ヒアリング実施者：佐藤 博
ヒアリング実施日：28.8.20

【既存の教育委員会「土曜数学・英語まなび塾」を活用した直営方式の事例】

1. 事業概要

- (1) 事業名 土曜数学・英語まなび塾
(2) 所管部署 市民生活部生活支援課
(3) 実施形態 直営
(4) 開始時期 平成28年4月
(5) 支援内容 教育委員会の既存事業と連携することにより、生活困窮を意識しない学習支援事業を展開。また、生活保護世帯及び生活困窮世帯には、生活支援課に配置している就学促進員による、福祉部門の個別的な訪問型の就学支援を併せて行っている。
(6) 対象者 市内中学校に在籍する中学生
(対象者1, 153人中、参加者数は75人)
(7) 人口 49,083人（平成29年3月31日現在）

2. 事業立ち上げの経緯

(1) 事業名

○土曜数学・英語まなび塾

(2) 《事業開始までの経緯》

○昨年までは、教育委員会主催の「土曜数学・英語まなび塾」に、生活保護世帯のうち学力が厳しい生徒について、参加勧奨等を行っていたが、今年度からは、生活支援課の子どもの学習支援事業と連携実施している。
○これは、生活困窮世帯のみを対象とせず中学校の生徒全員を中立・公平に対象とする事業を活用することが、分け隔てなく事業実施できることと、既に教育委員会が「まなび塾」を実施していたところに着目した。

(3) 予算

○生活支援課では、まなび塾のコーディネーター、プランナー及び就学促進員の人事費や学生の有償ボランティア代、ボランティア保険料などを含めて事業費レベルで約1千万円。また、教育委員会では、まなび塾講師の人事費300万円（文部科学省の子ども未来塾と福岡学力向上推進事業の補助金を活用（国1/3、県1/3の補助）

○補助金は、利用者別に分けて実施している。

(4) 対象者

○対象者は、市内中学校に在籍する中学生としている。

(5) 自治体の特徴

○昭和39年の炭坑閉山まで、炭鉱の町として栄えましたが、石炭から石油へのエネルギー政策の転換により市内のすべてが廃坑となり、多くの失業者がでたことで、生活保護率の高い自治体となつた。

《工夫した点や苦労した点》

○教育委員会との連携が必要だと思ったのは、子どもたちのことを考えて、一般世帯の子どものみならず、生活困窮者の子供たちも含めたところで、一緒にやっていきたかったということである。

3. 効果的な支援を実施するための組織・地域づくり

《地域づくり》

○学習支援事業は、直営で行われている。将来的には、現在の「土曜数学・英語まなび塾」をベースにして中学校区単位で実施したいと考えている。この事業は、地域の方々が入り、そこが中心となって進められていくことが理想と思っている。学習支援事業に通っている生徒には、遠方から通っている生徒もいるので、中学校区単位で展開することにより、通いやすくなるという利便性もある。既に、これをモデル的に行っている地域もあり、この事例を市内全域に広めていきたい。それが地域づくりにもなると考えている。

4. 支援の内容・特徴

○学習支援事業の基本的な学力向上の部分は、教育委員会で任用している講師が担っている。子どもの学習支援事業については、福岡県立大学の学生を有償ボランティアとして任用し、生活支援課で主体的に事業を進めている。

○講師とボランティアの違いについては、講師は、教育委員会から推薦された元教員や塾講師、大学生などで、時給2千円である。授業の計画や評価なども、講師が立てることになっている。また、有償ボランティアは、県立大学との協議により金額を統一しており、交通費を含めて時給1,500円としている。

○事業が月2回から3回あり、1日4時間なので、月12,000円～18,000円となる。

○保険は、ボランティア保険に加入している。

○ボランティアの学生は、基本的に毎回12名である。登録は、22名であるが、大学の講義などの関係で従事できない学生もいるので、基本的に12名体制にしている。

○ボランティアの調整については、県立大学の社会貢献研究所が取りまとめている。

○「土曜数学・英語まなび塾」の中のクラス分けについては、教育委員会の事業を前面にしているので、学校との情報共有ができており、生活困窮世帯だけの学習支援という形式ではなく、一般家庭の生徒でも、学力の低い子どもも同じクラスに入り、生徒の学力に応じて、県立大学の学生がわかるまで個別に教えている。

○教育委員会の「土曜数学・英語まなび塾」を前面に出した中での学習支援事業なので、すべての生徒が参加申込みできるというメリットがある。教育委員会と連携することにより、分け隔てない学習支援効果が期待できる。

○ただ、教育の部門であれば学力向上が優先課題になるが、福祉部門になると学力向上だけではなく、個々の実情に沿った支援も必要になるので、個別の学習支援・生活支援等については生活支援課の就学促進員が対応している。

○この他に、教育プランナーとコーディネーターが2名配置されており、学校との連携や生徒やその保護者との面談なども行なながら、他機関と連携しながら行っている。

5. スタッフ研修の現状と課題

●学生は、毎年変わっていくことになるが、その引き継ぎのためには、ゼミ教育の一環の中で、失敗・成功例をマニュアル化し、ひいては、学習支援研修マニュアル版になるような取組を期待したい。

6. 運営上の現状と課題

《現状の課題》

○生活保護世帯や自立相談支援機関で支援するような生活困窮世帯の子どもであれば、まなび塾による支援等の対応は取れるが、それ以外のボーダーラインの世帯の支援が難しいし。

7. 事業の検証・評価

○事業の検証・評価では、学力面以外の検証も必要と考えている。

○さまざまな面の評価が考えられる。自立という側面からすれば、学力という認知的な側面もあれば、非認知例えは意欲などの心の変化などもある。取るデータも効果測定としては、高校進学ではなく学力や学習意欲についてなど、短期・中期・長期でどう設定していくか、検討中である。

○今、我々がとっているのは、自己肯定感を中心としたデータ取りをしている。これは自尊感情で一番相関の高い係数である。いわば、コツコツと努力をすれば結果がついてくるというデータである。

8. 上記項目についての参考資料

資料編参照

学習支援ヒアリング（沖縄県）

ヒアリング実施者：佐藤 博

ヒアリング実施日：28.10.17

【県が自治体の自主性を支援しながら学習支援の効果を上げている事例】

1. 事業概要

- (1) 事業名 ①「子どもの健全育成事業」(以下「健全育成事業」という。)
②「子育て総合支援モデル事業」(以下「モデル事業」という。)
- (2) 所管部署 ①福祉政策課
②青少年・子ども家庭課(平成28年11月より“子ども未来政策課”が実施)
- (3) 実施形態 委託により学習支援教室を設置((1)の2事業を連携実施。)
(中部圏域は、「NPO法人エンカレッジ」(以下「エンカレッジ」という。)へ、
南部圏域は「NPO法人珊瑚舎スコーレ」(以下「珊瑚舎スコーレ」という。)
へ委託。)
直営により学習支援専門員を配置(健全育成事業のみ)。
(平成26年度より学習支援教室を設置している町村を管轄する中部福祉事務所及び南部福祉事務所に各1名学習支援専門員を配置)
支援内容：生活保護世帯の子ども達への学習支援教室の案内や継続して通う
ことができるよう関係機関との連携・調整を行っている。
直接の学習支援は、委託している学習支援教室が行う。
- (4) 開始時期 平成23年4月
- (5) 支援内容 モデル事業は就学援助世帯の子どもを対象とし、健全育成事業は生活保護世帯等を対象にし、同じ教室で一体的に行っていいる(平成27年度より健全育成事業はモデル事業の対象者以外の生活困窮世帯も対象に実施)。
- (6) 対象者 生活保護世帯、就学援助世帯、その他生活困窮世帯
- (7) 人口 329,551人(県福祉事務所管轄人口)

2. 事業立ち上げの経緯

(1) 事業名

- 「健全育成事業」福祉政策課にて実施。対象は生活保護世帯等。
セーフティネット支援対策等事業費補助金や生活困窮者就労準備支援事業費等補助金等を活用。
「モデル事業」子ども未来政策課にて実施。対象は就学援助世帯。
内閣府の沖縄振興特別推進交付金(ソフト事業交付金)を活用。

(2) 事業開始までの経緯

- 「健全育成事業」は、平成23年度から実施している。
平成22年3月に中学校を卒業した県内の生活保護世帯の高校進学率が75.7%であり、県内中学生の高校進学率と比べて18.6%低い状況であったため、学習支援事業に取り組むことを検討。
他の自治体の情報を収集したり、学習支援教室の設置場所(子どもが通いやすい場所)等工夫した。
○「モデル事業」は平成24年度から健全育成事業と連携実施している。
○上記2つの事業は対象とする世帯は異なるが、連携して同じ時間、同じ場所で一体的に事業を実施。

(3) 予算

- 生活困窮者制度に係わる部分については、福祉政策課が生活保護世帯と生活困窮世帯に対して健全育成事業を実施している。
○補助金等は、福祉政策課は、平成23年度から26年度までは、生活保護世帯は「子どもの健全育成事業」の国庫補助を使って行い、平成27年度から生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活

用している。子ども未来政策課は内閣府の沖縄振興特別推進交付金を活用している。

○健全育成事業の学習支援教室の予算は、平成 28 年度は約 3,894 万円である。

○健全育成事業については、平成 27 年度以降国庫補助率が 10/10 から 1/2 となり、各自治体の負担が大きくなっているが、沖縄県は子どもの貧困対策に力を入れている事から、各自治体財政当局との協議は厳しい面もあるが、事業の継続等が認められた状況である。

○健全育成事業とモデル事業を受託している法人は、同じ場所で、同じ時間に学習支援を行っているので、学習支援教室に要する費用は各事業を利用している人数で按分している。

（4） 対象者

○両事業の対象は、基本的には小学校 1 年生から中学校 3 年生までであるが、健全育成事業では高校進学を希望する過卒生も対象としている。

○学習支援教室での対象者

健全育成事業（生活保護世帯等）：中部圏域では 150 名程度の対象者の内、支援者は 27 名。南部圏域では 100 名程度の対象者の内、支援者は 23 名。

モデル事業（実施町村の就学援助世帯）：中南部圏域（5 学習支援教室）の対象者概ね 2,500 名程度（平成 25 年のデータ）の内、支援者は 200 名程度。今年度は 3 学習支援教室を加えて 8 学習支援教室で 400 名程度支援している。

（5） 自治体の特徴

○沖縄県では、全ての市が生活保護世帯を含む生活困窮世帯への学習支援事業を行っている。

○町村においても様々な制度を活用して、全ての世帯を対象にする等工夫して学習支援に取り組んでいる。

人口の少ない沖縄本島北部や離島の町村においては、生活困窮世帯のみを対象とすると、対象世帯が少ないと、地域の面積が広いため、子ども達を一ヵ所に集めて学習支援を行う事への課題があるが、今後連携して学習支援事業を充実させていくよう、検討しているところである。

《委託団体の特徴》

○「健全育成事業」も「モデル事業」も学習支援教室は、同一の委託先にて実施している。

○委託先 南部圏域：「NPO 法人珊瑚舎スコーレ」

中部圏域：「NPO 法人エンカレッジ」

○平成 23 年度に中部圏域の学習支援教室を委託した「エンカレッジ」は、県が学習支援事業を始める前から独自に生活困窮世帯を対象に学習支援を実施しており、ノウハウと実績があるため委託した。

平成 24 年度に南部圏域の学習支援教室を委託した「珊瑚舎スコーレ」は、南部圏域で夜間中学校を行っている団体で、中部圏域同様にノウハウと実績があるため委託した。

○珊瑚舎スコーレの支援内容は、空手やウチナーグチ（沖縄方言）、アートや作文指導等、特に小学生は机に座っての勉強だけではなく、体を動かす内容等も行っている。

○委託団体は、学習支援以外に音楽活動や成果発表会、宿泊体験等様々な体験を通して子ども達の支援を行っている。

○学習支援教室で学習支援を行っていたスタッフは、雇用は各事業の教室長 1~2 名程度、他は学生等のアルバイトである。

○アルバイトの求人等は受託団体が行っており、近隣の大学での掲示、求人雑誌への掲載、ハローワークでの募集等を実施している。

《工夫した点や苦労した点》

○生活保護世帯の場合、学習支援教室に繋ぐことや繋いだ後の継続支援が必要な世帯が多いため、健全育成事業では、学習支援専門員を平成 26 年度から学習支援教室を設置している中南部福祉事務所に各 1 名配置してケースワーカーや関係機関等と連携して支援を行っている。

○学習支援教室へ通いたい子どもを広く支援できるよう、車での送迎を平成 28 年度より 6 学習支援教室にて試験的に行っている。

○健全育成事業もモデル事業も小学4年生からの子ども達を対象に実施していたが、事業を行う中で、学ぶことが楽しい時期である小学1年生から学習する時間を設けることで将来的に学習習慣を身につける事ができるのではないかと考え、平成28年度から小学1年生の子どもから支援対象としている。

○北部は面積が広くて山間部が多く、生活困窮世帯も少ないことから、学習支援教室を実施する場合、1ヶ所に子ども達を集めて行う事が難しい現状があり、また、地域コミュニティが狭く近所の方の目も気になる等あり、実施方法を工夫する必要があり、今後の検討課題である。

《事業の効果》

○学習支援教室で支援を行った子どもは、ほぼ100%で高校合格に至っている。

○また、生活保護世帯全体の進学率は、平成22年3月末時点は70%台だったが、27年3月末時点では、87.4%、沖縄県全体では、96.4%なので、徐々に効果が出ている状況である。

○健全育成事業等を実施後、「授業中に質問するようになり、担任の先生から誉められた」「自宅ではほとんど、勉強の話をする事が無かったが、学習支援教室に通うようになって、『今日こんなこと勉強したよ』という話をするようになった」、「挨拶が前よりだいぶできるようになった」等の効果があり、家庭でのコミュニケーションが学習支援教室などに通い始めたことをきっかけに増えたということである。

3. 効果的な支援を実施するための組織・地域づくり

《地域づくり》

○モデル事業は、県と学習支援教室実施町村で覚書を交わして実施しており、学習支援教室での子ども達の状況が記載された月報が毎月学習支援教室の委託先から町村の担当課へ提出される。その中で、学校との情報共有が必要な子どもについては、町村の担当課が教育委員会の場合は学校へ情報共有を行う場合があるが、学習支援に関する関係機関との連携体制はまだ十分と言える状況ではなく、これから課題である。

4. 支援の内容・特徴

○2事業で連携している背景は、制度の狭間を作らないようにし、学習支援教室の利用を希望するより多くの子ども達へ支援を届けたいという思いがある。

・学習支援教室設置福祉事務所圏域の生活保護世帯の子ども達 ⇒ 健全育成事業にて支援

・学習支援教室設置町村の就学援助世帯の子ども達 ⇒ モデル事業にて支援

・上記に含まれない“その他生活困窮世帯”的子ども達 ⇒ 健全育成事業にて支援

※その他生活困窮世帯については、生活困窮者自立支援制度の相談窓口で生活状況の確認を行い、支援対象者の決定は県が行っている。

○学習支援教室は、基本的に月曜日から金曜日まで週5日開けており、小学生は週2回、17時から19時までの2時間、中学生は週3回、19時から21時までの2時間支援している。

○学習支援教室は、時間割があり、小学生と中学生を分けて、個別指導やグループ学習を行っているが、過卒生等受験に向けて、毎日来ている場合や自習の為に通う場合もある。長期間不登校の子どもが、学習支援教室には継続して通う場合もあり、学習支援教室は不登校の子どものために他の子ども達と会わない時間帯（学習支援教室を早めに開ける等）に大人とゆっくり関わる時間を設ける等工夫している。

○健全育成事業では、「学習支援専門員」を、学習支援教室を設置している中南部福祉事務所に各1名配置し、生活保護世帯の対象者へ呼びかけや継続した教室利用の支援、ケースワーカーとの情報共有、学習支援教室等関係機関との連携や家庭訪問等を行っている。

○モデル事業では、学習支援教室に「養育支援員」を配置し、就学援助世帯の子どもで、学習支援教室への通塾が滞っている子どもや保護者等に電話をしたり、保護者等と面談を行っている。

○学習支援教室を巣立っていった子どもたちの状況として、珊瑚舎スコーレでは、学習支援教室OB・OG会と称して、卒業生を集めて同窓会的なものを企画し、卒業生自らの体験を現在学習支援教室に通っている子どもたちに話す機会を設けており、子ども達の身近なモデルとなっている。また、そのような機会を設けることで学習支援教室を巣立った後も自習に来たり、学習支援教室

の卒業生同士の待ち合わせ場所として利用する等、子ども達にとって、故郷のような場所になっている一面もある。

○今年度から町村に協力頂いて公共施設を活用している学習支援教室は、夕方等同じ時間帯を週5日継続して借りられるようご協力をいただき、光熱費等の使用料を県が支払っている。

○モデル事業では、更に大学等進学促進事業という、大学等進学の為の学習支援にも取り組んでいる。委託先は、小中学生向けの学習支援教室の委託先とは異なる。この事業は、中部と南部だけで実施していたが、平成28年度9月補正で北部と宮古島市、石垣市へ拡大することで、県内5圏域全てで実施している。

原則、高校3年生が対象であるが、貧困の連鎖を防止するという観点から、大学進学への取組を早い段階から始めた方が良いということ、支援対象地域の実情に即して、今後は高校1年生、2年生も対象としたいと考えている。

5. スタッフ研修の現状と課題

○家庭訪問や学校等関係機関との連携は中南部福祉事務所に配置している学習支援専門員が行い、学習支援教室の受託先は、教室に通ってきた子ども達の学習支援を行う等役割を分けている。

○学習支援教室のスタッフ研修については、受託先がそれぞれ行っており、発達障害児への理解と対応等、学習支援教室へ通ってくる子ども達の状況等に応じて各受託団体で教育プログラムを企画している。また、新しいスタッフは各教室で現場の支援を行い、教室の運営や生活困窮世帯等の子ども達の実際の状況を把握できる機会を得ている。

6. 運営上の現状と課題

○健全育成事業の課題は、学習支援専門員が訪問等アプローチしても、支援に至らない子どもや支援に至っても継続して通う事が困難な家庭への働きかけである。また、様々な課題を抱える家庭があり、関係機関が複数の場合もあるため、関係機関の連携や情報共有を行う機会を設けることが求められる。

○現在は、各町村の学習支援教室の設置が1箇所となっており、遠方から通うことが困難な場合もあるため、今年度から車での送迎を6教室で始めた。各教室に車両1台を配置し、自宅から学習支援教室まで2km以上の子ども達を対象にする等試験的行っている状況である。

○学習支援教室はこれまで民間施設を活用していたが、今年度から公共施設を2か所利用させてもらうようになった。今後も学習支援教室の設置を拡充できるよう、公共施設の活用を増やし、子ども達が歩いて通える距離にいくつか設置することにより、さらに多くの利用を進めたいと考えている。

7. 事業の検証・評価

○健全育成事業では、平成26年度より県から学習支援教室に依頼して子ども達へアンケート調査を実施している。学習支援教室利用開始時と1年間の支援を終える3月末のタイミングで行っている。

○また、現在受託している2団体がそれぞれ成果発表会を行っており、子ども達が人前で発表する場を設けることにより、自己肯定感を高めたり、様々な体験活動の場を設け、可能性の幅を広げる支援を行っている。

○生活保護世帯全体の進学率は、平成22年3月末時点は70%台だったが、27年3月末時点では87.4%となっている。沖縄県全体では96.4%なので、徐々に効果が出ている状況である。

8. 自治体との連携

○平成28年度は、県が中部圏域と南部圏域で健全育成事業とモデル事業を委託している学習支援教室数は、中部は8自治体中5か所、南部は4自治体中3か所となっている。なかには公共施設の活用等協力頂いている町村もある。また、健全育成事業では圏域単位で事業を行っているため、教室設置町村以外から子どもが通ってくる事について教室設置町村に理解いただいている。

○モデル事業は教室設置町村と覚書を交わして事業実施しており、町村から就学援助世帯へ学習支援教室のちらしを送付している。担当部局は、福祉部局や教育委員会等町村によって異なる。担

- 当部局が教育委員会の場合は、毎月学習支援教室から提出される月報を確認し、気になる子どもがいる場合等は、学校へ情報提供を行うこともある。
- 各自治体で実施している学習支援事業との連携や子ども達の支援を行っている関係機関への周知、支援者間での情報共有等が今後の課題である。

9. 異分野・他機関との連携

- 健全育成事業では、学習支援教室に継続して通うことが困難な場合は、学校での状況を確認するために、学校に学習支援教室に通っていることの情報提供を行い、福祉事務所に配置している学習支援専門員が学校での生徒の生活状況等を確認している。
- しかし、特に学習支援教室に通っている生徒の名簿等を学校へ渡しているわけではないため、学習支援教室に通っていることを学校が把握していない場合もあり、今後の連携の課題である。
- 生活保護世帯については、学習支援教室を設置している町村を管轄する福祉事務所や学習支援教室の委託先との連絡会を年2～3回、ケースワーカーや福祉事務所の地域福祉班（家庭児童相談員）等も含めて行い、お互いに情報共有し、役割分担等を確認している。しかし、生活困窮世帯に関しては、関係機関が顔を合わせ、情報共有を行う機会は設けられていない。今後は、関係機関が顔を合わせ、担当部局が異なる各町村の取組の好事例や子ども達の状況や事業のあり方について、情報共有できる場やネットワーク作りに取り組んでいきたい。

10. 上記項目についての参考資料

資料編参照

学習支援ヒアリング（那覇市）

ヒアリング実施者:佐藤 博

ヒアリング実施日:28.10.17

【学習支援を中心に、周辺事業を組み込みながら連携して取り組んでいる事例】

1. 事業概要

- (1) 事業名 「居場所型学習支援事業」
- (2) 所管部署 保護管理課
- (3) 実施形態 委託（N P O 法人エンカレッジに委託し、市内 2ヶ所）
- (4) 開始時期 平成 27 年 4 月（平成 22 年度から学習支援事業を実施しており、27 年度の制度施行を機に現在の委託方式に）
- (5) 支援内容 個々の学習レベルに合わせた個別学習支援を中心に意欲喚起のためのキャリア教育や生活改善支援を行うとともに、より安心して勉強に集中できる環境を整えるために夕食（軽食）の提供を行っている。特徴的には、学習支援だけではなく、沖縄文化の伝承やキャンプなども取り入れている。
市役所本庁舎・小禄地区と首里・真和志地区 2ヶ所で実施
委託先の教室→教室長、統括、先生、有給学習支援員（学生等のボランティア約 10 名）×2ヶ所
この他に、市の食委員として「児童自立支援員」（非常勤）を 5 名配置し、学習支援への参加の働きかけ、教室での課題及び家庭や学校との調整等を行う窓口
- (6) 対象者 生活保護世帯、生活困窮世帯→就学援助受給世帯、母子世帯（児童手当全額支給世帯）の小学生 652 名、中学生 262 名
- (7) 人口 323,994 人（9月末人口）

2. 事業立ち上げの経緯

(1) 事業名

- 「居場所型学習支援事業」（平成 25 年度東京学芸大学の調査研究事業に事業内容が報告されている。）

(2) 《事業開始までの経緯》

- 基本的に、生活保護世帯の子ども健全育成支援事業で行っており、生活困窮者自立支援制度施行から生活困窮者の方に移行していたという経緯がある。今年度からは、内閣府の「子育て総合支援モデル事業」（沖縄振興特別推進交付金）が入ってきている。

(3) 予算

- 沖縄振興特別推進交付金における子どもの貧困緊急対策事業で行っている。県全体で 10 億円事業であり、10 分の 10 の事業なので、これで行っている。

- エンカレッジが 2カ所で実施しており、2カ所で 4700 万円である。これが、今のところ 6 年間といわれているが、もしかしたら 3 年になる可能性がある。

- 沖縄振興特別推進交付金が無くなったらやめるのか、については、市長は「やめない、一般財源を投入してもやる」という言葉を貰っている。
- 「子ども自立支援員」（非常勤）と「児童自立支援員」（非常勤）の人物費予算は、1人230万円。その5人分ずつである。有償支援員は非常勤で、勤務の上限が週30時間、社会保険付である。
- エンカレッジのボランティアは、有給学習支援員の学生で、時給900円～1,000円である。
- 更に、2か所に有給の「教室長」と「統括の人」（2つの教室の束ね役）を置いている。その下に2か所ずつに先生が13～14人いる。この先生には、有給学習支援員の学生や学生以外の方もダブっており、その有給学習支援員には900円から1000円払っている。
- この4700万円の内訳は、ほとんどが人物費。後は、軽食代（おにぎり、サンドイッチ）が500万円×2ヶ所=1,000万円、会場使用料（アパートなどを一箇所借り上げている。）それに、教材費が40万円ほどとイベント料などである。
- 「児童自立支援員」と「子ども自立支援員」は、家庭訪問したり、子どもにけがをさせたりするリスクがあるが、市の職員として採用され、公務で行っているので、市の賠償責任保険を適用する。
- 委託先のエンカレッジは、受託団体として保険をかけて事業を行っている。

（4） 対象者

- 生活保護世帯、生活困窮世帯→就学援助受給世帯、母子世帯（児童手当全額支給世帯）の中学生262名
- また、学習支援の必要な中学生とか、意欲換気が必要な子どもたちとか、そういう子どもたちも入る。
- 対象者は、家庭訪問、学校訪問、生活困窮自立相談支援事業をとおして個別検討会議で決定していく。

（5） 自治体の特徴

- 那覇市で実施している子どもの居場所事業は、内閣府の「子どもの貧困対策緊急支援事業」（10億円事業）の中で、次の事業を子どもの貧困対策として行っている。
 - ①居場所型学習支援事業（委託事業）……………拠点型
 - ②子どもの包括的自立促進事業（委託事業）……………集団型・不登校支援
 - ③公共施設管理団体等が実施する子どもの居場所運営（補助事業）……………地域見守り支援
 - ④ボランティア団体等が実施する子どもの居場所運営事業（補助事業）……………地域見守り支援
 - ⑤子ども貧困対策居場所運営支援事業（直営）
 - + むぎほ学級（自立支援教室）……………不登校支援・個別支援
- この1番と2番、5番の不登校対策事業と学習支援は、これまでもやっていた事業である。どちらかというと、これは対症療法的な事業で、実際に不登校だとか勉強できないという子どもたちであるが、どうしてもこれだけじゃ行き届かないという部分が前々から感じていたので、それで地域づくりの方に視点を置いて、子どもの貧困に視点を置いた地域づくりというアプローチで、本来の地域づくりの活性化を含めてやっていかないといけないということところで3番と4番をどちらかというと新規に立ち上げたというイメージである。

- 将来的には、1番、2番、5番は、1つに整理できると思う。居場所的な要素と学習支援の要素というのは、実施団体のエンカレッジと今やっているので、上手く地域的に割り振りさえすれば出来ることである。
- 不登校学習支援は、もともと教育委員会が適応指導教室というもので実施していた。ただ、我々が2番の事業を立ち上げた経緯は、教育委員会の事業だけでは、非常に難しいと判断したからである。一つは、学校側は、基本的に子供が受け入れないとだめだという判断があるということ。二つ目は、1対1でないとだめだということ。
- しかし、それに当てはまる子もいるが、やっぱりそれに当てはまらない子ども達もいたりするので、どちらかというと、我々がやっている事業というのは、子ども同士の関係の中で自己肯定感を高めていく必要があるという考え方である。従って、2番の事業で一番大切にしたのは、子ども同士の喧きとか遊びという多様性を重要視した。一緒に遊ぶというのもすごく大切なところであるし、そういう事業というのは我々の事業で無かったもので、それで2番を立ち上げたという経緯がある。
- これは25、26年度のセーフティネット（10分の10事業）の時に立ち上げたが、生活困窮者自立支援制度で2分の1になり、予算を抑えてしまったことで一旦潰れてしまったという経緯がある。
- それまでは、教育委員会が不登校対策の子どもは、親と同伴じゃないとダメで、アウトリーチはしないので、自分たちが教室に来ないとだめという事業であった。そもそも家から出られない子どもを連れて来いというのも無理だから、自分たちでご自宅にアウトリーチもするし、連れてくるという事業を立ち上げましょうというので、25年に2番を立ち上げた。28年度、内閣府の事業で、今までは中学生だけだったが、実際に25年からかかわっている子どもたちが、高校に行ってもなかなかうまくいかない子どもたちもいたので、それじゃもう少しその辺を手厚くした事業としてリニューアルして、2番を今年度から再度立ち上げたというという経緯である。
- この2番の対象者は、中学生10歳から18、小・中学生、高校生とバラバラである。逆にバラバラなので、いろんなことができるの、その辺はすごく贅沢になっている。

★自治体の目指すところ

- 1～5までの事業を地域マップにし、地域に何があるのか、那覇市全体に落としていって、どういう活動しているのかパッと目に入って、那覇市全体のグランドデザインが見えるようになり、社協がそこに地域コーディネーターとしての役割をもち、そこで常に報告と検証を積み重ねていきたい。
- 大変ですが、これが動き出したら、ものすごく上手く機能すると思う。それで、そろそろ補助金が無くなりそうだというときは、市の方針を出せば「この事業のうち、この部分はどこが行うか」とか、役割分担がうまく調整取れると思う。
- 地域とつながると、もうちょっと費用も抑えられるというか、習練がどんどんできていくと思う。
- 行政から一方的にやられたという意識よりは、こういうところで調整が図られれば、地域づくり機能が効果を示すことになる。

《委託団体の特徴》

- 塾は、2団体によるプロポーザルで「NPO法人エンカレッジ」に委託して実施している。

○塾は基本的に、月曜から金曜まで週 5 日です。14 時から 21 時まで実施。14 時からやっているのは、不登校とか、引きこもりの子どもたち。なかなか学校に行ききれない子どもたちの対応をしている。17 時ぐらいから、ポツポツと普通の子どもたちが来始め、大体 18~19 時ぐらいには揃うので、そのころにみんなで一緒にご飯を食べて 21 時まで本格的授業をやるというような形である。

○それ以外に、中学 3 年生に関しては、夏期講習と冬期講習を実施している。28 度は、支援対象者の枠を広げ、これまで 90 名の枠だったが、教育委員会の支援員を配置したという経緯もあって、支援員の数が今までの 3 倍くらいになっているので、それに合わせて塾の受け入れも 200 人まで枠を広げてできる体制を作っている。これが学習支援事業の方になる。

○これ以外にも、N P O 法人沖縄青少年自立援助センターちゅらい「kukulu (ククル)」という名称で、不登校の子どもたちを受け入れている。子どもたちの中には、精神的に問題を抱えている子どももいれば非行系もいたり、複雑な子どもたちが結構いるので、28 年度からこれを拡大して、小学校高学年から 18 歳くらいまでの子どもたちに、学校の子どもだけじゃなくて社会的自立ができるまでしっかり面倒を見ていこうという形で、本格的自立促進事業というのを立ち上げた。この事業は、福祉部が主管で、子どもたち集団でやっていく事業となっている。エンカレッジには、現在不登校の子は 1 人だけである。

○加えて、教育委員会が中心となって、支援員と子供が一対一で行う不登校の子どもたちの支援もある。

○「くくる」と教育委員会の不登校対象事業は、基本的には、どちらかというと、それぞれ学習支援はやっているが、学習支援というよりは、生活リズムを身につけるとか、他者との交流ができるようになるといった部分を重点においている。

○その他には、「子ども食堂」という児童館とか公民館を中心に実施する食堂が 3 カ所、更に、ボランティア団体等が実施している子ども食堂が 16 カ所の地域で実施されており、子ども食堂と学習支援が織り混ざりながら始まっている。

○学習支援事業は、市内で 2 カ所、各 100 人で合計 200 人を受け入れてやっている。基本的に中学生向けである。

月曜から金曜まで毎日実施しているが、中には毎日来る子もいますが、週に 2~3 回の子や週 1 や 2 週に 1 回という子もいたりし、1 日当たり平均 25 人くらいで、多い時で 30 人くらいである。また、受験対策前になると土日もやったりする。

○子ども食堂一体型の学習支援は、小学生の学習支援の受け入れを地域のボランティアが主体に始まっているところである。小学生は、基本的に通学圏という、より近いところでしっかり見てもらう内容にしている。中学生になると勉強内容が高度になってきますので、この部分はエンカレッジでしっかり面倒見てもらうというような区分けをして実施している。

3. 効果的な支援を実施するための組織・地域づくり

《地域づくり》

○県の予算事業で、「支援団体のサポート事業」を立ち上げている。

○これは支援員と団体と地域を結び付けていく事業である。支援団体と地域が繋がらないとできない事業であり、支援員だけでは限界があるので。

○地域の見守り支援で重要な位置づけを担ってもらっている「子ども食堂」の団体の方々も「やり

方がわからない」、「経営をどうやって運営したらいいかわからない」という方々も結構いるので、お互いを結び付けていく中で、双方サポートしていく体制というのを今後仕掛けていこうとしているところである。このボランティア団体も地域としっかりと関わっている団体もあれば、地域と関わっていない団体もあるという課題がある。

○例えば、薬剤師退職者の有志の方々が、沖縄は全国でも貧困率が高いという話を聞いて「私たちでもどうにかしたい」ということで「子ども食堂」を立ち上げた団体であるが、今まで会社に勤めていたけど地域とのつながりが弱かったりするので、それは地域としっかりとつなげていかないと持たないとの思いがあったので「支援団体のサポート事業」を創設した。

○団体のサポートとマネジメントをする専門の団体が必要となるので、社会福祉士会（社士会）がこの事業を受託してくれた。委託料は、10月からの委託料として250万円である。

○5つの事業を繋いで情報共有していくかないと非常に厳しいので、役割分担なども含め、事業実施団体の調整役・束ね役があるからこそ、地域の関係団体との連携が可能となり、発展していくと思う。

○定期的に開けばいろんな情報が共有され、「それはうちの方でやるよ」、「こういうので困っているけど、どこかでやってくれないか」「うちでやる」というふうに、新たな社会資源も生まれてくるはず。これは地域づくりになっていくことになる。目的は地域づくりである。

○地域づくりなので、社会福祉協議会も一緒にやろうと言っているが、社協も、これと別個にやっている現状がある。高齢者・障害者のための緊急時対策とか、日常的な見守りの支援とかをやっているが、子どもの部分は抜けていたので、これをやることによって社協がもともと持っている事業とマッチングさせながら、全部繋いでいきたいと考えている。

4. 支援の内容・特徴

○生活困窮者自立支援の学習支援事業は、「児童自立支援員」（非常勤）という名称で、人の配置だけ予算で5人配置している。また、内閣府の「子どもの貧困対策緊急支援事業」では、「子ども自立支援員」（非常勤）という名称で8人分の予算を確保しているが、現在は7人で行っており、事業自体は、内閣府の交付金で実施している。

○この両支援員は、「家庭訪問と学校訪問の児童自立支援員」として、家庭訪問と学校訪問をやっているということである。

○子どもによっては、男の支援員よりは女性の支援員の方が良い場合があったりしますので、そういった支援員の特性に合わせて訪問してもらうという形をとっている。従って、「児童自立支援員」は、男性2人と女性3人である。「子ども自立支援員」は全員女性である。男性のなり手が居ないという現状である。

○「児童自立支援員」の対象は、中学生と高校生であり、「子ども自立支援員」の対象は、小学生と「児童自立支援員」では対応困難な一部の中学生という分担にしている。

○エンカレッジからいろいろな問題がありそうだという連絡が、児童自立支援員に来て、支援員がケースバイケースで家庭訪問をするか、学校と連携をとって、学校と一緒に訪問するかは、支援員が内容をみながらやっていくことにしている。

○学習支援は、支援ツールの一つとして捉えており、基本は児童自立支援員がメインで支援している。準要保護世帯の子ども達も入れているが、基本的には生活保護世帯の子ども達を中心に支援している。こちらは、「自立支援プログラム実施方針」で行っている。

- 基本は、児童自立支援員が保護世帯を中心に、中学生だけで300人ぐらいの子どもたち全世帯を対象に、学校と家庭を訪問して、一人ひとりの実態把握をすることから始めている。発達障害とか不登校、非行がどのくらいいるなどを統計にして本にまとめている。
- 「支援検討表」を作成して行っている。「支援検討表」の前の段階で、家庭訪問をして、子どもの状況と学校の状況、保護者の状況・本人の状況を把握して、その上で方針をつくっていく。
- 不登校の中身でも、遊び非行なのか精神的なのかどうか、ある程度把握できるところは把握して、その上で、4つのランキングに分けて、支援対象外の子ども達もいるので、気になる子どもたち、もう少し実態把握をしないといけない子供たち、しっかりと係わり、いろんな関係機関と一緒に支援しないといけない子どもたちに分けている。A・B・Cと支援対象外に分けている。その中で日常的な見守りが必要だという子どもとか、学習支援が必要だという子どもたちに関して、学習支援教室に結びつけている。
- 「支援評価」というものを行っている。支援評価は、A B Cというカテゴリーを設けており、A要支援、B定期的に見守りをしていく、C必要時のみ支援という扱いをしている。
- 基本的にこの支援検討表を保護者から同意を得て作り、この中で支援方針が決まっていくので、それをベースに支援を行っている。
- この支援内容にも学習支援教室というメニューがある。ただ学習支援教室（以下「塾」という。）は、特に問題がない生徒でも、本人が希望すれば学習支援教室に繋いでいくという形になっている。
- 学習支援の委託団体と那覇市は、基本的にチームを作っている。支援員の中にそれぞれ担当者を置いて、週1回必ずミーティングを行い、それ以外にも気になる生徒がいれば随時情報共有をして対応している。例えば、最近塾に来ていない子がいるとか、気になるような行動とか発言がある子がいるということであれば、情報共有して支援員が家庭訪問しながら実態把握をしていく。
- 市も検討表を作るが、塾でも、ご存知の通り、小学校1年生レベルから県内有数進学校に行く子どもたちもいますので、それぞれの得意、不得意のレベルアセスメントを個別に取って、個々の学習支援方針を作って支援プログラムを実施するという個別学習支援方式になっている。
- 最近の特徴として、子どもたちはお金を払って来ているわけではないので、すごく塾に行くという動機づけが弱いという部分がある。塾に行ける子供たちは、基本的に親の送り出しがありますので、支援対象者の中では比較的良い世帯、親の協力も得られる良い世帯ですが、それでも問題を抱えている子どもたちは結構いる。そういう子どもたちの見守りもしっかりとやってもらいたいし、将来的に社会人になるためのキャリア教育とか意識喚起という形で、今塾でやっているのは、横のつながりである。
- 最近合宿やキャンプを取り入れてもらっている。1泊2日、皆でテントを張って、料理作って、昼間はどういう勉強をしたいのかとか、どういう大人になりたいとか、そういうことを話し合ったりしている。
- 更に、卒業生がいるので、卒業生との交流会を意識的に実施している。結構高校生との交流は効果が高いようである。子どもたちにとっては2~3年後の自分がいて、高校生にとっては振り返りになるから、特に高校卒業して次の進学に行こうという子たちが中学生の子たちと話すことによって、自分の腹が据わってくるというか、振り返りが出来て良い相乗効果がでてきていると感じている。そういうことをしながら就学を進めている。
- 昨年までは厚労省の生活困窮者の学習支援事業を行っていたが、2分の1事業という扱いの中で、

思い切った手が打てなかった。28年度から、学習支援の扱いが変わり、沖縄振興特別推進交付金における子どもの貧困緊急対策事業（10億円事業）で、NPO法人エンカレッジに委託して実施している。

○今回、内閣府の事業で居場所型学習支援事業の形で、中身の方も大幅にリニューアルして委託している。最も特徴的な変化は、より居場所に特化した内容になったということである。具体的には、食事の提供を始めたということ。これまで塾に繋がらない子どもたちの中で、お腹がすいて勉強に集中できないという課題があった。学校が終わって家に帰れる子は良いが、部活動などをやってきて直接塾に来る子たちというのは、19時・20時になったらお腹が空いてなかなか苦しい・集中できないということもあったので、それじゃ軽食を提供していこうという形で、軽食も含めた居場所型学習支援事業に名称を変えて実施している。

5. スタッフ研修の現状と課題

○スタッフは、23歳が一番若くて、一番高齢の方が52歳です。30代から40代にかけて一番多い。お陰でとっても仲は良いですね。

○今年度から、沖縄大学と協定を締結し、福祉学科と業務委託をし、基礎研修とフォローアップ研修及び事例検討会議という形で、1年間取り組んでいる。それだけではなくて、1週間に1回のミーティング会議を活用して事例検討の場で、それぞれの考えを出すことによって、やばいなど思っていたケースがだんだん向上していく、それが半年やるとガラッと変わってくる。事例でいくと、元ケースワーカーだった職員を優秀だったので引っ張ってきたが、彼は対象の子どもを少し見下しているところがある、自己責任という言葉が出てきたりとか、ちょっとだらしない人がいたら「ケースだね」とちょっと見下した感じだったが、今は、その彼が「あんなこと言った自分が、恥ずかしい」と言うようになった。一見、見たら子供の世話も出来ないような親がいて、心の中では「もうちょっと頑張ってよ」という気持ちもあるが、それを言っても始まらないわけで。その親が抱えている苦しみをどれだけこっちが理解できているか。それによってアプローチが変わってくるわけで、結果として親も少しずつ変わっていくところがあり、そういう手法をみんなが、だんだん理解し始め、ケースワーカーが「こっちに来て、僕自身が成長できました」と、みんなが感じてくれているので、それはすごく良かったのかなと思っている。

○いわゆる、アセスメント能力が身についてきたということである。表面だけを見ても、それはわからないし、分析できない部分の背景というのも探っていかないと、ケースワーク、ソーシャルワークの技術なんかでは、表面だけのアセスメントだったら何の役にも立たない。良く理解できたということである。

6. 運営上の現状と課題

○一つは、学習支援を受託している団体の権限、プレーヤーの範囲をもう少し広げていけたらいいなと思っている。また、塾の子どもたちも、うまくいっている子とうまくいっていない子がいる。エンカレッジから、そういう子たちのケアをやりたいというのが上がってきていって、個別に係わっている子どももいるし、拘わりきれてない子もいるので、その辺を特化して係わっていけるような仕組みが必要と思っている。これは、子どもも親も、場合によっては学校も必要かもしれない。今まででは我々支援員の方で情報を集約してからやっていたが、もうちょっと効率のいい手法が必要ではないかというのが一つ。二点目は、学習支援で係わりきれない子が少しずつ出てきて

いる。それは、発達障害とかADHDとか、そういう障害を持っている子たちの支援をしっかりとできたらいいなと思っている。これは、療育手帳を取ればちゃんとしたNPOに繋いで、そこで支援をしてもらっているが、こども自身が受容できないとか、子ども自身がここで学びたいという気持ちがあるなら、こちらでもしっかりと対応してあげないといけないのかなと思っている。「あなたはADHDだからあっちに行きなさい。」というわけにはいかないと考えているので、その部分でもう少し支援の幅や受け入れ態勢を広げていけたらいいなと思っている。これはエンカレッジとも話していて、彼らも取り組んでいきたいという話もしてきているので、どういう対応をするかを詰めていきたいと思っている。

- また、発達障害子どもは、障害児の放課後児童デイに繋いでいる。
- 障害福祉課と連携取り、療育手帳を取ったら児童デイに繋ぐというのもしっかりとやっている。児童デイのほうが手厚い。本当はどんどん繋いでいきたいが、ボーダーラインすれすれの子がいて、こっちから見たら発達障害じゃないかな、ADHDかなと思うが、本人や親の自覚もないという子たちも中にはいるので、そういう子たちを市がどういうふうに対応したらいいのか困っている。
- 発達障がい（多動性）があり、教室で落ち着けない子どもがいた。一方ですごく勉強はできる。しかし、他人に冷たい男の子がいて、この子は進学校に行ったが、すごく周りを見下しているものだから友達が出来ない。

この子を呼んできて、発達障がいを持っている子の担当になってもらいまソーマンでやったら、すごくよくなつて落ち着いた。同時に廻りを見下していた子も人間性が良くなり、他人との関わり方が変わってきた。そしたらとっても仲良くなり、お互い良い形で回り始めているという、個別に子どもとの係わりをもつことによって社会性が形成されるケースもある。そういうのも面白いので、もっと出来たらいいねと話している。その辺は現場の感覚、現場の見立てとかで大分変わってくるので、その辺も、もう少し上手く活かせたらいいなと思っている。

《現状の課題》

- 「児童自立支援員」と「子ども自立支援員」が、家庭や学校などに別々に行動したりするため、ひとりの子どものことで、入れ替わり立ち替わり来られて困るという話もあり、情報を統制したいということがあって、役割を見直そうと思っている。いろんなプレーヤーがいろんな動きをすると訳がわからなくなるので、児童自立支援員に集中していく方向で検討中である。また、エンカレッジでも、父兄と信頼関係を作らなければいけないことも出てきているので、情報共有が重要になってきている。そういう部分もあって、学校との拘わりが、どっちがより効率的に出来るのかというところを今見直し始めているところである。
- 「児童自立支援員」は、5人で300人は目一杯なので、中学卒業した後の高校生も気になる子どもたちが何名かいいるものですから、その子たちの支援をしっかりとしたいというのと、もっと早くやりたいというのも前からあったものですから、それで、今年度は人数を増やして小学校から手を付けて、そして卒業生、高校生の中で不登校とか進学したけど中退しそうになっている子とか、そういう子たちのフォローをしっかりと入っていくように体制が出来てきています。
- 「児童自立支援員」と「子ども自立支援員」のなり手がいなくて困っている。かなり業務内容が厳しいこともあり、5人面接やって1人受かれば良い方である。これまで30人面接しているが、なり手がいない。
- 基本的には、教員免許か社会福祉士等の資格があればOKだが、支援の範囲がものすごく広いの

で、学校とも連携しなければいけないし、父兄や塾とも連携しなければならない。更に、障害関係とか中央児童相談所などとの連携があり、ある程度ガツがないとなかなか持たないというのがある。一番いいのは経験者である。こういう支援の経験をしている方だったら、ある程度福祉の制度や分野が分っているから、どういう機関と連携しなければならないかがわかるので、単なる教員免許だけだと、逆に結構つまずく方がいるので。まず制度がわからないことと、支援のかかわり方がどっちかというと福祉的な部分で拘ってくるので、その子に直接指導というのはやらないので。例えば、ネグレクトの親がいた場合に、親がなぜネグレクトになっているのか、その背景まで探っていかないとなかなか手が届かない。親の問題と決めつけてしまうと、それで終わってしまうので、そういう思想というか、そういうふうな現場で積み上げてきた方が必要だが、辞退されてしまう。

○基本的に、子どもの面接後の支援は一人で出来ないというのが僕らの認識である。親の背景を探るにしても、いろんな方の意見があるなかで分析しないと、なかなか実態が把握できないことがある。従って、この10名がしっかり仲良くなつて、一人の呟きを皆が拾つて、皆で関わっていく、というような体制をしっかり作りたいというのがある。採用面接も僕一人じゃなくて、必ず支援員2人か3人一緒にについて、みんなで面接をやるという形式をとっている。フィーリングも重要視しているが、その代り、合格したらみんなで面倒見していくということではないと、なかなか本人も持たないものなので。こういう内容でやっているので、逆に面接が厳しくなってしまう。

7. 事業の検証・評価

○子どもたちの振り返りは、エンカレッジでしっかりやっている。年間の実績報告が上がつてくるので、名前付きの報告と年間実績の報告で、那覇市でも把握・共有している。

○平成22年からこの事業を始めていて、平成22年度の高校進学率が全体で81%、男子が65%、女子が91%である。27年度は全体で90.5%、男子が91.3%、女子が89.6%と、10ポイントぐらい進学率が伸びているというところが、大まかな目安にはなっている。

《地域との連携課題》

○那覇市の自治会は144あるが、自治会組織率が24%である。戦後、闇市というところから始まっているもので、郷友会みたいなものはいっぱいあるが、すごく地域が複雑なので、自治会になかなか入らない。昔みたいなものはないものですから。

○自治会組織はあるが、みんなが入っているわけではないので、もっと自治会に入ってもらえる仕組みを作らないといけない。それが根底にあるから、5つの事業を作らなければならなくなつた。

○民生委員も定員に達していない。すごく厳しい。自治会がしっかりしていれば、自治会に直接働きかけて、自治会の子供会の中でやってもらえば、見守りもできる。それで、まずは手を上げるところからどんどんやってもらい、そこはしっかり結び付けていければ、自ずと社会資源と結びついて付いて行く。だから、公民館とか児童館みたいなところが拠点にならないと厳しい。子ども食堂だけでは厳しいと思っている。

8. 自治体との連携

○1週間に1回は、必ず調整会議をやっている。それぞれ気になる子どもは挙げてもらって、それを皆で検討していくというのをやっているので、基本的に全員がお互いどういう状況でやっている

るのか、ある程度把握できている状況を作っている。

○調整会議には、エンカレッジの担当の支援員が1人いるので、基本的にはこの担当が、1週間に1回必ずエンカレッジとミーティングを開いている。それで、1月に1回は必ず報告会をやつもらう。報告会には、市の課長、管理職も全員は入り、エンカレッジでやった事業の成果とか、気になる子どものについても報告を受ける。それで保護世帯が多いので、保護の担当課長たちも入り、必要があればケースワーカーに関わってもらう。

○エンカレッジから、月例報告も提出してもらう

9. 異分野・他機関との連携

★「子ども貧困対策居場所運営支援事業（直営）」（内閣府の交付金事業）

○今年度から、教育委員会教育相談課が、「子ども貧困対策居場所運営支援事業（直営）」（内閣府の交付金事業）という事業名で、就学援助が必要な子どもたちを対象に「寄り添い支援員」を各中学校、市内17校ありますけれども、「寄り添い支援員」を1校につき1人配置している。

○中身としては、児童自立支援員と似たような形だが、もう少し範囲が広く、準要保護、就学援助を受けている子どもたちの他に、就学援助のボーダーの子どもたちが結構いる。こちらから見たら、金額的にはたぶん就学援助は受けられないだろうという世帯もあるが、そういう世帯も対象にしている。学校側から、給食費代が未納とか、身なりが厳しいというのがあれば、「寄り添い支援員」が入支援に入るという内容。スクールソーシャルワーカー（SSW）的な位置づけである。

○もともと県が配置していたSSWは、17校で4人しかいなかった。殆ど支援が出来ていない状況であったので、期待できない現状があった。そこで、SSWとは別に17校に「寄り添い支援員」を置いたら、結果として、県はその4人を引き上げてしまった。今は0人である。

○この「寄り添い支援員」が、中学校とその中学校区の小学校、1人4校ぐらい見ている。それで主に準要保護が対象である。これは学校からの情報から、先生が最近気になる子どもなどの情報を貰ったうえで、「寄り添い支援員」が家庭訪問し、実態把握をしながら支援していく。生活保護世帯でもない世帯には、生活保護担当のようには入れないものなので、すごく苦労はされている模様である。

○生活困窮世帯については、全部1カ所でやろうという話もあったが、やはり教育現場でしっかりとやりたいということだったので分けた。

○就学援助の対象にはなっていない、ボーダー層の家庭については確認も含めて、学校から年2回か3回ぐらい全生徒にチラシを配っている。しかし、そういう世帯に届いていないパターンが多い。つまり、子どもが家庭に持っていないかという現実があると思われる。それは、子どもが認識していなかったり、特に親自体がそういうプリント目を通さない傾向が多いという特徴もある。色々なプリントが沢山あって、見るのも嫌だという親もいるので、そういう世帯は逆に丁寧に入っていないと繋がらないというところで、「寄り添い支援員」が入ることで関係を作りながら繋いでいくということをやっている。

○学校からのチラシがなかなか行き届かないような子どもは、大体わかっているので、そういう家庭に行って「こういうのが来ているはずですが見ました。見てなかつたらまた私が持ってきます」と行くのは、「寄り添い支援員」になる。

○基本的には、生活保護世帯はケースワーカーと一緒に行きますし、会えない世帯は窓口支給に切

り替えて、窓口に来てもらうことができるので、生活保護世帯は会う手段は結構作りやすいが、「寄り添い支援員」はそういう権限もないので、すごく苦労している。

★ボランティア団体等が実施する子どもの居場所運営事業」（いわゆる「子ども食堂」）

○我々が今までやりたくても出来なかった、「ボランティア団体等が実施する子どもの居場所運営事業」（いわゆる「子ども食堂」）を行うことにした。これによって、地域の方々ともう少しつながりを深めることで、地域の方が情報を持ってたりするものですから、「お節介おばさん」がいて、そういう方々とも繋いでいくような仕組みをどうにか作っていきたい。

○子ども食堂と学習支援、両方やっても構わない事業である。

○この事業は、1団体につき、実施月数×10万円上限予算額は、13,500千円。

○子ども食堂をやりたいといった20団体のプロポーザルを行った結果16団体を決定した。

○子ども食道の対象者は近所の子どもである。実施回数は団体によって違うが、毎週もあれば週2回など。従って、団体によって補助金が違っている。

○保健所については、これからである。保健所から講習会をやりたいと話が来ているので、これから団体等に講習の場を作っていくかと考えている。全国で子ども食堂をやる場合に、なかなかハードルが高いのは、やっぱり食品衛生法のチェックである。これはなかなか簡単ではないし、しかも不特定多数の子に無料で提供しているものなので、保健所も対応に苦慮していると思います。（12月に保健所による指導講習会は実施済み）

10. 上記項目についての参考資料

資料編参照

学習支援ヒアリング（宜野湾市）

ヒアリング実施者：佐藤 博

ヒアリング実施日：28.10.18

【塾方式で、特定の対象者の学習支援として見られないよう工夫して取り組んでいる事例】

1. 事業概要

- (1) 事業名 「子ども学習支援事業」
- (2) 所管部署 生活福祉課生活支援係
- (3) 実施形態 委託（N P O法人エンカレッジ 3ヶ所と一般社団法人教育振興会 4ヶ所、全 7ヶ所）（上記は平成 28 年度の委託内容です。）
- (4) 開始時期 平成 24 年 1 月から生活保護国庫補助金のセーフティネット支援対策等事業で開始し、生活困窮者自立支援制度に引き継ぐ
- (5) 支援内容 子どもたちの利便性を考慮し、市内 4 中学校区で学習支援事業を実施。特別な子ども塾に見られないよう一般の塾を普通に利用している。課題のある子どもには、塾と連携しながら市の学習支援員が面談を行う。
- (6) 対象者 生活保護世帯の中 1～中 3 まで 83 名。うち中 3 は 25 名。申請者は 26 名。参加者は、生活保護世帯が 21 名で、就学援助世帯（中 3 だけ）は 29 名の合計 50 名である。このうち、二人親世帯は 9 名、児童扶養手当世帯は 41 名である。
- (7) 人口 96,886 人（9 月末人口）

2. 事業立ち上げの経緯

(1) 事業名

○子ども健全育成事業

(2) 《事業開始までの経緯》

○平成 22 年度から子ども健全育成事業、いわゆる学習支援事業を開始した。

○当時、釧路方式といって、役所が建物借りて、机も黒板も全部用意して、先生方もスタッフも用意してというのが、有名になっていた。

○宜野湾市はそうじやなくて、塾を経営しているN P O団体と個別契約をして、子どもが通った分の費用を出す形にした。その当時多分こんな方式でやっていたのは、宜野湾市だけじゃないかと思います。普通は、自治体が建物を借りてやっていたと思う。

○事業開始の経緯は、中学校卒業して高校行けず、更に、すぐ就職できない子どもたちの現状をどうするかという課題があった。

○中学校卒業して高校に行けない子が多い。高校にも行けない、中学校卒業してすぐにアルバイトもできるわけがない。そういう子どもたちをどうしようかと何年も前から思っていた。

○貧困が連鎖するとかしないとかという話が当時から言われていて、取り敢えず、宜野湾市の中で実際に生活保護を受けている人たちの学歴を調査した。結果、やはり大卒は比率が少ない。なんとなく感覚では分かっていたが、数字で表わしたら中卒が多かったので、最低でも高校進学を図ることにした。

○こういうことを考えている時に、国の補助金メニューで「子どもの健全育成事業」があったので、それを活用して塾に行かすようにしたら、高校進学率が70%から90%位に上がった。それだけの成果はあったので、これは継続してやっていこうということになった。

(3) 予算

○学習支援事業の予算は1400万円であるが、実は今年度から児童家庭課の「一人親家庭の生活支援事業」の予算もあるので、一人分の人物費はそこから対応している。

○学習支援事業は、昨年度予算額は475万円だったが、今年度は家庭訪問と高校中退防止を取り組めば加算がつくということで、今年度は635万円となった。その2分の1は、宜野湾市の持ち出しである。

(4) 対象者

○法律に則って、生活困窮世帯ですが、今年度、塾の対象を中学校3年生の準要保護世帯まで拡げました。生活保護世帯は、中1から中3年生までだが、準要保護に関しては、予算の関係上で中学3年生のみである。

○昨年度は、準要保護制度該当、非課税で、かつ、児童扶養手当全額受給世帯。

○昨年度は準要保護世帯の中学3年生に限って、10世帯12名の利用だったが、市民からの希望を聞く、二人親でも厳しい世帯だったので、今年度からは二人親世帯まで広げた。

○今年度の対象者は、生活保護世帯の中1～中3まで全体で83名。うち中3は25名。申請者は26名。参加者は生活保護世帯が21名で、就学援助世帯（中3だけ）は29名の計50名であり、そのうち二人親世帯は9名である。このうち、児童扶養手当世帯は、二人親世帯は9名を除いた41名である。8割ぐらいは一人親になる。昨年度もほぼ、一人親であった。

(5) 自治体の特徴

○生活保護率は、2.589%である。

○市の真ん中に基地があって、地域のしんどさというのは、他市と比べて、沖縄全体に比べてシンディところが多く、特に自治体の特徴は、これといった産業がないということである。特に宜野湾市は農地がほぼ無いので、農業委員会もない。これといった産業がなくて。基地の仕事があるといつても、従業員は200名もいない、100名ぐらいである。

《委託団体の特徴》

○NPO法人エンカレッジに、平成24年1月のセーフティ事業からその実績を評価し委託をしている。更に、一般社団法人の教育振興会にも委託している。月曜日から土曜日まで開設し、子どもが行きたいときに行けるようにしている。

○エンカレッジはもともと沖縄市にあるNPO法人であるが、準要保護世帯の子どもたちに対して、独自に無料で、何人か枠を設けてやっているという話を聞いてた。沖縄市で福祉サイドではなくて、商工対策で空き店舗対策で塾を誘致した経緯がある。セーフティの塾のメニューが始まる前に沖縄市から聞いていた。そんな中で国のセーフティネット事業で学習支援が始まるというので、何処に委託しようかなと考えていた。もともと宜野湾は釧路方式のような箱を構えて囲いの中でではなくて、誰が通っているか分からない形式で一般の塾に通わせてやれないかな

と考え、県の方と調整して、実績払い出来ると確認をとった。厚生労働省からの予算もそんなに差がなかったので、やるんだったら理解のあるエンカレッジさんでという実績を評価して行った。

○加えて、エンカレッジは不登校の子どもの無料塾の実績もあった。

○沖縄市と宜野湾で塾はやっていたが、宜野湾市では無料塾の枠が無かったので、委託契約を結んでやったという背景である。また、エンカレッジは、低所得世帯の高校生に対しても、大学に行きたいけど塾に行く費用が無いというお子さんの為に無料でやっていたという実績がある。

《工夫した点や苦労した点》

○エンカレッジや教育振興会で子どもが学習支援をやっていて、いろいろな問題があるとか、子どもや家庭にも課題がありそうだというときに、市に連絡が来て、市の学習支援員が家庭や子どもさんと面接等を行っている。

○平成22年から市が就学支援員を一人採用していたが、生活困窮者制度になったので、名称を学習支援員に変えた。平成22年の時は、男性の教員資格がある方で、教員経験のある方を臨時職員で採用し、平成23年度からは2人にし、幼稚園から小・中学生、高校生を対応している。

○平成22年度～26年度までは、8時間フルタイムで、日当1万円の臨時職員（社保加入）としての身分であったが、生活困窮者制度からは嘱託職員で、現在の二人制にし、塾から問題が上がってきた場合は、二人が対応している。

○宜野湾市は普天間基地を市の真ん中にドーナツ状で抱えている関係で、塾が一つしかない現状では、子どもたちが通うのに不便になっている。更に、生活保護の場合は車を持っていないし、困窮世帯の場合はバス賃を給付する制度もない。こちらも出せないので困っていた。要望として、各中学校区に一つぐらいあれば歩いて行ける距離という事で、エンカレッジは今年度、3か所に増やしたが、それでも不足ということで、あと一つの一般社団法人教育振興会に委託した。それで併せて7か所委託していて、今年度はエンカレッジの方が、610万円あまり、教育振興会は、430万円くらいの1千万円あまりの委託料である。

○この他に、嘱託職員の手当費と需要費になるが、二人の賃金は月給20万で、あと共済費などで、総額で1,400万円くらいである。

○委託料は、塾に通ってきた人数分の支払いにしている。今、中学3年生は税抜きで一人当たり月14,800円である。夏期・冬期は別料金を設定している。

○委託契約の仕様書では、中学3年生は月32コマ以上の80%以上の出席としている。

○普通の塾に委託し、傍から見ても生活困窮の子が通っているのか、一般の子が通っているのか誰も分からぬという形にした。釧路方式と言ったのは、建物があつてあそこに通う子は全部、生活困窮や準要保護の子どもと言われる箱払い方式ですが、宜野湾はこれが嫌だったので、最初から一般の塾と契約して、誰が通っているか分からぬ形にした。だから実績払いみたいな形にして、月当たりこのくらい出席するだろうという形で積算して、単価契約制にしたら、例えば箱から考えると、利用者がいなくても14,000円出す方式だが、こちらは通った分だけであって、それで積算合わせたらそんなに差はない。だったら丸々委託した方が、後ろ指差される事もないし、早いじゃないかと考えた。ただ8割とか9割くらい出席率がないと払えないという条件を最初から塾側と話合った。だから塾側も出席率が足りないと塾側もまずいですので、ちゃんと塾に通うように促すし、もちろん役所側も促すことで行っている。

- いわゆるバウチャーやクーポン券、利用券という大阪市がやっている、そこに参加した日だけ払うというのとは違う。一月 14,800 円だが、8割か9割くらい出席しないと払いませんよという形で契約している。
- 塾から出席簿をもらい、そのお金は塾に直接払う。32 コマ足りない時が生じることもあると思うが、8割以上出席するということで、契約の際、塾やその親子とも8割以上出席目指そうねという事にしている。
- 子どもによっては、週 3 回や毎日 1 時間ずつ行く子もいる。また、26 コマ以上出席というのがある。部活だったり、家の用事、本人の体調とかもあって、32 コマに満たない子ももちろんいる。32 コマ満たさないからすぐに“退塾しなさい”ではなくて、親子と面接して、意欲を促しながら通ってもらうという事にしている。なるべく辞めないように促して、学習支援員二人が面接している。訪問したり、来所してもらったり、塾とも連携を取りながら行っている。
- 更に、発達障害など、特別な事情がある子どもには、委託先と相談をして、コマ単価にして、しばらく継続して、続けられるか見ながらという形で、状況に応じて 10 コマにするなど、基本はあるが、コマ数の調整をとり、辞めさせないようにしている。
- 学習支援の目的は、学力養成、学力育成というのはもちろんあるが、もう一つは居場所である。特にこういう困難を抱えた子たちには、協働の場をつくるという、生活の場であって、人間的な関係性を育成する場であるということである。そこで、全国的には圧倒的に居場所を優先にし、非常に大事にして、通教室、通塾方式をとるところが非常に多い。そういうことも当然、考えたが、塾方式を選択した大きな理由は、居場所の部分は正直言って悩んだが、エンカレッジは今もやっている。単なる学力アップだけじゃなくて、年に何回か社会体験みたいな形でやっているところがあったので、それでエンカレッジにお願いした経緯があった。居場所に関しては、これだけでは不十分だとは思っていた。それでも学力アップ、高校に行かないとどうにもならないということを優先にした部分は強かった。
- 確かに塾に行くという事は、他の子どもたちとの差別感がなくなるという点ではむしろ大きなメリットである。あとは、そこでいろんな相談をするとか、要するに子どもたちの日頃の悩みとか、親に言えない事とか、そういう子どもたちならではの課題を持っている子どもたちを埋める努力をどこでやつたらいいかなということで、エンカレッジは個別対応しているという話を聞いていたので、当時、集団で、スクール形式で塾をやるのではなくて、ちょっと遅れがあったら個別対応もしてもらえるという話は最初からだったので、是非やってもらいたいということで、エンカレッジは上手くやってきたかなというはある。
- 市の学習支援員は 2 名だが、昨年は準要保護世帯 10 世帯 12 名全部訪問した。12 月か 1 月ぐらいに家庭訪問を 1 回、もしくは面談という形を必ず実施。生活保護世帯は、塾に通っている子どもに関して、ちょっと塾（に行くの）が落ち着かないみたいというのがあれば、ワーカーと連携しながら訪問したり、面談したりというのをやっている。今年は塾に通っている子どもが 50 名位いたので、個別で訪問する日程が中々難しく、塾の中で気になる子どもは、優先的に訪問や面談をして行こうかなと考えている。

《事業の効果》

- 塾方式にしたら、高校進学率が 70% から 90% 位に上がった。それだけの成果はあった

3. 効果的な支援を実施するための組織・地域づくり

《地域づくり》

- この学習支援員はずっとセーフティからの流れでやってきたが、今年度開始となった「内閣府沖縄子どもの貧困緊急対策事業」での子ども支援員は地域づくりなどもやっていく任務もあり、子どもの居場所づくり運営支援が内閣府から指定されているで、居場所を作ったり開拓したりというのもある。子どもの居場所づくりは、宜野湾市の場合、子どもの健全育成に関するNPO法人の活動があまりないので、自治体で作らないといけない。それが既存の施策の児童センターであったり、他の放課後子ども教室とかいろいろあると思うが、新たに作るということもある。今は公民館でやっているので、公民館で居場所づくりを行っている。あとは学校に行って、困っているような子どもたちがいないか教師と連携し、掘り起しも行っている。
- 宜野湾市の公民館は、他の自治体の教育委員会管轄のものと違い、23行政区あり、その地域の集落会館というか、自治集落所である。そこに子どもたちや地域の方たちが集まる自治会公民館で、会長や書記も常駐でいる町内会である。
- 公民館は補助金で運営していて、そこで居場所を行っているので、そこに子ども支援員が行き、ちょっと気になる子などもいるので、こども支援員から福祉サービスに繋げたり、学校に行ってその子の様子聞いていろいろ支援したりするようにしている。

4. 支援の内容・特徴

- 高校に入学した後のフォローが重要と考えている。平成25年度から年1回ぐらい生活保護世帯の高校に通学している生徒全員を対象に、7月8月頃の1学期に各高校に就学状況調査を実施している。きちんと通えているかどうかの確認をお願いして聞き取りしている。その回答をいただいて、休みが多くなっているとか出てきた場合は、ケースワーカーと一緒に訪問して、状況がどうなっているのか確認を取ったり、退学をなるべくしないように話したりしている。高校によっては、「何故宜野湾市だけが」とか、「何故こういうことをするのか」という質問もあった。
- 大きな効果があるかは別にして、退学せずに卒業した子もいる。
- 以前は担任にいちいち電話してやっていたが、時間的余裕がなかったので、文書でお願いするようにした。疑問があれば「こういう理由です。」と説明して理解をいただいた。また、会える先生には、直接お話をした。
- 高校生の就学状況調査は、高校中退防止対策の他に、もしアルバイトをしていた場合に、生活保護世帯子どもに限っての調査なので、収入認定の問題がどうしても出て来る。それでこちらからまた進学するのであれば、その分「認定除外になるからね。」ということで、説明する必要があるので、ワーカーが訪問する。保護者にはもちろん収入のことを説明するが、高校生の場合、「なんで収入を申告しないといけないか」という疑問もあり、返還金の対象になったらその子の為にもよくないので、しっかり説明することにしている。
- 高校入学後の中退や、高校卒業後どこに進学したか、就職したかという所までやっている。
- 生活福祉課は生活保護のワーカーの席と困窮者の席が隣にあるので、情報交換は常にやっている。世帯認定や就労指導、状況調査や追跡調査、就学金の問題など、ワーカーにその都度アドバイスをしている。ただ現状は、生活保護受給者に限っての対応である。
- 生活保護受給者の方の中で、学習支援を利用されている子どもと、されていない子どもの進学

率の差については、宜野湾市の中学3年生の進学率は96.3%であるが、平成27年度塾に通った準要保護世帯子どもは100%、要保護に関しては、今回は低くなってしまった。学習支援事業を活用しなかったのは18名で、そのうち進学は13人で72%である。

○高校に行かなかった子5名は無職である。その中の1名は、神障害が疑われる母親と、知的障害だと思われるお子さんがいて、学校にずっと行ていなくて、中学校はなんとか卒業という事で、今回療育手帳を取り、来年度、特別支援学校に受験という子が一人この中に含まれている。

○高校に行かなかった子どもは就職していない。この子どもたちには、本当は根底に発達障害とか何かあると思われる子が相当数いると思う。沖縄はその分野かなり遅れているという話を聞いている。ご存知と思われますが、30年位遅れているという話である。だから単なる高校進学の背景には、本当はいろんな問題が沢山あるだろうという感じは正直もっている。

5. スタッフ研修の現状と課題

○特別に研修計画はないが、近隣自治体やいろんな研修があるので、それに積極的に参加するようしている。また、障害の研修や教育委員会の研修などには参加している。

○教育相談担当の教諭が、各学校にいる。子どもたちの様子を全体的に把握する先生が必ずいるので、その方を窓口にしたり、小学校では教頭先生などが、担任ともケースによっていろいろ対応してもらっている。

○学校には、塾に通うことが決まった生徒の名簿を資料として提どもしているので、学校でも把握してもらっている。それと合わせて「学校での様子を時々聞きます。」ということをお願いしている。

○市としては、学習支援員が個別に学校と対応するということではなく、市の関係機関が体制的に学校と連携をとる体制を構築している。生活福祉課は、4月に、生活保護受給世帯の子どもたちの名簿を全ての学校に持参して、情報共有を図っている。またセーフティ事業で学習支援員が配置された時も、その地区の担当のケースワーカーや各校区にいる家庭相談員も一緒にあいさつをしてちょくちょく学校に伺うのでという事を、校長、教頭、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、特別支援教育コーディネーターにお願いしている。

○家庭相談員は、中学校区ごとに4人いる。それを十何年間、続けている取り組みなので、少しずつ浸透していると思う。ただ先生方も人事異動があるので、粘り強くやっている感じである。

○教育委員会主催で学校の生徒指導の先生方を一堂に集めて、福祉事務所の生活保護、児童家庭、障害担当を入れて、業務説明会をやっている。合同研修会という位置づけで顔合わせ、顔つなぎを年に1回行い、徐々に共通認識を持ちながら15年ぐらいやってきている。

○こういう下地が無いと出来ない。何しに来たって言われるので。

○初年度の学校の挨拶回りをしたほかに、個別でも回る事はある。こういう環境作りがあるので、必要に応じて個別の協議をバンバンやっている。また、要保護児童対策地域協議会（要対協）もあるので、その中で個別支援会議をやっている。学校とも常に連携を取りながらケース会議が必要な時は、すぐにお互いの情報交換を行って調整している。意外と宜野湾市は集まりやすい環境、体制が出来ている。

○自立相談支援機関は直営で行っている。宜野湾市は福祉専門職が多く、横浜形式を目指している。これも意図的に7年ぐらい前から福祉事務所の中で専門職がいる比率は、那覇市も多いが、

比率はうちの方が多い。他の市町村と比べると比率は高い。だからさっき言った支援調整会議、他職種との会議とかもやりやすい仕組みが出来ていて、福祉の方から教育委員会の方へ逆に食い込んでやっている感じである。

○2007年から社会福祉の枠を作り、2009年からは社会福祉士を毎年取っていて、28人くらい社会福祉士がいる。

○専門職を採用するようになった背景は、生活保護のケースワーカーが潰れてきた経緯と、対人援助業務、事務処理ができなくなってきたという背景である。また、困難ケースが増えてきて、素人にはとてもじゃないけど出来ない。運悪くハマったケースワーカーが可哀相だった。専門的知識がなく、体当たりじゃ出来ないので、ちゃんと勉強して資格持った人をハメて、継続的にやっていくことにした。生活保護以外の障害も児童家庭課にも、専門職をハメてグルグル回していくと、福祉事務所の組織もかなりレベルアップして行く。いざれは横浜みたいに。

○福祉事務所としての体力や、ノウハウも低く、2～3年周期の人事異動で出来るような仕事じゃないので、人の生活を支援して行くというのは、かなり厳しい業務である。それをやるには少しでも、若くても社会福祉を学んできた人を採用して、どんどん人材育成をしながらやっていけば、福祉事務所としての力もつくだろうというのもあり、今も採用を継続している。

○ですから私たちは、人事課の研修とは別に、4月と10月に福祉事務所で独自に研修を組んでいる。福祉事務所内の職員のお互いの業務を理解し合うためと、他の部から異動してきた職員及び新規採用された臨時職員や非常勤職員なども対象としている。この研修の中に学習支援員も一緒に入っている。“福祉事務所とは”から始めます。

6. 運営上の現状と課題

《現状の課題》

○生保でも準要保護でも、全く塾に来たくない、親も子どもも意欲がないという世帯があります。一番厳しい親も子も全部だめだという、そういう子どもたちに対する対応というのが課題である。繋がっていない子どもについては、中学校などには、月1回位、生徒指導連絡協議会という会議があるので、そういう会議も活用しながら情報をいただいたり、あと、生活保護に関しては、保護係がすぐ横にあるので、ワーカーと話をしながら、一緒に訪問したりして、高校進学した方がいいよって話をしたりしている。

○それで塾に繋がった例もあるが、全てがうまくいったわけではなく、なかなか厳しい家庭は厳しいと思う。親も本人が決めることだからって言ったり、本人は面談から逃げてなかなか会わなかったり。それでも一応話はするが、最終的には3月ギリギリに、やっぱり行きたいからっていうことで、「通信を受験してました」とか言ってたりする。最初の段階で繋げるっていうのは、厳しいと思う。そういう子は学校も不登校が多いので。

○あと連携しているのは、児童家庭課とも、“こういう子がいるけど案内できますか”って時々問い合わせもあるので、そういう課と確認したりはしている。

○そういう家庭については、ほとんどデータ化されていない状況である。数的には出してない。

○中学の在籍状況、通学状況とか、塾に通っていない子でもの不登校、発達障害、知的障害、親はどうとかというデータファイルは、教育委員会が年2回位、学校支援相談会という会議で小中学校から不登校だったり問題傾向のある子どもについて、学校の方でも選別をして、そういう子どもの名前や状況というのを上げてくる。この会議には、福祉部も参加していて、そこで一

応把握をするという形を取っている。データベース化というレベルではなく、教育委員会サイドが持っている情報と、福祉サイドが持っている情報をガッチャンコするけど、それでもお互いが漏らしている事例、ケースもあるので、重なる部分はそれなりにできるが、そういういたデータベース化や紙ベースすらない状況である。

○あと、個人情報の問題があって、以前からデータベース化出来ればっていう話はあった。しかし、それぞれの課が共有しているものがバッて入ると、福祉サイドでもちょっとまずいでしょって話があり、やれていない状況である。ただ、どのサービス受けているかくらいは分かる。

7. 事業の検証・評価

《地域との連携課題》

○自治会公民館には調理室があるので、それで高齢者や婦人会の方々がデイーサービスなどをしながら、例えば、お昼ご飯を作ったり、そこに子ども、大人、地域の方々が集まり、異文化交流と異年齢の交流、そういうものが出来て助け合いができれば一番理想かなと。子ども食堂みたいなのを夏休みはやりたいと思っている。

8. 自治体との連携

○教育の方面からは、学習支援事業の話として、沖縄県では、高校生の部分で、学習支援事業へ係わる各町村部にも広げ、福祉の方は良いが、やっぱり教育分野の根っこである、学校現場がいまいちピンとこないと感じる。全国的にはどうなのか分からぬが、そもそも貧困は、福祉サイドだけではできないと思う。

○義務教育は避けられないとすると、市町村レベルは、宜野湾市はどうにかこうにか連携しながら少しづつは出来ているが、やはり、教育委員会や学校の意識改革という根っこまでぱーっと変えると早いのになと思う。

9. 異分野・他機関との連携

○地域の協議の場は、「生活困窮者自立支援法関係者連絡会議」という、内部の課長と関係する課長たちと商工会と社協とハローワークに入ってくれてもらっている。あとは、支援調整会議をまた別で。連絡協議会は要綱で行っている。

★「子ども貧困対策居場所運営支援事業（直営）」（内閣府の交付金事業）

○生活福祉課が担当で、今年度から内閣府の10億円事業が始まった。で、それを活用し夏休みに合わせて「夏休み子ども教室」を実施している。昨年度から学習支援員二人が中心となって、取り組み始めていたが、今年度は内閣府の予算事業で行っている。

○なかなか遠方に出かけるということが、生活保護世帯とか生活困窮世帯の子どもたちはないことから、学習支援員二人が中心になって、ヤンバルの北部の方に一緒に行って、カヌー体験などを行った。今回は学習支援教室ということで、5回やったが、調理実習しながら宿題をやったり、外出などを行った。

○この「学習支援員」は二人とも、係の職員である。学校の元中学教員である。

○「夏休み子ども教室」來ていた子どもの多くは小学生であるが、いろいろ調べると発達系の子どもが半分くらいいた。校区に限らずに、全域からを対象にしているが生活保護世帯が多く、

参加したいという子どもを入れて、大体 10 名ぐらいいるので、週に 1 回、午前 10 時から夕方 4 時まで、お昼をはさむので、調理ができる場所で一緒に調理実習を取り入れ、一緒に昼食を摂るようにしている。

○ここで知り合いになった小学校の子どもが中学生になったら、声掛けもしやすいので学習支援事業に繋ぎやすい。

○この内閣府の予算の中でうちの係の子ども支援員を配置しているが、夏休みの期間に大学生の社会福祉の援助技術の実習生が来るので、この大学生の実習で体験実習をしてもらっている。大学は、琉球大学、沖縄国際大学である。

○学習支援を通して無事高校に入った高校生が今度は、学習支援にボランティアで来て、今度は教える立場に変わって行くという構想をエンカレッジが練っていて、高校生になった子どもたちが、ちょっとしたアルバイトをしながら、そこの塾でまた後輩たちに教えたりするのをやろうとして。

○今回の内閣府のものもそうだが、3 年間だけ 10 億円が担保されていて、全国規模の学習塾に教育産業として子どもが食い物にならないかなというのが心配である。

○それは支援員が、また別に内閣府の予算で。

○内閣府のお金がなくなったら、この事業が消えるということがないように、自分たちでどうにかできるように工夫しながらやろうと考えている。お金が無くても子どもたちはいるので。現在 2,500 万円である。

10. 事例収集

資料編参照

11. 上記項目についての参考資料（添付）

資料編参照

III アンケート調査票

厚生労働省社会福祉推進事業

学習支援事業に関するアンケート

【(事前に回答自治体名を記載) 様】

平成 28 年 10 月

特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット

代表理事 青砥 恒

このアンケートは、特定非営利活動法人さいたまユースサポートネットが、厚生労働省社会福祉推進事業の指定を受けて実施するものです。「生活困窮者自立支援法」(平成 27 年 4 月 1 日施行) の任意事業として開始された生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の改善に向けて、現状および課題の分析を行うことを目的としています。本アンケート調査の回答結果につきましては学習支援事業の分析のみに使用するものであり、貴自治体の回答結果が不利益になる形で公開されることはありません。つきましては、本アンケートにご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

- ※1 以下、特別に指定しない限り、現時点での貴自治体の状況をお答えください。
- ※2 以下、特別に指定しない限り、「学習支援事業」は生活困窮者自立支援法の任意事業を指します。
- ※3 ご多忙のところ恐縮ですが、本アンケートは 【11月11日(金)】 までにご返送ください。
- ※4 本アンケートは「学習支援事業を実施している自治体」「実施していない自治体」および「福祉事務所を設置していない自治体」のすべての自治体様にご回答をお願いしています。最後までお読みいただき、ご回答をお願いいたします。

Q1 はじめに、この調査票に回答していただく方の所属部署の名称をご記入ください。

()

Q2 貴自治体の子どもの状況について、以下の各欄にあてはまる数をご記入ください。

	小学生	中学生	高校生	その他（中卒・高校中退など）
① 生活保護世帯に属する者の数	人	人	人	
② 児童扶養手当全額支給世帯に属する者の数	人	人	人	
③ 就学援助支給世帯に属する者の数	人	人		
④ 生活困窮者自立支援法にかかる学習支援事業の対象となる者の数	人	人	人	人

Q3 貴自治体では、生活困窮者自立支援法に定める学習支援事業以外に、子どもの貧困に関連する学習支援事業を実施していますか。実施している場合には、その事業の開始時期も合わせてお答えください。

1. 実施している → (年 月から)

2. 実施していない

Q4 生活困窮者自立支援法にもとづく学習支援事業の実施状況について、以下の5つのうちからあてはまるものを1つお選びください。

1. すでに実施している

2. 2017年度から実施予定である

3. 今後実施するか検討中である

4. 今のところ実施する予定はない

5. 福祉事務所を設置しておらず対象外である

1あるいは2とお答えの方は
そのままお進みください。

5とお答えの方は
9ページにお進みください

3あるいは4とお答えの方は
7ページへお進みください。

※ 以降の質問は、Q4において「1. すでに実施している」「2. 2017年度から実施予定である」を選択された場合のみお答えください。

Q5 以下の自治体部署および団体に関するリストのなかから、①～⑥に該当する部署と団体をすべてお選びください。(未実施の場合は予定をお答えください)

- ①自治体における学習支援事業の主担当部署 (_____)
- ②事業の広報を行なっている部署・団体 (_____)
- ③支援員・ボランティアの募集に関わっている部署・団体 (_____)
- ④支援員・ボランティアの研修に関わっている部署・団体 (_____)
- ⑤事業の会場確保に関わっている部署・団体 (_____)
- ⑥事業利用者およびその世帯に関して主担当部署と
情報共有を行なっている部署・団体 (_____)

- | | | |
|---------------------|-----------------------------|-------------|
| 1. 福祉保健分野全般の総務部署 | 2. 生活保護所管部署 | 3. 児童福祉部署 |
| 4. 母子保健部署 | 5. 障害福祉保健部署 | 6. 商工労働所管部署 |
| 7. 教育委員会 | 8. 警察署 | 9. 保育園・幼稚園 |
| 10. 小学校 | 11. 中学校 | 12. 高校 |
| 13. 大学・専門学校（サークル含む） | 14. 研究者 | 15. 自治会 |
| 16. NPO・ボランティア団体 | 17. 就労支援機関 | 18. 保健所 |
| 19. 医療機関 | 20. 地域の企業など | 21. 学習塾 |
| 22. フードバンク | 23. シルバー人材センター（退職教員組織なども含む） | |
| 24. 民生委員・児童委員協議会 | 25. 社会福祉協議会 | |

Q6 貴自治体では、他の自治体と共同で学習支援事業を実施（委託）していますか。あてはまるものをすべてお選びください（未実施の場合は予定をお答えください）。

1. 隣接自治体と共同
2. 都道府県と基礎自治体の共同
3. 共同実施していない
4. その他 (_____)

Q7 学習支援事業の実施場所について、あてはまるものをすべてお選びください。

1. 学校（幼稚園・保育園）
2. 大学等の教育・研究機関
3. 社会教育施設（公民館など）
4. 社会福祉施設（児童養護施設・老人ホームなど）
5. 他の公共施設
6. 民間の学習塾
7. NPO、企業等の施設（学習塾を除く）
8. 支援対象者の自宅（訪問）
9. その他 (_____)

Q8 2015年度に、学習支援事業の対象となった子どもの世帯要件について、あてはまるものをすべてお選びください (2016年度に開始の場合は2016年度の対象を、2017年度に開始予定の場合は今後の予定をお答えください)。

1. 生活保護受給世帯
2. ひとり親世帯（児童扶養手当全額支給世帯）
3. 市町村民税非課税世帯
4. 就学援助制度利用世帯
5. 児童扶養手当受給世帯
6. その他（_____）
7. 特に世帯要件はない

Q9 2015年度に、学習支援事業の対象となった子どもの学校段階・学年について、あてはまるものをすべてお選びください (2016年度に開始の場合は2016年度の対象を、2017年度に開始予定の場合は今後の予定をお答えください)。

1. 就学前
2. 小学1～2年生
3. 小学3～4年生
4. 小学5～6年生
5. 中学1年生
6. 中学2年生
7. 中学3年生
8. 高校1年生
9. 高校2年生
10. 高校3年生
11. 大学生以上
12. 中学既卒者
13. 高校中退者（____歳～____歳）

Q10 2015年度の一年間に、学習支援事業を実際に利用した子どもの「実数」と「のべ数」(各回の利用者×参加回数)をお答えください (教室が複数ある場合は、そのすべての教室を足し合わせた数でご回答ください)。2015年度に学習支援事業を行っていなかった場合は8月末段階の数をお書きください)。

① 実数（_____）人 ② のべ数（_____）人

Q11 貴自治体では、現在、学習支援事業利用者に対して交通費の支給や送迎などの教室までのアクセスの支援を行っていますか。あてはまるものを1つお選びください (2017年度に開始予定の場合は今後の予定をお答えください)。

1. 実施している
2. 実施していない
3. その他（_____）

Q12 貴自治体には、現在、学習支援事業を利用する子どもをめぐる問題を解決したり、自治体内部の諸機関・諸団体をつなぐソーシャルワーク的な仕事をする専門職としてのコーディネータは存在しますか (2017年度に開始予定の場合は今後の予定をお答えください)。

1. 存在している
2. 存在していない
3. その他（_____）

Q13 貴自治体で、現在、実施している学習支援事業の利用者の確保方法について、あてはまるものをすべてお選びください (2017年度に開始予定の場合、今後の予定をお答えください)。

1. 自治体の広報誌への掲載
2. 自治体のホームページへの情報掲載
3. 案内ハガキ・メール等の送付
4. 生活保護ケースワーカーの声かけ
5. 学校の教職員等からの声かけ依頼
6. 委託団体の広報・声かけ
7. サポステ・就労支援機関からの紹介
8. NPO・ボランティア団体からの紹介
9. その他（_____）

Q14 貴自治体では、現在、学習支援事業対象者の拡充および縮小を検討していますか。あてはまる選択肢をすべてお選びください。(2017年度開始予定の場合は今後の予定をお答えください)

1. 世帯要件について拡充を検討している
2. 対象学年・年齢の拡充を検討している
3. 世帯要件について縮小を検討している
4. 対象学年・年齢の縮小を検討している
5. その他 (_____)
6. 拡充および縮小の予定はない

Q15 学習支援事業の実施にあたって現在課題となっている点について、あてはまるものを選択肢からすべてお選びください。その際、特に重要と思うものについては二重丸をお付けください。

1. 実施するための人員や団体の確保が難しい
2. 実施するための財源の確保が難しい
3. 具体的な実施方法が分からぬ
4. 広報の方法が分からぬ
5. 事業の対象となる子どもが集まらない
6. 事業の対象となる子ども自体が少ない
7. 利用者が多すぎて実施が難しい
8. 子どもへの情報発信が難しい
9. 利用者のプライバシーの保護が難しい
10. 保護者の理解や協力の確保が難しい
11. 学校の理解や協力の確保が難しい
12. 地域の理解や協力の確保が難しい
13. 学習ボランティアの確保・増員が必要
14. アクセスのよい活動場所の確保が難しい
15. 学習教室に通う交通手段がない
16. 開室時間の延長が必要
17. 訪問型支援事業の導入・拡充が必要
18. 利用者の自宅での説明や紹介が必要
19. 利用者の出口確保(進学・就職)が難しい
20. 関係機関やケースワーカーとの連携が難しい
21. 幼少期からの早期の支援が必要
22. 担当行政機関の多忙・担当者の不在が課題
23. その他 (_____)
24. 特に課題はない

Q16 学習支援事業には多様な目的が考えられますか。

- ①居場所づくり(利用者とスタッフの信頼関係の形成、仲間づくり)
- ②基礎学力保障(基礎的内容の学び直し、学習習慣の改善、学業成績の向上)
- ③生活支援(生活スキル育成、衣食住の改善、生活習慣の改善、家庭での養育の支援)
- ④進路相談(進学先・就職先の紹介や就労支援、中退防止、登校促進)

の4つに大きく分けたとき、貴自治体の学習支援事業では、一般論として、特にどの領域に力を入れているでしょうか。以下の各々2つの組み合わせに関してお答えください。

- | | Aを重視 | どちらかといえばAを重視 | 両方同じくらい重視 | どちらかといえばBを重視 | Bを重視 |
|-----------|---------------|--------------|-----------|--------------|---------|
| A. 基礎学力保障 | 1——2——3——4——5 | | | | B. 進路相談 |
| A. 基礎学力保障 | 1——2——3——4——5 | | | | B. 生活支援 |
| A. 進路相談 | 1——2——3——4——5 | | | | B. 生活支援 |
| A. 居場所づくり | 1——2——3——4——5 | | | | B. 進路相談 |
| A. 居場所づくり | 1——2——3——4——5 | | | | B. 生活支援 |

A. 居場所づくり 1——2——3——4——5 B. 基礎学力保障

Q17 学習支援事業を特定の団体などに委託している場合のみ、ご回答をお願いします。事業を委託するにあたって、委託団体の選定基準としてあてはまる選択肢をすべてお選びください。

- 1. 予算
- 2. 学習支援にかんする事業実績
- 3. 資格保有スタッフの多寡
- 4. 地域的活動にかんする実績
- 5. 利用者・保護者からの評判
- 6. 委託対象者の経歴
- 7. 他に候補となる団体がなかった
- 8. その他 (_____)

Q18 子どもの貧困問題に関して、子どもの貧困対策法以降、貴自治体で学習支援事業以外に実施している事業がございましたら、以下に自由にお書きください。

Q19 その他、学習支援事業について何かご意見がございましたらご自由にお書きください。

質問は以上です。ありがとうございました。
ご多忙のところ恐縮ですが、本アンケートは【11月11日（金）】までにご返送ください。

※ 以降の質問は、Q4において「3. 今後実施するか検討中である」「4. 今のところ実施する予定はない」を選択された場合のみお答えください。

Q20 貴自治体では、学習支援事業の実施についてどのようにお考えですか。以下の選択肢から、あてはまるものを1つお選びください。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 実施を前向きに検討している | 2. 課題が解消されれば実施したい |
| 3. 実施する必要性はない | 4. その他 (_____) |

Q21 学習支援事業を実施していない理由について、あてはまるものを選択肢からすべてお選びください。その際、特に重要なものについては二重丸をお付けください。

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| 1. 実施するための人員や団体の確保が難しい | 2. 実施するための財源の確保が難しい |
| 3. 具体的な実施方法が分からぬ | 4. 広報の方法が分からぬ |
| 5. 事業の対象となる子どもが集まらない | 6. 事業の対象となる子ども自体が少ない |
| 7. 利用者が多すぎて実施が難しい | 8. 子どもへの情報発信が難しい |
| 9. 利用者のプライバシーの保護が難しい | 10. 保護者の理解や協力の確保が難しい |
| 11. 学校の理解や協力の確保が難しい | 12. 地域の理解や協力の確保が難しい |
| 13. 学習ボランティアの確保・増員が必要 | 14. アクセスのよい活動場所の確保が難しい |
| 15. 学習教室に通う交通手段がない | 16. 十分な開室時間の確保が難しい |
| 17. 訪問型支援事業の導入・拡充が必要 | 18. 利用者の自宅での説明や紹介が必要 |
| 19. 利用者の出口確保（進学・就職）が難しい | 20. 関係機関やケースワーカーとの連携が難しい |
| 21. 幼少期からの早期の支援が必要 | 22. 担当行政機関の多忙・担当者の不在が課題 |
| 23. 自治体に新規事業を実施する余裕がない | |
| 24. 地域すでに学習支援活動が展開されているため必要性がない | |
| 25. その他 (_____) | |
| 26. 特に課題はない | |

Q22 子どもの貧困問題に関して、子どもの貧困対策法以降、貴自治体で学習支援事業以外に行って
いる事業がございましたら、以下に自由にお書きください。

質問は以上です。ありがとうございました。
ご多忙のところ恐縮ですが、本アンケートは【11月11日（金）】までにご返送ください。

NPO法人さいたまユースサポートネット
〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町 6-1-2 小池ビル 3 階
電話：048-829-7561 FAX：048-829-7563
メール：saitamayouth.q2016@gmail.com
担当：青砥

※ 以降の質問は、Q4において「5. 福祉事務所を設置しておらず対象外である」を選択された場合のみお答えください。

Q23 貴自治体では、都道府県の学習支援事業に対してどのようにお考えですか。以下の選択肢から、あてはまるものをすべてお選びください。

1. 都道府県がより積極的な活動を行うべきである
2. 都道府県の要請があれば学習支援事業に対して積極的に協力したい
3. 基礎自治体が主体となって学習支援事業を行うべきである
4. 現状では協力・実施することが難しい
5. その他 (_____)

Q24 前問 Q23で「4. 現状では協力・実施することが難しい」とお答えになった場合にうかがいます。学習支援事業に協力することが難しい理由について、あてはまるものを選択肢からすべてお選びください。その際、特に困難性が高いものについては二重丸をお付けください。

- | | |
|----------------------------------|--------------------------|
| 1. 実施するための人員や団体の確保が難しい | 2. 実施するための財源の確保が難しい |
| 3. 具体的な実施方法が分からぬ | 4. 広報の方法が分からぬ |
| 5. 事業の対象となる子どもが集まらない | 6. 事業の対象となる子ども自体が少ない |
| 7. 利用者が多すぎて実施が難しい | 8. 子どもへの情報発信が難しい |
| 9. 利用者のプライバシーの保護が難しい | 10. 保護者の理解や協力の確保が難しい |
| 11. 学校の理解や協力の確保が難しい | 12. 地域の理解や協力の確保が難しい |
| 13. 学習ボランティアの確保・増員が必要 | 14. アクセスのよい活動場所の確保が難しい |
| 15. 学習教室に通う交通手段がない | 16. 十分な開室時間の確保が難しい |
| 17. 訪問型支援事業の導入・拡充が必要 | 18. 利用者の自宅での説明や紹介が必要 |
| 19. 利用者の出口確保（進学・就職）が難しい | 20. 関係機関やケースワーカーとの連携が難しい |
| 21. 幼少期からの早期の支援が必要 | 22. 担当行政機関の多忙・担当者の不在が課題 |
| 23. 自治体に新規事業を実施する余裕がない | |
| 24. 地域ですでに学習支援活動が展開されているため必要性がない | |
| 25. その他 (_____) | |
| 26. 特に課題はない | |

Q25 貴自治体では、学習支援事業にかぎらず「子どもの貧困」対策全般について、事業の必要性を感じておられますか。以下の選択肢から、あてはまるものを1つお選びください。

1. 事業の実施が必要である
2. 現在のところ事業の実施は必要でない
3. その他 (_____)

Q26 前問Q25 にて「1. 事業の実施が必要である」とお答えになった自治体は、どのような事業が必要とお答えなのか以下にお答えください。また、前問Q25 にて「2. 現在のところ事業の実施は必要でない」「3. その他」とお答えになった自治体は、その理由を以下にお答えください。

Q27 子どもの貧困対策法の施行以降、子どもの貧困問題に関して、貴自治体で学習支援事業以外に行っている事業がございましたら、以下に自由にお書きください。

質問は以上です。ありがとうございました。
ご多忙のところ恐縮ですが、本アンケートは【11月11日（金）】までにご返送ください。

厚生労働省社会福祉推進事業

学習支援事業に関するアンケート

【 】

平成 28 年 10 月

特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット

代表理事 青砥 恵

このアンケートは、特定非営利活動法人さいたまユースサポートネットが、厚生労働省社会福祉推進事業の指定を受けて実施するものです。「生活困窮者自立支援法」（平成 27 年 4 月 1 日施行）の任意事業として開始された生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の改善に向けて、現状および課題の分析を行うことを目的としています。本アンケート調査の回答結果につきましては学習支援事業の分析のみに使用するものであり、貴団体の回答結果が不利益になる形で公開されることはありません。つきましては、本アンケートにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ ご多忙のところ恐縮ですが、本アンケートは【11月18日（金）】までにご返送ください。

※ 以下、指定のないかぎり、「**学習支援事業**」は生活困窮者自立支援法の任意事業以外の学習支援事業を含みます。また同様に、指定のないかぎり現時点の状況をお答えください。

Q1 貴団体が学習支援を開始した時期を以下にお答えください（「生活困窮者自立支援法にもとづく学習支援事業」にかぎらず、貴団体の学習支援事業全般の開始時期についてお答えください）。

（_____）年（____）月

Q2 貴団体が「生活困窮者自立支援法にもとづく学習支援事業」を実施した年度を以下よりすべてお選びください。

1. 2015年度

2. 2016年度

Q3 現時点の貴団体の事業形態として、あてはまるものを以下より1つお選びください。

- | | |
|------------------------------------|----------------------|
| 1. 社会福祉協議会 | 2. 社会福祉法人（社会福祉協議会以外） |
| 3. NPO法人など（非営利団体） | 4. 塾・家庭教師 |
| 5. 民間企業 | 6. 大学等の教育・研究機関 |
| 7. 連合体（NPO連合など） <u>具体的に</u> ：_____ | |
| 8. 自治体直営 | |
| 9. その他（_____） | |

Q4 現時点における貴団体の学習支援事業の方法について、あてはまるものをすべてお選びください。

- | | | |
|----------------|--------------------|----------|
| 1. 教室型（一斉授業方式） | 2. 教室型（個別指導・少人数指導） | 3. 自宅訪問型 |
| 4. インターネット | 5. 通信教育 | |
| 6. その他（_____） | | |

Q5 2015年度末における貴団体の学習支援事業の教室数をお答えください（教室を設置していない場合は「0」とご記入ください。2016年度に事業を開始した場合は、現時点の教室数をお答えください。）

（ ）教室

Q6 貴団体の学習支援事業の2015年度の総実施回数（のべ回数）をお答えください（2016年度に事業を開始した場合は、2016年度の予定をお書きください）。

訪問 () 回
教室 () 回
その他 () 回

Q7 貴団体の現時点の学習支援事業の定期的な実施曜日について、以下よりあてはまるものをすべてお選びください。

1. 平日（月曜～金曜日） 2. 土曜日 3. 日曜日・祝日
4. 長期休暇の時期 5. その他（_____）

Q8 貴団体の現時点の学習支援事業の活動時間は1日あたり何時間程度でしょうか。

() 時間

Q9 貴団体では、現時点で、学習教室の開催後にスタッフ間で公式の「ふりかえり」を何分程度行っていますか。（行っていない場合は「0」とお書きください。）

約 () 分

Q10 貴団体の学習支援事業にかかる2015年度の事業費（実績）についてお教えください（2016年度から学習支援事業を開始した場合は、2016年度の予算をご記入ください）。

学習支援事業にかかる年間の総事業費 () 万円
そのうち、生活困窮者自立支援法にかかる事業費 () 万円
その他の事業費（具体名：） () 万円

Q11 2015年度末時点において、貴団体で実際に学習支援事業を行っていたスタッフの人数と資格の有無（教員・臨床心理士・社会福祉士など学習支援に関連する資格）についてお答えください（2016年度に事業を開始した場合は現時点の数をお書きください）。

	総数	学生・院生	有資格者	生困法事業雇用者
1. 有給の常勤スタッフ				
2. 有給の非常勤スタッフ				
3. 有償ボランティア				
4. 無償ボランティア (交通費のみの支給を含む)				

※1人のスタッフが「学生・院生」「有資格者」「生困法事業雇用者」のうち複数のサブカテゴリにあてはまる場合等もありますので、総数とサブカテゴリは一致しなくてかまいません。

Q12 貴団体では、2015年度に学習支援を行うスタッフ（ボランティアを含む）に対して、日常業務以外の特別な研修機会を年間何回設けましたか。以下の各種別についてお答えください（2016年度に事業を開始した場合は、2016年度の予定をお書きください）。

- ① 貧困問題学習（生活保護制度の仕組みなど） () 回
② 教科指導（教え方・教材の作成方法など） () 回
③ 職務関連（仕事の進め方やマナーについての講習など） () 回
④ ケース検討（特定の利用者への対応方法についての会議など） () 回
⑤ その他（内容：_____） () 回

Q13 貴団体では 2015年度の学習支援活動の中で、どのような活動を行いましたか。以下のうちから当てはまるものをすべてお選びください（2016年度に事業を開始した場合は、2016年度の予定をお書きください）。

1. 誕生日会 2. 受験生向けの激励会・壮行会 3. 遠足・社会見学
4. キャンプなどの野外活動 5. お泊まり会 6. 修了式・お別れ会
7. 食事の提供 8. 生活支援（生活スキルの育成等） 9. 進路相談会
10. 卒業生の講演会やレクチャー 11. 面接練習（受験・就職向け）
12. 子ども同士の学びあい活動 13. 保護者に対する支援
14. 保護者向けニュースレターの発行 15. 行政向けニュースレターの発行
16. 地域向けニュースレターの発行 17. 利用者向けニュースレターの発行
18. その他（_____）

Q14 貴団体では、現時点において、以下の子どもの個人情報について組織的な収集・管理を実施していますか。以下のうちから実施しているものをすべてお選びください。

1. 子どもの学校の成績 2. 学校での出欠状況
3. 子どもの養育環境（生活習慣、習い事、食事、家族関係など）
4. 個別学習指導計画 5. 子どもとの定期的な個人面談記録
6. 利用者向けアンケートの実施 7. その他（_____）

Q15 学習支援事業には多様な目的が考えられますが、

- ①居場所づくり（利用者とスタッフの信頼関係の形成、仲間づくり）
- ②基礎学力保障（基礎的内容の学び直し、学習習慣の改善、学業成績の向上）
- ③生活支援（生活スキル育成、衣食住の改善、生活習慣の改善、家庭での養育の支援）
- ④進路相談（進学先・就職先の紹介や就労支援、中退防止、登校促進）

の4つに大きく分けたとき、貴自治体の学習支援事業では、一般論として、特にどの領域に力を入れているでしょうか。以下の各々2つの組み合わせに関してお答えください。

	Aを重視	どちらかといえば Aを重視	両方同じ くらい重視	どちらかといえば Bを重視	Bを重視
A. 基礎学力保障	1	2	3	4	5
A. 基礎学力保障	1	2	3	4	5
A. 進路相談	1	2	3	4	5
A. 居場所づくり	1	2	3	4	5
A. 居場所づくり	1	2	3	4	5
A. 居場所づくり	1	2	3	4	5

Q16 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業の実施にあたって課題となっている点についてあてはまるものを選択肢からすべてお選びください。その際、特に重要と思うものについては二重丸をお付けください。

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1. スタッフの確保が難しい | 2. スタッフの養成が難しい |
| 3. 実施するための財源の確保が難しい | 4. 具体的な実施方法が分からぬ |
| 5. 広報の方法が分からぬ | 6. 事業の対象となる子どもが集まらない |
| 7. 利用者が多すぎて実施が難しい | 8. 事業の対象となる子ども自体が少ない |
| 9. 子どもへの情報発信が難しい | 10. 利用者のプライバシーの保護が難しい |
| 11. 保護者の理解や協力の確保が難しい | 12. 学校の理解や協力の確保が難しい |
| 13. 地域の理解や協力の確保が難しい | 14. 学習ボランティアの確保・増員が必要 |
| 15. アクセスのよい活動場所の確保が難しい | 16. 学習教室に通う交通手段がない |
| 17. 開室時間の延長が必要 | 18. 訪問型支援事業の導入・拡充が必要 |
| 19. 利用者の自宅での説明や紹介が必要 | 20. 利用者の出口確保（進学・就職）が難しい |
| 21. 関係機関やケースワーカーとの連携が難しい | 22. 幼少期からの早期の支援が必要 |
| 23. 担当行政機関の多忙・担当者の不在が課題 | |
| 24. その他（_____） | |
| 25. 特に課題はない | |

Q17 貴団体の学習支援事業の運営において、連携・協力の必要性を感じる機関はどこでしょうか。以下からすべて選んで○をつけてください。また、すでに実際に連携ができている機関については二重丸をおつけください。

- | | | |
|---------------------|-----------------------------|----------------|
| 1. 福祉保健分野全般の総務部署 | 2. 生活保護所管部署 | 3. 児童福祉部署 |
| 4. 母子保健部署 | 5. 障害福祉保健部署 | 6. 商工労働所管部署 |
| 7. 教育委員会 | 8. 警察署 | 9. 保育園・幼稚園 |
| 10. 小学校 | 11. 中学校 | 12. 高校 |
| 13. 大学・専門学校（サークル含む） | 14. 研究者 | 15. 自治会 |
| 16. N P O ・ボランティア団体 | 17. 就労支援機関 | 18. 保健所 |
| 19. 医療機関 | 20. 地域の企業など | 21. 学習塾 |
| 22. フードバンク | 23. シルバー人材センター（退職教員組織なども含む） | |
| 24. 民生委員・児童委員協議会 | 25. 社会福祉協議会 | 26. その他（_____） |

Q18 貴団体では、現在、学習支援事業について自治体とのあいだでどの程度の頻度で話し合いを行っていますか。

事業に関する話し合いの頻度 年（ ）回
 そのうち、担当者と直接顔を合わせる頻度 年（ ）回

Q19 貴団体には、2015年度間にどのような子どもが参加しましたか。以下のリストに実数をお書きください。人数が不明な場合は斜線を引いてください。

2015年度に1回でも利用のあった者	小学生	中学生	高校生	中卒・高校中退者	その他
総数					
① 生活保護世帯に属する者					
② 児童扶養手当全額支給世帯に属する者					
③ 就学援助支給世帯に属する者					
④ 不登校（傾向）の者					

2015年度に2回以上利用のあった者	小学生	中学生	高校生	中卒高校中退者	その他
総数					
① 生活保護世帯に属する者					
② 児童扶養手当全額支給世帯に属する者					
③ 就学援助支給世帯に属する者					
④ 不登校（傾向）の者					

Q20 2015年度に貴団体を利用した中学3年生の子どもについて、以下にあてはまる数をお答えください。

- ① 中学3年生全員 () 人
- ② 高校進学者 () 人
- そのうち全日制高校進学者 () 人
- ③ 就職者（進学者は含まない） () 人
- ④ 進学も就職もしない者 () 人

Q21 貴団体の学習支援活動の成果や課題、普段感じていらっしゃること等についてご自由にお書きください（特に他機関との連携に関する工夫や課題についてご記入いただけますと幸いです）。

Q22 最後に、本アンケートをご記入いただいた方のお名前等についてお教えください。

委託自治体名：

貴団体名：

ご住所：〒

電話：

FAX：

メールアドレス：

ご担当者様氏名：

アンケートは以上です。

ご多用のところ、ご回答をいただき誠にありがとうございました。

なお、平成28年11月18日(金)までにご返送をお願いいたします。

【本調査に関する問合せ先】

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町6-1-2小池ビル3階

特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット

電話：048-829-7561 FAX：048-829-7563

メール：saitamayouth.q2016@gmail.com

担当：青砥

学習支援教室にかんするアンケート

特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット
代表理事 青砥恭

このアンケートは、学習支援教室にかよっている利用者のみなさんが普段どのようなことを思っているのかをお聞きし、今後の改善に役立てようとするものです。みなさんが回答した内容は誰にもわからないように集計しますので安心して本当の気持ちを答えてください。

【締切】12月9日（金）までに、封筒に入れてしっかり封をしたうえで
教室の先生に渡してください。

Q1 あなたの年齢を教えてください。

() 歳

Q2 あなたの性別について、あてはまるものに○をつけてください。

1. 男 2. 女

Q3 あなたの学年について、あてはまるものに○をつけてください。

1. 小学生 2. 中学1年 3. 中学2年 4. 中学3年

5. 高校1年 6. 高校2年 7. 高校3年 8. 高校中退

9. その他 ()

Q4 学習支援教室を利用しようと思った理由、あるいはきっかけについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 成績を上げたかった 2. 勉強を教えてほしかった

3. 高校進学など進路のため 4. 学校の他に居場所がほしかった

5. 親に利用するよう言われた 6. 学校の先生にすすめられた

7. 役所のひとにすすめられた 8. 友だちにさそわれた

9. 誰かと話がしたかった 10. その他 ()

11. 特に思いつかない

Q5 あなたが最初にこの学習支援教室に来たのはいつ頃ですか？（正確な時期がわからなければ「1年前の春」「2年前の夏」「中1の秋」のようにお書きください。）

平成（ ）年（ ）月

正確な時期がわからない場合：（ ）

Q6 あなたは学習支援教室をどのくらい利用していますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 週2回、またはそれより多い 2. 週1回くらい
3. 1ヶ月に2～3回くらい 4. 1ヶ月に1回くらい
5. 数ヶ月に1回くらい 6. 今がはじめて

Q7 Q6で「1ヶ月に1回くらい」か「数ヶ月に1回くらい」を選んだ人にお聞きします（「1」「2」「3」を選んだ人はQ8に進んでください）。学習支援教室をなかなか利用できない理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 教室が遠い 2. 部活動が忙しい 3. 教室の先生（スタッフ）と仲よくなれない
4. 教室を利用する他のひととうまくいかない 5. 開室時間が自分の都合とあわない
6. 家庭の事情 7. 勉強をする必要があるときに来ているから
8. その他（_____） 9. 特に理由は思いつかない

Q8 学習支援教室に2回以上来ている方にお聞きします。学習支援教室を2回目以降も利用している理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 成績を上げたい 2. 勉強を教えてほしい
3. 高校に行きたい 4. 学校の他に居場所がほしい
5. 親に行くように言われている 6. 教室の先生（スタッフ）と話がしたい
7. 友だちと話がしたい 8. レクリエーションが楽しい
9. その他（_____） 10. 特に理由は思いつかない

Q9 あなたは以下の活動をしていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 学校の部活動 2. 地域のスポーツクラブ 3. 予備校・進学塾
4. その他の習いごと 5. アルバイト 6. オンラインゲーム
7. ボランティア 8. どれもしていない

Q10 この1週間ぐらいのことを思いだして、あなたが、自分に1番あてはまると思うところに、はみ出さないよう○を書き入れてください。

A. この1週間、あなたはどのような気持ちで過ごしましたか。

この1週間	ぜんぜん ない	ほとんど ない	ときどき	たいてい	いつも
1. 私は楽しかったし、たくさん笑った					
2. 私はつまらなく感じた					
3. 私は孤独(ひとりぼっち)のような気がした					
4. 私は何もないのにこわくなったり、不安に思った					

B. この1週間、あなたは自分のことについてどのように感じていましたか。

この1週間	ぜんぜん ない	ほとんど ない	ときどき	たいてい	いつも
1. 私は自分に自信があった					
2. 私はいろいろなことができる感じがした					
3. 私は自分に満足していた					
4. 私はいいことをたくさん思いついた					

C. この1週間のあなたの学校でのようすを聞かせてください。

この1週間	ぜんぜん ない	ほとんど ない	ときどき	たいてい	いつも
1. 学校の勉強は簡単だった(よくわかった)					
2. 私は学校はおもしろい(楽しい)と思った					
3. 私は自分の将来(これからのこと)について心配した					
4. 私は学校で悪い成績をとらないか心配だった					

Q11 あなたは、困ったことや悩みごとがあったときに、誰に相談しますか？あてはまる人を下のリストのなかからすべて選んで（ ）のなかに書いてください。
リストにあてはまる人が含まれていない場合は、その人がどういう人か具体的に書いてください。

- ① 将来について相談する人 ()
 ② 勉強について相談する人 ()
 ③ 学校の生活について相談する人 ()
 ④ 友だちのことについて相談する人 ()
 ⑤ 家族のことについて相談する人 ()
 ⑥ 嫌なことがあったときに話を聞いてもらう人 ()

1. 父親	2. 母親	3. 兄弟姉妹	4. 祖父	5. その他の親戚
6. 学習支援教室の先生（スタッフ）	7. 学校の先生	8. 友だち（カレシ・カノジョ）		
9. 職場の人	10. オンラインゲームやtwitterなどネットで知り合った人			
11. 誰にも相談しない				

Q12 学習支援教室にかよなかで、あなたにどのような変化がありましたか。以下 のそれについて、あてはまるものを選んでください。

- | とても
あてはまる | あて
はまる | どちらとも
いえない | あて
はまらない | まったく
あてはまらない |
|---------------------------|-----------------------|---------------|-------------|-----------------|
| 1. 大人と気軽に話せるようになった | 1 —— 2 —— 3 —— 4 —— 5 | | | |
| 2. 「わからない」「教えて」と言えるようになった | 1 —— 2 —— 3 —— 4 —— 5 | | | |
| 3. 友だちに自分の意見を言えるようになった | 1 —— 2 —— 3 —— 4 —— 5 | | | |
| 4. 苦手なことから逃げなくなった | 1 —— 2 —— 3 —— 4 —— 5 | | | |
| 5. 勉強がわかるようになった | 1 —— 2 —— 3 —— 4 —— 5 | | | |
| 6. 授業をおもしろいと感じるようになった | 1 —— 2 —— 3 —— 4 —— 5 | | | |
| 7. 学校に行くのが嫌ではなくなった | 1 —— 2 —— 3 —— 4 —— 5 | | | |
| 8. 周りの人にほめられることが増えた | 1 —— 2 —— 3 —— 4 —— 5 | | | |
| 9. 周りから必要とされていると思うようになった | 1 —— 2 —— 3 —— 4 —— 5 | | | |
| 10. 他人にどう思われるかが気にならなくなつた | 1 —— 2 —— 3 —— 4 —— 5 | | | |
| 11. 自分を嫌いだと思うことが少なくなった | 1 —— 2 —— 3 —— 4 —— 5 | | | |
| 12. 自分の将来について希望を持てるようになった | 1 —— 2 —— 3 —— 4 —— 5 | | | |
| 13. 家族との会話が増えた | 1 —— 2 —— 3 —— 4 —— 5 | | | |
| 14. 部活動に積極的になった | 1 —— 2 —— 3 —— 4 —— 5 | | | |
| 15. クラスの活動に積極的になった | 1 —— 2 —— 3 —— 4 —— 5 | | | |
| 16. 学校の行事を楽しいと思うようになった | 1 —— 2 —— 3 —— 4 —— 5 | | | |
| 17. 以前より楽しいと思うことが増えた | 1 —— 2 —— 3 —— 4 —— 5 | | | |

Q13 学習支援教室にかようなかで、あなたにどのような変化がありましたか。
以下のそれについて、あてはまるものを選んでください。

	とても よくなつた	よく なつた	かわら ない	わるく なつた	とても わるくなつた
1. 学校の成績	1	2	3	4	5
2. 家で学習する習慣	1	2	3	4	5
3. 友だちとの仲の良さ	1	2	3	4	5
4. 親との仲の良さ	1	2	3	4	5
5. 大人に対する印象	1	2	3	4	5
6. 自分に対する自信	1	2	3	4	5
7. 将来の進学に対する見通し	1	2	3	4	5
8. 将来の職業に対する見通し	1	2	3	4	5

Q14 今後、学習支援教室のスタッフや教室全体で改善してほしいことがあれば
教えてください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。
本アンケートは【12月9日（金）】までに封筒に入れてしっかり封をしたうえで
教室の先生に渡してください。

この調査についてわからない点や、結果を知りたいなどの要望があれば、下記連絡先までお問い合わせください。

NPO法人さいたまユースサポートネット
〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町6-1-2小池ビル3階
電話：048-829-7561 FAX：048-829-7563
メール：saitamayouth.q2016@gmail.com
担当：青砥

IV 担 当 一 覧

- 青砥 恭** (NPO 法人さいたまユースサポートネット代表理事)
調査代表、ヒアリング調査監修、アンケート調査票作成
ヒアリング調査 (福岡県田川市、沖縄県、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市)
- 佐藤 博** (社会福祉法人雄勝福祉会人材育成次長)
ヒアリング調査監修、ヒアリング調査記録作成 (福島県、福島県会津若松市、京都府長岡市、大阪府箕面市、福岡県田川市、沖縄県、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市)、アンケート調査票作成
- 山本 宏樹** (東京電機大学助教)
アンケート調査分析監修、アンケート調査総括 (第4章)、アンケート調査票作成、
ヒアリング調査 (沖縄県宜野湾市)
- 土岐 玲奈** (千葉大学非常勤講師)
ヒアリング調査まとめ作成、ヒアリング調査記録作成 (埼玉県、東京都江戸川区、京都府京丹後市)、ヒアリング調査 (茨城県古河市、埼玉県さいたま市、埼玉県川口市)
- 小澤 浩明** (東洋大学教授)
ヒアリング調査記録作成 (北海道札幌市、東京都足立区)
- 濱沖 敏太郎** (一橋大学大学院博士後期課程)
団体調査分析主担当 (第2章)、団体調査データ構築、
アンケート調査票作成、ヒアリング調査記録作成 (茨城県古河市)
ヒアリング調査 (東京都江戸川区)
- 金子 由美子** (NPO 法人さいたまユースサポートネット理事)
ヒアリング調査 (埼玉県さいたま市)
- 林 明子** (大妻女子大学特任講師)
ヒアリング調査記録作成 (埼玉県さいたま市、埼玉県川口市)
ヒアリング調査 (東京都足立区)
- 藤間 公太** (国立社会保障・人口問題研究所研究員)
自治体調査分析 (第1章)
- 松村 智史** (首都大学東京大学院博士後期課程)
利用者調査分析主担当 (第3章)、利用者調査データ構築
- 南出 吉祥** (岐阜大学准教授)
ヒアリング調査記録作成 (滋賀県大津市、京都府京都市)
- 渡邊 綾** (一橋大学大学院修士課程)
自治体調査分析主担当 (第1章)、利用者調査分析 (第3章)、自治体調査データ構築、
ヒアリング調査 (埼玉県)
- 青砥 祥子** (NPO 法人さいたまユースサポートネット)
事務局

▼ NPO 法人 さいたまユースサポートネットとは





学習支援教室研修会の風景



たまり場風景

さいたまユースサポートネットは、2011年に「たまり場」というボランティアの居場所活動を始めて、今年で7年目に入ろうとしています。2012年からは、さいたま市からの委託を受け、「学習支援教室」を始めました。400名近くの生活保護世帯の中学生、高校生、ひとり親世帯の生徒が参加し、250名ほどの大学生ボランティアが支援しています。

2013年から働きたくとも、様々な理由でなかなか就労できない若者を対象とした「地域・若者サポートステーションさいたま」（埼玉労働局・さいたま市からの委託業務）と毎日行き場がない若者たちの生活と学びを支援する目的で作られた「さいたま市若者自立支援ルーム」（さいたま市の委託事業）が開設されました。



ある日のルームの様子



トリエンナーレの作品作成

ともに大宮駅西口の徒歩5分以内のところに位置し、ルームを利用する若者が働くために、サポステで就労訓練を受けるという関係ができ、数年から10数年の不登校や引きこもりを経験した若者が、2つの施設で仲間同士やボランティアの大人たちとの交流から生活を立て直し、学び直し、その後、サポステさいたまで就労の訓練を受け、仕事に就く若者たちも増えてきました。



たまり場クリスマス会



餅つき大会



畠の様子



とりわけルームでは、地域の桜木町の自治会の支えもあって、運動会、お祭り、ソフトボール大会、トリエンナーレなどへも参加し、地域住民との交流も進んでいます。ルームが開催する文化祭、花火大会、クリスマス会などのイベントにも多くの住民の方々が参加されるようになりました。

昨年からは、さいたま市見沼区に3500m²の農地を借り、地元の農家のご協力や指導を頂き、野菜作りを始めました。サツマイモ、落花生、大根などを収穫し、毎週行われるルームのランチカフェやまんま食堂などで、若者たちが新鮮な野菜を味わっています。

私達の活動はさいたま市を拠点としています。さいたま市を初め、地域の企業、多くの行政や議会の関係者の方々、地域の住民の方々に支えられた事業になっています。

平成 28 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業
子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と事業の効果検証に関する調査研究事業
報告書

特定非営利活動法人 さいたまユースサポートネット